

博士論文

中小企業の会計の信頼性向上と金融機関の融資姿勢の変化に関する研究

平成29年3月

松崎 堅太郎

愛知工業大学大学院

目次

第1章	序論	1
1.1	はじめに	1
1.2	先行研究	2
1.3	わが国における中小企業会計の概略	4
第2章	諸外国における中小企業の会計を取り巻く問題提起	14
2.1	ICAEW 研究報告書における問題提起	14
2.2	AICPA の中小企業版 FRF における問題提起	26
2.3	中小企業版 IFRS における問題提起	28
2.4	FEE ディスカッションペーパーにおける問題提起	31
第3章	中小企業における会計と金融の関係性	35
3.1	はじめに	35
3.2	中小企業会計制度と金融の関わり	35
3.2.1	我が国における中小企業会計と金融の関わりに関する変遷	35
3.3	中小企業と金融機関の間における情報の非対称性	42
3.4	わが国の金融機関における中小企業の財務諸表の取り扱い	47
3.4.1	中小企業の会計と実態財務諸表の関係性	47
3.5	わが国における中小企業の金融機関に対する決算書の信頼性向上の方向性	54
3.5.1	外部の会計専門家による決算書の保証の必要性	54
3.5.2	期中管理による中小企業の決算書の信頼性向上	57
3.5.3	中小企業における月次試算表作成の法的根拠と開示	63
3.6	中小企業における金融機関とのモニタリング体制の構築	65
3.6.1	金融機関における中小企業のモニタリングの視点	66
3.6.2	金融機関が求めるモニタリングの視点	68
3.7	結論	71
第4章	TKC の BAST データを題材とした中小企業会計の導入による効果の検証	74
4.1	はじめに	74
4.2	リサーチデザイン	74
4.3	中小企業会計の導入と BAST データとの相関関係	76
4.3.1	中小企業会計の導入と黒字化割合との相関関係 (仮説 の検証)	76
4.3.2	中小企業会計の導入と金融機関が重視する指標との相関関係 (仮説 の検証)	77
4.3.3	TKC 全国 20 地域会における目標達成割合と金融機関が重視する指標との相関関係 (仮説 の検証)	82
4.4	TKC 全国会 20 地域会に対するアンケート調査結果	83

4.5	結論	95
第5章	金融庁の「事業性評価」と中小企業会計の関わり	98
5.1	「事業性評価」導入の経緯	98
5.2	事業性評価融資モデルの具体的検討	111
5.2.1	広島銀行における事業性評価モデル（「事業の評価に基づく融資」）	113
5.2.2	富山信用金庫における事業性評価モデル（経営改善等に向けた支援）	117
5.3	事業性評価融資モデルの特徴	120
5.4	中小企業における事業性評価の将来的方向性	121
5.4.1	定性的情報開示の必要性	121
5.4.2	中小企業における定性的情報開示	122
5.5	結論	127
第6章	わが国の中小企業の財務諸表に対する信頼性確保の検討経緯	129
6.1	はじめに	129
6.2	わが国における中小企業会計制度と財務諸表の信用力向上への取り組み	130
6.3	米国等における中小企業の財務諸表に対する信頼性保証とわが国における課題	131
6.4	わが国における会計士制度導入に関する調査	134
6.5	わが国における中小企業に対する監査導入に関する検討	136
6.5.1	1985年当時の小規模会社の経理処理等の実態	137
6.5.2	1985年当時の小規模会社の内部統制の状況	139
6.5.3	1985年当時の小規模会社の期中管理の状況	140
6.5.4	1985年当時の英国・西独及び米国の状況	142
6.6	わが国の中小企業に対する財務諸表監査提供の実務的課題	143
6.6.1	中小企業が公認会計士監査を受け入れるニーズおよびコスト負担の許容性	143
6.6.2	「監査の質」を確保するための委託審査制度の厳格な運用	144
6.6.3	実査・立会・確認を中心とした実証性手続とリスク・アプローチの適用可能性	145
6.6.4	保証業務と非保証業務の同時提供問題	145
6.6.5	「特別目的の財務諸表に対する準拠性監査報告書」における監査報告書利用者の理解可能性	145
6.7	監査以外の関連業務に関する国際的期待	146
6.8	わが国における会計調査人制度の概要	151
6.9	会計参与制度	157
6.10	近時におけるわが国の（保証）関連業務に対する動き	158

6.1.1	税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面（書面添付制度）	160
6.1.1.1	書面添付制度の概要	160
6.1.1.2	書面添付制度導入の経緯	163
6.1.1.3	書面添付制度の現代的意義	166
6.1.2	結論	167
第 7 章	米国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与	173
7.1	はじめに	173
7.2	米国における保証業務と非保証業務の区分	173
7.3	米国における会計とレビューサービス基準書の構造	178
7.4	会計とレビューサービス基準書第 21 号（SSARS 21）の全容	180
7.5	SSARS21 における会計ソフトを利用した記帳との関わり	183
7.6	わが国におけるフィンテックサービスが中小企業の会計に及ぼす影響	186
7.6.1	わが国における会計ソフトの仕訳自動化に関する問題点	188
7.6.2	中小企業と金融機関の信頼関係を醸成するフィンテックサービスの必要性	190
7.7	結論	194
7.8	【付録】会計とレビューサービスの基準書第 21 号 セクション 70 - 財務諸表のプレパレーションの全容	196
第 8 章	IFAC（国際会計士連盟）ISRS4410 の概要とわが国への適用可能性	214
8.1	ISRS4410 における調整（コンピレーション）業務	214
8.2	ISRS4410 の中小企業及び中小会計事務所における現代的意義	219
8.2.1	ISRS4410 の詳細なガイダンス	223
8.2.2	ISRS4410 における独立性	226
8.2.3	調整（コンピレーション）における調整手続の例示	229
8.3	わが国における動向	231
8.4	結論	234
第 9 章	「経営者保証に関するガイドライン」にみる中小企業の財務諸表の保証	237
9.1	はじめに	237
9.1.1	金融庁の「経営者保証に関するガイドライン」における関わり	238
9.1.2	中小企業庁の「経営者保証に関するガイドライン」における関わり	240
9.2	「経営者保証に関するガイドライン」制定の背景と経緯	241
9.3	中小企業に対するガイドライン適用の具体的内容	245
9.4	経営者保証ガイドラインにみられる会計専門家の保証業務	249
9.4.1	東京都信用保証協会による「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート	252
9.4.2	日本公認会計士協会による「経営者保証に関するガイドライン」におけ	

「る法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」	258
9.5 ガイドライン適用が中小企業金融に与える意義と課題	263
9.5.1 ガイドラインの活用実績	263
9.5.2 入口対応におけるガイドラインの活用事例	266
9.5.3 近時の民法改正の動向	269
9.6 ガイドラインとわが国における中小企業の財務諸表に対する保証の種類	272
9.7 結論	274
第10章 終章 わが国における中小企業の財務諸表の信頼性付与の方向性	279
10.1 はじめに	279
10.2 わが国における上場企業と中小企業の財務情報の活用の違い	279
10.3 ISRS と SSARS を参考としたわが国の保証のあり方の検討	281
10.4 結論	283
第11章 まとめ	287
謝辞	290
本研究に関する研究論文，学会発表	291

第1章 序論

1.1 はじめに

中小企業の資金調達は、直接金融中心の上場企業と異なり、ほぼ全てが金融機関による間接金融で賄われている。わが国では、従来から、金融機関は中小企業に対して担保・保証に依存した融資を実施しているが、担保価値の下落や公的な保証制度の持続可能性に疑義が呈され、また昨今では民法改正による第三者保証の禁止が予定されるなど、担保・保証主義による中小企業の融資制度は限界を迎えつつある。一方、中小企業融資実行における大きな阻害要因のひとつとして、中小企業の決算書の信頼性が掲げられているものの、財務諸表の信頼性を担保するためには、中小企業向けの適正な会計基準と、中小企業の身の丈に合った、第三者による保証業務が両輪で機能しなければならない。

まず、中小企業向けの適正な会計基準については、中小企業庁の主導により、2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小指針という)が、2012年2月には「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、会計要領という)が策定され、中小企業向け会計基準が制定された。中小企業向けの国際会計基準であるIFRS for SMEs(以下、中小企業版IFRS)の公表が2009年7月であること、また米国における中小企業向けの会計基準であるFRF for SMEs(以下、中小企業版FRF)の公表が2013年9月であり、わが国における中小企業向け会計基準は世界に先んじて公表され、運用されている。

一方、中小企業の身の丈に合った、第三者による保証業務については、わが国の中小企業の決算書の信頼性確保の手段には、会社法が規定する会計参与制度、税理士法が規定する書面添付制度等があるものの、IFAC(国際会計士連盟)や、AICPA(米国公認会計士協会)が基準化している(保証)関連業務である、調整(コンピレーション)等に関する基準は未だ存在していない。

また、このような制度的枠組みの中で、中小企業の財務諸表の信頼性が向上したとしても、金融機関の融資姿勢が顕著に変化するかどうかは、別のロジックによる検討が必要であろう。なぜなら、財政基盤が脆弱な中小企業に対し、金融機関が融資を行なうためには、返済原資、すなわち決算の黒字化が必須であると考えられるからである。わが国においては、法人の7割が赤字という現状の中、金融機関にとって、融資先の黒字化は切実な課題となっているといえる。そこで、「決算書の信頼性および活用を金融機関に対し、意欲的に取り組んでいるな中小企業は黒字化比率が高い。」との仮説を立て、わが国最大の職業会計人団体である、TKC全国会が作成・公表している中小企業の財務指標(BAST)を対象に、統計的手法を用いて実証分析を行なった。会計を重視している中小企業は、黒字化率が高く、金融機関は安心して融資を実行できることができ、決算書担保主義が来るべき中小企業金融の在り方であろう。

1.2 先行研究

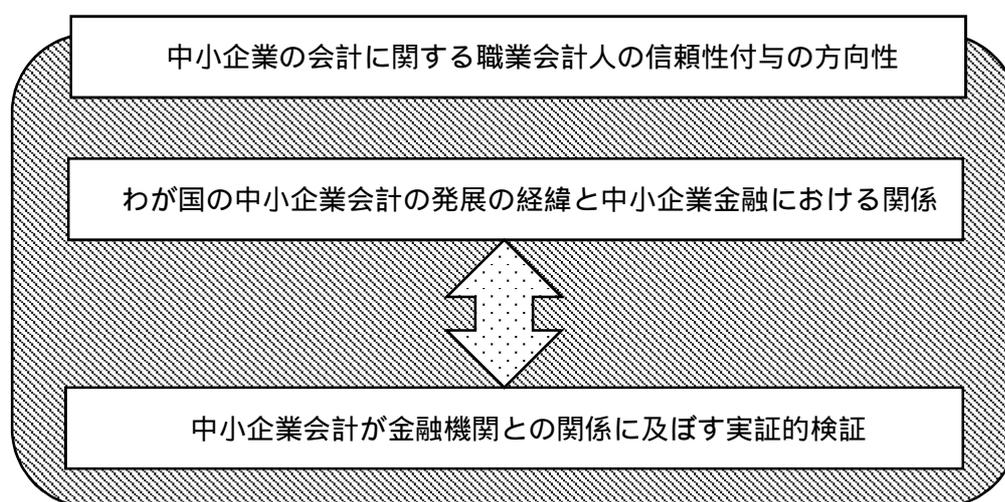
わが国において、中小企業と金融機関、ならびに職業会計人（税理士・公認会計士）の保証に関する研究が盛んに開始されたのは、1990年代に入ってからである。中小企業の会計に関する信頼性保証については、各国の制度を比較検討し、中小会社のコーポレート・ガバナンスの問題や監査の問題を、中小会社の持つ固有の特性と関連をふまえて明らかにしたものとして、武田（2000）があり、中小企業金融の健全化に対して「中小企業金融における会計の役割」および「中小企業金融における税理士の職責」の2点から解説を行ったものとして、大武（2012）がある。

また、保証および関連業務に関する先行研究としては、監査以外の保証業務の拡大における論点を、米国の SSARS や SSAE などをもとに、わが国における保証のあり方を証拠論の視点から指摘し、問題点を提起したものとして、岸（1999）があり、また、内藤（1998）は、AICPA が 1997 年に公表したエリオット委員会報告を題材とし、同委員会は、保証という付加価値を与える独自の業務サービスを新たに提供する可能性を戦略的に考察しているところにその特徴があるとして、保証という付加価値を提供することが経済社会的に求められ、また同時に、それに応じることができなければ、会計・監査専門職の発展は望まれない、と結論づけている。松本（2016）は、近時における国際的な動向と米国の事例をふまえ、今後、わが国において多様な監査・証明業務をどのように展開することができるかに関し、わが国では任意で提供される監査業務・検証業務・レビュー業務・合意された手続業務、さらには、調整業務といった会計士の専門業務を比較優位に提供させるための社会的に対抗力のある行為規範が体系的に整理されておらず、監査・証明対象に、どの業務を対応させるかの指針となるべき、体系化された監査・証明業務に関する指針、さらに進んで会計業務やコンサルティング業務に対しても、自主規制団体としての指針策定が必要になる、としている。

さらに、わが国における中小企業会計の導入に関する実証研究として、櫛部（2015）は、兵庫県姫路市の税理士 4 名に対しインタビュー調査を実施し、その結果、会計参与制度が導入されることは難しく、中小指針の普及状況が思わしくないこと、会計要領適用企業に対する信用保証協会の割引制度が導入されているため、中小会計要領のみの適用がなされている現状、中小会計要領を適用した財務諸表による経営者の資質判断などの定性要因判断と定量要因判断の両建てによる融資判断を行なうことが、今後も中小企業に対し適正な融資が行なわれる原動力となると考えられるとしている。また、税理士に対する中小企業会計（中小指針および会計要領）の選択適用に関する意見と意識を調査したものとして、菅原・姫（2016）があり、税理士の意識として、多くは中小指針と会計要領の併存は可能であると考え、2つの会計基準の利点の比較調査として、会計要領は税法との親和性が意識されており、中小指針には海外資金調達や国際取引に対して利点がないとしている。また、金子（2016）は、東北税理士会所属の税理士に対し、中小企業における会計の役割、中小企業会計制度に内在するメリットやデメリットを明らかにし、会計要領は、中小指針と比較し利用割合が高く、一定の普及がなされたものと思われるものの、利用状況については、利用する会計ソフトに

より区分して分析したところ，利用の程度に差異（TKC の会計ソフト利用者が普及を牽引しているが，それ以外の会計ソフト利用者についてはTKC の会計ソフト利用者程は普及していないこと）が確認され，今後の普及を考えるのであれば，普及の進んでいないところにも利用を促す必要があるとされ，中小会計要領については，メリットとして融資関係の指摘が多いが，実態把握等の会計本来の機能の指摘もあり，一方ではデメリットとして，銀行等の責任回避の指摘があり，融資する銀行等の金融機関の側における中小会計要領の利用方法にも課題が存在する可能性があるとしている。

以上のような先行研究をふまえ，本研究では，わが国の中小企業会計の発展の経緯と中小企業金融における関係，中小企業の会計に関する職業会計人の信頼性付与の方向性，中小企業会計が金融機関との関係に及ぼす実証的検証の 3 つの視点から，それぞれに関する研究を行った。



[図 1-1:本研究における 3 つの視点の相関関係]

[図 1-1]は，本研究における 3 つの視点の相関関係を明らかにしたものであるが，において，中小企業の会計と金融における関係性を理論的に明らかにしたうえで，において中小企業の会計が金融機関との関係をどのように変えるのか，実証的観点から検証を行ない，そのうえで，として，中小企業の会計と金融機関をつなぐ外部の職業会計人が，財務情報を中心とした中小企業の会計に関し，およびの領域を，いかなる方法を用いて包含し，信頼性を付与できるかという視点である。したがって，本研究においては，各章において，中小企業の会計に関する職業会計人の信頼性付与の方向性とは，いかなる方向によるべきであるか，という視点で一貫しており，わが国において，中小企業の財務諸表に対して，将来的に職業会計人がどのような信頼性付与を行ない，中小企業と金融機関の関係性をいかに良好にしていくべきか，という点を明らかにしたものである。

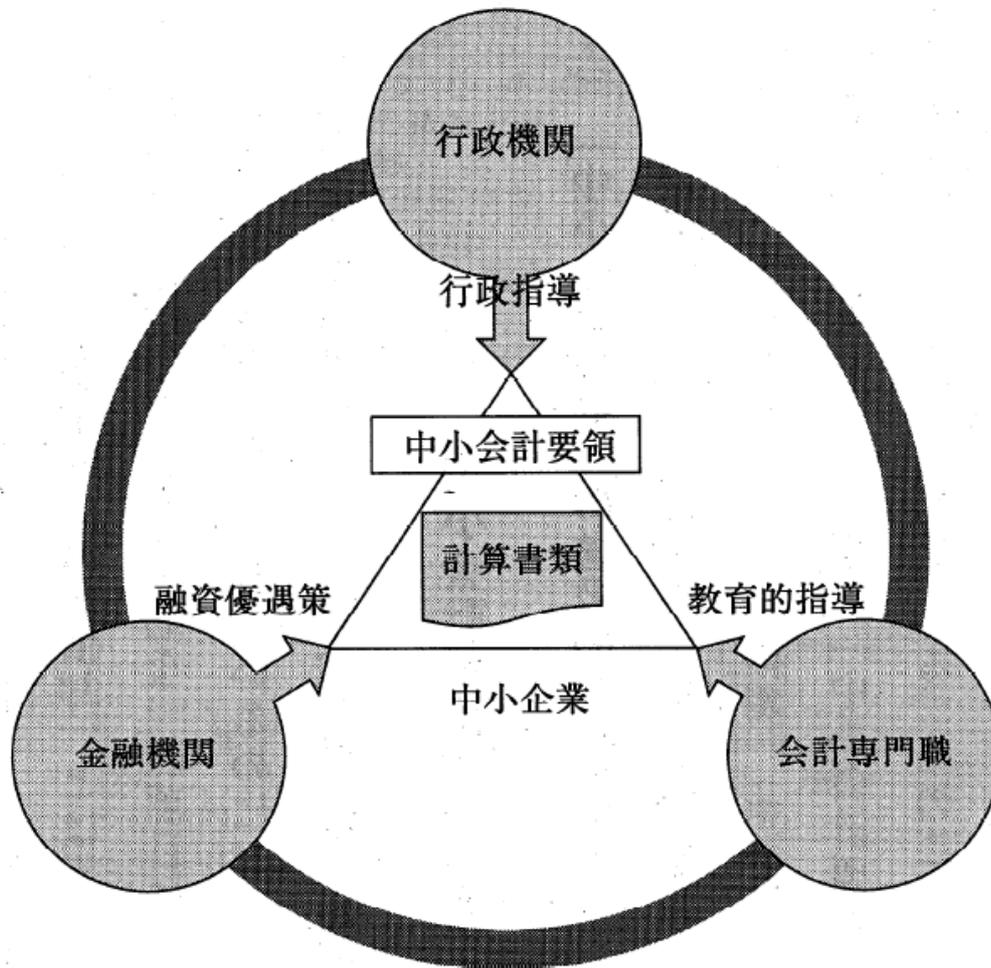
1.3 わが国における中小企業会計の概略

わが国の中小企業に関する会計基準は「中小企業の会計に関する指針（平成17年8月1日 最終改正 平成26年2月3日）」（以下、中小指針という）および「中小企業の会計に関する基本要領（平成24年2月1日）」（以下、会計要領という）とがある。

わが国における財務諸表監査はこれまで、上場企業、金商法開示企業、および会社法に定める大会社を中心に行われているものの、すべてを合計しても、会社数は約1万6千社に過ぎず、全法人数約260万社のうち、1%にも満たない数である。

本研究では、中小指針および会計要領を、わが国における中小企業の会計基準としている。中小指針および会計要領は、わが国における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準ではないが、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として位置づけられているものである。

河崎（2012a）は、会計要領の普及には、「中小企業関係者が総力で取り組む必要がある」とし、中小企業関係者とは、具体的には「行政機関」（中小企業庁・金融庁）、経済界（中小企業団体、金融機関）、「会計専門職」（税理士・公認会計士）とし、[図1-2]のように、「一丸となった協力体制を構築する必要がある」としている。



[図：1-2 「中小会計要領」普及の取り組み]
 (河崎2012, 606)

このような趣旨から，国は，「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」(平成十七年五月二日総務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省告示第二号)における改正(平成24年8月30日 総務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省告示第一号)において，中小指針および会計要領を，「計算書類の信頼性確保」，「資金調達力の向上」，「中小企業の財務経営力の強化」することが，経営革新の促進のために必要であり，また，認定経営革新等支援機関に活用を推奨するものとしている。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針
 (平成十七年五月二日総務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省告示第二号)
 改正 平成二四年八月三〇日総務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交

通省告示第一号

同二八年七月一日同告示第一号

第2 経営革新

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持
その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第5 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

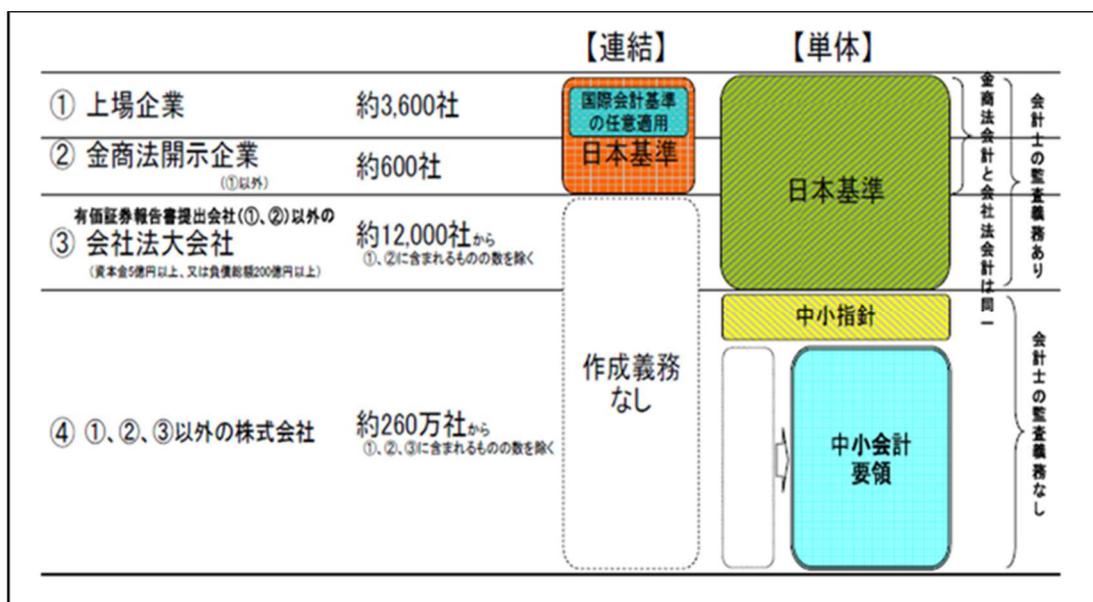
3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

二 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

ホ 認定経営革新等支援機関は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

(下線は筆者)

このように、告示という形で、政府が広く一般に利用を促進するという後ろ盾も得た上で、推奨が行われているのが、わが国の中小企業会計の現状ではあるが、[図1-3]が示す、わが国の約260万社にも及ぶ中小企業において、必ずしも普及しているとはいえないのが実情である。



[図1-3：我が国企業のカテゴリー]

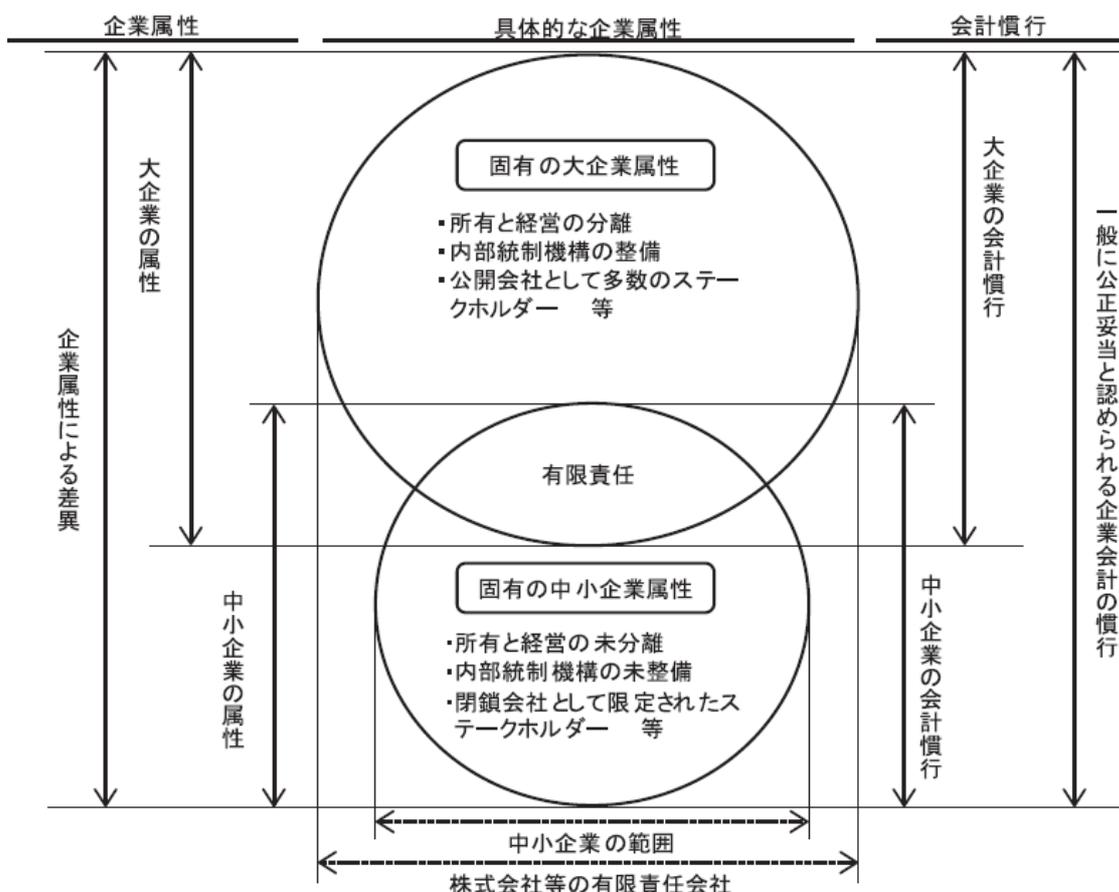
(企業会計審議会・企画調整部会.2012, 合同会議資料1-2)

伝統的に、わが国の会計制度を論じる場合、[図1-3]における、上場企業(約3,600社)、金商法開示企業(約600社)、会社法大会社(約12,000社)を中心に行われてきた。これは、換言すれば、会計士の監査義務がある企業であり、これ以外に監査義務のない、④、④以外の株式会社が約260万社存在している。①～③の企業を合計しても、約16,200社に過ぎず、これは、株式会社全体の数からすれば、わずか0.62%の割合にしかならない。もちろん、上場企業においては、その経済規模や雇用人数からして、経済的に及ぼす影響は大きいものの、会計の適用単位である1企業という数で考えた場合、①～③の企業数は1%にも満たない数であり、わが国における大多数の企業は、会計士の監査義務はなく、また、よるべき会計基準は中小指針ならびに会計要領といった、中小企業の会計ルールとなっている。

大企業の会計と中小企業の会計は、(河崎.2012)によれば、その属性は少なくとも次の3点で異なっているとされている。

- (1) 大企業では、「所有と経営」の分離がみられるのに対し、中小企業では、それが未分離(所有主=経営者)である。
- (2) 大企業では、内部統制機構が整備されているのに対し、中小企業では、それが未整備である。
- (3) 大企業では、ステークホルダーの範囲が広いのに対し、中小企業では、その範囲が債権者(金融機関)や取引先に限定されている。

そして、「このような企業属性の相違は、結果的に、大企業と中小企業の「会計慣行」の相違をもたらすことになる。「会計慣行」が異なれば、「会計基準」も異なるとみるのが必然的な帰結である。そのため、中小企業の属性に見合った会計基準を制度化する方が、大企業と同一の会計基準を適用するよりも、財務諸表の社会的信頼性を高めることになるとする認識が、中小企業会計の理論的前提となっている。」(河崎 2012, 71) とし、わが国の中小企業における理論的構造を明らかにしている。



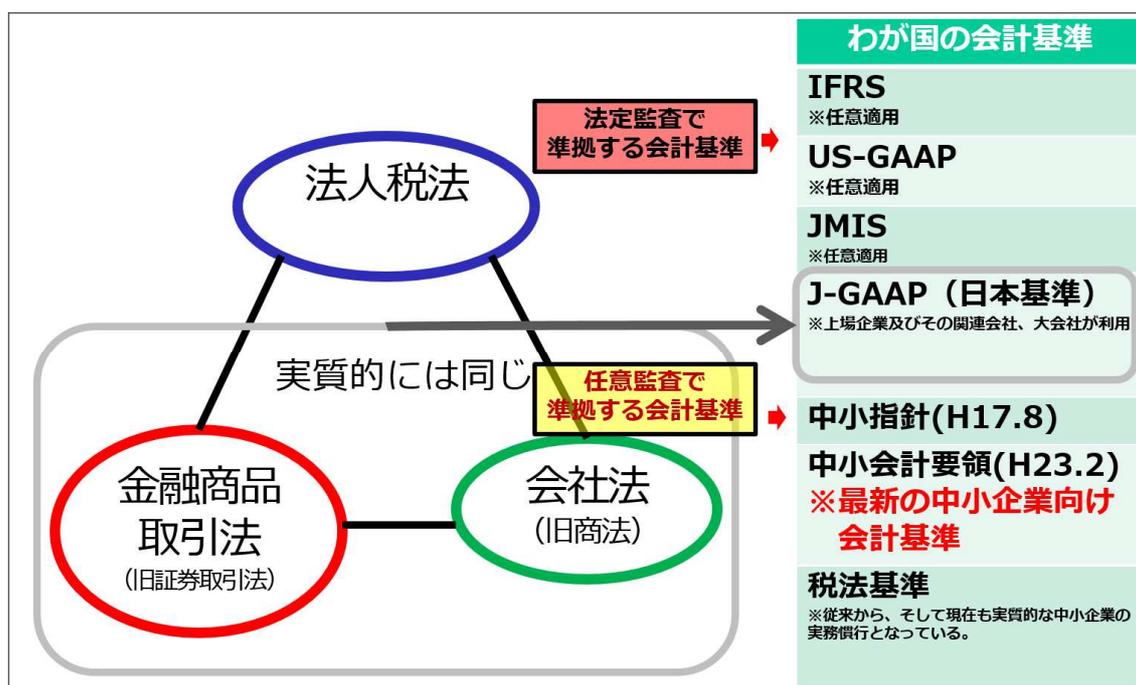
[図 1-4 : 中小企業会計の理論的構造]

(河崎 2011, 28)

IFRS と中小企業の会計との関係については、中小企業の会計は、大企業の会計、とりわけ上場企業に適用される大企業用の会計基準と異なり、各国の文化・政治的背景により様々な対応がなされている。国際的な会計基準である IFRS においても、中小企業向けの会計基準である、中小企業版 IFRS (IFRS for SMEs) が存在するものの、わが国において中小企業版 IFRS は採用されていない。IASB 元議長の Tweedie 氏は、「問題は連結財務諸表にあるわけではないと思います。ヨーロッパでは連結財務諸表に限って IFRS を使用していますが、連結財務諸表に使用することは問題にはなっていません。個別財務諸表上で税金の問題

に対処することはそれぞれの国に任されています。個別財務諸表に関しては、それぞれの国が好む会計システム（日本基準を含む）を引き続き使用することができます。」（Tweedie, 山崎, 関根, 木下. 2012）と述べており、中小企業の個別財務諸表については、各国独自に基準を設定することが大前提であり、実際に、わが国独自の中小企業向け会計基準として、中小指針及び会計要領が制定されているところである。

さらに、わが国における会計制度を「法人税法」「金融商品取引法」「会社法」という3つの観点、いわゆる「トライアングル体制」からとらえたものが、[図 1-5]である。



[図 1-5 「トライアングル体制」の意義とわが国の会計基準の体制]

[図 1-5]においては、[図 1-3]では示されていない、「税法基準」という会計基準を示している。これは、いわゆる法人税法によって作成されている中小企業の財務諸表のことであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として明示されているものではないが、わが国において中小企業の会計ルールが定められる以前から、そして現在においても、実務的には、中小企業における実質的なデファクトスタンダードとなっていると思われる。

本研究においては、このような実務的な実情をふまえたうえで、わが国における中小企業の会計ルールである、中小指針および会計要領にフォーカスし、研究を実施した。中小企業の会計は、中小指針の公表が平成 17 年、会計要領は平成 23 年であり、わが国における導入実績は約 10 年を超えたばかりというところである。このような観点からすれば、研究対象としては、比較的新たな会計分野における研究という位置づけを得ることができ

るであろう。

また、国際会計基準（IFRS）及びIFRSの影響を受けたわが国の大企業向け会計基準（J-GAAP）と異なり、中小企業の会計は、各国および時代により、その内容が異なっていることから、国際的あるいは歴史的比較を通じた実証研究が必要とされている分野でもある。実際に、わが国における中小企業の会計ルールである、中小指針と会計要領についても、その根本的な基準作成のアプローチの違い（中小指針は、大企業向けの会計基準を簡素化した、トップダウン・アプローチ、かつ基準はひとつであるという、シングル・スタンダードを採用し、会計要領は、現存する中小企業の実務から普遍的な内容を基準化した、ボトムアップ・アプローチを採用し、大企業と中小企業という「場」の属性に合わせた、ダブル・スタンダードを採用している）から、2つの基準には、主として、[表 1-1]に示すような違いが存在している。

[表 1-1 中小会計要領，企業会計基準及び中小会計指針との違い]

	中小会計要領	中小会計指針	企業会計基準
想定対象	中小会計指針と同じ。(中小企業) 中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業	右記以外(中小企業) とりわけ会計参与設置会社	金商法の適用対象会社 会社法上の大会社
国際会計基準との関係	安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けないものとしている	これまで国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改訂を勧告している	これまで国際会計基準とのコンバージェンスを実施している
各論の項目数等	項目数:基本的な14項目(税効果会計、組織再編の会計等は盛り込んでいない) 内容:本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載	項目数:18項目(税効果会計、組織再編の会計等も規定) 内容:中小会計要領よりも詳細に記載	企業取引の会計処理全般を網羅的に規定
税務上の処理の取扱い	実務における会計慣行を踏まえて規定	以下の場合に適用できる ・会計基準がなく税務上の処理が実態を適正に表している場合 ・あるべき会計処理と重要な差異がない場合	副次的に考慮するものとされている
<例1> 有価証券の期末評価	原則として、取得原価	原則として、市場価格のある株式は時価評価 市場価格のある株式を保有していても多額でない等の場合については、取得原価を容認	市場価格のある株式は時価評価
<例2> 棚卸資産の評価方法	最終仕入原価法を容認	期間損益の計算上著しい弊害がない等の場合については、最終仕入原価法を容認	重要性のないものを除き、最終仕入原価法は不可

(中小企業庁.2014, 9)

このように、わが国の中においても、中小企業の会計ルールについては、制定における根本的思想、また、その時代背景によって、基準の内容そのものが異なったものとなっている。中小指針については、制定当時から、「その組立の基本思考において誤りがあるた

め、真に中小会社に適合した基準となっていない。新会社法の精神に則り、真に中小会社に適合した基準として組み立て直さなければならない」(武田 2006, 247)と、根本的な基本思考の誤りがあるとの指摘があり、事実、その後中小指針の普及が中小企業において進まなかったことから、新たに中小企業にふさわしい会計ルールとして、会計要領が制定され、政府一丸となった普及策が講じられているところである。そこで、本研究においては、このようなわが国における中小企業の会計ルールの制度的変遷の趣旨をふまえ、特に断りのない限り、最新の中小企業の会計ルールである、会計要領を念頭において研究を進めることとした。

また、諸外国、および歴史的な比較という観点においては、会計要領における基本的な考え方を類型化し、そこで述べられている観点に基づき、比較することとした。具体的には、会計要領は、「 . 総論, 1. 目的(2)において、以下の様に会計要領の基本的な考え方を示している。

・ 総論

1. 目的

(1) 「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「本要領」という。)は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。

(2) 本要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」1(以下「中小指針」という。)と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。

・ 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計

・ 中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計

・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計

・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計
(出所：中小企業の会計に関する基本要領、下線は筆者)

すなわち、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計、中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計、中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計という3点、経営者目的、利害関係者(とりわけ金融機関)、税制との調和という、わが国の会計要領の特質3点である。

このような観点から、次章以降において、諸外国の中小企業の会計ルール制定の背景にある問題点との比較を通じ、わが国の中小企業会計の特質を明らかにしていきたい。

[参考文献]

Sir David Tweedie, 山崎彰三, 関根愛子, 木下俊男: Sir David Tweedie 前 IASB 議長に聞く ~ 日本の IFRS アドプション決定への期待と IASB 議長を退任して ~ , 会計・監査ジャーナル 2012 年 10 月号, 9 - 19, 2012.

大武健一郎: 中小企業金融と税理士の役割, 中央経済社, 2012.

金子友裕: 中小企業会計の実態と課題 税理士アンケートに基づいて , 中小企業会計研究 第 2 号, 26-34, 2016.

河崎照行: 「中小企業の会計」の制度的定着化, 会計第 182 巻 第 5 号, 599-611, 2012a.

企業会計審議会・企画調整部会, 合同会議資料 1 - 2, 2012.

岸牧人: 会計士保証業務の証拠論的考察, 大分大学経済論集, 大分大学経済学会, 226-237, 1999.

櫛部幸子: 我が国における「中小会計要領」の有用性と今後の適用可能性, 中小企業会計研究創刊号, 16-27, 2015.

菅原智・姫艶彦: 日本の中小企業会計の選択適用に関する税理士の意識調査, 会計第 190 巻 第 2 号, 222-236, 2016.

武田隆二: 中小会社の計算公開と監査 - 各国制度と実践手法, 清文社, 2000.

中小企業庁: 中小会計要領に取り組む事例 65 選, 2014.

内藤文雄: 公認会計士の監査・保証業務の拡張に関する調査研究の動向, JICPA ジャーナル, 1998 年 10 月号, 43-49, 1998.

松本祥尚: 監査・証明対象の多様化に伴う保証水準の多層性, 会計・監査ジャーナル, 2016 年 9 月号, 94-102, 2016.

第2章 諸外国における中小企業の会計を取り巻く問題提起

2.1 ICAEW 研究報告書における問題提起

中小企業会計とその周辺を取り巻く諸問題は様々なものがあるが、英国イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（以下、ICAEW という。）は、2015 年に研究報告『中小企業の会計制度：証拠に基づいた政策立案』（SME accounting requirements: basing policy on evidence）（ICAEW2015a.）を発表し、英国における今後の中小企業の会計制度に関し、証拠（各国の研究論文）に基づいた、今後の政策立案に資するための報告書を発表している。この内容を概観することは、今後のわが国における中小企業の会計制度を取り巻く諸問題を解決するにあたり、大いに参考となるものである。以下に、ICAEW のホームページに掲載されている、本報告書の要約を記す。

中小企業の会計制度：証拠に基づいた政策立案

本報告書は、初めての新たな政策立案書であり、リーダーシップとイニシアチブを通じて市場をより良くするための、財務報告分野の情報の一部をなすものである。

中小企業の会計の要求：要旨

1. 問題

どのようにして、すべての中小企業の財務報告は規則化されるのだろうか？この短い報告書は、なぜ中小企業は他のビジネスと異なる領域を要求されるのか、そして何をリサーチすればこういった問いかけに応えられるのか、中小企業の財務報告の規則化に関するコストとベネフィットに着目している。私たちは、基本となる、そして継続的な研究プログラムとして必要な政策を発展させるのに、不十分な日数しか得られない中で結論を出した。

2. コストとベネフィット

全ての種類の事業体に、単一の財務報告はふさわしくないという点で、多くの合意を得た。また、時に暗示的にのみではあるが、一般原則による統治に関し、どの様に要求が課され、コスト・ベネフィットテストのあるべき姿から、異なったクラスの事業体をどの様に区別すべきかという点に関しても、多くの合意を得た。

分析のためのフレームワークを開発するには、私たちはいくつかの質問に関して答える必要がある。

- ・誰のコストとベネフィットを考慮に入れなければならないのか？
- ・コストとベネフィットには何が関係しているのか？
- ・たとえば、事務所の大きさの違い、あるいはオーナーシップの異なった形態といった、事業体のクラスの違いの区別が、どの様な原則に関連づけられるのか？これについては第3節で論じる。

3．区別の根拠

財務報告の設定における企業間の区別のための主要な根拠は、サイズ、オーナーシップ、責任であった。

4．なぜ中小企業は異なるのか

完全規制とするのか、自由放任主義とするのか、あるいはその中間の取りうる限りの形とするのか、という先験的な背景から、中小企業の財務報告の規制上の複雑な議論がある。さらに問題が複雑なのは、正しい回答というのは、他の機関、市場、技術のレベルと教育、そして財務報告の情報を何が代替するのかといった違いがあり、国から国、その時代に依拠するということが、ほぼ確実だということである。これは、際立って実証的な研究が必要とされているトピックである。

5．中小企業版 IFRS

中小企業版 IFRS：中小企業版国際会計基準が2009年にIASBにより発行された。基準を対応させる領域は、異なった方法で方法で行われてきたが、中小企業に対して、アダプションされる、あるいは、多くの国において、プライベート・カンパニーを含む会計規制の基礎として、時に修正を加えてアダプションされている。

6．研究

いくつか中小企業に特化しているものはあるが、多くは、より大きなプライベート・カンパニーにまで対象を広げているものの、興味深い、あるいは有用な研究の証拠を示す良いものがある。研究成果は監査が及ぼす効用も含むものである。我々は、このような証拠

を総括し、報告書の付録とした。こういった研究に価値はあるものの、中小企業の財務諸表の規制、あるいは規制緩和に関する効果は、著しく小さなものであった。

7. 結論と今後の課題

中小企業の財務報告の規制に関する公共政策の議論に関する情報は不十分である。現在の状況では、競合している主張による、様々な知識を得ることはすべて可能であるが、独立した本質的な証拠が必要である。したがって、それぞれの場合に応じて、同等の妥当性の元に、主張がなされなければならないであろう：

- ・中小企業の財務報告の規制緩和は、中小企業の社会一般における金融へのアクセス、税務システム、そして財務の誠実性に関する経営判断に有害な影響を及ぼす。あるいは、
- ・中小企業の財務報告の規制緩和は、何らの悪影響を及ぼすことなく全体的に規制緩和することができる。あるいは、
- ・それぞれの領域において、特定の要件に合わせた中小企業のための財務報告の規制が開発されている。

私たちは、中小企業の財務報告の規制、あるいは規制緩和の効果に関する継続的な研究が必要だと信じている。幅広い目的としては、異なった法規制と、規則の変更の結果の経験としてのコストとベネフィットの計測を通じて、コストとベネフィットを比較することになるであろう。

出典：ICAEW ホームページ（<http://www.icaew.com/en/technical/financial-reporting/information-for-better-markets/sme-accounting-requirements-basing-policy-on-evidence>）(ICAEW2015b. 下線は筆者)

まず、ICAEW は、「1. 問題」の中で、まず「本報告書では、なぜ中小企業が他のビジネスの体制と異なる要求をされ得るのか、そしてどのような研究がこのような疑問に答えてくれるのかに関して、中小企業の財務報告に関する規制に関するコストとベネフィットを明らかにしている。」としている。「中小企業の財務報告の規制は、各国のそれぞれの時代において、様々に異なっている。」とし、「時には、それは限られた企業であり、かつての英国の様に、実質的に同じ要件に該当する限られた企業であり、現在の米国の様に何らの規制がない場合もある。」とし、中小企業の財務情報の規制に関する国ごとの違いに関し、典型例として、英国と米国の事例を掲げている。そして、「政策立案のための証拠が欠如しているために、法域毎になぜこの問題に対する対応が様々に異なっているのかについて部分的にしか説明できていない。特定の政策を追求するための健全な理由がないために、法域毎に中小企業会計制度は裁量的な選択に委ねられ、かなり異なっているのである。」とし、中小企

業の会計制度が統一的ではないという事実を指摘し、これがもたらす問題点として、「財務報告の制度は一国の制度基盤の一部をなすものである。その制度基盤は、その国のその他の制度、市場、技術および教育の水準、財務報告情報に対する代替案の利用可能性などの文脈に影響を及ぼし、またそれらから影響を受ける。財務報告実務はそれを取り囲む市場や制度に対応するものであり、それらの市場や制度は財務報告実務に対応したものとなる。」としている。さらに、具体的な例示としては、財務報告情報が、中小企業の資金調達において重要な役割を果たしていることを指摘している。すなわち、「財務報告情報は、中小企業に対する資金調達を促進する重要な役割を演じている。しかし、財務報告情報がない場合には、あるいは、その情報の質が低い場合には、資金の貸し手と借り手は資金調達の方法を探し出さなければならない。彼らは、双方にとって意味のある情報をやり取りする関係を築かなければならない。もしくは、借り手は情報の欠如を埋めるような安全策を求めるであろう。または、通常よりも高い金利を課すかもしれない。また、貸付期間をより短期にするかもしれない。さらには、通常よりも厳格なモニタリングを行うであろう」(ICAEW2015. , 1 下線は筆者)と具体的なデメリットを指摘している。つまり、中小企業の会計制度の多様性という事実は、中小企業にとって、資金調達という面でデメリットを及ぼし、財務報告情報が足りない、あるいは質が低い場合において、資金の貸し手である金融機関がリスク回避のために、様々な手段を講じなければならない点が問題であるとしているのである。

次に、「2. コストとベネフィット」では、「各国における中小企業に対する会計監査制度の設計は、その国に固有の社会的、経済的、文化的、政治的な諸要因を考慮した政策決定の上で行われている。かかる政策決定の背後には、各国の制度の基礎にある目的に依存している。例えば、ある国では、債権者保護が重視され、他の国では株主への情報提供であり、さらに別の国では税務が重視されている。」とした上で、コスト・ベネフィット分析を「誰のコストとベネフィットを考慮に入れなければならないのか？ コストとベネフィットには何が関係しているのか？ たとえば、事務所の大きさの違い、あるいはオーナーシップの異なった形態といった、事業体のクラスの違いの区別が、どのような原則に関連づけられるのか？」という、一定条件の下で行うことを提言している。また、「財務報告制度を中小企業に課すときのコストとベネフィットは何かについて単純に質問するとき、我々の焦点は極めて狭いものとなる。財務報告だけでなく、どのような種類の制度であっても自社の利益のためだけにその制度が課されることはほとんどない。その制度は通常は他者の利益のために課されるものである。」とし、「中小企業会計制度に関心のある人々は、便宜上、次の6つのグループに分けられる。」(ICAEW2015. , 3)としている。

当該制度の適用対象となる企業

企業の所有者

当該企業と取引関係にある者：資金提供者、顧客、仕入先、従業員

企業活動を通じて何らかの影響を受ける者：競争相手

政府機関（統計局，税務当局，政策当局，それらは企業の財務情報を必要としている）
社会全体，彼らは経済成長や経済発展を促進するために中小企業の規制に関心を有している。

（ICAEW2015.，3 下線は筆者）

及び は経営者及びオーナー，には金融機関が含まれ，には税務当局が含まれており，この点はわが国の中小企業に関する利害関係者と同様であると言えるであろう。

また，具体的なコストとベネフィットについては，以下の様に指摘している。

[規制に関連するコスト]

財務報告情報を作成し伝達する直接的コスト。それには監査費用も含まれる。

情報を利用するコスト。情報はそれを処理するための時間とスキルが必要とされる。異なるタイプの情報やその情報量または情報を提供する方法はそのコストに影響を及ぼす。

財務報告によって情報が提供されていない場合に，民間の情報源を含めたその他情報源から情報を入手する利用者のコスト。

情報開示により企業が受けるコスト。競争相手が情報を受け取るコスト，第3者と契約交渉するとき企業の立場を悪くするコスト，プライバシーが欠如するコスト。それらの項目は，所有者の利益と企業の利益がほぼ同等である場合に中小企業の財務報告にとって特に関連性を有する。

[規制に関連するベネフィット]

より良い情報は企業内により大きな効率性とより良い意思決定を導く。事業を適切に運営する人はだれでも，また，中小企業であっても，会計情報を必要とする。財務報告制度は，経営管理目的のためのより良い会計を確実なものとする。しかしながら，これらのベネフィットは情報を公開しなくても得られるものである。それは株主に制限される。

様々な利害関係者の利益の保護。例えば，経営者によって食べ物にされる所有者，大株主によって食べ物にされる小株主の保護がある。他の条件を一定とすれば，利害関係者の利益の保護により，企業とその取引先との間の信頼関係をより強固なものとする。そして，その結果として取引が増加し，より低いコストで取引が行われるようになる。例えば，資金調達が以前よりも容易になり，資本コストも低下する。

情報が改善されれば，企業外部の人々の意思決定も良くなる。それには投資家や政府も含まれる。

税務当局によるより正確な税額査定が行えるようになる。

より一般化した形でいえば，広範囲で信頼できる情報開示のある社会は，透明性が高

まり、会計不正や他の形態の不実行為が減少する可能性がある。

(ICAEW2015, 4 下線は筆者)

この中で着目すべきは、規制強化によるコストとして、監査費用が掲げられている点である。わが国では中小企業に会計監査が強制されていないが、仮に監査を強制するという規制を設けるとすれば、ICAEW の指摘と同様に、コスト負担の増加として認識されるであろう。また、一方、ベネフィットとしては、経営者の経営管理目的のためのより良い会計を確実にする、資金調達を容易にする、税務当局によるより正確な税額査定が行える、といった点は、わが国との共通点を見出せるところである。さらに、このコストとベネフィットについては、以下の4点から規制のあり方の検討をすべきであると指摘している。

どのような種類の規制が必要なのか？

中小企業に対して、財務諸表の作成をそもそも要求すべきなのか？

もしそうならば、財務諸表の作成を求める場合、財務諸表に記載すべき情報は何か？

その財務諸表には監査を義務づけるべきなのか？

その財務諸表は公開すべきなのか？

(ICAEW2015, 4 下線は筆者)

わが国においては、については青色申告制度の普及や、帳簿および財務諸表の作成義務に関する法的な要請は必ずしも十分ではないものの、中小企業が金融機関に対して財務諸表を提出する慣行が一定程度普及していることから大きな問題とはならないと考えられる。また、についても、既に中小指針・会計要領といった中小企業向けの会計ルールが整備済みであることから、記載すべき情報についても、手当てが終わっているものといえよう。問題は、の監査の必要性と、の財務諸表の公開である。に関し、現在、わが国においては中小企業に監査は強制されておらず、については決算公告制度(会社法 440 条)が存在するものの、中小企業においては遵守している企業は少数であると言われていることから、今後検討を要する事項であるといえよう。

「3. 区別の理由」においては、その財務報告の設定における企業間の区別のための主要な根拠は、サイズ(財務情報の作成と監査といった、財務報告の相対的なコストは規模により比例すること)オーナーシップ(広範な株主を有する上場企業に多くの規制が課され、少数のオーナーに限られる中小企業と異なること)、責任の3点にあるとしている。このうち、責任に関しては、中小企業には限られた責任のみが課されているという特徴から、中小企業の財務情報の公開と監査の必要性に関し、以下の様な記述がなされている。

責任

限られた責任における会計の公開という見方がある。有限責任は債権者を犠牲にする

という、株主の利点としての特権であるという議論である。債権者を悪用から守るため、その会社の債務の支払能力を知るといふ見解を形成するため、公開された情報を得られるようにする必要がある。これには、有限責任会社の株主の立場と、無限責任の所有者（個人事業主、無限責任パートナーシップのパートナー、あるいは無限責任会社の株主）との間の立場が反対であるといふ、暗黙の論争がある。無限責任のオーナーが所有する事業は、有限責任会社の様に公開に対する「対価」を支払うべき理由がないため、会計の公開を義務付けられるべきではない。会計の公開は有限責任会社であることの対価であるといふ議論は、普遍的に受け入れられるものではない。多くの国では、有限責任の中小企業は最低限の会計の公開であり（もしあったとしても）、その会計は監査される必要はない。

（ICAEW2015，6 下線は筆者）

無限責任の株式会社であれば、債権者に対してすべての財産を拠出して弁済する法的必要性があるために、公開の必要性がないことに加え、有限責任の会社においても、多くの国では最低限の公開しかなされておらず、監査の必要性はないとしている。さらに、債権者との関係については、個人情報との関連性に着目して、以下の様に記述がなされている。

もし、他の当事者が株主の責任が限定されている会社と契約したくないのであれば、そうせざるを得ない。実際には、貸し手は、多くの場合、会社の所有者から保全ためのいくつかの体裁をとることで、有限責任の問題を克服する。彼らはまた、借り手に関する未公表の経営上の情報へのアクセスを必要とするかもしれない。それは、所有者が有限責任かどうかにより決定され、区別されるのか、いずれの場合なのかは明らかではない。債権者の金銭にリスク（より少ない程度であっても）があれば、借り手が無限責任であっても、債権者はどちらの場合においても情報の存在を必要とする。債権者保護は事業の背景にある個人に依存するので、こういった個人による情報開示もなされるべきである、という主張をすることも可能である。しかし、我々は唯一、個人の公的説明責任の開示を課すことが、一般的に許容可能とみなされている3カ国（フィンランド、ノルウェー、スウェーデン）のみについてこれを知るだけであり、また、こういった国々においても課税所得が公開されているだけであり、財務情報が完全なセットとして公開されているわけではない。こういった公開の背景にある動機は、清廉な課税システムに対する国民の信頼性の維持である。開示はまた、債権者にとって有用である可能性があるが、これが彼らの目的ではない。世界の他の地域では、個人の収入及び財政状態は、プライベートな事柄とみられており、この点で、プライバシーに違反するコストは、債権者に対するいかなるベネフィット（または税制の透明性）をも上回るとみられている。

（ICAEW2015，6 下線は筆者）

債権者保護を突き詰めれば、最終的に個人に依存することになるため、会社のみならず個人に対する情報開示を債権者が求めるのは、わが国でも同様であり、わが国の中小企業においても、経営者の個人保証を求め、実質的に財産状況を金融機関が把握しているという実務が存在するが、ICAEWはこれを、プライバシー違反に関するコストと認識し、債権者に対するいかなるベネフィットや税制の透明性からの要請をも上回るとしている。わが国においても、2005年の個人情報保護法の施行以後、プライベートな情報に関する意識が高まってきたとはいえ、中小企業オーナーにまで及ぶという認識はまだ一般的ではないことから、重要な視点であると考えられる。また、区別をするのではなく、均一化をした場合の利点を示すことで、逆説的に区別すべき理由を明示している。

均一化することの利点

区別することは、制度全体として逆に複雑さを引き起こすことになる。つまり、利用者や監査人は複数の会計的制度について学習しなければならないことを意味する。

区別することは、財務報告情報の比較可能性の低下を招くことになる。つまり、異なる制度が適用される異なる種類の企業間でその点は妥当するだけでなく、制度が全くない企業のカテゴリーの内部においても妥当するのである。

(ICAEW2015, 6 下線は筆者)

以上の様な検討を経て、ICAEWは「理想的には財務報告制度は、規模、所有権、債権者に対する法的責任といった基準に従って、異なるタイプの企業間において明確に差別化されることが主張されるかもしれない。制度の簡素化にはメリットもある。簡素化された制度の適用を受ける人にとって、また、簡素化された情報を利用する人にとって有用である。また、非常に多くの異なる財務報告を持たないということにメリットがある。あるいは、非常に複雑である制度を持たないメリットがある。報告書では、考察の結果として、財務報告制度を全くなくすより、原則として中小企業に対してはかなり簡素化した財務報告制度を設定することが良い」(ICAEW2015, 6)と結論付けている。わが国における中小企業の会計は、とりわけ会計参与が拠るべき基準とされている中小指針と、会計要領の2種類の会計ルールが存在し、区別がなされているが、その内容はいずれも中小企業の属性に合わせた、簡素な会計基準となっている。いずれも、ICAEWの報告書と、その設計思想において共通項を見出すことができる。

次に、「4. なぜ中小企業は異なるのか」という点において、ICAEWは以下の点を指摘している。

企業規模を理由として、財務報告制度を満たすコストは、中小企業にとっては比例的に大きくなる。他方、そのベネフィットは大企業よりも小さくなる傾向にある。

典型的なことであるが、中小企業は所有経営であり、株式の分散所有はなく、株式が

一般に売買されることはない。したがって、財務報告のベネフィットは上場企業と比較して小さいものである。このことが提起する問題は、財務報告制度を設定する際に異なるタイプの企業を差別化するための最も適切な規準が企業規模であるかどうかという点である。おそらく、所有権、その他の規準がより適切になることはあるであろうか。

他方、次のことが考えられる。

中小企業は他の国々から遮断されて存在することはない。中小企業にも顧客と仕入先がいる。かれらは従業員を有し、また少数株主あるいは事業に関与しない株主がいるであろう。中小企業は、資金を借入れ、税金を支払う。これらの事項のすべてについて相互作用があるために、少なくとも、財務報告から潜在的なベネフィットが得られるのである。

中小企業が有限責任である場合、有限責任の結果として損失を被る人々、すなわち資金提供者や営業債権者に適切な情報提供がなされるべきであるという主張がみられる。
(ICAEW2015, 7 下線は筆者)

ICAEW は、中小企業は上場企業と異なり、所有と経営が一致していることから、財務報告に関する直接的なベネフィットは小さいものの、資金の借入れや税金の支払いという面において、潜在的なベネフィットを得ているとしている。この点は、わが国の中小企業の属性と、ほぼ共通しているといえるであろう。また、結論としては「端的に言って、本報告書の議論で取り上げたすべての要因を検討するとき、中小企業の財務報告の規制について複雑な議論がある。それらは、完全な規制、自由放任主義、その中間的な政策を正当化するものであるかもしれない。事柄をさらに複雑にしてしまうのは、正しい答えが国によって、そして時代によって違うということである。その理由は、制度、市場、技術と教育の水準などが異なるからである。さらに、財務報告情報の利用可能な代替案には何があるかにも依存している。このことは、まさに、実証研究が必要であるということの証左である。」(ICAEW2015, 7 下線は筆者) すなわち、中小企業の会計制度は、正しい答えが国によって、そして時代によって違うという点に特徴があり、実証研究が必要な領域であると結論付けている。本研究の意義と合致する点である。

また、均一化された中小企業向けの会計基準である、「5. 中小企業版 IFRS」については、「完全版 IFRS が大企業よりも、上場企業を対象としているのは論理的である。」として、完全版 IFRS と中小企業版 IFRS との論理的な違いが明確になったという効用を認める一方で、「本基準は、主として、すべての企業に IFRS を採用するという国に関心において対処し、作成されたものの、多くの企業、とりわけ中小企業に不当な負担が課されると感じられた。」とし、「財務報告の文脈の違いにより、基準の適用が国々によって異なっているのは興味深いものがある。」とし、「たとえば、そのような適応は、既に英国においてなされている。」としている。IFRS の発祥の地である英国においても、中小企業版 IFRS は中小企業にとって

過重な負担となっており、既に、中小企業において、英国も独自の適応をおこなっているとの結論は、非常に興味深いものであり、中小企業が大企業とは異なる属性を有するが故に、国ごとにその対応が異なるという点からは、中小企業版 IFRS の有用性を見出すことは困難である様に思われる。

「6. 研究」においては、ICAEW は、「しかしながら、中小企業の財務報告の規制または規制緩和の影響に関する研究はほとんど無かった。それらの研究が要求することは、異なる規制枠組みのコストとベネフィットの比較を要求している。また、規制の改革の結果として経験するコストとベネフィットの測定の必要性も指摘している。その代わりに大多数の研究が掲げているのは次のような問題である」とし、以下の点を掲げている。

中小企業の財務報告は借入コストの低減の効果があるか。

所有経営の中小企業は法定の財務諸表が事業経営にとって有用であるとみているかどうか。

中小企業の取締役は法定の財務諸表が利用者にとって有用であると考えているかどうか。

中小企業は法律で義務づけられていなくても GAAP に準拠して財務諸表を作成するかどうか。

中小企業は監査義務の規定がなくなった場合でも任意に監査を受けるかどうか。

それらの研究のすべては有益なものであるが、それらは政策策定において利用できる理想的な証拠の断片に過ぎない。なぜ、関連する研究はそれほど少ないのであろうか。

多くの会計研究者の研究に対して原資料を提供するようなデータは中小企業については存在しない。例えば、中小企業には、株式の市場価格、株式の取引データ、アナリスト予想、株式資本コスト、市場流動性データなどが無いのである。

中小企業に関する情報がある場合であっても、しばしば公開されていない。幾つかの法域における規制緩和の傾向はこの問題を悪化させた。

上場企業は研究にとってより魅力的である。上場企業は日々報道のヘッドラインをかざっている。中小企業はそうではない。

米国は会計研究において世界をリードしている。そして、中小企業の財務報告規制の欠如は米国において規制の影響について関心が無いということを意味している。

このような傾向は他の国々においても同様の影響を与える傾向にある。

しかしながら、国際的な財務報告の相違に関する伝統的で長い研究の歴史がある。それは、通常、上場企業に焦点をあてている。その研究の一部のものによれば、中小企業財務報告制度が各国でどのように異なるように設定されてきたかについて理解するときに明

らかに役立つものがある。

(ICAEW2015 , 9 下線は筆者)

以上を総括すれば、中小企業はその情報の非公開性から、そもそも情報の入手が困難であり、国際的な財務報告の研究は、上場企業を中心に実施されてきた、ということになる。本研究においても、中小企業を対象として研究を実施している以上、情報の入手には限界があることから、実証データの入手には相当の困難が伴うことが前提となっているものの、実証データの検証においては、上記「中小企業の財務報告は借入コストの低減の効果があるか。」という点に関し、わが国における中小企業の会計ルール（中小指針・会計要領）と借入コスト（利息及び信用協会に支払う保証料）との関連性を中心に、検証する手法を採用した。

最後に、「7 結論と今後の課題」として、ICAEWは、「中小企業の財務報告制度に関する公共政策データベースには十分な情報が蓄積されていない。現在の知識水準においては、多くの対立する要求があるが、実質的にそれらの証拠は独立している。それ故に、いずれのケースにおいても同等の妥当性があるといえる。」として、以下の点を指摘している。

中小企業の財務報告の規制緩和は、資金調達、課税制度、社会全般における財務的正直さに関する事業意思決定に有害な影響を及ぼす。

中小企業の財務報告は有害な影響もなく規制緩和が可能である。

各法域は中小企業の独自の特定の環境に合わせるために財務報告制度を開発してきた。

我々が信じているところによれば、中小企業の財務報告の規制と規制緩和の影響に関する継続的な研究の必要性がある。その目的は異なる規制枠組みのコストとベネフィットを比較することである。また、規制の変化の結果として経験するコストとベネフィットを測定することである。

中小企業の財務報告制度と異なる法域における異なる文脈の間には密接な関係があるということを前提にすれば、この領域における研究の全体的な挑戦は次の通りである。

制度の1つの要素のコストとベネフィットについての判断、例えば中小企業に対する財務報告制度のコストとベネフィットに関する判断を、制度全体に関する判断、例えば事業資金の調達に関する制度枠組みに関する判断から切り離して、いかに行うことができるのか。

制度全体のコストとベネフィットに関する判断を如何に行うことができるのか？
より具体的な問題は次の通りである。

規模規準は財務報告制度を設定するときに企業を差別するための最も適切な基準と

なるのか。または、その他の規準がより適切な基準となり得るのか。その他の関連する基準として、所有権、債権者保護、または税務目的の財務諸表の作成がある。

異なる程度の財務報告規制は中小企業にとってどのようなコストが発生するか。

中小企業に対する財務報告制度は、資本コストの低下またはより良い資金調達が可能となるかどうか。

中小企業に対して財務報告制度が全くない場合に、その国において市場の失敗（資金調達の失敗）の証拠があるか。

中小企業の財務報告情報はクラウドファンディングのオペレータとなるかどうか。

財務報告制度の影響は何か。

中小企業の財務諸表の比較可能性の問題はどの程度必要か。

中小企業の財務報告について規制が全くないか、または、規制緩和されている場合に、このことは税金コンプライアンスコストを高くしてしまうか、あるいは、税務当局に対するコストを高めるのか、課税制度の有効性を低下させてしまうのか。

中小企業の財務報告について規制が全くないか、または、規制緩和されている場合に、不正のレベルを高めることがあるか、あるいは、不正防止のコストを高めるか。

課税所得について個人の開示がある国々においては、それは中小企業の債権者の保護に役立つか。

それらの質問に対する回答は、国によって相当程度異なるであろう。重要なことは、各国の制度がその国独自の文脈にどの程度適合するのかについて理解することである。しかし、それらの質問に回答することを通じて、中小企業の財務報告制度がローカルな環境条件に適合するために如何に設計されているかどうかについて理解を始めることが可能となる。現時点で、この問題に関する政策決定は、実質的に当て推量となっている。

この点は、政策決定者、会計研究者、中小企業の会計制度に関する公共政策データベースに関心を有する他の人々にとって多くの挑戦の機会を提供する。

(ICAEW2015, 10 下線は筆者)

ICAEW は、「中小企業の財務報告の規制緩和は、資金調達、課税制度、社会全般における財務的正直さに関する事業意思決定に有害な影響を及ぼす」としながらも、「中小企業の財務報告は有害な影響もなく規制緩和が可能」であり、「各法域は中小企業の独自の特定の環境に合わせるために財務報告制度を開発」してきたとしている。また、「制度の1つの要素のコストとベネフィットについての判断、例えば中小企業に対する財務報告制度のコストとベネフィットに関する判断を、制度全体に関する判断、例えば事業資金の調達に関する制度枠組みに関する判断から切り離し」て行うことが可能かという疑問が呈されており、「中小企業に対する財務報告制度は、資本コストの低下またはより良い資金調達が可能となるかどうか」といった中小企業の財務報告がもたらす、金融面への影響や、「税金コンプライアンスコストを高くしてしまうか、あるいは、税務当局に対するコストを高めるのか、課税制

度の有効性を低下させてしまうのか」という、会計が税務に及ぼす影響という点についても考慮すべき事項とされている。このような、中小企業の会計が金融や税務と密接に関係するという指摘は、わが国においても全く同様であろう。そして、中小企業の会計制度は国や時代により異なっているために、この分野において研究を行うというその意義を、「中小企業の財務報告制度がローカルな環境条件に適合するために如何に設計されているかどうかについて理解を始めることが可能となる。」としている。すなわち、中小企業の会計制度に関する研究の現段階における意義は、「理解を始める (begin to understand)」という段階にあると、ICAEW は指摘している。

2.2 AICPA の中小企業版 FRF における問題提起

米国の会計基準は、上場企業においては、米国会計基準（米国 GAAP）が適用されるものの、それ以外の企業には明確な会計ルールが存在しておらず、「中小企業には、FASB が公表する「米国 GAAP」、または OCBOA (Other Comprehensive Basis of Accounting; その他の包括的会計基準) と称される「その他の会計基準」(河崎 2012b, 74) が適用されているが、米国においては、OCBOA の公式化という観点から、AICPA により中小企業版 FRF が 2013 年 6 月に策定されており、この策定の背景を知ることで、米国における中小企業の会計に関する問題意識を探ることが可能である。まず、この中小企業版 FRF を活用する中小企業とは、具体的に以下のような中小企業を想定している。

中小企業版 FRF を活用する中小企業の特徴

- ・事業体の所有者は限られており、所有者が管理している。
- ・事業体は GAAP ベースの財務諸表を使用することを本質的に要求されるという、財務報告の要求がない。
- ・事業体は営利目的の団体である。
- ・事業体の所有者および経営陣の多くは、株式公開を志向していない。
- ・事業体の経営陣および所有者は、パフォーマンスの評価、キャッシュ・フロー、および何を所有し、何の返済義務を負っているのか確認するため、一組の財務諸表を頼っている。
- ・事業体は、金融機関、政府機関などを含む、高度に専門化された会計ガイダンスを必要とする産業の取引の中で営業していない。
- ・事業体は過度に複雑な取引に従事していない。
- ・事業体は重要な外国取引を行っていない。
- ・事業体の財務諸表の主要なユーザーは、企業の経営陣へ直接アクセスする。
- ・企業の財務諸表の利用者は、キャッシュ・フロー、流動性、財務ポジションの強さと利息のカバレッジにより大きな関心を示す。

・事業体の財務諸表は、金融機関が単に財務諸表に基づく貸出決定をするときだけでなく、利用可能な担保、またはその他の財務諸表に直接関係しないメカニズムによる評価による場合であっても、金融機関の融資における仕組みをサポートする。

(AICPA2013a, 2 下線は筆者)

以上の様な中小企業の特徴は、わが国の中小企業の特徴と変わるところはない。米国においても、中小企業という属性から比較した場合には、中小企業の会計に求められる内容は、ほぼ同様であることが分かる。とりわけ、中小企業の財務諸表は、財務諸表のみならず、担保やその他の仕組みにより金融機関から融資を受ける場合においても、役割を果たすとされており、財務諸表以外の要素が融資決定において用いられるとしても、財務諸表には有用な役割が期待されていることが分かる。

さらに、AICPAによる「新たな一般に公正妥当と認められる企業会計の基準ではない報告のオプションに関する開発」(AICPA2013b)に、中小企業版 FRF 開発の背景が記されている。

背景

・何百万という私的に設立された全米中の企業は、米国の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成された財務諸表を必要としておらず、また要求されていない。

・そのような企業は主としてより小さな事業体であり、すぐに所有者を変える予定はなく、株式を公開したり、より高度に専門化した事業になるつもりもない。

・いくつかの小規模事業では、現金あるいは税金基準の会計が許容されている、これらの基準は、より強固で関連性の高い財務情報を求める利用者や、その他の企業にとっては、不十分であったり、ふさわしくないものであったりするかもしれない。

(AICPA2013b)

米国の中小企業は、現金ないし税金基準(OCBOA)による処理が認められているものの、何百万という中小企業すべてをカバーするには弊害もあることから、中小企業版 FRF をAICPAがガイダンスという形で公表した。これは、日本の中小会計要領と同じ、ボトムアップ・アプローチによるものである。

中小企業版 FRF の性格

・伝統的かつ実績のある会計手法である。

・限られた開示要求である。

・取得原価主義である。

・利用者に対してテーラーメイド型のオプションのある財務諸表である。

・複雑なものではなく、また原則主義である。

・簡易な連結モデルであり、変動持分事業体の概念はない。

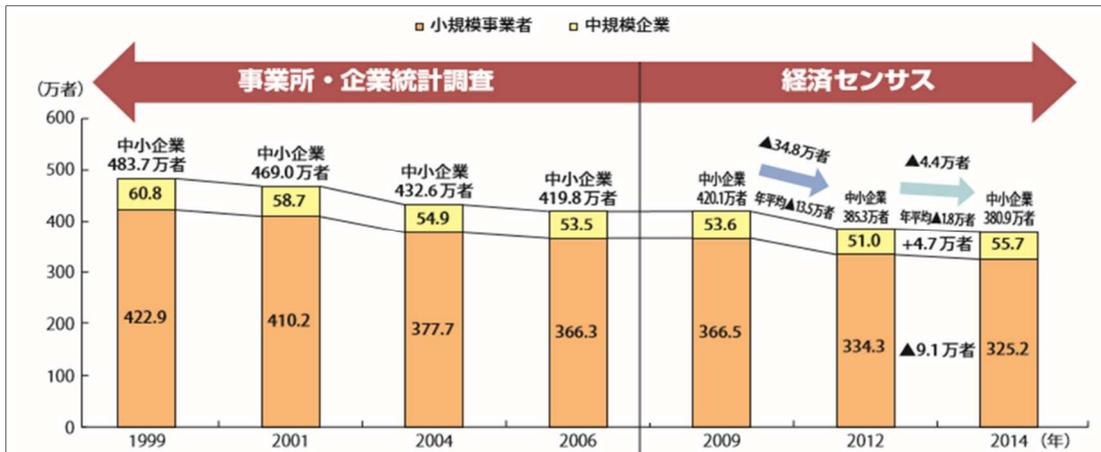
(AICPA2013b)

米国における中小企業の会計ルールは、政府機関である FASB が作成中の中小企業向けフレームワークに先がけ、業界団体である AICPA から提起されている点に特徴がある。これについては、「AICPA は FRF for SMEs 会計フレームワークを特別目的の財務諸表の監査の前提となる会計基準と特定し、中小企業会計および監査の体系的な整備を図ったのではないか」(浦崎 2013, 328) との見解もあるが、中小企業の現場に精通している会計士自身の危機感の表れとして、職業会計人団体自らが声を挙げた結果と考えることもできるであろう。

2.3 中小企業版 IFRS における問題提起

中小企業版 IFRS は、「公開草案のフィールドテストでは、明確に新興経済国と発展途上国の小規模の企業に重点を置くと述べられており、IFRS for SMEs が新興経済国と発展途上国における SME を対象として策定された基準であると考えられる。」とされており、また、中小企業の規模においては「実際には、IFRS for SMEs は 50 人ほどの従業員を雇用する典型的な SME を対象とした独立型文書であるとし、対象企業として従業員 50 人前後の企業を想定している。」とされている(櫛部 2016, 20)。

わが国における中小企業の推移は、[図 2-1]のとおりであるが、2014 年においては、中小企業 380.9 万者のうち、小規模事業者(卸売業、サービス業、小売業にあっては、常時使用する従業員の数が 5 人以下、これらを除く製造業、建設業、運輸業その他の業種にあっては、常時使用する従業員の数が 20 人以下)の数は、325.2 万者と、全体の約 85.4%を占めている。



[図 2-1：中小企業数の推移]
(中小企業庁 2016, 24)

つまり、わが国の中小企業における実態と比較した場合、中小企業版 IFRS が想定する「従業員 50 人」という規模は、わが国の中小企業における大多数の実態とはかけ離れたイメージであり、いわゆる中堅企業に近い存在であるといえる。従業員 50 名という規模の企業は、とりわけ発展途上国においては、上場企業あっても、同程度の規模の企業しか存在しないことがあり、また、前述のとおり、そもそも中小企業版 IFRS そのものが、新興国や発展途上国を主たるユーザーとして想定して開発されていることから、中小企業版 IFRS を上場企業の会計基準として用いている国も存在する。このような実務対応をみれば、完全版 IFRS の簡易版である中小企業版 IFRS は、実際の上場企業においても用いることが可能な、中堅企業向けの会計基準であり、わが国の中小企業に適用することは、根本的な開発思想の違いから困難である様に思われる。また、中小企業版 IFRS を上場企業の会計基準としている発展途上国に対しても、IASB は上場企業である以上は、完全版 IFRS を適用すべきという姿勢を貫いている。具体的には、「自国において小規模上場企業に対して IFRS for SMEs を使うように要求する場合でも、財務諸表の利用者に対して財務諸表が IFRS for SMEs に準拠していると伝えるべきではないということです。IFRS for SMEs をその国の会計基準と呼ぶように求めているのです。それは妥協案です。IFRS for SMEs を使っても良いが、それを IFRS for SMEs と呼ばないことが決定されたということです。IASB は、すべての公開企業は、規模にかかわらず、完全版 IFRS を使用しなければならないと結論付けたからです。」(Paul, 小宮山, 関川, 竹村 2013, 20) と述べられている。つまり、中小企業版 IFRS は、発展途上国などでは、小規模上場企業において、実質的に上場企業向けの会計基準として用いられているにも関わらず、それはあくまで、その国における自国基準としてしか、対外的に示すことができないのである。このような実情を鑑みれば、中小企業版 IFRS は、実態としては、発展途上国等、会計制度の整備が十分整っているとはいえない国において、実質的に IFRS を

自国基準としてアダプションさせるという、IASBの戦略的な狙いがあるといえなくもない。つまり、中小企業版 IFRS の実態は、小規模上場企業向けの会計基準としての役割を担わされているということがいえるであろう。このような実態からすれば、非上場企業であるわが国の中小企業と、中小企業版 IFRS との親和性は、限りなくゼロに近いものであると結論づけられるであろう。

また、IASB は、中小企業よりも規模の小さな零細企業を対象として、2013 年 6 月 27 日に、「零細企業向け SME 基準適用指針 (A Guide for Micro-sized Entities Applying the IFRS for SMEs)」（IASB2013）(以下、零細企業向け SME 基準という)を公表している。IASB は、零細企業には以下のような典型的な特徴があるために、零細企業向けの特別な適用指針が必要であるとしている。

イントロダクション

IN4 適用指針は、零細企業を具体的に定義していないが、各国・法域は、数量基準又は典型的な特徴の指標を示すことで、零細企業の定義を定量・定性的に示すことができる。零細企業は、通常極めて小規模な企業体であり、取引は単純で下記のような典型的な特徴を持つ。

数名の従業員で、経営者が所有者である。

収益及び総資産の水準は低いまたは控え目 (moderate) である。

さらに、

() 子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーへの投資はなく、

() 複雑な金融商品を保有・発行しておらず、

() 財貨又はサービスと交換に従業員又はその他の者に株式あるいは株式オプションを発行していない。

(IASB2013, 4)

ここに列挙された零細企業の特徴は、わが国における中小企業の特徴と合致するものであるが、零細企業向け SME 基準は、[表 2-1]にあるように、上記に示した零細企業の特徴をふまえ、連結財務諸表に関連する項目等を中心に、中小企業版 IFRS からのカーブアウト項目を示したうえで、中小企業版 IFRS に適用するというアプローチを採用している。

セクション番号	内容
9	連結及び個別財務諸表
14-15	関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する投資
16	投資不動産
19	企業結合及びのれん

26	株式報酬
31	超インフレ
34	専門的活動

[表 2-1：零細企業向け SME 基準における中小企業版 IFRS からのカーブアウト項目]
(樋口・石井 2013, 50)

中小企業版 IFRS は完全版 IFRS を簡易化した、トップダウン・アプローチに基づく会計基準であり、さらに、零細企業向け SME 基準は、中小企業版 IFRS を簡易化した会計基準である。つまり、根本的な会計基準の設計思想は、わが国における中小指針と同様の考え方であることから、零細企業版 IFRS についても、わが国の中小企業においては、ボトムアップ・アプローチを採用する会計要領とはその根本的な設計思想が異なっていることから、わが国の中小企業との親和性が乏しい点は、同様であろう。

2.4 FEE ディスカッションペーパーにおける問題提起

欧州会計士連盟 (FEE) によれば、欧州域内における、監査免除のしきい値が増加している国においては、事業体の多くは自主的に会計専門家のサービスを利用することができるものの、こういった会計専門家のサービスの価値が認知されない場合があるために、中小企業の監査及び保証サービスの妥当性を実証することが重要とされている (FEE2016a, 2)。中小企業は様々なニーズを有しているが、FEE はそのニーズを 4 つ掲げている。

- ・報告された財務情報の信頼性
- ・継続企業に関するさらなる信頼
- ・適切な開示
- ・リスクカバレッジに対する保証

(FEE2016a, 2)

FEE は、中小企業の財務情報に関する上記の視点に基づき、「戦略的な議論の追及 監査・保証の将来 ディスカッションペーパー」(FEE2016b) を、2016 年 1 月に公表している。この中で、中小企業の監査・保証については、以下の様な記述がなされている。

中小企業 (SMEs) の支援

中小企業は、欧州経済のバックボーンになるであろう、強い関心のある領域である。監査は、未だ中小企業のための付加価値サービスとしてみられている。回答者間で達したコンセンサスは、会計専門職は、中小企業の現在および将来のニーズを満たすため、いくつかの法定監査以外の代替サービスを提供し、使用することができるというものであった。

以下の表 2 にまとめたように、中小企業の財務諸表の異なる利用者は、異なるニーズを持っている。

表 2 - 中小企業の財務諸表のユーザーと関連するニーズ

ニーズ	ユーザー
報告された財務情報の信頼性	株主，投資家 金融機関，債権者 税務当局
継続企業に関するさらなる信頼	得意先，仕入先，従業員，労働組合 金融機関，債権者，税務当局
適切な開示	株主，投資家 金融機関，債権者 税務当局
リスクカバレッジ	金融機関，債権者

新しい保証サービスを開発する必要があるかどうか、または、現在の保証の提供に焦点を当てるべきかどうかなど、異なる意見があった。前述したように、提供されるサービスの範囲において、選択肢が多くあることは確かであるが、目的に適合しているといえるであろうか？中小企業に対し、監査を実行する、あるいは他のサービスを提供する際の、迅速性と、適用可能性の必要性は依然として残る。一部の回答者は、新たなサービスの範囲を開発するよりも、プロフェッションとして、既に存在する様々なサービスの提供に関して、利用される様に促す、あるいは利害関係者がより関心を示すよう通知する必要があると信じている。

基準を利用することは、製品のユーザーにより自信を持たせ、そして、高品質の基準は、財務報告および監査の信頼性を強化するフレームワークの基礎であることが、寄せられた回答から明らかになった。それは広く、有効であるために、基準は専門的判断を行使することができる、十分な訓練を受けたチームにより適用される必要があるということが、回答者により認定された。基準は、最小の事業体の監査に比例して簡単に適用できる方法で開発されるべきであり、目的に適合し続け、また技術開発に適合しているか確認するため、定期的に見直されるべきである。

(FEE2016b, 6-7: 下線は筆者)

欧州においても、中小企業支援は経済上、重要な課題であるが、法定監査以外の代替サービスを活用する必要がある、その代替サービスは、新たなサービスを開発するのか、あるいは既存のサービスで良いのか、といった議論がなされていることが分かる。また、基準作成の重要性について言及した上で、基準は最小の事業体においても適用できる内容と

すべきであるとの結論を示している。この背景にあるのが、中小企業の財務諸表のユーザーにより異なる、ニーズにあるとしている。つまり、欧州においては、中小企業という経済上重要な事業体において、監査以外の代替サービスを、最小事業体においても適用することが可能な様に、新たな代替サービスを開発するのか、あるいは既存のサービスの中において行うのかといった議論がなされているといえることができる。

わが国においては、法定監査以外の保証サービスは未だ中小企業においては広く浸透していないため、欧州の様に既存の代替サービスの適用可能性を探る。という議論はできない。留意しなければならないのは、わが国における中小企業に対して、法定監査業務以外の新たな保証サービスを提供するとなれば、それは、新たな保証サービスとして議論されることになるため、議論は欧州とは異なった視点から行わなければならないという点であろう。

[参考文献]

AICPA, "An Introduction to the Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities FOR CPA FIRMS". 2013a.

AICPA, "Evolution of a New Non-GAAP Reporting Option". 2013b.

IASB, "A Guide for Micro-sized Entities Applying the IFRS for SMEs". 2013.

ICAEW, "SME accounting requirements: basing policy on evidence", ICAEW Financial Reporting Faculty, Public policy paper. 2015a.

(邦訳参照, 浦崎直浩:【付録】抄訳 ICAEW の研究会報告書 中小企業の会計制度: 証拠に基づいた政策立案, 日本監査研究学会課題別研究部会特別目的の財務諸表の保証業務に関する研究 最終報告, 345-353, 2016.)

ICAEW, ICAEW ホームページ <http://www.icaew.com/en/technical/financial-reporting/information-for-better-markets/sme-accounting-requirements-basing-policy-on-evidence>, (最終アクセス: 2016年9月13日). 2015b.

FEE, "Audit exemption thresholds in Europe Update after the transposition of the Accounting Directive INFORMATION PAPER". 2016a.

FEE, "Pursuing a strategic debate The future of audit and assurance DISCUSSION PAPER". 2016b.

Paul Pacter, 小宮山満, 関川正, 竹村光広: 前 IASB ボードメンバー Paul Pacter 氏に訊く ~ 「中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs)」の現状と将来について ~ , 会計・監査ジャーナル, 2013年11月号, 9-21, 2013. 青木雄二: 公認会計士による保証業務の体系的理解, 第一法規, 2016.

浦崎直浩: 特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計-AICPAのFRF for SMEsを中心として-, 会計第184巻 第3号, 316-330, 2013.

河崎照行: 『中小企業会計指針』を巡る現状と課題, 産業経理, 第70巻第4号, 26-34, 2011.

河崎照行: 新「概念フレームワーク」と中小企業会計, 国際会計研究学会年報, 2012年度第2号, 69-81, 2012.

- 河崎照行:中小企業の会計制度 - 日本・欧米・アジア・オセアニアの分析, 中央経済社, 2015.
- 川股修二: 税理士制度と納税環境整備 - 税理士法 33 条の 2 の機能, 北海道大学出版会, 2014.
- 岸田雅雄: 監査保証をめぐる諸問題 - 法的観点から見た監査保証, 現代監査 No.9, 2 - 10, 1999.
- 櫛部幸子: 中小企業会計基準の課題と展望, 同文館出版, 2016.
- 齊藤孝一: 会計参与の法的検討, 中央経済社, 2013.
- 坂本孝司: ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割, 中央経済社, 2012.
- 武田隆二: 中小会社の会計指針, 中央経済社, 2006.
- 内藤文雄: 監査・保証の総合研究, 中央経済社, 2014.
- 日本監査研究学会保証業務と会計士の責任研究部会, 日本監査研究学会研究シリーズ 会計士情報保証論
保証業務のフレームワークと会計士の役割, 中央経済社, 2000.
- 樋口尚文・石井和敏: 零細企業向け「IFRS for SMEs」の適用に関する指針について, 会計・監査ジャーナル, 2013 年 11 月号, 47-50, 2013 .
- 松本祥尚: 特集 会計上の対立する概念 - 8 つの視点 監査/レビュー/コンプライアンス, 企業会計 56
号, 72 - 79, 2004.
- 松本祥尚: 特集 21 世紀の会計・監査 10 年の軌跡 保証水準と監査人の役割と責任, 企業会計 64 号, 79
84 頁, 2012.
- 山浦久司: 「保証業務の概念的枠組み」の意義と論点, 会計論叢 第 1 号, 明治大学専門職大学院会計専門
職研究科, 3 - 15, 2006.

第3章 中小企業における会計と金融の関係性

3.1 はじめに

わが国における中小企業の会計は、基準設定に留まらず、政府施策に取り込まれ、中小企業の成長育成モデルとして構築・運用されている点が最大の特徴である。

元来、我が国の中小企業の会計は決算書の信頼性を高め、金融機関と中小企業との間の信頼性を向上し、必要な時に資金調達を行いたいという、中小企業経営者のニーズに合致しているという点で一貫している。本研究に関わる先行研究としては、中小企業金融の健全化に対して「中小企業金融における会計の役割」および「中小企業金融における税理士の職責」の2点から解説を行ったものとして、(大武 2012)がある。本章では、「金融機関が作成する実態財務諸表と中小企業の会計との関係」および「期中管理(月次決算・予実管理)を活用した信頼性向上が中小企業に及ぼす効果」を中心に、我が国の中小企業の会計が当初より資金調達という点を重視して構築されてきたこと、および中小企業の決算書が金融機関の審査においてどのように利用されているかを明らかにすることで、中小企業経営者と金融機関の関係性を中心に、あるべき中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性とは何かを述べていきたい。

3.2 中小企業会計制度と金融の関わり

3.2.1 我が国における中小企業会計と金融の関わりに関する変遷

わが国において、中小企業の会計と金融の関係性について概略を整理すれば、[表3-1]のようになるが、このうち、「戦後の中小企業の簿記会計に関する問題意識の萌芽があったが規範としては定着せず」という時代について、解説を加えておきたい。

まず、昭和23年の中小企業庁設立時、初代中小企業庁長官である蜷川虎三は、「短期の資金にしても、中小企業に対して普通の金融機関は決して積極的ではない。むしろ甚だ消極的である。その理由とするところは、中小企業はこまかくて手数がかかる、計理経営の内容がはっきりしない、事業の先行の見通しがつきかねる、というようなことにある」(蜷川1950,11)とし、中小企業は、金融機関から短期の資金であっても借入を行うことが難しく、その理由は会計や経営計画に関する体制構築ができていないという点にあるとしている。

さらに、昭和24年のシャウプ勧告は、「帳簿と記録に関し、多くの営利会社が帳簿記録を持っていない現状を嘆き、納税者が帳簿を持ち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するよう奨励、援助するようあらゆる努力と工夫を傾注」しなければならないとし、大企業と中小企業を分けて、大企業とは異なる勧告を中小企業に行っている。1点目は教育面であり、「会社および個人の活動に係る全ての団体は正確な帳簿記録をつけることの重要性を強調しなければならない」としている。2点目は記帳の模範的様式の作成として、「大企業と異なる簡易な会計様式の作成を勧告」している。3点目は正しい記録をつけるための

誘引策として、「帳簿記録をつけている納税者は他の納税者と区別されるように異なった色の申告書を提出すること」すなわち青色申告制度の勧告を行っている。このうち、2点目の簡易な模範の様式の作成については、「会社および個人にその職業および教育水準に適合した帳簿様式が必要だが、既に各所で様式の開発が行われている」(Shoup Mission1949Vol. , pp . D57-D59)としている。

[表 3-1:中小企業の会計と金融に関するわが国および国際的な動き]

戦後の中小企業の簿記会計に関する問題意識の萌芽があったが規範としては定着せず	
1948年(昭和23年)	中小企業庁発足(中小企業金融の困難性の解決を図る)
1949年(昭和24年)	シャウブ勧告(中小企業の会計制度と青色申告制度の勧告)
1949年(昭和24年)	経済安定本部「中小企業簿記要領」公表
1953年(昭和28年)	中小企業庁「中小会社経営簿記要領」公表
会計ビッグバンの煽りを受ける中、さまざまなアプローチによる中小企業の会計ルールを模索する動き	
2001年(平成13年)9月	私的整理に関するガイドライン研究会「私的整理に関するガイドライン」公表(実態財務諸表の概念が浸透)
2002年(平成14年)3月	中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を設置
2002年(平成14年)6月	中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表
2002年(平成14年)6月	金融庁「金融検査マニュアル別冊〔中小企業編〕」公表
2002年(平成14年)12月	日本税理士会連合会「中小会計基準の設定について」を公表 (ダブルスタンダードの立場)
2003年(平成14年)3月	金融庁「リレーションシップバンキングと機能強化に関するアクションプログラム」公表
2003年(平成15年)6月	日本公認会計士協会「『中小会社のあり方に関する研究報告』について」(会計制度委員会報告第8号)を公表(シングルスタンダードの立場)
2005年(平成16年)7月	会社法成立 432条第1項に「適時・正確な会計帳簿の作成」が明記、会計参与制度が導入される
乱立したルールを一本化しようとする動き～大企業向け企業会計基準を簡略化する方向へ傾斜	
2005年(平成17年)8月	日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」を公表 (シングルスタンダード・トップダウンアプローチの立場)
2007年(平成19年)3月	バーゼル 導入(規制資本の経済活性化に向けた進展)
IFRSの影響色濃い中小指針の適用にはなじまない多くの中小企業向けの新ルールを模索する動き	
2009年(平成22年)7月	IASBがIFRS for SMEs(中小企業版IFRS)を公表 (シングルスタンダード・トップダウンアプローチの立場)
2010年(平成22年)2月	中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を再開

2010年(平成22年)3月	企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置
2010年(平成22年)8月	非上場会社の会計基準に関する懇談会「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」を公表
2010年(平成22年)9月	中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を公表
多くの中小企業に適用されるべくその企業属性に即した新しい会計ルールの策定・公表へ	
2011年(平成23年)2月	中小企業庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会」を設置
2011年(平成23年)5月	金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正 (「金融と経営支援の一体的取り組みの推進」を確認)
2011年(平成23年)12月	中小企業政策審議会『中間取りまとめ - グローバル競争化における今後の中小企業政策のあり方 - 』を公表(中小企業の新たな会計ルールの整備・活用, 事業者自らの経営状況や資金繰りへの説明能力の向上)
2012年(平成24年)2月	中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」を公表(ダブルスタンダード・ボトムアップアプローチの立場)
2012年(平成24年)8月	「中小企業経営力強化支援法」施行, 中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設
2013年(平成25年)6月	AICPAがFRF for SMEs(中小企業版FRF)を公表, 特別目的のフレームワークを採用, 金融機関を利用者に想定(ダブルスタンダード・ボトムアップアプローチの立場)

(注) 大武.2012,191-192, 表 10-1 をもとに, 下記の参考文献をもとに筆者加筆

- ・河崎.2012
- ・河崎・万代.2012
- ・櫛部.2014

これは当時,「同調査会(注:経済安定本部企業会計制度対策調査会)が,「企業会計原則」の制定のみならず,中小企業をも含む企業の会計実務全般の改善策の検討にも及び,その活動の一環として,会計教育用に標準化された帳簿様式の作成や中小企業用に簡素化された会計方法の開発が試みられていた。シャープ使節団は,同調査会のそうした活動に注目し,上記の勧告を行ったものとみられる。」(注は筆者)(高橋.2011,84)からであり,このような時代的要請を受け,特に青色申告の普及を目的として開発されたのが,「中小企業簿記要領(昭和24年 経済安定本部企業会計制度対策調査会)」および「中小会社経営簿記要領(昭和28年 中小企業庁)」である。さらに,両者はいずれも税務申告の目的に加え,金融機関からの借入に関する記述がなされている点で共通している。

このような戦後の混乱期を経た後の,歴史的背景については,[表 3-1], ~ に示したとおりである。

次に,わが国における中小企業会計の萌芽としての会計ルールである,「中小企業簿記要領」「中小会社経営簿記要領」,そして,現在制定・運営されている「中小指針」「会計要領」,ならびに国際的な中小企業の会計ルールである「中小企業版 IFRS」,米国における中小企業

の会計ルールである「中小企業版 FRF」に関し、中小企業の会計ルールの特徴である、経営者、ならびに金融機関との関わりに関し、一覧表としてまとめたものが、[表 3-2]である。

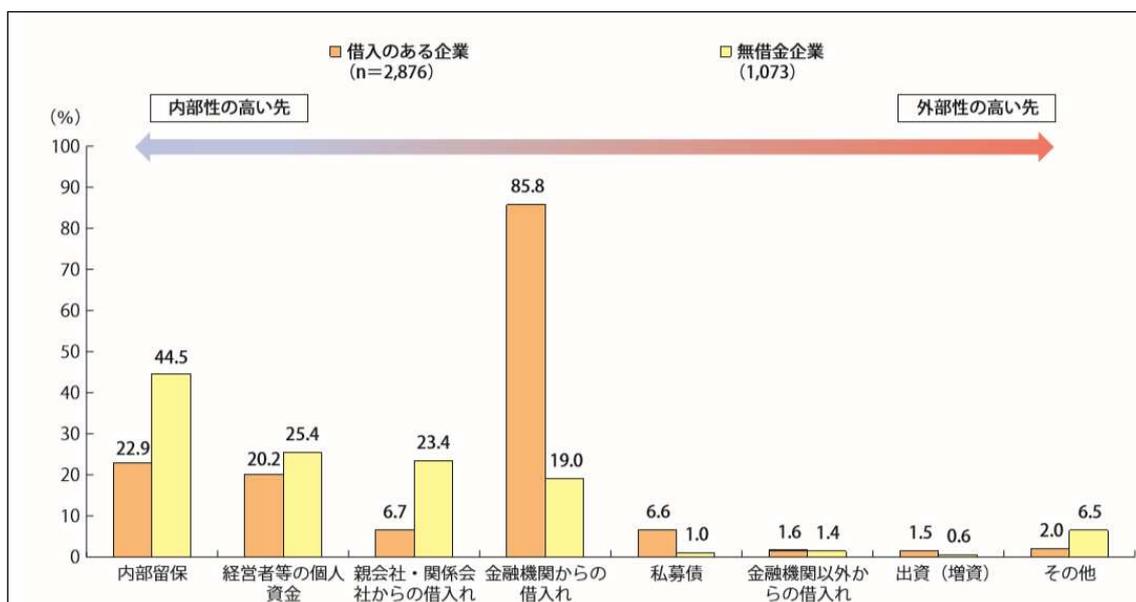
[表 3-2: 中小企業の会計と経営者および金融機関との関わりに関する記述]

中小企業の会計ルール	経営者との関わりに関する記述	金融との関わりに関する記述
1949 年（昭和 24 年） 「中小企業簿記要領」	一 中小企業簿記要領の目的 (3) <u>事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること。</u>	一 中小企業簿記要領の目的 (2) <u>融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業金融の圓滑化に資すること</u>
1953 年（昭和 28 年） 「中小会社経営簿記要領」	解説 <u>元来、帳簿は単に税務のためにあるものではない。(中略)出資者と経営者との権利義務を明らかにするとともに、経営内容を常に明らかにするとともに、経営内容を常に計数的に明らかにし、経営の改善、合理化や資金の借入れに必要な体制を整備することが大きな目的でなければならない。</u>	第一節 中小会社経営簿記要領の目的 (中略) 中小会社は、これによって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領ともなるものである。
2005 年（平成 17 年）8 月 「中小企業の会計に関する指針」	本指針の作成に当たっての方針 6. <u>会計基準とその限定的な適用</u> (中略) また、中小企業においては、 <u>経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。</u>	今回想定する、非公開の商法上の小会社が作成する計算書類の主な外部の利用者は、 <u>金融機関等の債権者と中小企業の取引先である</u> (2)。
2009 年（平成 22 年）7 月 IFRS for SMEs (中小企業版 IFRS)	BC53 所有者兼経営者は、多くの目的のために SME の財務諸表を使用する。しかし、「SME 基準」の目的は、所有者兼経営者の経営上の意思決定に役立つ情報を提供することではない。経営者は事業を運営するために必要な情報は何でも得ることができ	BC37 (a) 金融機関は国境を越えて貸付を行っており、多国間で営業をしている。 <u>ほとんどの国において SME の半数以上（非常に小規模な企業を含む）が銀行融資を受けている。銀行は、財務諸表に基づいて、貸付の決定及び契約条件、</u>

	る(同じことは完全版 IFRS に関してもいえる)。それでもなお、一般目的財務諸表は、事業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに関する理解を提供することを通じて経営者のニーズに対応する。(IASB.2009)	金利を決定する。(IASB.2009)
2012年(平成24年)2月 「中小企業の会計に関する基本要領」	1. 目的 (2) 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計	1. 目的 (2) 中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
2013年(平成25年)6月 FRF for SMEs(中小企業版 FRF)	財務諸表の目的 1.08 財務諸表の目的は、経営者、債権者、および他の利用者に対し、資源配分の決定をするか、経営の受託責任の評価をする、またはその両方に有用な情報を伝えることにある。 (AICPA.2013a, para.1.08)	主要な利用者として、中小企業の所有者、弁護士・医者等の職業専門家、銀行その他の資金提供者、保険会社、保証人、個人投資家等 (AICPA.2013b)

このように、わが国においては、戦後から現在まで、中小企業の会計ルールには経営者との関わり、および外部の第三者である金融機関との関係が記載されており、またこれは国際的にも同様であることがわかる。わが国の中小企業の会計制度の制定過程を振り返って見た場合、「1953年の経営簿記要領の公表以後、2002年3月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を設置するまでの50年間近く、「中小企業の会計」が本格的に検討された形跡は見あたらない」(古川 2013, 23)という長期の空白期間があり、戦後大企業を中心とした会計制度だけが着目され続けてきたという事実はあるものの、中小指針や会計要領といった新たな中小企業の会計基準においても、金融機関との関係を良好に保つために正しい会計が必要である。という考え方が採用されており、中小企業の会計は金融機関との関わりを常に重視し開発されてきたという点で、戦後一貫しているといえよう。

また、中小企業の資金調達に関する調達先については、中小企業庁によれば、[図 3-1]のとおり、金融機関から借入れを行っている企業は、8割強となっており、間接金融が中心となっており、資金調達先としては金融機関に依存している状況に変わりはない。



[図 3-1: 成長のための課題解決に必要な資金の調達先]

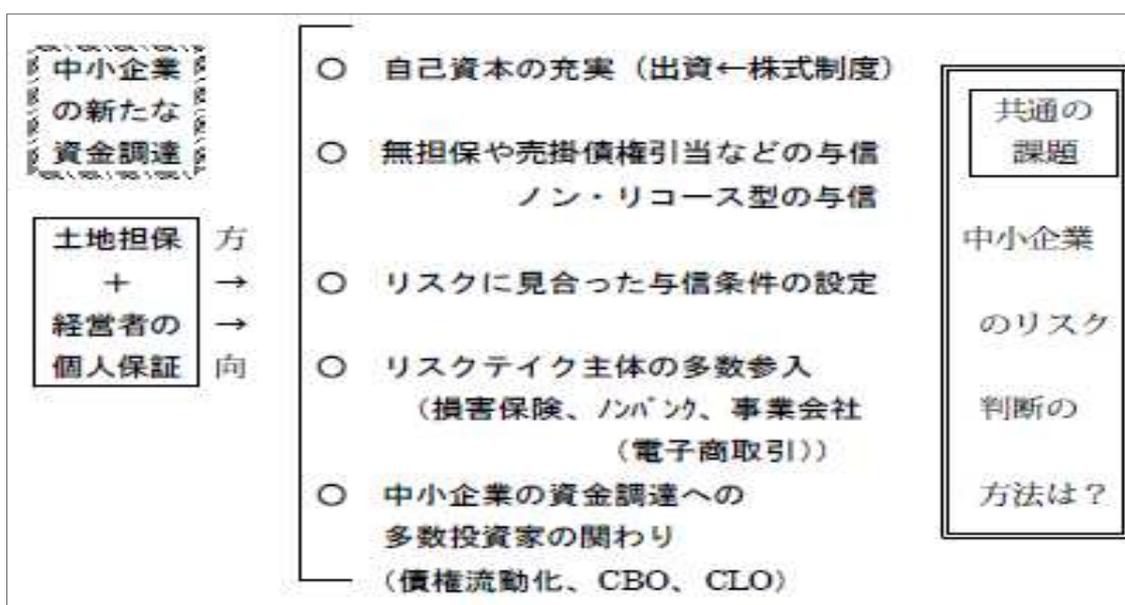
(中小企業庁.2016, 第 2 - 5 - 37 図)

こうした成長のための課題解決に向けた投資を行う際の資金調達先について見ていく。第 2-5-37 図は、成長のための課題解決に必要な資金の調達先を、金融機関からの借入れの状況別に見たものである。普段から金融機関から借入れを行っている企業の 8 割強は、資金調達先として「金融機関からの借入れ」を挙げており、次いで「内部留保」、「経営者等の個人資金」となっている。他方、金融機関からの借入れが無い無借金企業では、「内部留保」と回答した企業が最も多く、次いで「経営者等の個人資金」、「親会社・関係会社からの借入れ」となっている。このように、金融機関から借入れのある企業は外部からの資金調達に積極的であるが、無借金企業では、内部性の高い先からの資金調達を重んじている。また、全ての企業において、「出資(増資)」と回答した企業はほとんどおらず、中小企業においては直接金融へのニーズが低く、間接金融が主流であることが分かる。このように、市場から資金を直接調達することが困難な中小企業にとっては、引き続き金融機関に対する資金調達ニーズは強いものの、無借金企業においては内部留保等の内部資金への依存度が高く、金融機関からの借入れの必要性が低いことが分かる。

(中小企業庁.2016, 309)

一方で、わが国の中小企業経営者は、金融機関からの資金調達という面において、物的担保と人的担保¹という、大きな負担を強いられてきた。我が国において、中小企業の会計ルールの整備が開始された平成 14 年当時は、「中小企業の事業向けの借金に経営者や親戚・知人が保証をつけることが、金融機関から融資を受ける中小企業経営者なら誰もが経験する「金融慣行」であり、「2003 年版の中小企業白書によると、中小企業の資金借入では 81.0%

で個人保証が求められた。その結果生じる深刻な悲劇は数多く、私財の処分や自殺さらに信用を失うなど社会問題と化している。」とされている一方で、「中小企業であるがゆえに金融機関は財政状態を確実につかんでいないので保証を求めるわけで、保証責任があると経営者は必死で事業に取り組む効果がある。」(鶴田 2005, 196)とされていた。このため、[図 3-2]にあるような、土地担保や経営者の個人保証中心の資金調達から、新たな中小企業の資金調達に転換すべく、様々な代替手法が検討されることになった。しかし、いずれにしても、新たな資金調達の方法を探るにしても、共通の課題は「中小企業のリスクの判断の方法」をどのように行つか。であり、ここに、金融機関が融資判断の際に利用する、中小企業の財務諸表の信頼性確保という問題がクローズアップされることとなったのである。



[図 3-2: 中小企業の資金調達に関する政策対応の考え方]

(中小企業の会計に関する研究会 2002, 16)

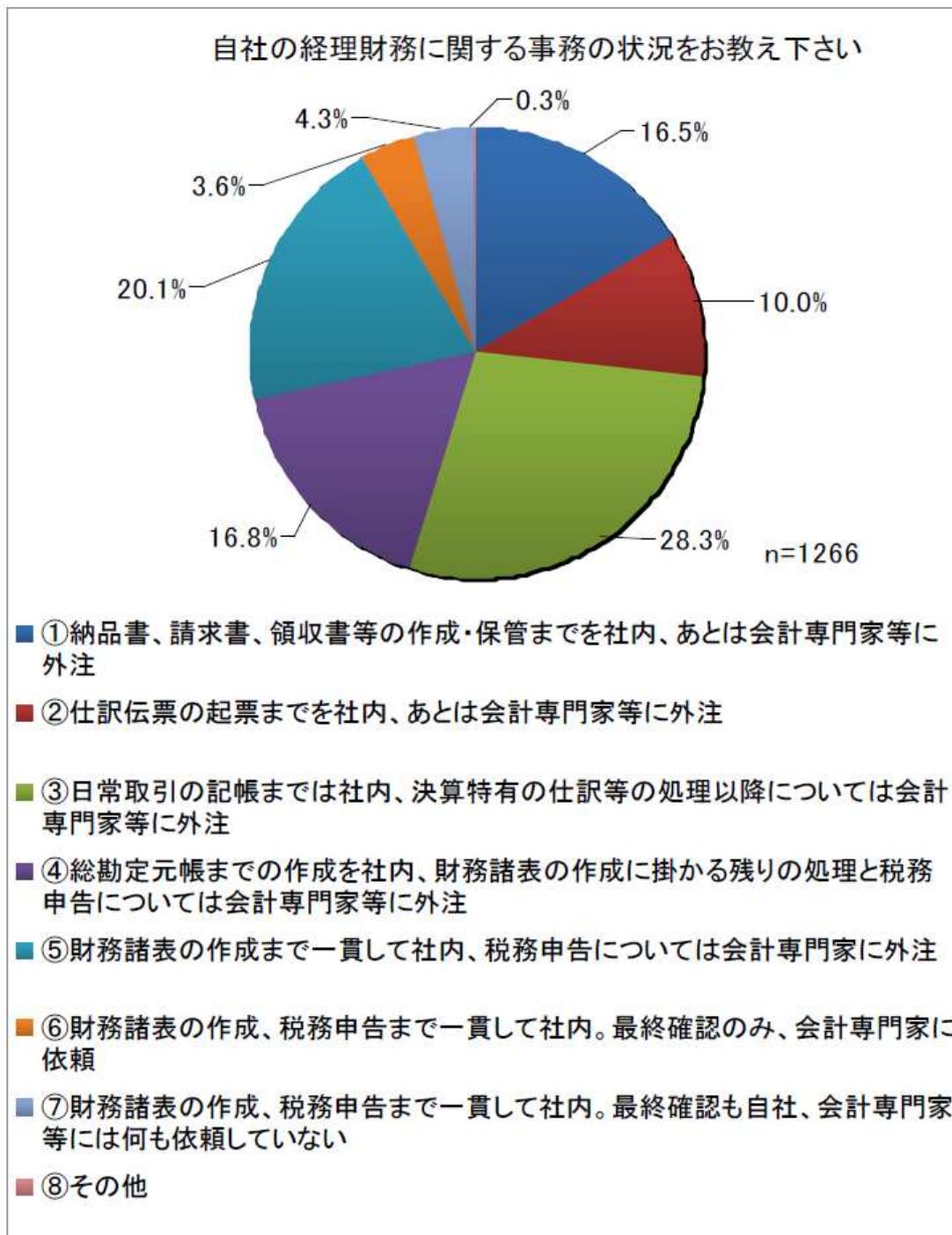
そして、このような中小企業における資金調達の実態と政策的課題をふまえ、21 世紀に入り再開された中小企業の新しい会計ルールの検討においては、「今後、中小企業が物的担保や個人保証に頼らない資金調達の拡大や、新たな取引先の開拓を指向していくためには、信用力を高めるために、信頼性のある計算書類を作成・公開することが重要となる。(中略) 本報告は、こうした資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す、前向きな中小企業が商法上の計算書類を作成するにあたって準拠することが望ましい会計のあり方を示すものである。」(中小企業の会計に関する研究会 2002, 67)として、物的担保や個人保証に頼らない資金調達の拡大と、信頼性ある計算書類の必要性を明確に結びつけた上での検討がなされたのである。より具体的には、金融機関は、融資先に対して独自の企業格付を行ない、金融庁が定める債務者区分に分類・管理し貸出先の管理を行なっているが、平成 19 年 3 月の「バ

ーゼル」の導入により、金融機関は従来と異なり「個々の貸出債権の管理状況に説明責任が求められる」(坂本 2012, 63) ことになり、貸出先債権の管理により一層の管理体制が求められることになったのである。

3.3 中小企業と金融機関の間における情報の非対称性

一方、金融機関に提出される決算書は、必ずしも信頼性が高いものばかりではなく、「かつて税務署用、金融機関用、取引先用と3つの決算書が作られることがあった。」「粉飾とはいわないまでも、売掛金が3年も滞留したまま資産として載せてあったり、棚卸資産が黒字企業の平均在庫の5倍もある決算書は時々みかける。」(河崎・万代 2012, 248) といったケースや、「極めて多い事例として、税務上は任意償却であることから、表面上利益が出ている決算書にするために減価償却を計上しないケースがある。中小企業としては、金融機関からの融資継続のためと信じ、特段の悪意もなく決算調整しているのも実態である。(中略) このような減価償却不足は、会計上は含み損であり、金融機関における自己査定の際には当然考慮され、実質債務超過を構成する要因となっている。このように、中小企業にありがちな減価償却不足に始まる決算調整を安易に考えてはならない。再生に取り組んだ途端に頭を抱えてしまう、極めて厄介な病巣である」という、中小企業の会計の実態として多く行われている減価償却不足という問題点が金融機関にとって再生局面において大きな問題となるという指摘に加え、「さらに問題なのは、本格的な粉飾である。中小企業では、架空売上、架空売掛金、架空在庫、帳尻合せの社長への貸付金、簿外債務等々、実にさまざまな不適切な会計処理(場合によっては明らかな粉飾)が行われていることが多いのが実態」であり、「架空の売掛金、架空在庫、架空の貸付金等々は、極端な例では10年以上前から行われていたようなケースもある」(藤原 2013, 32-33 下線は筆者)とされている。このような中小企業の会計の実態をふまえ、中小企業の身の丈に即した会計ルールとして、制定されたのが、現在の我が国の中小企業の会計ルールである、「中小企業の会計に関する指針(平成17年8月1日 最終改正 平成27年4月21日)」「(以下、中小指針という)および「中小企業の会計に関する基本要領(平成24年2月1日)」「(以下、会計要領という)である。

このような中小企業の財務諸表の信頼性の確保のためには、そもそも中小企業の財務諸表を作成しているのは「誰」であるのか、その実態をふまえて検する必要がある。中小企業庁によれば、中小企業の経理財務に関する事務の実態は、.[図 3-3]に示すとおりである。



[図 3-3：中小企業の経理財務に関する事務の実態]

(中小企業庁 2013, 12)

(4) 自社の経理財務に関する事務の状況

自社の経理財務に関する事務の状況について尋ねたところ、「日常取引（現金，売掛金，買掛金等）の記帳までは社内で行い，決算特有の仕訳等の処理以降については会計専門家

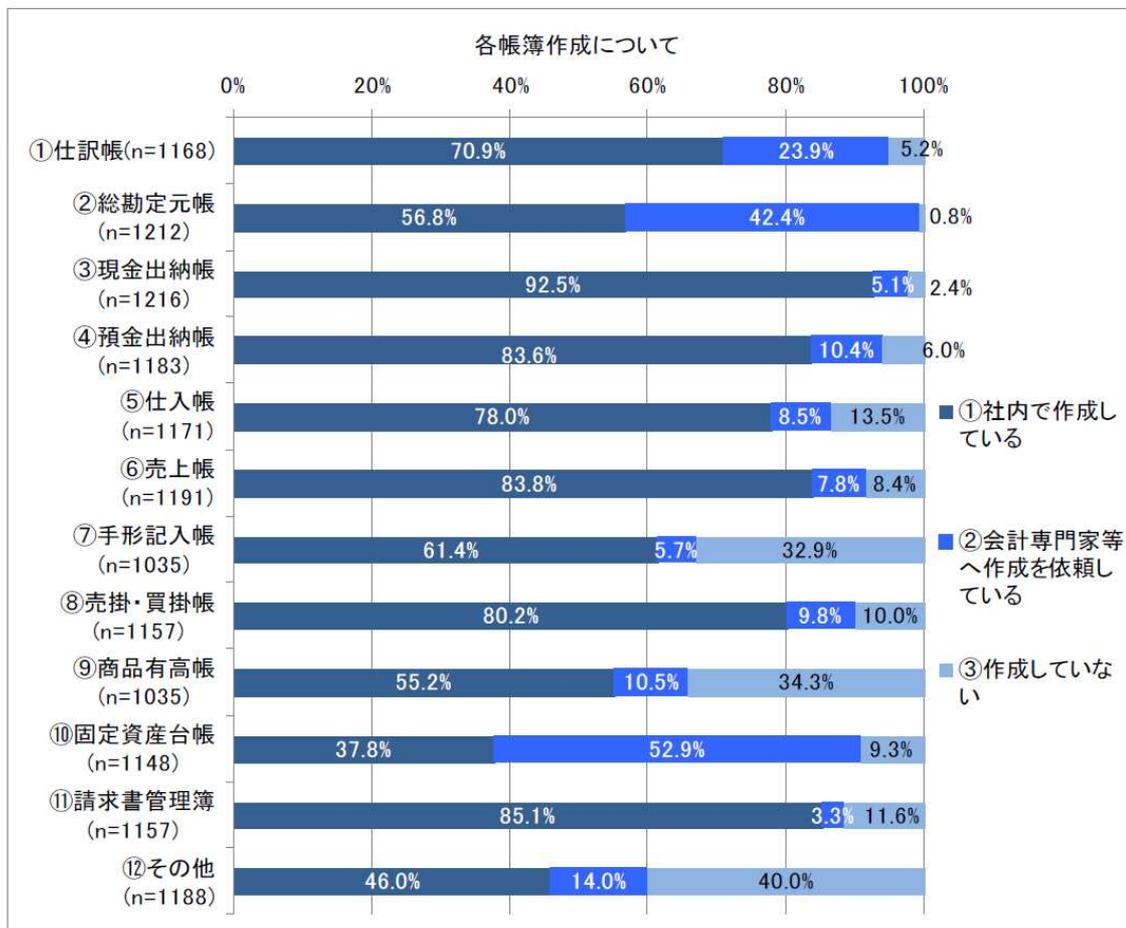
等に外注している（仕訳帳の日常取引部分までは自社で記帳している）」が 28.3%と最も多く、次いで「財務諸表の作成まで一貫して社内で行っており、税務申告については会計専門家に外注している」(20.1%)、「総勘定元帳までの作成を社内で行い、財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の作成に掛かる残りの処理と税務申告については会計専門家等に外注している」(16.8%)の順となった。

社内では領収書等の作成・保管や伝票の起票まで行うが、記帳は社内では行わず会計専門家等に外注している会社は 26.5%であった。

（中小企業庁 2013，12）

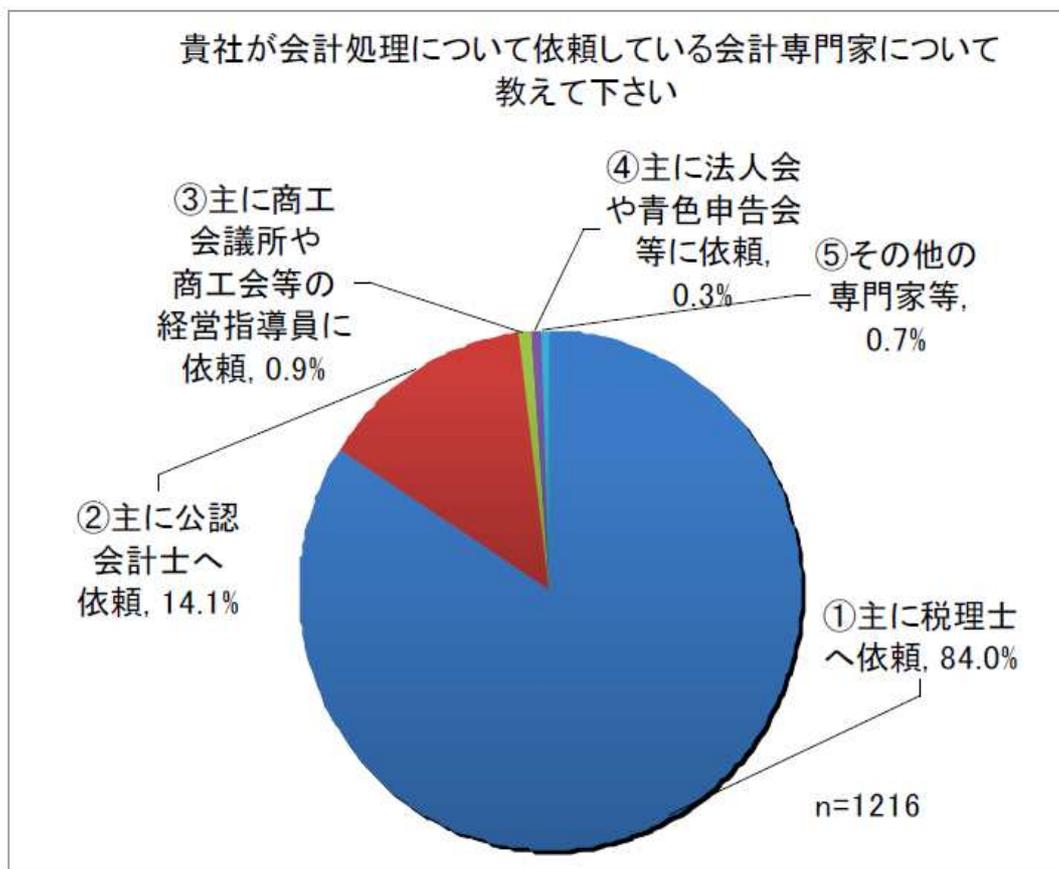
このアンケート調査から読み取れることは、中小企業の決算の実態としては、その多くが自社ではなく、外部にその作成を依存しているということである。[図 3-3]の、～を合計すれば、91.7%の企業について外部専門家が関与しており、中小企業の決算書の信頼性確保の問題は、イコール中小企業に関わる会計専門家の業務品質の問題に他ならないということにある。

次に、外部専門家が作成していない、中小企業自らが作成している帳簿の内容は、[図 3-4]のようになっている。



[図 3-4：中小企業が作成している帳簿の実態]
(中小企業庁.2013, 17)

これによれば，中小企業が作成している帳簿のうち，「会計専門家等へ作成を依頼している」割合が高かった帳簿は「固定資産台帳」(52.9%)，「総勘定元帳」(42.4%)となっている。総勘定元帳は帳簿組織における主要簿であり，これが作成できていないことは，試算表や決算書等も当然作成できないということになる。つまり，中小企業のうち，10社に4社は主要簿たる総勘定元帳すらを作成できていないのが実態であり，帳簿の作成ができない以上，当然，決算書も作成することはできず，会計専門家にその作成を委ねている実態が見てとれる。また，同調査においては，中小企業に関与する会計専門家とはいったい誰なのかという点についても，以下の様にアンケート調査の結果をまとめている。



[図 3-5：中小企業が会計処理を依頼している会計専門家]
(中小企業庁 2013, 13)

(5) 会計処理について依頼している会計専門家について

会計処理について依頼している会計専門家について尋ねたところ、「主に税理士へ依頼」が 84.0%と最も多く、次いで「主に公認会計士へ依頼」(14.1%)、「主に商工会議所や商工会等の経営指導員に依頼」(0.9%)の順となった。

これによれば、中小企業が会計処理を依頼する会計専門家は、税理士が 84.0%と圧倒的に多く、これに公認会計士(14.1%)を加えた、税理士及び公認会計士の関与状況は 98.1%である。つまり、わが国の中小企業の財務諸表の信頼性向上は、会計専門家、とりわけ税理士による決算書の信頼性向上の取り組みが、大きな鍵を握っているといえる。

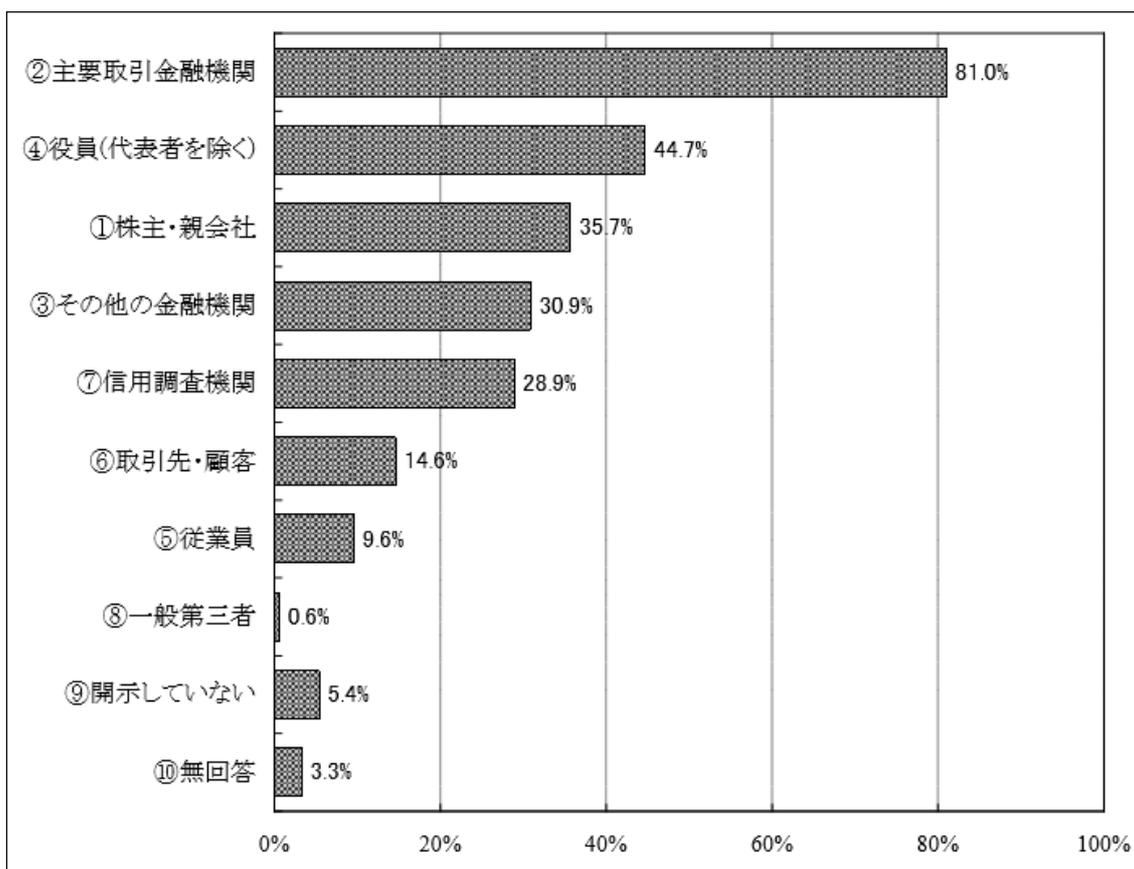
なお、平成 23 年 5 月の金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正において、「金融と経営支援の一体的取り組みの推進」の確認を受け、中小企業庁・中小企業政策審議会が『中間取りまとめ - グローバル競争化における今後の中小企業政策のあり方 - 』を公表し、中小企業の新たな会計ルールの整備・活用と、事業者自らの経営状況や資金繰りへの説明能力の向上が求められることになった。

これにより、現在では、中小指針および会計要領を適用した中小企業に対して、信用保証協会の保証料率の割引や各種中小企業施策における恣憑を通じて公的な優遇が図られているほか、民間金融機関においても決算書の信頼性を重視した無担保融資制度²や多くの金利優遇制度³があるなど、我が国の中小企業会計制度は、金融支援と一体となった取り組みがなされているところである。このような流れにおいて、中小企業の財務諸表の信頼性確保は、特に金融機関との関連性において、ますます重要視される状況にあることから、中小企業の財務諸表の作成に深く関与している税理士の活用が重要な政策課題となってきた。

3.4 わが国の金融機関における中小企業の財務諸表の取り扱い

3.4.1 中小企業の会計と実態財務諸表の関係性

金融機関は、中小指針や会計要領といった正しい会計ルールに則り、決算書が作成されているかを重視しているが、こういった信頼性ある決算書が金融機関に提出されたとしても、それだけでは、融資審査に十分な情報が金融機関に提供されたことにはならない。中小企業の決算書の開示先としては、[図 3-6]のとおり、主要取引金融機関が 81.0%を占めている。



[図 3-6：決算書の開示先について]

(中小企業庁.2009, 8)

金融機関において、中小企業の財務諸表は融資先の業績を理解する重要な資料である一方、金融機関に提出される決算書のすべてが企業の実態を正しく表しているとは考えられておらず、金融機関では融資先から提出された決算書の数字に修正を加え、より実態を表すよう、実態財務諸表に組み替え、融資審査をするという実務が行われている。つまり、中小指針や会計要領といった正しい会計ルールに則っているか 実態財務諸表に修正した場合、問題点は存在していないか、という2段階の検討を経て、融資審査が行われているのである。

これは、金融機関が「会計上の規則や商法上の定めなどは、決算処理の恣意性の排除や経理処理の整合性を保つための道具」として用いているからであり、「実態財務諸表の考え方は、各金融機関における企業あるいは事業の見方そのもの」であるとされている（山越2005,2）からであり、金融機関にとって実態貸借対照表は、融資判断等の業務において重要な意味を持つが、金融機関が融資判断の根拠を貸出先に開示することは実務上なされず、実態貸借対照表が貸出先である中小企業に対して開示されることはないため、中小企業と金融機関の間には、常に情報の非対称性という問題が生じているといえよう。

金融機関は実態貸借対照表に基づき、企業格付を行ない、貸出先の格付ランクに応じて、貸倒引当金の設定を行うが、児嶋.2015によれば、金融庁作成の金融検査マニュアルと、日本公認会計士協会作成の銀行等監査特別委員会報告第4号『銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』、ならびに日本公認会計士協会作成の監査基準委員会報告540『会計上の見積もりの監査』に基づき、貸出条件緩和債権の該当基準が緩和されれば、貸倒引当金が減少するか。という点については、「ポートフォリオ（貸出債権）全体に関する貸倒引当金総額の十分性の検証」規定に従えば、許容されないことになる。」とし、「国の政策と金融検査マニュアルおよび実務指針ならびに監査基準委員会報告とは整合性がないため、会計実務と監査実務の実態は不明である。」（児嶋2015,201）と結論づけている。つまり、金融機関の貸倒引当金設定の実態は、金融検査マニュアルと公認会計士監査における委員会報告の概念が異なっているため、両者のいずれにも属さない、金融機関における「独自の」判断が介在しているものと推察される。つまり、実際の融資実務においては、金融機関における実態貸借対照表の作成方法に加え、貸倒引当金の設定方法についても、外部からは知る術はなく、金融機関と中小企業の間には、解決できない情報の非対称性が存在しているといえる。

具体的には、実態財務諸表の評価基準は、「私的整理に関するガイドライン,Q.10 2 実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」（私的整理に関するガイドライン研究会.2001,15-17頁）にその評価基準の一例が示されているものの、詳細な評価基準は各金融機関により異なっており、また一般的に開示されているものでもない。実態財務諸表の作成に関する評価基準は、公式な会計ルールに則ったものではなく、金融機関の融資先に対する個別の評価にすぎず、また、具体的な修正方法についても、各金融機関がそれぞれ別個に考察を加えて検討しているため、金融機関の中小企業の財務諸表に対する評価を一律に論じることはでき

ないが、「実態財務諸表」のうち、実態貸借対照表（以下、実態BS）に関し、公表されている実態財務諸表の評価基準に即し、実務上用いられている主な評価手法と、中小指針や会計要領を各論別で比較したのが、[表3-3]である。

[表3-3：金融機関が作成する実態貸借対照表「実態BS」と中小企業会計]

項目	実態BS作成時における実態修正方法 (一例)	中小指針		会計要領	
		各論	実態BSとの整合性	各論	実態BSとの整合性
売掛金	倒産などにより回収不能な債権、先方が認知していない債権は全額減額修正 回収が長期化しているものは合理的な減額修正割合により修正	金銭債権、貸倒損失・引当金	の長期化した債権に関しては規定なし	金銭債権及び金銭債務、貸倒損失・貸倒引当金	の長期化した債権に関しては規定なし
棚卸資産	不良在庫は含まれていないか	棚卸資産		棚卸資産	
有価証券	上場株式は含み損を減額修正(含み益は加算修正しない) 非上場株式は分析対象企業の財政状態やCF状況を考慮して判断	有価証券、純資産(有価証券評価差額金)	で、含み益のある有価証券差額金を計上する場合に整合性を欠く	有価証券	
仮払金・貸付金	固定化しているものがあれば減額修正	経過勘定等		該当なし	
前払費用	原則として全額減額	経過勘定等	×	経過勘定	×
有形固定資産 (減価償却)	法人税法上の法定償却限度額に満たない場合は実態修正の対象	固定資産		固定資産	相当の償却となっている
土地	市場価格が下落し簿価と乖離している場合は、当該差額を減額修正	固定資産	減損損失として対応することが可能	固定資産	×
賞与引当金	支払が確実に発生すると予想されるものは減額しない	引当金		引当金	

仕入債務	過小計上されていないか	金銭債務 収益・費用の 計上		資産、負債の 基本的な会 計処理 収益、費用の 基本的な会 計処理	
退職給付引当金	退職給付債務の積立不足額は 全額を負債とみなす	退職給付債 務・退職給付 引当金		引当金	
税効果会計	繰延税金資産に関し、每期、 資産性についての評価・検討 が必要(計上は極めて限定的)	税効果会計	中小企業が実態 BSで計上できる 場合は限定的	該当なし	繰延税金資産の過 大計上が起きづら い
簿外債務	計上漏れはないか	金銭債務、収 益・費用の計 上 リース取引		資産、負債の 基本的な会 計処理、収 益、費用の基 本的な会計 処理、リース 取引	リース取引に関し 賃貸借取引によっ た場合、未払リー ス料は注記で開示
連結会計	関係会社を連結した上で分析 することが絶対条件	該当なし	×	該当なし	×

(注) 以下の資料をもとに筆者作成

- ・河崎・万代 2012, 245
- ・私的整理に関するガイドライン研究会 2001, 15-17 (Q.10 2 実態貸借対照表作成に当たっての評価基準)
- ・山越 2005, 8-132

これによれば、たとえば、有価証券においては有価証券差額金(含み益部分)を計上しない分、会計要領の方が実態BSに即した処理となっているが、有形固定資産の減価償却不足額の取り扱いについては、每期継続して規則的な償却を行うこととしている中小指針の方が実態BSに即した処理となっているなど、いずれの会計ルールに則って処理をしていたとしても、金融機関は実態BSの作成に際して、修正作業を行うものと推察される。また、連結会計の項目のように、そもそも現行の我が国の中小企業の会計ルールでは対応できない項目も存在する。

つまり、中小企業経営者が金融機関に提出する財務諸表は、いずれの会計ルールに準拠していても、金融機関は融資審査の観点から独自の実態修正を加えることになる。実態修正の内容は、各金融機関により異なっており、その内容を詳細に知ることはできないものの、中小企業再生支援協議会が財務デュー・デリジェンスの際に作成する報告書様式(図3-7)においては、その実態修正項目の内容は、いわゆる粉飾決算を含む、会計処理の誤りを示す「財務会計上の修正事項反映後の純資産額」と、簿価と時価との差額である「含み損益等の修正事項」に分かれている。

調査結果要約			
1. 窮境の状況			
(1) 実質的な純資産額(27頁参照)			
調査基準日現在、財務会計上の修正事項反映後の貴社の純資産額は 185,000 千円である。			
不動産の含み損益等の修正事項まで反映した場合の純資産額は 202,500 千円である。			
今回の調査時点において不動産は売却を想定していないため、その評価は正常価格としている。			
今後の事業計画の内容次第では、不動産の含み損益に係る修正事項は金額が異なることがあるので留意が必要である。			
修正事項の内容等	参照頁	金額	
帳簿上の純資産額			100,000
財務会計上の修正事項			
・有形固定資産の減価償却不足額	33	50,000	
・会員権の評価損	34	20,000	
・長期滞留棚卸資産の評価減等	32	3,000	
・在庫の架空計上	32	1,000	
・未払消費税の計上	36	3,000	
・内容不明の保証金の費用処理	34	2,000	
・賞与引当金の計上	40	1,000	
・売掛金の貸倒処理	31	1,000	
・投資有価証券の評価損	34	4,000	
の合計			85,000
財務会計上の修正事項反映後の純資産額(+)			185,000
含み損益等の修正事項			
・不動産の含み損益(時価-簿価)(注1)	33	17,000	

・電話加入権の時価評価	34	500	
の合計			17,500

(注1) 不動産の時価は平成22年 月 日付の不動産鑑定士 氏による評価価格(正常価格)である。
なお、建物の簿価は減価償却不足額調整後の簿価である。

(注2) 修正事項には税効果は考慮していない。

(注3) 純資産価額の修正は、今後の事業計画策定に資する基礎情報を得るために現状の貴社の財務状況を報告することを前提としたものであり、合意した手続を実施した結果判明した事項を反映したものである。従って、必ずしも一般に公正妥当と認められた監査基準に基づく監査を行った場合の修正金額ではなく、すべての修正事項を網羅したものではないことに留意する必要がある。

(注4) 中小企業特性(法人財産と個人財産の一体化)を考慮した実質債務超過額
金融検査マニュアル別冊〔中小企業編〕においては、企業の実質的な財務内容を判定するに際し、代表者個人の資産内容等も加味することができるとされている。中小企業特性反映後の実質純資産額は、185,800千円である。

修正事項の内容等	参照頁	金額	
含み損益等の修正事項まで反映した場合の純資産額			202,500
中小企業特性に基づく資産評価等			
・社長自宅土地	38	11,000	
・社長自宅建物	38	5,000	
・個人借入(住宅ローン)	38	6,000	
・社長所有の有価証券	38	4,500	
・社長所有のゴルフ会員権	38	200	
・役員借入金		2,000	
の合計			16,700
中小企業特性反映後の実質純資産額			185,800

[図3-7:財務調査報告書における実質的な純資産額の算定]

(藤原2013,312)

ここで重要なのは、「財務会計上の修正事項反映後の純資産額」と、簿価と時価との差額である「含み損益等の修正事項」との違いである。

中小指針や会計要領といった、正しい会計ルールに基づき財務諸表を作成し、金融機関に提出した場合、「財務会計上の修正事項反映後の純資産額」については、正しい会計ルールに基づき作成されているのであるから、修正事項を必要とされる項目は極めて限定的になる一方、「含み損益等の修正事項」については、中小指針や会計要領といった、正し

い会計ルールが、伝統的な取得原価主義に基づく会計であり、実態貸借対照表の作成においては、取得原価に基づく簿価ではなく、時価を反映させる以上、必ず修正項目が存在する。という点である。これは、実態貸借対照表が継続企業（ゴーイング・コンサーン）を前提とした会計ではなく、清算を前提とした貸借対照表であることから、両者は根本的にその会計目的を異にしているからである。中小企業の会計と金融機関との接点としては、「一般的に中小企業は、経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識も充分でないため、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていないケースが多いと考えられます。そのため多くの中小企業では、取引先金融機関が財政状況の調査等を行い、経営実態の把握をしています。中小企業が一層信頼できる情報提供を行うことができれば、取引先金融機関に対する信用力が向上し、中小企業にとっても有利な条件で融資を受けられる可能性が高まります。」（中小企業庁 2014, 4）との記述がなされているところであるが、つまりこれは、中小指針や会計要領といった、正しい会計ルールに基づき財務諸表を作成しても、金融機関がその財務諸表をそのまま融資審査に用いることはないが、正しい会計ルールに準拠して作成した財務諸表が提出されていることは、金融機関の実態財務諸表作成における前提条件であり、正しい財務諸表が提出されることは、金融機関の実態財務諸表作成の手間を大きく削減するということである。

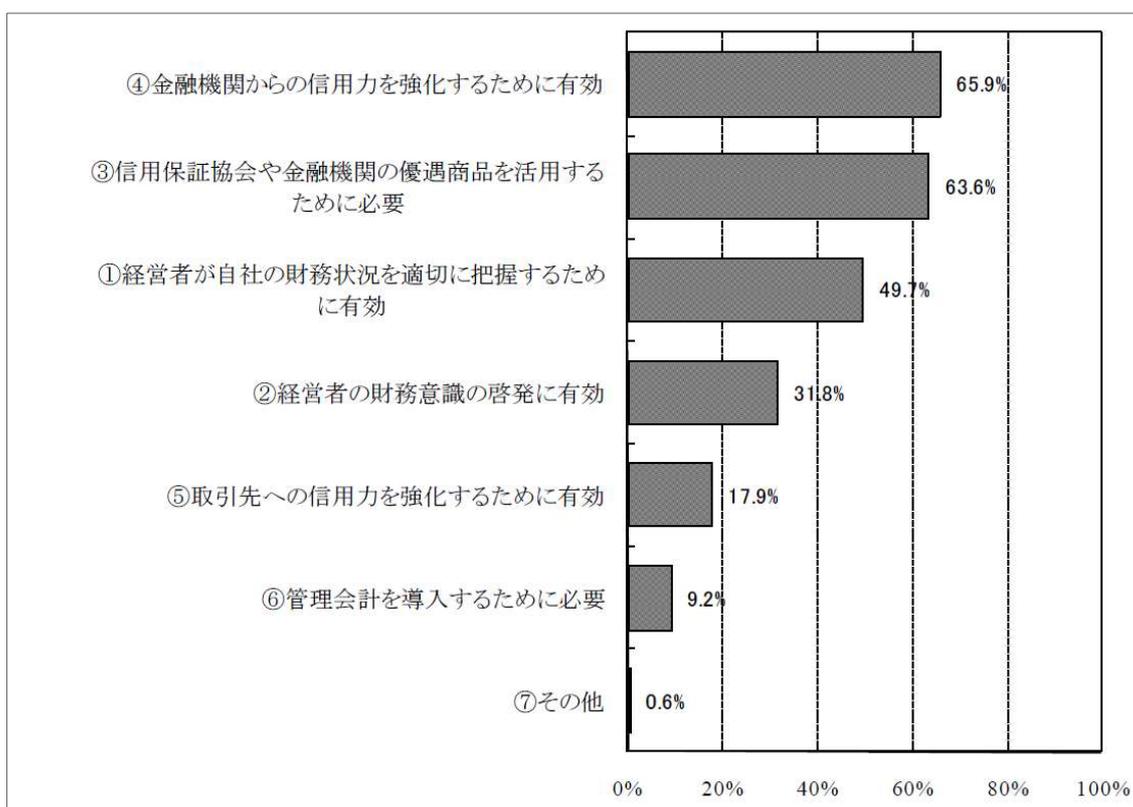
わが国の中小企業の財務諸表には会計監査が強制されていないため、独立した職業会計人による積極的保証が付与されていることはまずないが、「財務諸表の消極的保証監査であるからといって、利害関係者に対する有用性は否定されるべきではない。まず、財務諸表の信頼性について消極的保証が与えられれば、これを利害関係者自身の知識によってより有用なものにすることができる。すなわち、中小会社の利害関係者は、主として金融機関および取引業者であると考えられるので、かれら自身が経済活動を行っている者として特定の中小会社の経営者の性格及び能力、営業の内容、業界および経済金融状況についての知識を有しているので、たとえ監査が消極的保証であってもそれを有効に利用することができるであろう。他方において、これらのサブ・システムとしての監査は、中小会社に対して有意義な指導的効果をもたらし、中小会社の会計を適切なものにし、また経営者や管理者に会計情報の経営管理への利用を指導し、ひいては中小会社の経営を健全化し、中小会社の外部監査の制度化の目的とされている中小会社の倒産による取引先の損害を減少させることに役立つ。」（森 1985, 35-36）とされており、金融機関は消極的な保証であったとしても、実態貸借対照表の作成を通じ、金融機関は有用な情報へと組み替えているのである。とはいえ、数多くの融資審査を日々行わなければならない金融機関担当者の事務負担を考えれば、正しい財務諸表が提出されることで事務負担が大きく軽減されるということだけでも大きなメリットを享受でき、さらに、実態財務諸表の作成時点で多くの修正事項を要する財務諸表と、ほとんど修正事項のない財務諸表とでは、自ずと融資先に対する心証が異なり、偽りのない財務諸表が提出されているか否かは、金融機関と中小企業との信頼関係に直結する問題となる。

以上を総括すると、中小企業経営者が金融機関に提出する財務諸表は、実態財務諸表への組み換えという過程を通じて、金融機関に財務諸表の信頼性の程度を融資審査の過程を通じて試されており、中小指針や会計要領といった正しい会計ルールに基づいた財務諸表を提出することは、金融機関と中小企業間の信頼性向上という点において、きわめて重要な意味を持つものといえる。

3.5 わが国における中小企業の金融機関に対する決算書の信頼性向上の方向性

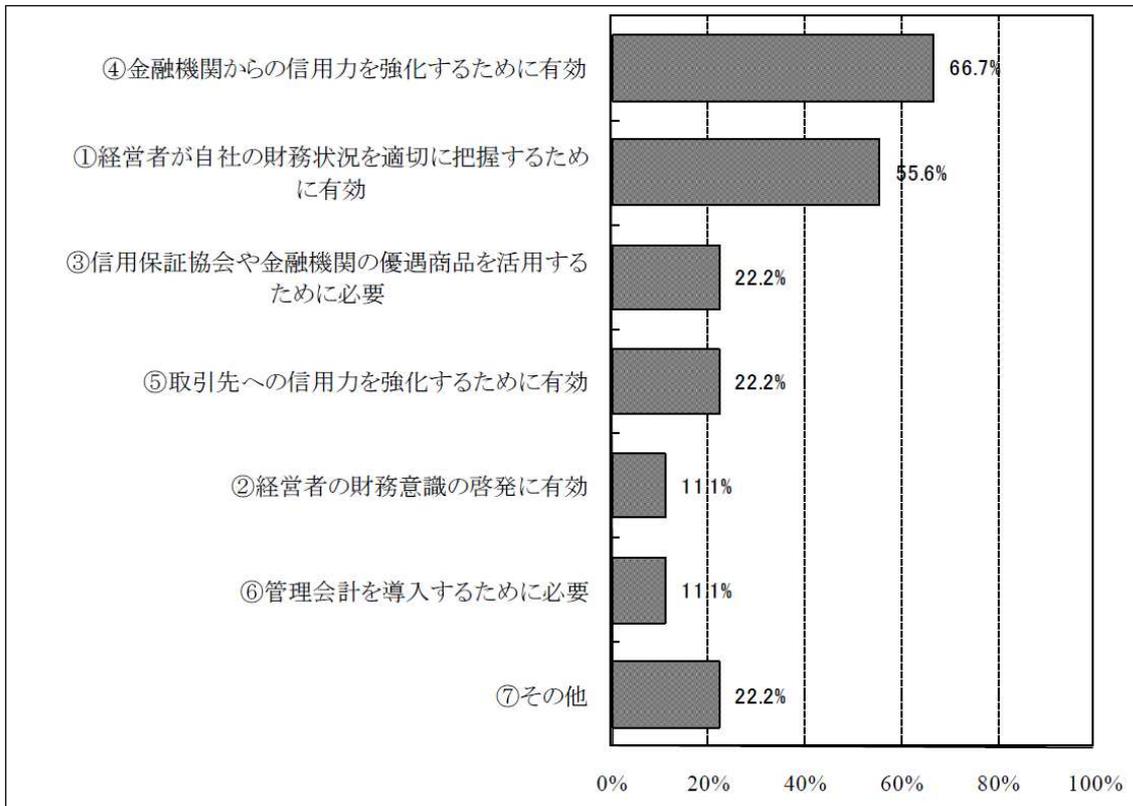
3.5.1 外部の会計専門家による決算書の保証の必要性

中小企業の会計制度が整備されたいま、次なる課題は中小企業の会計に対する信頼性保証をいかに行うかという点にある。中小企業庁の実態調査によれば、税理士、公認会計士ともに、中小企業の会計をクライアントに薦める理由としては、[図 3-8]、および[図 3-9]のとおり、「金融機関からの信用力を強化するために有効」という回答が共にトップとなっており、会計専門家においても、中小企業の会計の活用は、金融機関との信頼の醸成にあるという点で、見解は一致しているものと思われる。



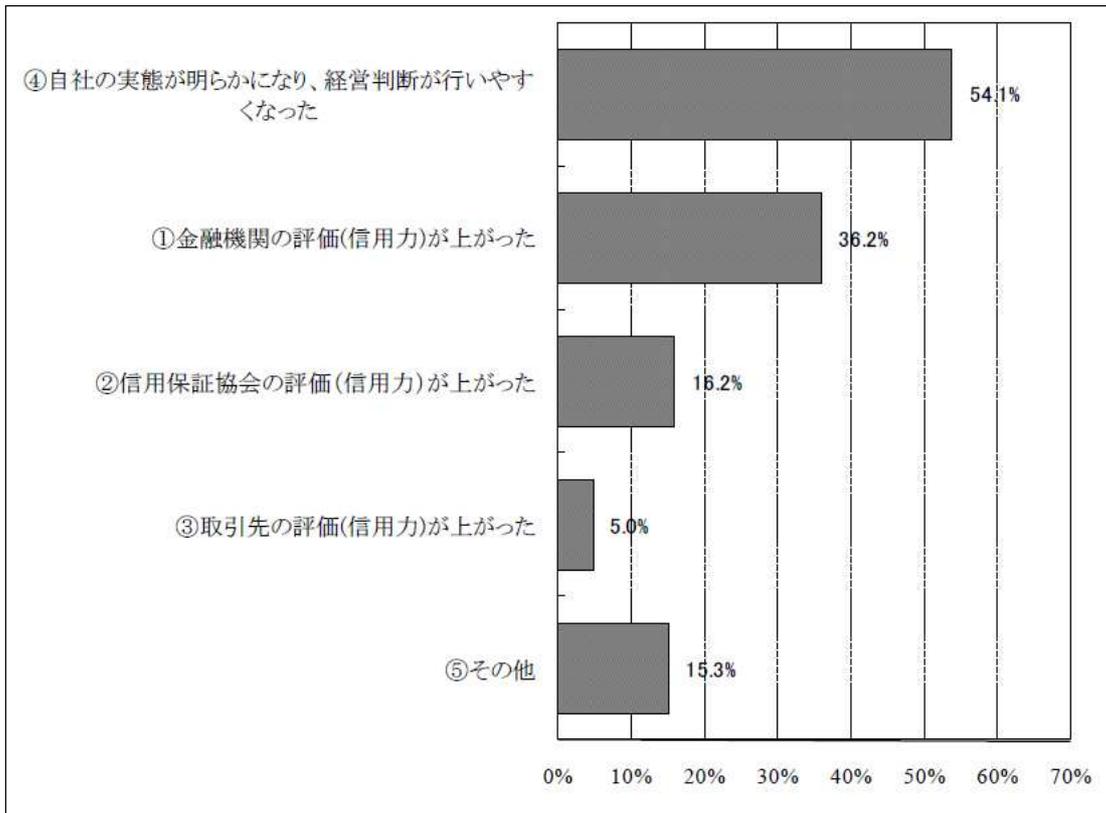
[図 3-8 : 「中小企業の会計」をクライアントに勧める理由 (税理士)]

(中小企業庁 2011, 41)



[図 3-9 : 「中小企業の会計」をクライアントに勧める理由 (公認会計士)]
(中小企業庁 2011 , 41)

また、[図 3-10]のとおり、中小企業の会計を導入した中小企業経営者に対するアンケートでも、「金融機関の評価（信用力）が上がった」は、36.2%と、「自社の実態が明らかになり、経営判断が行いやすくなった。」の 54.1%に次いで 2 番目となっており、会計専門家のみならず、中小企業経営者の認識においても、中小企業の会計は金融機関との信頼関係の醸成に意義があるという認識があることが見てとれる。



[図 3-10 : 「中小企業の会計」に準拠して計算書類を作成したことによる効果について]
(中小企業庁 .2010 , 27)

中小企業の財務諸表に対する信頼性確保の手段としては、実務上、すでに税理士による中小企業の決算書に対する信頼性付与（税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面、ならびに日本税理士会連合会による「(中小指針ならびに会計要領)の適用に関するチェックリスト」）により中小企業の会計の質が担保され、保証料率の割引や低利融資という形で中小企業の資金調達の円滑化に資する取り組みが行われている⁴ほか、会社法に規定する、会計参与による取締役と共同して作成する財務諸表に対する、会計参与報告という形での信頼性付与も行われているところである。

一方で、我が国において公認会計士監査は中小企業には強制されておらず、また、金融機関から任意監査という形で会計監査を求められるということも、実務上存在していなかったが、日本公認会計士協会から平成 26 年 4 月に「監査基準委員会報告書 800 及び 805（平成 26 年 4 月 日本公認会計士協会 監査基準委員会）」が発表され、この中で、中小企業の会計は特別目的の準拠性監査という枠組みで整理がなされた。

中小企業においては、その大多数において、税理士等の外部の会計専門家が決算書の作成や税務申告書の作成に幅広く関与している等の理由から、決算書への信頼性付与の方向性としては、コンプレーションを中心とした保証関連業務によることが適当と考えられる⁵が、

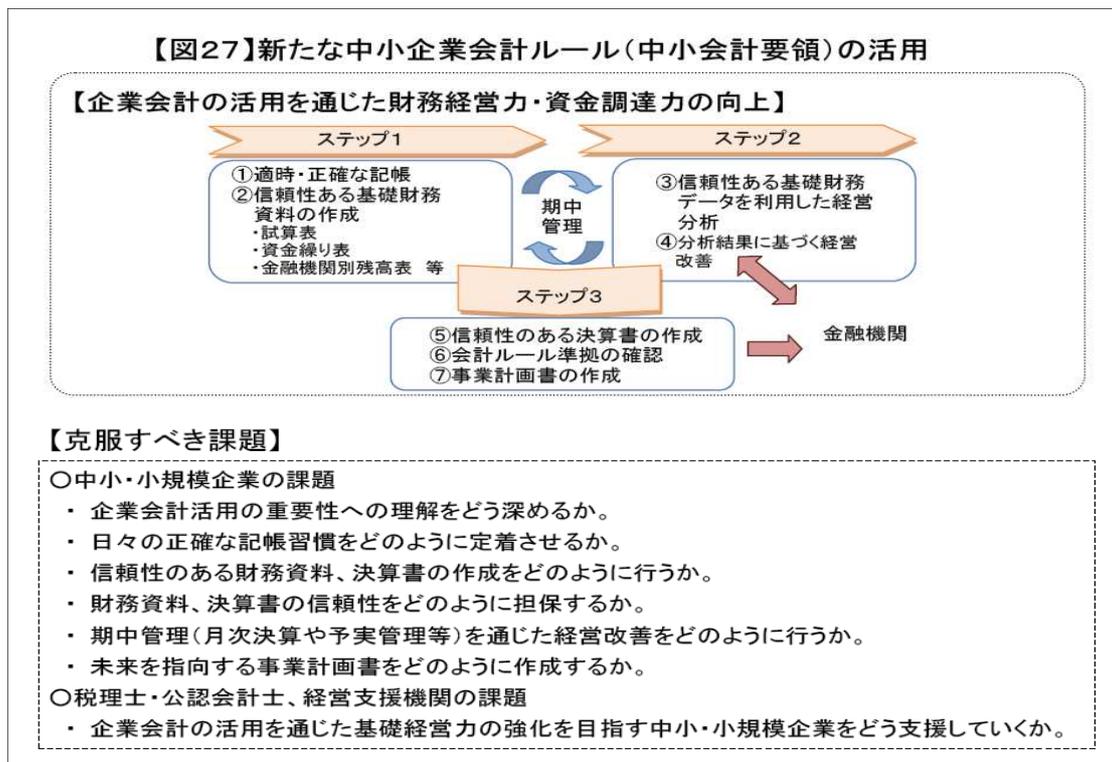
中小企業の財務諸表に対する保証は法律等により強制されておらず、中小企業と金融機関の信頼性向上という観点から、今後実務が醸成されていくものと考えられ、いかに財務諸表の信頼性を向上し、多くの中小企業に普及させていくかは、今後の大きな課題であり必要性が生じている。

3.5.2 期中管理による中小企業の決算書の信頼性向上

金融機関は、正しい会計ルールに基づく決算書の作成・提出という財務会計の活用という点に加え、管理会計の活用による信頼性向上についても重要視している。

平成15年3月に金融庁は「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表以降、地域金融機関が取引先である中小企業の実態をきめ細かく把握し、お互いの信頼関係を把握したうえで、良質な金融サービスを提供することが求められることになった。

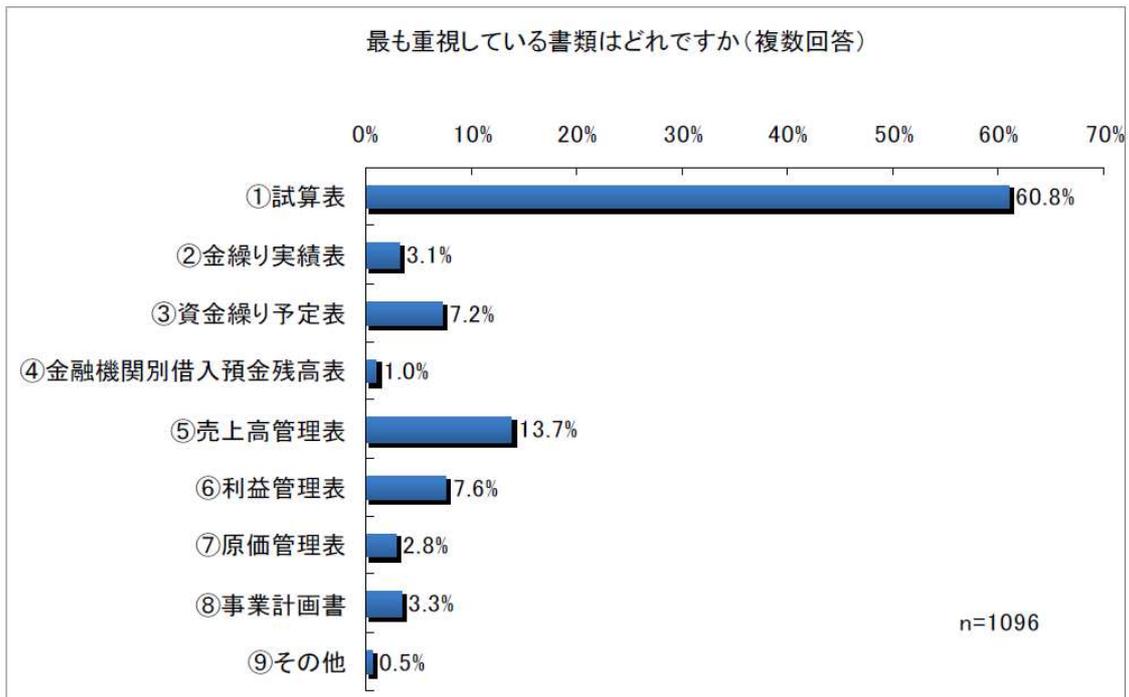
平成24年6月に公表された“ちいさな企業”未来会議の取りまとめにおいては、中小会計要領の活用方法として、期中管理（月次決算や予実管理等）を通じて、金融機関に中小企業が適時・正確な記帳による信頼性ある基礎財務資料を作成（ステップ1）し、信頼性ある基礎財務データを活用した経営分析や、その分析結果に基づく経営改善を促し（ステップ2）、信頼性ある決算書の作成、会計ルールの準拠の確認、事業計画書を作成（ステップ3）することにより、企業会計の活用を通じた財務経営力、資金調達力の向上が示されている。



[図 3-11: 期中管理による中小企業会計ルールの活用]

(“ ちいさな企業 ” 未来会議.2012 ,28)

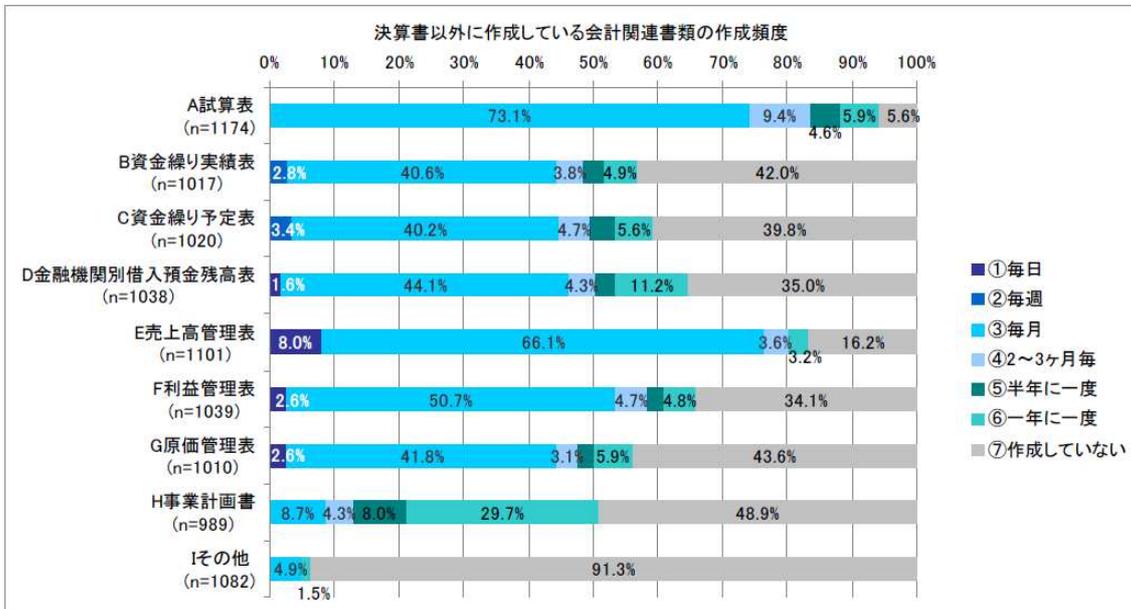
月次決算書は正式な決算書ではないが、中小企業経営者がタイムリーに自社の業績を把握するという経営管理の観点から、実務上重要視しているものである。この点は金融機関も視点は同じであり、「融資申し込みを受け、取引先企業に最新の月次決算書の提出を求めても即座に提出できる企業は少なく、毎月の試算表すら作成していない企業も多い。」との実態がある一方で、「中小企業にとっては安定的な資金調達のため信頼性の高い決算書が必要であるとともに、会社を経営していく上で、現状を正しくつかみ業績を把握するためにも月次決算書を作成する必要がある。」とされ、「業績のよい会社の経営者は月次決算を対比する月次決算に強い関心を持ち、1日も早く出来上がるのを待っている。経営者の行動は管理職や従業員に刺激を与え、会社全体が業績に対し意欲的に取り組むようになる。反対にひどいところは税務申告書の提出に間に合うよう年1回まとめて会計処理を行うところもあるが、これでは業績の向上が図れるわけがない。」との金融機関の実務担当者の見解(河崎・万代2012,249)は、中小企業の会計を活用し、金融機関と中小企業経営者の信頼を醸成するために、期中管理の活用を考えていく上で、極めて重要な視点であろう。事実、中小企業庁によれば、中小企業経営者が重視している書類としては、[図 3-12]に示すとおり、試算表が60.8%でトップとなっている。



[図 3-12: 中小企業経営者が最も重視している書類]
(中小企業庁.2013 , 37)

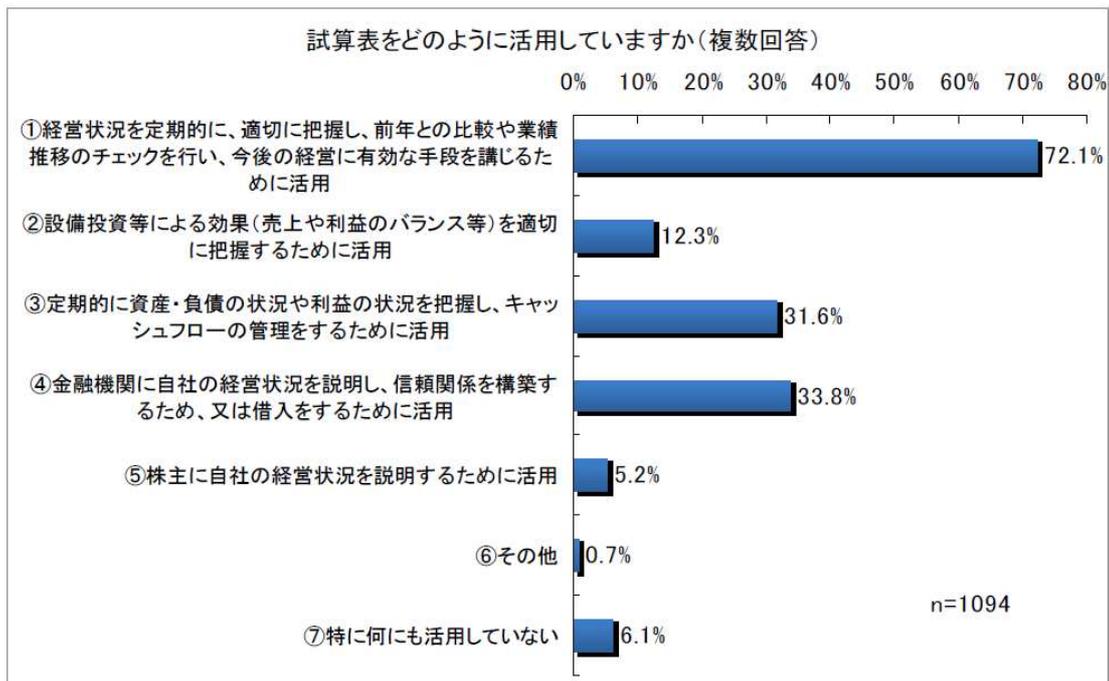
また、中小企業が決算書以外に作成している会計関連書類としては、[図 3-16]に示すとおり、試算表は毎月作成する書類として、トップの 73.1%となっていることがわかる。つまり、中小企業の経営実態として、すでに試算表の作成は多くの企業が行っていることから、これを中小企業の経営管理に用いることは、その実行可能性の観点からしても、中小企業に過重な負担を課すことなく実行することが可能である。

また、試算表は、正式な決算書ではないが、「決算書は会計年度中に 1 回、すなわち通常 1 年に 1 回、しかも決算期末経過後に作成される。しかし、経営者のなかには毎月の財務状況を見てみたいという人もおり、毎月、貸借対照表や損益計算書を、自社の経理部門や顧問税理士を通じ作成する企業もある（これを試算表という）。金融機関では試算表を作成している企業から提出してもらい、財務分析に使うこともある。」(商工組合中央金庫 2016 , 3)とされており、中小企業経営者だけでなく、金融機関においても実務上、広く用いられていることから、中小企業と金融機関との間でタイムリーに情報を共有することで情報の非対称性を解消し、相互の信頼関係を向上させるためのツールとして有効に機能するものといえる。



[図 3-13：決算書以外に作成している会計関連書類の作成頻度]
 (中小企業庁 2013, 31)

さらに、試算表の活用方法としては、[図 3-14]に示すとおり、「経営状況を定期的に、適切に把握し、前年との比較や業績推移のチェックを行い、今後の経営に有効な手段を講じるために活用している」が 72.1%と最も多く、次いで「金融機関に自社の経営状況を説明し、信頼関係を構築するため、又は借入をするために活用している」(33.8%)、「定期的に資産・負債の状況や利益の状況を把握し、キャッシュフローの管理をするために活用している」(31.6%)の順となっており、中小企業においても幅広く経営管理目的に活用されていることがわかる。



[図 3-14：試算表の活用方法]

(中小企業庁 2013, 32)

中小企業においては、年次決算以外の決算書作成は要請されておらず、月次における試算表の作成は任意であるが、前述したように、中小企業経営者は月次で作成される試算表を経営管理上重視し、経営管理目的で幅広く活用している実態がある。また、試算表の活用は中小企業経営者だけではなく、融資を行っている金融機関内部においても、融資先の業績をモニタリングし、貸出金の回収可能性の判断に利用している実態がある。つまり、試算表を用いて経営管理を適切に行っている中小企業は、有効に内部業績管理機能が働いており、中小企業経営者は早め早めに経営判断を行い、経営に対する打ち手を講ずることが可能であり、結果として好業績となる。ということになるであろう。これは、特に金融機関の経験則として、正確でタイムリーな月次決算と業績向上には関連性がみられるということになるのであるが、これを実証データで裏づけたものとして、日本公認会計士協会東京会による実態調査(日本公認会計士協会東京会 2014)があり、参考に値するものと思われる。本調査に調査対象としているのは中小企業ではない(連結子会社を有する上場企業 322 社)ものの、調査結果によれば、過去 3 年以内の営業利益が増加傾向にあると回答した企業 156 社のうち、営業日ベースで 6 日以内に月次決算を完成させる企業が 35 社、6~10 日以内に完成させる企業 85 社と合わせると約 77%の企業が 10 日以内に月次決算を完成させており、「月次決算の完成時期の早さと企業の業績には一定の相関関係が見られるのであり、これは、月次決算を早期に完成させる企業は速やかに経営的意思決定をすることが可能となり、また、迅速に環境変化に対応することができ、そのことが好業績に結びついているのではないかと推認

される。」と結論付けている（日本公認会計士協会東京会.2014,8頁）。

		過去3年間の営業利益の推移の傾向				
		増加	横ばい	減少	無回答	計
月次決算の完成時期	6日以内	35社 (58.3%)	14社 (23.3%)	10社 (16.8%)	1社 (1.6%)	60社 (100%)
	6～10日	85社 (53.8%)	38社 (24%)	35社 (22.2)	-	158社 (100%)
	11日～15日	27社 (38%)	19社 (26.8%)	25社 (35.2%)	-	71社 (100%)
	16日～	9社 (34.7%)	3社 (11.5%)	14社 (53.8%)	-	26社 (100%)
	無回答	3社 (37.5%)	1社 (12.5%)	1社 (12.5%)	3社 (37.5%)	8社 (100%)
	計	159社 (49.2%)	75社 (23.2%)	85社 (26.3%)	4社 (1.3%)	323社 (100%)

[図3-15: 上場企業における「過去3年間の営業利益の推移の傾向」]

(日本公認会計士協会東京会 2014,8)

金融機関は、決算書の信頼性を重視する一方で、利息及び元金の回収のため、融資先の将来キャッシュ・フロー情報の入手を必要とされている⁶。つまり、将来的に黒字経営を継続できる企業かどうか、その実態的判断の拠り所として、タイムリーで正確な月次決算に着目する。月次決算がタイムリーに作成・入手できる企業の業績が良い。との実態に着目していることは、上記実態調査の結果とも整合することになる。

そして、この月次決算を中心とした「マネジメントサイクルの実行を後押しする法律」(古川 2012,34)として、平成24年8月30日に施行されたのが、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、中小企業経営力強化支援法)であり、経営革新等認定支援機関として認定された税理士や地域金融機関が中心になって中小会計要領の活用を推進していくことを、中小企業に対する経営支援行政や金融行政の基盤に据えたものとされている。

このように、期中管理による中小企業会計ルールへの活用は、我が国の中小企業支援施策の中心的な存在として現在活用がなされているところである。

中小企業経営者と金融機関との信頼関係の醸成という観点からみた場合には、決算書自体の信頼性を確保し、これに期中管理(月次決算や予実管理)という視点を加え、金融機関に対する、正確かつタイムリーな月次情報の提供による信頼関係を構築し、業績を向上させ、将来キャッシュ・フローの増大を通じて金融機関に対する返済能力を高め、真の意味でのリレーションシップバンキングの関係を構築することが、「借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していく」という、金融庁が指向する事業性評価に基づく融資(金融庁 2014,2)の考え方に即し、中小企業経

営者と金融機関との間の信頼性をより向上させるものになるといえよう。

3.5.3 中小企業における月次試算表作成の法的根拠と開示

中小企業において、月次試算表は広く作成され、また金融機関への開示も実務慣行として広く行われているが、その作成に関する根拠は、会社法 432 条第 1 項に求めることができる。

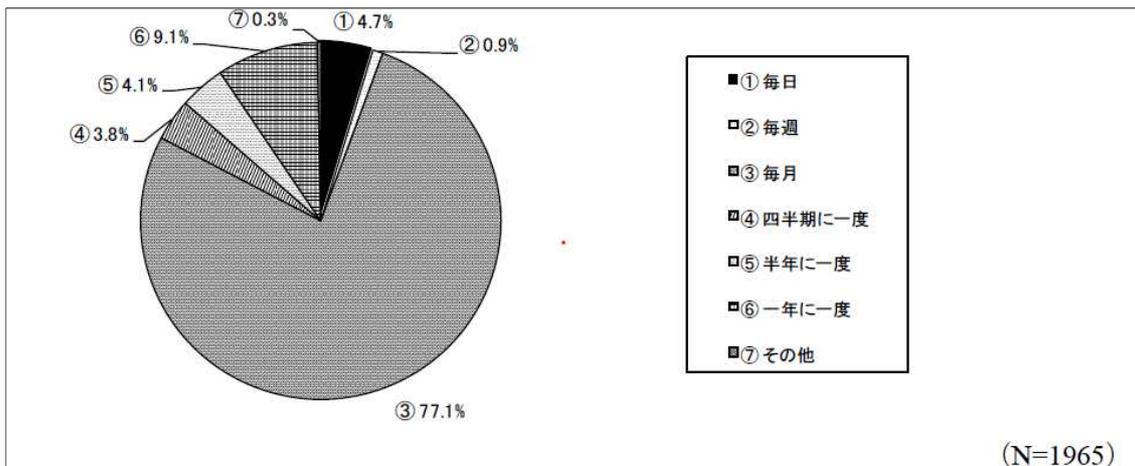
【会計帳簿への記載要件】

株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(会社法 432 条 1 項)

この中で、特に月次決算との関係で実務上問題となるのが、「適時に」とはどの程度の頻度を指すのかという問題である。これについて、会社法の立法担当者の見解は、「会社法および会社計算規則等に「適時」についての具体的な内容は定められていない」ため、「適時性の判断は、株式会社が行う種々の取引事実の具体的な態様に応じて、適切に行うほかないが、一般的には、取引事実と記帳との間の時間的感覚については、通常の間内であることが要求」されるとし、典型的な事例として以下の 2 点を例示している。(相澤・葉玉・郡谷 2006, 529)

現金取引など、一般に証拠となる外部資料の網羅性が乏しい取引については、取引が発生した後、可能な限り速やかに現金残高等を確認の上記帳すべきであること
信用取引についても、帳簿の集計時等(たとえば、月単位など)を踏まえた適切な時期に記帳すべきであること

上記の 2 点は例示ではあるものの、示された中における記帳に関する時間軸の中では、取引が発生した事実との関連によれば、信用取引に関する帳簿の集計時期が、取引事実の発生から最も長いことになる。通常、商取引における信用取引は月単位をベースとして行われることが多いが、[図 3-16]に示すとおり、中小企業の経理実務の実態としても、「期中の締め」の頻度については、「毎月締めを行っている」が 77.1%で最も多く、次いで、「一年に一度」を行っている」が 9.1%、「毎日行っている」が 4.7%の順になっている。」(中小企業庁 2010, 12)とされており、約 8 割の中小企業は、期中の締め、すなわち何らかの形において、月次決算を行っている。



[図 3-16：財務管理上，期中の締め頻度について]
(新日本有限責任監査法人.2010，12)

すなわち，中小企業における「適時」な記帳とは，会社法における立法の趣旨からしても，また，実際に中小企業における経理の実態からしても，「月次決算」を行うことを要請されているのである。

さらにこれに関し，会社法の立法担当者は，このような立法を行った背景として「会計帳簿の作成については，会計帳簿に記載すべき事象が発生した場合には，適時にこれを記帳すべきものであるが，実際には，1年に1回税務申告時にまとめて記帳するというようなことが行われているともいわれている。しかし，このような適時性を欠いた記帳は，人為的に調整することなどの不正が行われる可能性がある。そこで，会社法では，このような不正が行われる温床となりかねない慣行を戒めるため，会計帳簿を「適時に」作成することを明文で規定することとした。」(相澤 2005，153)とし，中小企業の不正防止という観点から，いわゆる年1回のまとめ記帳による決算を否定している。

以上の点をふまえ，「適時に」とは，会計業務における「通常の時間内に」という意味であると解され，「現金取引であれば，日計表・週計表・月計表等が作成される適切な時期に記帳されること」であり，「信用取引であれば，日計表・週計表・月計表等が作成される適切な時期に記帳する」(武田 2008，185)と解されているのである。

なお，中小企業の会計における記帳の重要性については，会計要領には「総論 8 . 記帳の重要性」において，以下のは記載があるものの，中小指針にはその記載がない。

8 . 記帳の重要性

本要領の利用にあたっては，適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は，すべての取引につき，正規の簿記の原則に従って行い，適時に，整然かつ明瞭に，正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。

この点については、「中小会計要領は、十分な記帳能力を有していない零細企業も対象としているため、記帳の重要性（正規の簿記の原則）の指摘を必要とするといえる。他方、中小指針がそれを指摘していないということは、零細企業を含む広範な中小企業を対象としていないのか、あるいは、会計基準においては、正規の簿記の原則に基づく「記帳」を前提にしているわけであるから、あえて指摘する必要がないとしているのか、ということについては定かではない。いずれにしても、正規の簿記の原則それ自体は、どのような企業であっても軽視することはできないはずである。」（品川 2013, 94 下線は筆者）とされ、中小企業における記帳の重要性は、その選択した中小企業のルールに左右されることはなく、共通して重要な項目であるとされている。また、なぜ帳簿を記載しなければならないかという実務的意義については、「中小企業の経営者は、商業帳簿の本質的な目的が「健全で合理的な経営を遂行せしめるための管理資料（自己報告機能）」および「商事裁判における証拠資料（商業帳簿の信頼性確保）」にあること、そして、その目的を達成するための最大の手段が「適切な記帳」にある、という原点を再認識しなければならない。経営者にとって記帳は「義務である」と同時に「自社を守るための権利」である。日本の中小企業の会計実務では、従来から「記帳は義務である」との認識が支配的であり、それゆえに、記帳条件を明確化しようとするれば、「中小企業いじめだ」とする反対論が勢いを増すという傾向がみられた。中小企業の経営者による記帳の軽視は、その企業の健全な発展を阻害するばかりか、商業帳簿の信頼性を弱めるに等しい。中小会計要領で「記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」とする意義はまさにこの点にある。」（河崎・万代 2012, 107 下線は筆者）とされており、本来、記帳は中小企業の義務ではなく権利であるという点が明らかにされている。

この様な点を踏まえれば、中小企業における月次決算書の作成は、会社法によりその実践が期待されているところであり、実務的にも幅広く行われ、かつ、記帳は義務ではなく、権利として、積極的に中小企業において活用されるべきであり、外部の利害関係者も、適時・正確な記帳に基づく月次試算表を積極的に活用することで、中小企業の帳簿の信頼性を確保するとともに、中小企業の健全な育成・発展に役立てていくべきであろう。

3.6 中小企業における金融機関とのモニタリング体制の構築

中小企業は、大企業と異なり、限られた利害関係者との間で情報開示が行われる。その利害関係者のなかでも、会計情報に着目した場合には、金融機関がその対象となる。金融機関は年次の決算書のみならず、月次試算表を活用しており、また、中小企業にとっても、月次試算表の作成は会社法上の法的な要請がその前提にある。さらに、中小企業の経営という観点からみた場合には、過去の財務情報のみならず、将来の収支や損益の見通しを、経営計画といった形で金融機関に示すことで、金融機関に将来の方向性を明示することができる。こ

のように、中小企業の会計は過去の数値の正確性や信頼性を担保したうえで、将来の事業計画の作成にもつなげていく。ということが、中小企業の会計の活用という点においては、すでに示されているところである。このような中小企業の会計における過去数値としての財務情報と、未来情報としての経営計画数値を比較・分析し、そのうえで、中小企業経営者は数値による分析結果をとおして、具体的な行動へと移していくことで、経営の改善につなげることができる。この一連のプロセスがモニタリングであり、とりわけ中小企業の会計情報の最大の利用者である金融機関と一緒にモニタリングを実施していくことは、中小企業の会計情報の活用、ならびに、中小企業の経営改善という観点からして、実務上大きな役割を果たしている。

3.6.1 金融機関における中小企業のモニタリングの視点

金融機関が求めるモニタリングとは、計画に対する進捗状況の管理であり、さらにモニタリングする内容により、財務・事業・資金繰りの3つに分類できる。

中小企業におけるモニタリングの必要性は、様々な場面が想定されるが、実務的には、経営改善を要する中小企業において、金融機関からの要望により実施されるケースが想定される。このようなケースでは、「企業が月次試算表と、主要顧客別、主要製品別の採算情報を作成できるようになることが、企業再生の鍵となってくる。」のであり、ここにおいては、「再生計画を実行していくのは企業なので、企業が自力で経理できるようになることが重視される。このようなプロセスを経ながら、数値計画の説得力が高まっていく（吉川 2015, 107-108 下線は筆者）のである。

モニタリングについては、中小企業においては、一般的に、経営改善を要する場面において、実務上必要とされることが多い。この経営改善という局面においては、中小企業に特有の事情を考慮しなければならないという側面が存在し、これを示したのが[図 3-17]である。

株主構成：経営者と同一	ガバナンスの欠如
取引金融機関構成：一行取引・地域金融機関取引	ガバナンスの欠如
個人保証：企業再生と個人再生が一体	債権放棄の困難さ
事業の選択と集中：単一事業	自助努力の限界
財務面の透明性：不適切な会計処理	タックスプランの困難さ

[図 3-17：中小企業における再生の阻害要因（上場企業との比較）]

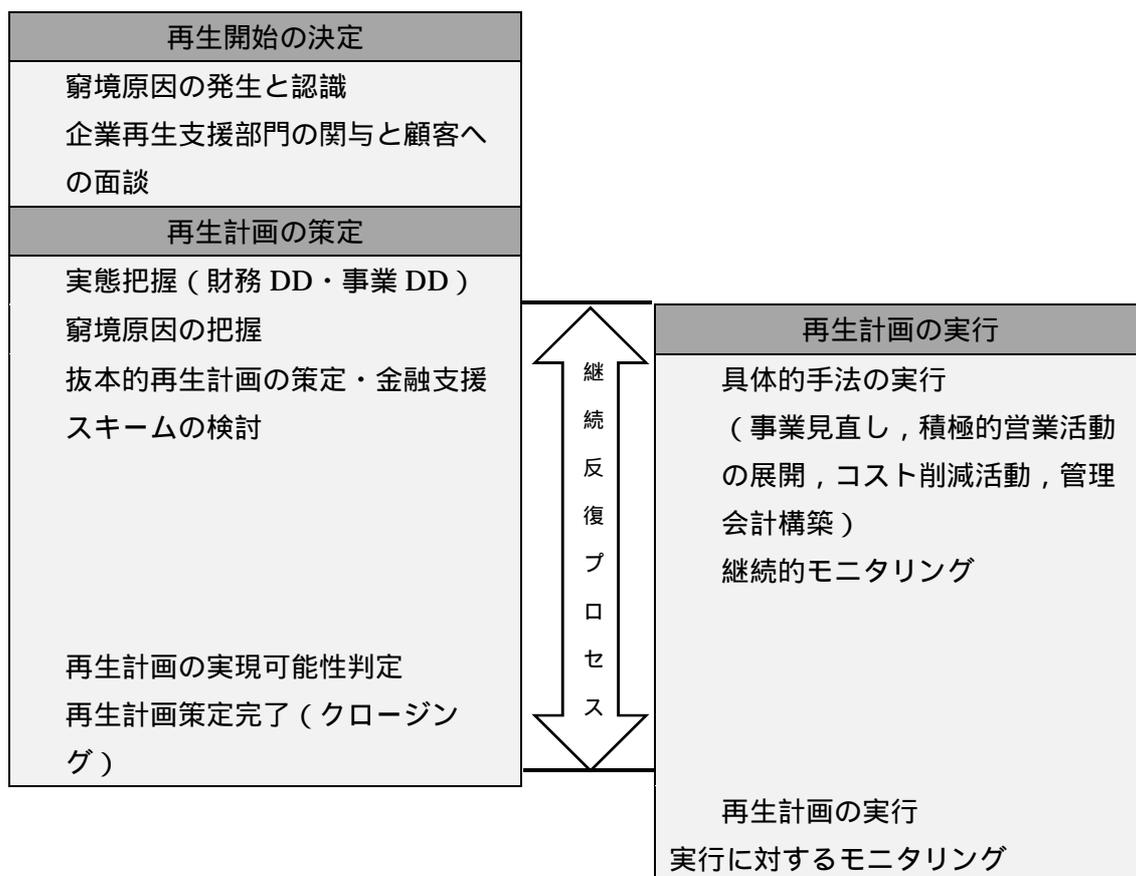
（藤原 2013, 30）

つまり、中小企業においては、経営者と株主が同一、ならびに一行かつ地元密着の地域金融機関という取引態様から、ガバナンスが欠如しており、積極的に経営改善に向かう姿勢が乏しく、また、仮に抜本的な再生を行うにしても、個人保証という制約から、金融機

関が積極的に債権放棄等の抜本的な支援を実施するとしても、経営者は通常、株主責任として、出資額の全額無償原資、経営者責任として代表取締役からの退任、保証人責任として自宅の売却や預金等換金できる資産は全額換金して、金融機関の返済に充当する。といった実務対応がなされることから、抜本的な対応策を取ることが困難であるという特性を有している。また、損益面の改善を行うために、事業の選択と集中をしようにも、とりわけ小規模な企業であればあるほど、実施している事業そのものが単一の事業であり、かつ、苦境に陥っている会社では、その単一事業から十分なキャッシュ・フローの確保が出来ていないということも多い。さらに、経営改善計画作成の基礎となる財務諸表は、不適切な会計処理により、将来の税務上の対応が明確にならないことも多い。

以上の様に、中小企業の特徴は、実務上、経営改善という中小企業にとって会社そのものの存続を左右する側面において、とりわけ金融機関との関係性を介して明確になるのである。

中小企業の経営改善という側面を通じて実行される、再生計画の決定から再生計画の実行にいたる流れは、[図 3-18]に示したとおりである。



[図 3-18：再生開始の決定から再生計画の実行に至る流れ]

（吉川.2015，88）

再生計画の内容・精度については、実務上、やはり大企業と中小企業においては差があるが、一般的に、大企業と異なり、中小企業では再生計画の内容自体も複雑なものは設定できず、再生計画に盛り込まれた、限定されたアクションプランを、いかに中小企業経営者自身がコミットし、実行していけるかに、その成否のほとんどがかかっているといえる。すなわち、金融機関は、当初示された計画数値と実績数値が一致すれば、経営改善計画の実現可能性は高く、また同時に融資先企業の返済能力は高いものと判断されるために、経営者は計画を必ず達成するという強い意思と行動力を発揮するとともに、計画の進捗状況を金融機関に逐一報告し、計画の進捗が遅れている場合であっても、さらなる打ち手による改善の可能性を金融機関に伝えていくということになる。

3.6.2 金融機関が求めるモニタリングの視点

金融機関が求めるモニタリングの視点は、一般的に下記の3点に集約される。

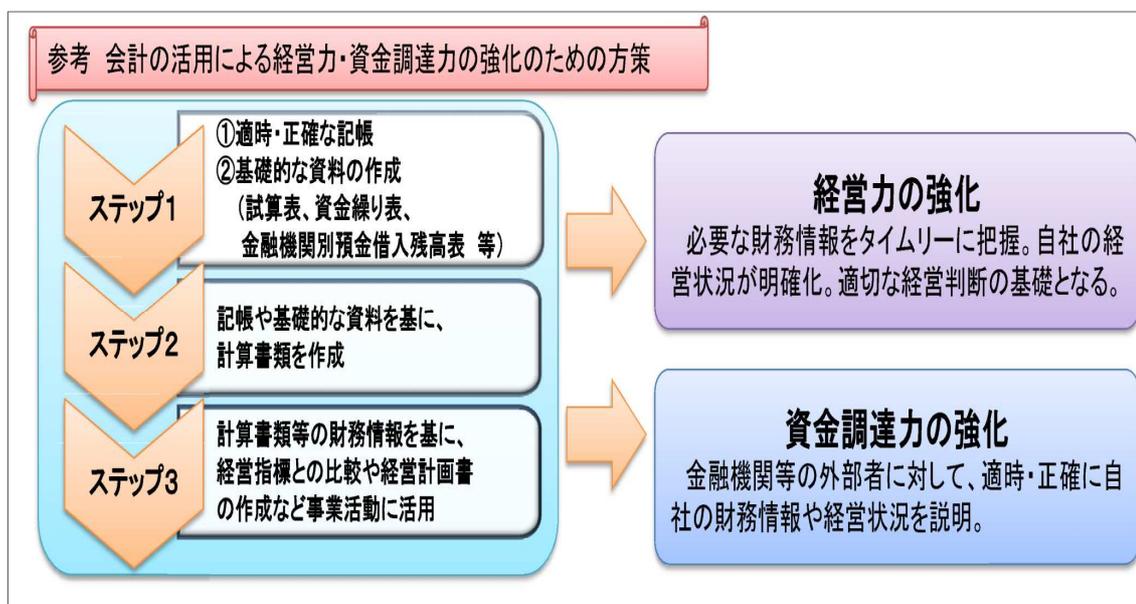
(1) 財務のモニタリング

「経営改善計画書」を作成した企業にとって、金融機関から引き続き支援を受けて会社を存続させるために最も大切なのは、経営改善のための行動計画を着実に実行し、効果を出し、計画目標を達成し続けることになるため、行動計画を実行すれば、その結果は、財務上の数値として表れるため、財務上の数値を計画の数字と比較するのが、財務のモニタリングであり、財務のモニタリングは、売上高、限界利益額、当期利益等が、計画目標に比べどの水準で推移しているかを確認する。

(2) 事業のモニタリング

提出した経営改善計画と財務数値を比較し、経営改善計画に比して未達成の場合、その原因を早期に明確にする必要があり、具体的には、部門別分析、行動計画の実施状況の確認、経営課題に対する打ち手の有効性の見直しなどが必要となる。これらの進捗状況を把握するのが、事業のモニタリングとなる。たとえば、月次において、中小企業経営者が作成し、金融機関の同意を得た行動計画表をもとに、実行の有無を確認し、また財務上の数値を基にその効果の測定を行う。

経営改善計画は一般的に通常5年間で策定され、中小企業経営者が経営改善計画の実行とその達成を成し遂げるには多大な努力と多くの時間が必要になる。このような長期的な伴走型サポートこそ、経営革新等認定支援機関として認定された税理士・公認会計士がや地域金融機関と一体となって実施すべきものである。モニタリングの過程において、予算と実績を対比して、実績数値が計画を上回る、いわゆる「上振れ」のケースにおいては、大きな問題は生じないものの、実績数値が予算を下回る「下振れ」のケースは、資金繰りに直結する大きな問題となることが多いことから、そこで生じた疑問点や課題、あるいは想定外の事態に対する対応については、定期的を開催するバンク・ミーティング等を通じ、金融機関と一体となって中小企業を支援していく必要性が生じる。このように、中小企業の会計の活用は、過去の財務数値である、年次の財務諸表や、月次の実績数値のみならず、将来の事業計画に基づく数値をも含んだ、モニタリングを通じ、金融機関との対話を深めると同時に、信頼関係を醸成することになる。



[図 3-20：会計の活用による経営力・資金調達力の強化のための方策]

(中小企業庁，中小企業政策審議会企業力強化部会 2011，5)

すなわち、中小企業の会計の信頼性向上を金融機関との関係強化という観点からみた場合には、決算書自体の信頼性確保に加え、モニタリング活動を通じた、月次をベースとした予算実績対比、ならびに中小企業経営者が自ら作成した行動計画(アクションプラン)の実行状況を監視(モニタリング)し、[図 3-20]に示す、経営力の強化と資金調達力の強化を実現する必要がある。

3.7 結論

わが国の中小企業の会計ルールは「中小企業経営者の経営管理のため」「金融機関との信頼関係を醸成するため」という制度設計の点において戦後一貫しており、これは中小企業版IFRSなど国際的な中小企業の会計ルールとも整合するものである。また、正しい会計ルールに準拠した財務諸表は、金融機関が企業格付のために作成する「実態財務諸表」の作成の基礎資料として重要な役割を果たし、正しい会計ルールに準拠した財務諸表を金融機関に提出することは、実態財務諸表の作成という過程を通じて財務諸表の内容が検証され、その内容の良否に基づき評価されることにより、金融機関と中小企業の信頼が醸成されるという点で、大きな意味を持っている。我が国では中小指針や会計要領という中小企業会計基準が世界に先駆けていち早く制定されており、今後は、中小企業と金融機関との信頼性向上という観点では、決算書の信頼性向上のための保証業務のあり方（外部専門家による保証、特にコンプレッション等の活用）が大きな課題となってくると思われる。また、これに加え、金融機関が重視する「将来キャッシュ・フロー」情報については、タイムリーな月次決算や予実管理といった管理会計を活用した「期中管理」の活用も必要であり、両者が有効に機能することで、金融機関の中小企業に対する適正な評価（事業性評価）の仕組みが構築できるかどうかという点も重要であり、中小企業の決算書の信頼性保証は、決算書のみならず、月次試算表や経営計画といった、決算書以外の、金融機関からの要請により提出されるそれぞれの書類が、別々ではなく複数、有機的に連携することにより、信頼が醸成されるものといえる。

[注]

- 1 代表的な物的担保は土地・建物であり、人的担保は経営者等の個人保証である。
- 2 具体的には、以下の記述を参照されたい。「2004年の11月から「りそな銀行」が経営者の個人保証を求めない中小企業融資の取り扱いを始めた。個人保証がなくなれば、経営者は個人破産を恐れて見込みのない事業の整理を先延ばしする事例も減少する。傷も浅いうちに見切りをつければ採算の合う部分を生かした再出発もしやすい。そして社会に活気が戻り、経済は今よりもっと好転するだろう。このように大手銀行による中小企業向けの無担保・第三者保証不要ローン（無担保融資）が急増しているのも事実である。なお、「TKC戦略経営者ローン」は、会計士や税理士と顧問契約を結び同ソフトを使っている中小企業が対象に、担保や第三者保証人は不要とする融資制度である。」（鶴田・2005, 199頁）
- 3 日本税理士会連合会のホームページによれば、中小指針による融資商品は平成25年6月11日現在で113機関、中小企業庁のホームページによれば、会計要領による融資商品は20機関となっている。
- 4 税理士が行う書面添付制度等の業務と保証業務との関係は以下の記述を参照されたい。「書面添付制度や、中小会計指針または中小会計要領の適用に関するチェックリスト作成業務は、税理士という会計専門家が関与することで会計処理と報告の信頼性を確保しようとするのをねらいとしていることから、差し当たり「向上策」として分類してある。しかしながら、その内容の理解によって

は、保証業務としての要件を充足している場合もあるので注意が必要である。」(河崎.2015,282頁)

- 5 中小企業の財務諸表に対する信頼性保証のあり方については、拙稿(松崎.2015)を参照されたい。
- 6 中小企業の会計においてキャッシュ・フロー計算書は作成が望ましいとされているものの、国内の会計専門職・金融機関・商工会議所等への実態調査ならびに米国圏における調査においても、中小企業には浸透しておらず(岡部.2015,93頁)、金融機関では中小企業におけるキャッシュ・フロー情報は既存の財務情報から得ている実態が伺える。

[参考文献]

- AICPA, “ *Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, developed by AICPA FRF for SMEs Task Force(2012-2013)and AICPA Staff.* ”, 2013a.
- AICPA, “ *Evolution of a New Non-GAAP Reporting Option.* ”, 2013b.
- IASB, “ 総論の根拠 中小企業向け国際財務報告基準 ”, 2009.
- Shoup Mission, “ *Shoup Mission, Report on Japanese Taxation (『シャウプ使節団 日本税制報告書』)* ”, Vols 4, Tokyo:General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, 1949.
- 相澤哲 編著:一問一答 新・会社法, 商事法務, 2005.
- 相澤哲・葉玉 匡美・郡谷大輔 編著:論点解説 新・会社法, 商事法務, 2006.
- 浦崎直浩:特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計 AICPAのFRF for SMEs を中心として-, 会計, 第184巻第3号, 44-56, 2013.
- 大武健一郎:中小企業金融と税理士の新たな役割, 中央経済社, 2012.
- 岡部勝成:中小企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書の研究, 会計, 第187巻第3号, 86-96, 2015.
- 河崎照行・万代勝信:詳解 中小会社の会計要領, 中央経済社, 2012.
- 河崎照行:中小企業の会計制度 日本・欧米・アジア・オセアニアの分析, 中央経済社, 2015.
- 金融庁:平成26 事務年度金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針), 2014.
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会:中小企業簿記要領, 1949.
- 児嶋隆:銀行の不良債権処理と会計・監査, 中央経済社, 2015.
- 坂本孝司:ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割, 中央経済社, 2012.
- 商工組合中央金庫, 中小企業の経済学, 千倉書房, 2016.
- 私的整理に関するガイドライン研究会:私的整理に関するガイドライン, 2001.
- 品川芳宣:中小企業の会計と税務~中小会計要領の制定の背景と運用方法~, 大蔵財務協会, 2013.
- 高橋勝一・松井静郎・坂田武雄:中小企業庁 中小会社経営簿記要領と解説, 中央経済社, 1953.
- 高橋志朗:我が国税務会計の発達とシャウプ勧告, 同文館出版, 2011.
- 武田隆二:最新 財務諸表論 第11版, 中央経済社, 2008.
- 中小企業庁:中小会社経営簿記要領, 税務経理協会, 1957.
- 中小企業庁:平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】, 2009.

中小企業庁:平成 21 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】, 2010.

中小企業庁:平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】, 2011.

中小企業庁 中小企業政策審議会企業力強化部会:資料 6 金融と経営支援の一体的な推進, 2011.

中小企業庁:経済産業省中小企業庁委託事業 平成 24 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書, 2013.

中小企業庁:中小会計要領に取り組む事例 65 選 中小企業の会計課題を解決して経営力を強化!, 2014.

中小企業の会計に関する研究会:中小企業の会計に関する研究会報告書 経済産業省中小企業庁, 2002.

“ちいさな企業”未来会議:“ちいさな企業”未来会議(“日本の企業”応援会議~小さな企業が日本を変える~)取りまとめ, 2012.

鶴田彦夫:中小企業の税務と融資, 税務研究会出版局, 2005.

蜷川虎三:中小企業と日本経済, 弘文堂, 1950.

日本公認会計士協会東京会:公認会計士業務資料集 経営委員会研究報告書 「業績評価指標と管理会計に関して」, 2014.

藤原敬三:実践的中小企業再生論〔改訂版〕~「再生計画」策定の理論と実務~, 金融財政事情研究会, 2013.

古川忠彦:「中小企業の会計に関する基本要領」の検討過程と課題, 明治大学専門職大学院研究論集 第 5 号, 19-37, 2013.

松崎堅太郎:我が国中小企業の財務諸表に対する保証業務のあり方に関する一考察~特別目的の財務諸表に対する準拠性監査の導入を契機として~, 現代監査 第 25 号, 171-181, 2015a.

松崎堅太郎:これならできる!金融機関と一緒にを行うモニタリング Q&A, TKC 出版, 2015b.

森實:中小会社監査とその制度選択について, 企業会計 1985 年 10 月号, 32-39, 1985.

山越輝雄:決算書の実態修正方法, 平安堂パブリケーション, 2005.

吉川晃史:企業再生と管理会計 - ビジネス・エコシステムからみた経験的研究 -, 中央経済社, 2015.

第4章 TKCのBASTデータを題材とした中小企業会計の導入による効果の検証

4.1 はじめに

わが国の中小企業の会計に関する基準は、「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小指針という)および、「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、会計要領という)が存在し、いずれも任意に選択適用することができる。中小企業の会計は、経営者が容易に理解できる新しい会計ルールとして制定され、中小企業が自社の財務情報や経営状況を正確に把握し、経営課題の早期発見、早期改善が可能となることが期待されている。これは、換言すれば、「中小企業が正しい会計ルールを採用することで、黒字になる、あるいは財務体質の改善が図られる。」といった仮説が提起されているといえる。この仮説の検証を行うためには、中小企業会計を導入している中小企業の財務データに基づき、実証を行う必要があるが、上場企業と異なり、中小企業の財務諸表は公開されていないため、直接データを収集することは不可能であるという制約条件が存在する。なお、上場企業における企業の持続可能性と上場廃止の関連性の研究として、岡崎(2009)があり、本研究では、第9節において自然災害と企業倒産の相関関係に関し、検証が行われ、相関関係はないと結論づけており、企業会計とそれを取り巻く事象にどのような相関関係が生じ得るかに関し、どのような観点から検討すべきか、リサーチデザイン構築の基礎的研究として参照した。

本章では、上記の中小企業におけるデータ収集上の制約という前提をふまえ、わが国最大の税理士・公認会計士の任意団体であるTKC全国会(会員数約1万名)を対象として、中小企業会計の導入が、中小企業の財務諸表に対し、実際にどのような効果をもたらしているのかを、中小企業会計の最大のユーザーである金融機関の視点を想定し、検証した。

また、同じくTKC全国会は昭和50年よりTKC経営指標(以下、BAST)を公表しており、平成27年度版においては、23万社を超えるデータが集積されている。これだけの精度と速報性を持つ中小企業の経営指標は、世界にも類例のないビッグ・データであることから、中小企業の会計を導入による効用を、定量的な面から実証分析を実施し、効果を検証した。

4.2 リサーチデザイン

TKC全国会では、中小企業会計の普及を推進するという視点から、平成24年より中小会計要領推進プロジェクトを立ち上げ、中小会計要領の普及・活用に向けた諸環境の整備を行なうため、中小企業会計(中小指針・会計要領)に準拠した決算書数²を集計・公表している。その数は平成28年12月末の目標件数240,000社に対して、平成28年5月末現在で208,920社となっており、[表4-1]に示すとおり、平成24年以降、TKC全国会における中小企業会計の導入企業数は、年々増加していることがわかる。

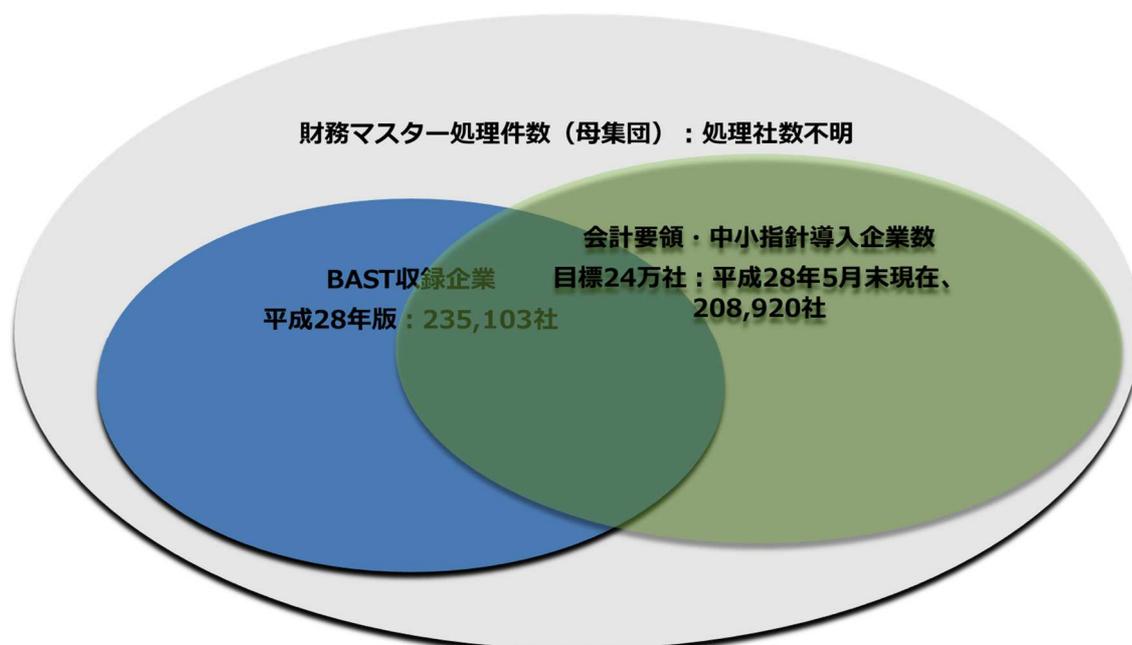
[表 4-1：TKC 全国会中小会計要領推進プロジェクトにおける導入企業数の推移]

BAST 年度 = n	中小企業会計 導入企業数 カウント時期	中小企業会計 導入企業数	中小会計要領推進プロジェクト 目標達成割合(%)
H25	H25.6	48,539	20.2
H26	H26.5	153,156	63.8
H27	H27.6	186,983	77.9
H28	H28.5	208,920	87.1

目標件数 240,000 社に対する，実際の導入企業数の割合。

また，分析に用いる中小企業の財務データは，TKC 全国会が昭和 50 年より作成・公表している TKC 経営指標-BUSINESS ANALYSES & STATISTICS by TKC（以下，BAST という）を利用した。平成 28 年度版の BAST では，TKC 全国会会員が関与する 23 万社を超える中小企業の財務データが集積されており，これだけの精度と速報性を持つ中小企業の経営指標は，世界にも類例のないビッグ・データである。

TKC 全国会加盟の税理士が処理する財務データを「財務マスター処理件数(母集団)」，BAST に収録される中小企業の財務データを「BAST 収録企業数」，中小企業会計を導入する企業数を「会計要領・中小指針導入企業数」とした場合の相関関係を示したのが，[図 4-1]である。



[図 4-1：TKC 全国会における BAST 収録企業と中小企業会計の導入企業の関係]

以上をふまえ、TKC 全国会の中小会計要領推進プロジェクトにおける、中小企業会計の平成 24 年～平成 27 年の 4 年間における、目標数 24 万社に対する目標達成割合（増加数の推移）、および同時期における BAST 全産業データの経営分析表の中から、BAST データ全体に占める中小企業の黒字化の割合を示す黒字企業割合、および金融機関が企業格付に用いることが想定される、収益性、生産性、安全性、債務償還能力、成長性、損益分岐点分析の各カテゴリ内の財務分析数値 13 項目を、ピアソンの積率相関関数を用いて分析し、TKC 全国会加盟の税理士・公認会計士事務所における中小企業会計の普及と、中小企業の財務諸表との間にどのような相関関係があるのか検証を行なうこととした。

4.3 中小企業会計の導入と BAST データとの相関関係

4.3.1 中小企業会計の導入と黒字化割合との相関関係（仮説 の検証）

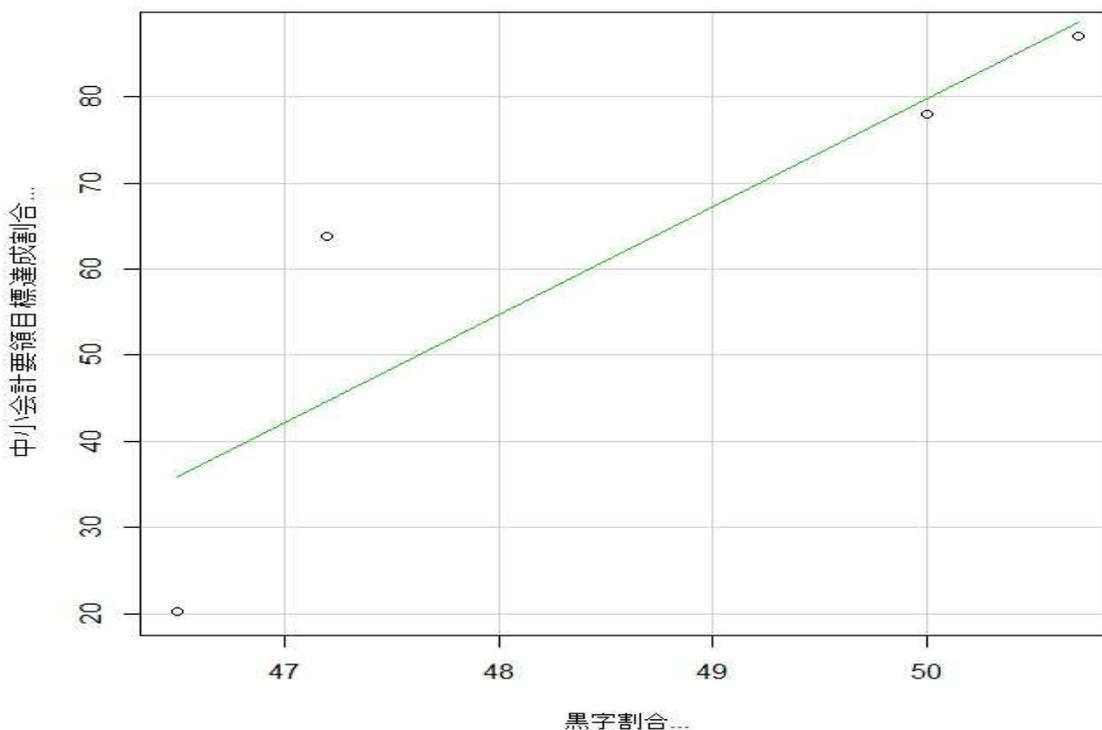
中小企業会計は、経営者の自社の財務情報や経営状況を正確に把握し、経営課題の早期発見、早期改善が可能となることが期待されていることから、「中小企業の会計の導入が増えることで、経営者が自社の経営を見通せる様になり、黒字企業が相対的に増える。」という仮説 を設定し、分析を実施した。

[表 4-2：中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合と BAST 収録企業の黒字割合]

年度	中小会計要領推進プロジェクト 目標達成割合(%)	BAST 収録企業 黒字割合(%)
H25	20.2	46.5
H26	63.8	47.2
H27	77.9	50.0
H28	87.1	50.7

(n=4)

平成 25 年～平成 28 年における、中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合と BAST 収録企業の黒字割合の数値が[表 4-2]であり、上記データに関する相関関係を示す分散図が[図 4-2]となっている。



変数 x : 中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合 (%)

変数 y : BAST 収録企業黒字割合 (%)

[図 4-2 : 中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合 (%) と BAST 収録企業の黒字割合 (%) の分散図]

分析の結果、相関係数 (r) = 0.8748419 となり、平成 25 年～28 年という、各年度を 1 とした、サンプルサイズ 4 ($n=4$) という条件下においては、緩やかな相関関係こそみられるものの、統計的には無相関であった。中小企業会計の導入と、以上により、中小企業会計の普及と中小企業の黒字化には統計的な相関関係はみられないため、平成 25 年～平成 28 年における黒字企業割合の増加には、経営者の経営能力等、会計の質以外の要素が作用しているものと推察された。

4.3.2 中小企業会計の導入と金融機関が重視する指標との相関関係(仮説の検証)

次に、中小企業会計の最大のユーザーである金融機関の目線に立ち、中小企業会計導入による効果を検証するため、仮説として、「中小企業会計の導入が増えることで、会計の質が高まることにより、金融機関との良好な関係構築に貢献する。」を設定し、金融機関が企業格付に用いている一般的な財務指標¹、および BAST データに収録されている管理会計上

の収益性を示す指標である，限界利益及び限界利益率の 13 項目の相関関係を分析した。

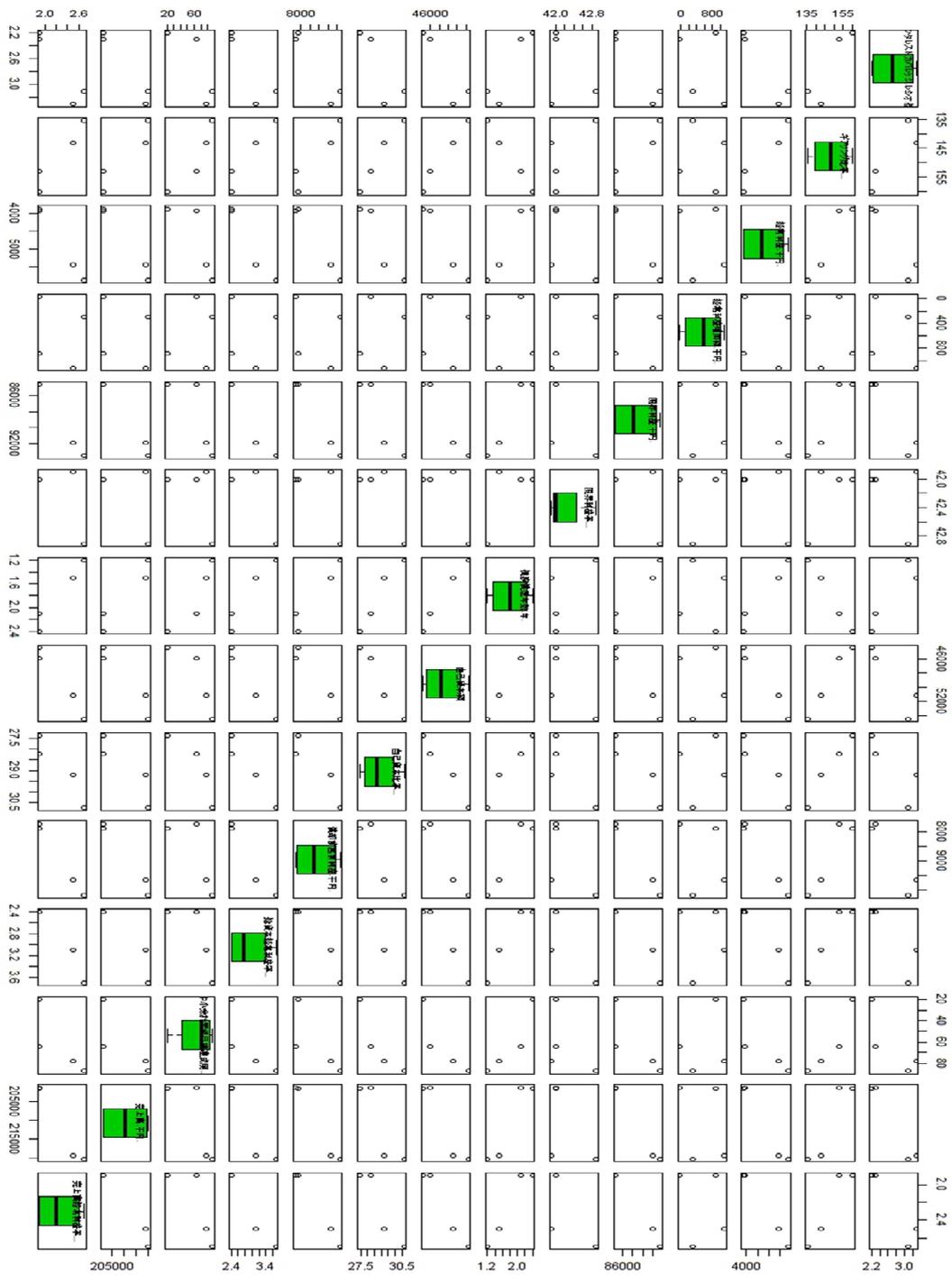
[表 4-3：中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合（％）と，BAST データに収録の安全性，収益性，成長性，債務償還能力，限界利益の各カテゴリー内の財務分析数値 13 項目と相関係数]

【相関係数(γ)：全国】

安全性項目	自己資本比率(%)	0.8814734
	ギアリング比率(%)	-0.9225450
収益性項目	売上高経常利益率(%)	0.7987449
	総資本経常利益率(%)	0.7760969
成長性	経常利益増加額(千円)	-0.2606972
	自己資本額(千円)	0.8607226
	売上高(千円)	0.7890904
	経常利益(千円)	0.8108890
債務償還能力	債務償還年数(年)	-0.9114621
	インタレスト.カバレッジ.レシオ(倍)	0.8040568
	償却前営業利益(千円)	0.7692886
限界利益	限界利益(千円)	0.8004438
	限界利益率(%)	0.4989555
	中小会計要領目標達成度(%)	1.0000000

変数 x：中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合（％）

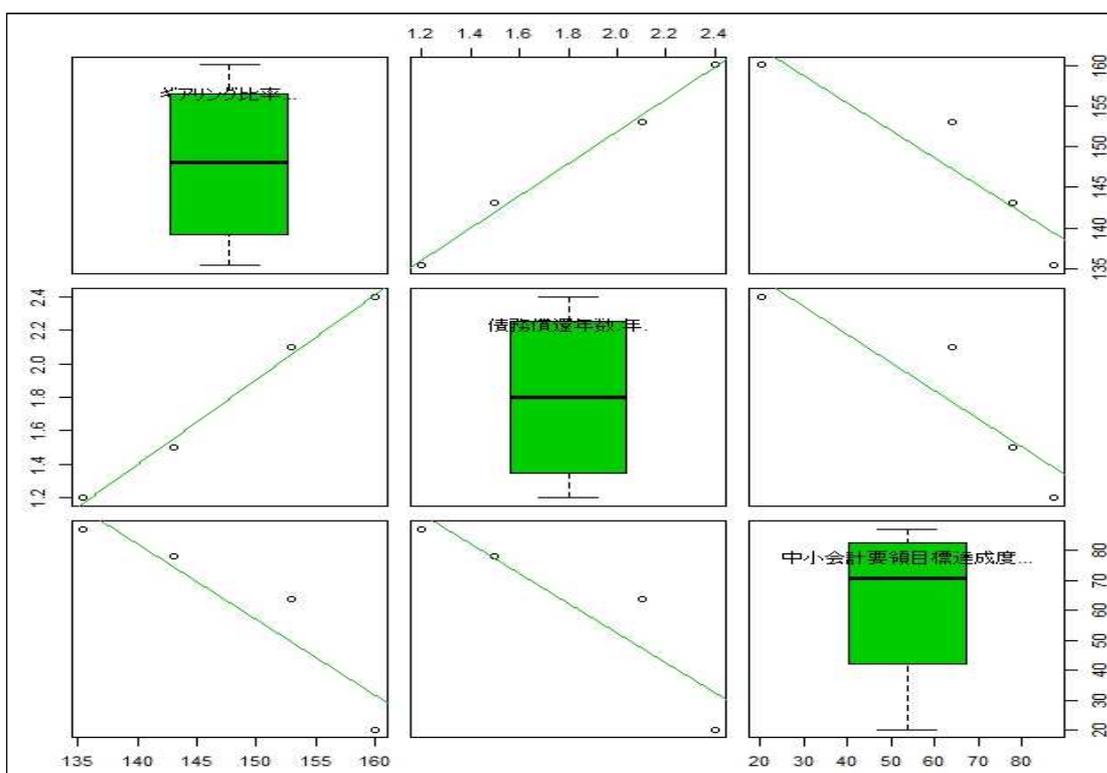
変数 y：BAST 収録企業における，金融機関の企業格付で用いられる財務指標を中心とした 13 項目



[図 4-3： 中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合（％）と，BAST データに収録の安全性，収益性，成長性，債務償還能力，限界利益の各カテゴリー内の財務分析数値 13 項目に関する散布図行列]

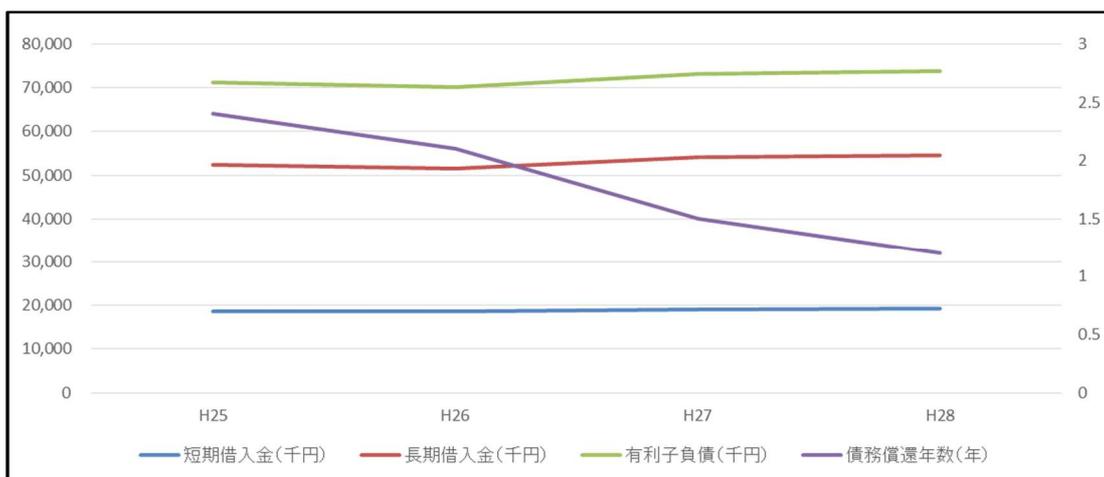
分析の結果，各年度を 1 とした，サンプルサイズ 4 (n=4) という条件下においては，統計

的に有意(0.10)と認められたのは、ギアリング比率²と債務償還年数³であることから、中小企業会計の導入は、有利子負債との関係に相関関係があると認められた。



[図 4-4：ギアリング比率，債務償還年数，中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合に関する散布図行列]

[図 4-4]は、ギアリング比率，債務償還年数，中小会計要領推進プロジェクト目標達成割合に関する相関関係を示す散布図行列であるが、それぞれの項目間において、負の相関関係があることが分かる。これは、中小企業会計を導入することにより、保証協会による保証料率の割引が行われる、あるいは金融機関による低利融資商品といった、国の中小企業施策による効果と推察される。また、ギアリング比率に負の相関関係(中小企業会計の導入が増えれば、ギアリング比率が低くなる)がみられ、同じく債務償還年数にも負の相関関係(中小企業会計の導入が増えれば、債務償還年数が短くなる)がみられるが、このことは、金融機関側からすれば、貸出金額の減少という結果をもたらしている可能性がある。金融機関にとって、貸出金の減少は回収リスクの減少になる一方で、利息収入の減少をもたらすことから、貸出金の減少が生じているとすれば、中小企業会計の導入は、必ずしも金融機関との関係を良好にするとはいえない。そこで、この点を検討すべく、H25～28年のBASTデータにおける借入金額の推移を示したものが、[図 4-5]である。



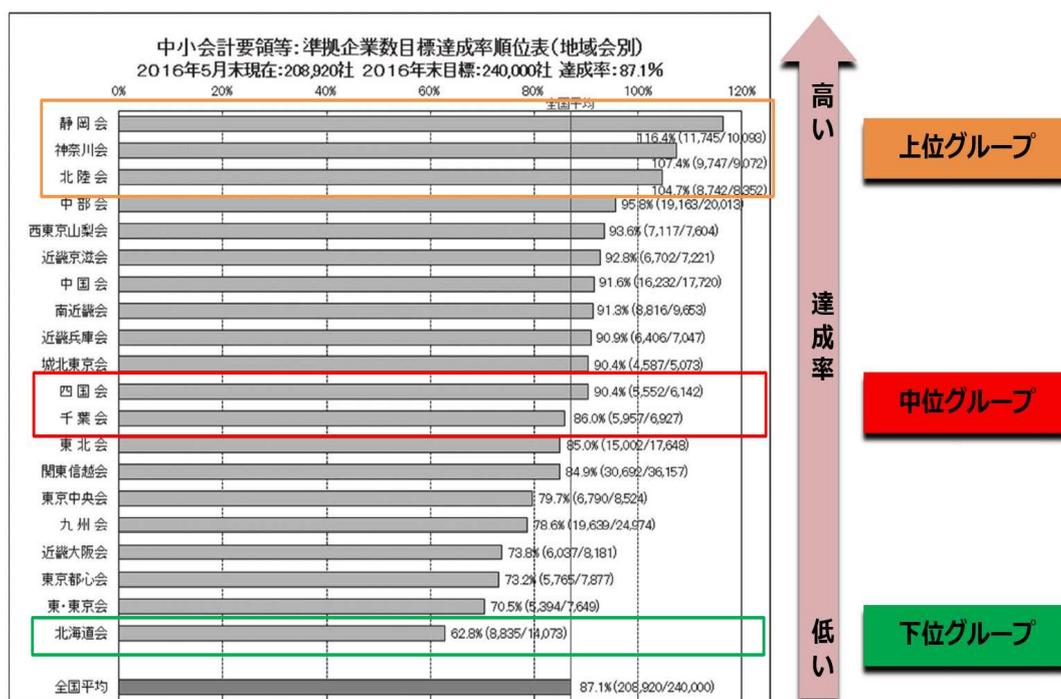
[図 4-5 : BAST データ (全国) の債務償還年数と有利子負債の推移]

これによれば、BAST データ全体で債務償還年数は年々減少傾向にあるが、有利子負債残高は微増していることが分かる。以上を総括すれば、中小企業会計の導入は、金融機関にとって、貸出金残高の増加・回収可能性の向上という結果に繋がっていることが読み取れることから、中小企業会計の導入は金融機関との関係をより良好な方向へと導いていることが推察される。

4.3.3 TKC 全国 20 地域会における目標達成割合と金融機関が重視する指標との相関関係（仮説 の検証）

中小会計要領（中小指針）の導入においては、TKC 全国会に所属する 20 地域会において、地域差がみてとれる。こういった事実に関し、仮説 として、「中小企業会計の導入の差が、金融機関が重視する指標に影響を与えているのではないか」という設定を行ない、20 地域会の目標達成割合と、金融機関が企業格付に用いている一般的な財務指標、および BAST データに収録されている管理会計上の収益性を示す指標である、限界利益及び限界利益率の 13 項目の相関関係を分析した。

分析対象としたのは、BAST に収録されている集計対象地域と重なる TKC 地域会のうち、上位（静岡会、神奈川会、北陸会）・中位（四国会、千葉会）・下位（北海道会）の 3 グループに分類し、相関関係を検証した。



変数 x：中小会計要領目標達成割合（%）

変数 y：BAST 収録企業における、金融機関の企業格付で用いられる財務指標を中心とした 13 項目

[図 4-6：目標達成度合による各地域会のグループ分類]

[表 4-4：各地域会における上位相関係数の一覧]

	静岡会 (1位/20地域会)	神奈川会 (2位/20地域会)	北陸会 (3位/20地域会)	四国会 (11位/20地域会)	千葉会 (12位/20地域会)	北海道会 (20位/20地域会)
限界利益(千円)	0.7914238				0.8495329	
限界利益率(%)	0.8269832					
ギアリング比率(%)		-0.75720606	-0.9018367	-0.8904492		-0.966702687※
売上高(千円)		0.75652889				0.907032876
債務償還年数(年)			-0.9027029	-0.8751020	-0.8659154	-0.989336649※
自己資本比率(%)						0.954663435
売上高経常利益率(%)						0.975365625
総資本経常利益率(%)						0.964108340
自己資本額(千円)						0.955581896
経常利益(千円)						0.965201515
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)						0.953745418
償却前営業利益(千円)						0.960405929
限界利益(千円)						0.937428872

検証の結果、各地域会に共通する最多の相関係数は、全国と同じく、ギアリング比率と債務償還年数であった。また、上位グループにおいて、有意な相関関係ではないものの、限界利益・限界利益率・売上高に緩やかな相関関係が見られることから、一定程度正しい中小会計ルールが普及すると、その指標としては、成長性に関する指標との相関関係も認められた。このことは、中小企業の会計がある程度普及すれば、収益の向上に相関関係が生じることを示している。以上が、中小企業の会計と BAST データの相関関係から導き出された仮説であるが、この仮説を検証するには、実際のデータを収集し、分析する必要があることから、追加でアンケート調査を実施した。

4.4 TKC 全国会 20 地域会に対するアンケート調査結果

上記の仮説を検証すべく、TKC 全国会 20 地域会、それぞれに所属する 20 事務所を任意に抽出し、以下のアンケート調査を実施した。調査の結果、20 地域会すべての事務所からアンケートを回収することができた。

アンケートは、中小企業の会計ルール(会計要領・中小指針)を導入している関与先企業群、中小企業の会計ルール(会計要領・中小指針)を導入していない関与先企業群、それぞれの事務所の中小企業の会計ルールの適用状況の 3 つの観点に分けて、それぞれの項目に関する質問を設定し、個別に回答を得た。

アンケート分析の結果は、中小企業会計導入企業群は、財務内容・損益内容とも、中小企業会計未導入企業群よりも良好であり、借入金利・保証料率とも低下傾向にある一方で、有利子負債残高については、両者に差異は見られなかった。以上から、中小企業会計の導入は、財務および損益内容に好影響を与え、金利と保証料率の低下をもたらす一方で、有利子負債残高については大きな差異が認められず、中小企業会計導入企業群は、金融機関からの資金調達を金額面及び、金利面において有利に進めていることが判明した。金利の引き下げについては、中小企業会計の導入との関連は必ずしも明確ではないが、保証料率の引き下げに関

する関連性を認める回答が多かった。

また、中小企業会計導入に関する会計事務所の効果に関する認識も、金利の引き下げについては、中小企業会計の導入との関連は必ずしも明確ではないが、保証料率の引き下げに関しては関連性を認める回答が多かった。これは、保証協会による保証料率の割引制度が、各企業の資金調達面において有効に機能し、また、会計事務所側もそのメリットを認識しており、中小企業施策が広く効果的に浸透している実態をアンケート結果から見出すことができた。

また、これは BAST データの分析に基づく仮説とも整合する結果となった。以下は今回実施した、アンケート内容と、その内容分析である。

中小企業会計（会計要領・会計指針）を導入している法人 5 社（有利子負債あり）を任意に選択し、以下の点に関して教えてください。

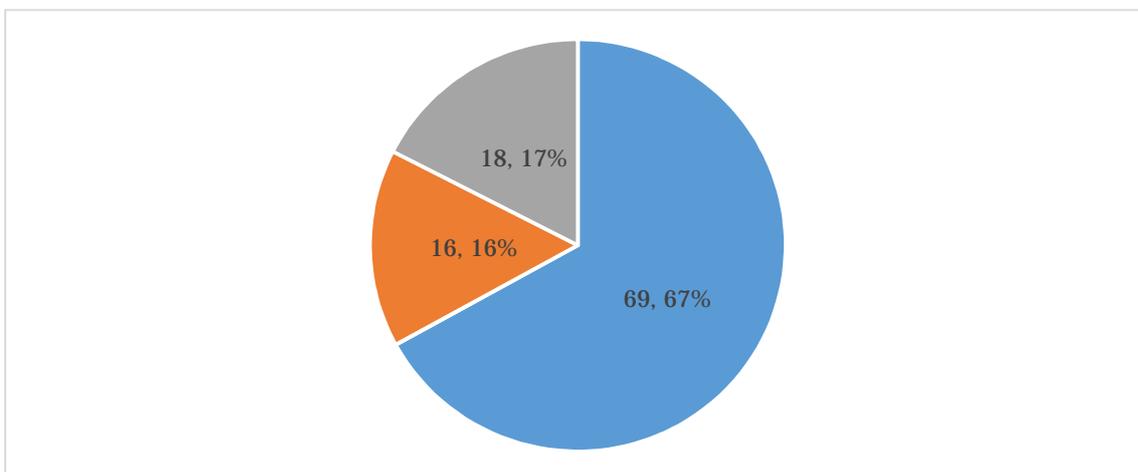
質問
1：財務内容に関して
Q1：財務（貸借対照表）の H27 年の状況について教えてください。
Q2：有利子負債の残高（対 H23 年比）の増減について教えてください。
2：損益の状況に関して
Q1：H27 年の経常利益に関して教えてください。
Q2：H26 年の経常利益に関して教えてください。
Q3：H25 年の経常利益に関して教えてください。
Q4：H24 年の経常利益に関して教えてください。
3：借入利率・保証料率に関して
Q1：借入金利の水準（対 H23 年比）について教えてください。
Q2：保証料率の水準（対 H23 年比）について教えてください。
4：借入利率の変動に関して
Q1：中小企業会計導入と関係なく変動したと考えますか？
Q2：中小企業会計導入による金利優遇を受けましたか？
5：保証利率の変動に関して
Q1：中小企業会計の導入とは関係なく変動したと考えますか？
Q2：中小企業会計の導入による保証料率の割引を受けましたか？

上記質問に関して、20 地域会に所属する 103 社（n=103）から回答を得た。回答結果は、

以下の通りである。

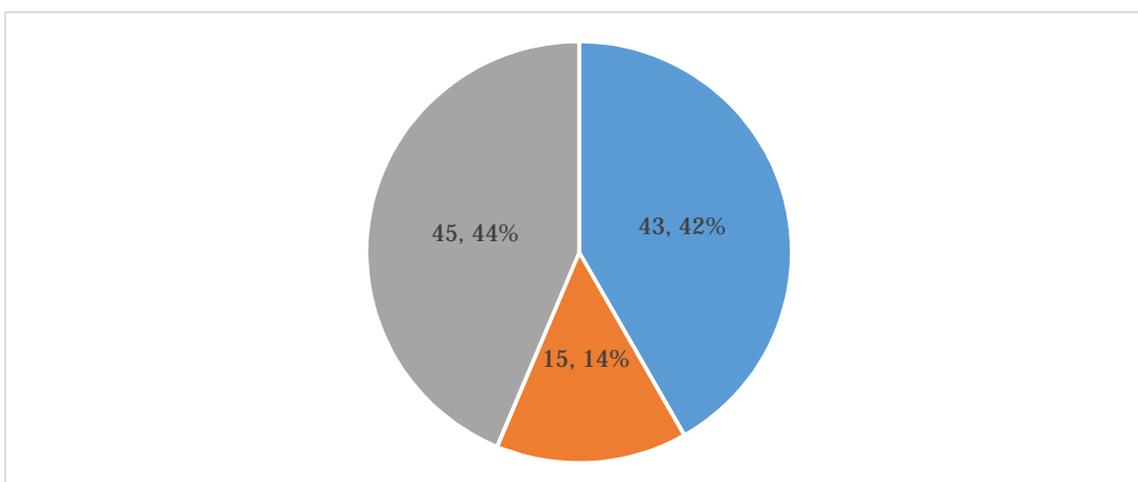
1：財務内容に関して

Q1：財務（貸借対照表）の H27 年の状況について教えてください。



資産超過（欠損なし）が 67%， 資産超過（欠損あり）が 16%， 債務超過が 17% という状況であった。資産超過企業が 83% を占めており，優良な財政状態の企業が大半を占めている。

Q2：有利子負債の残高（対 H23 年比）の増減について教えてください。



平成 27 年と平成 23 年を比較した場合の有利子負債の残高は，増加が 42%，横ばいが 14%，減少が 44% という状況であった。有利子負債については減少企業と増加企業が同程度存在している。

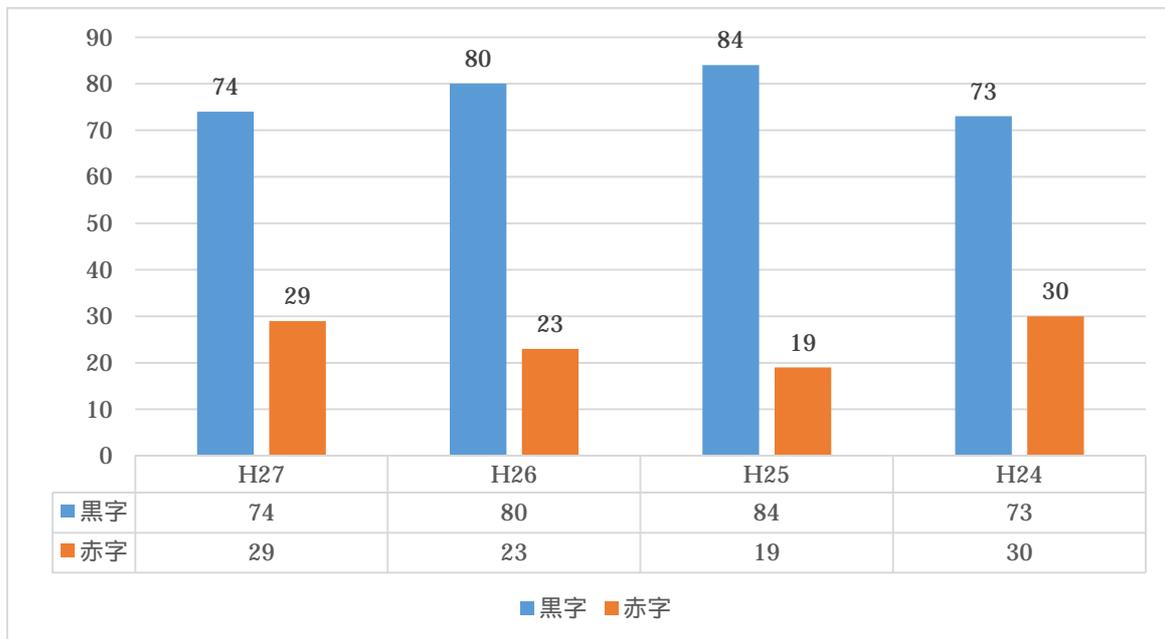
2：損益の状況に関して

Q1：H27 年の経常利益に関して教えてください。

Q2：H26年の経常利益に関して教えてください。

Q3：H25年の経常利益に関して教えてください。

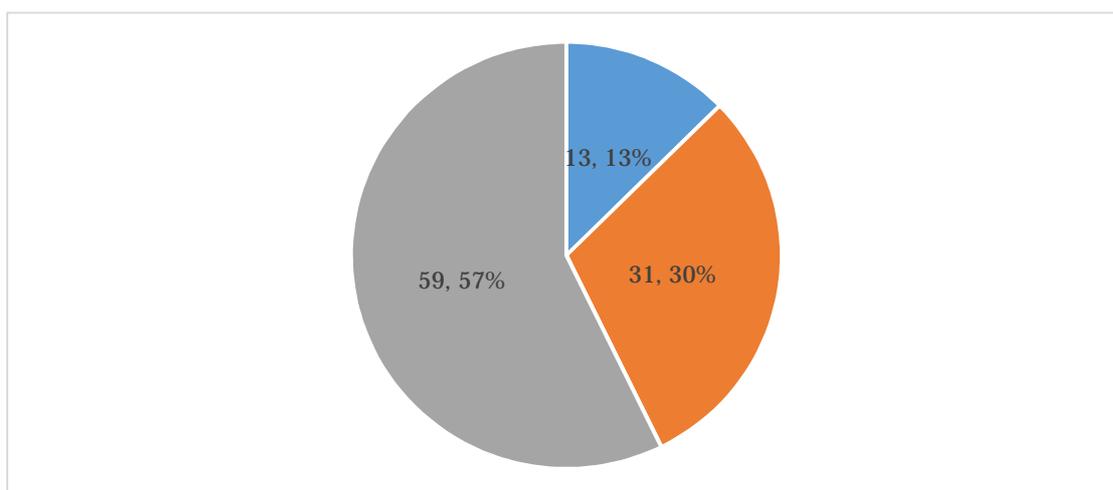
Q4：H24年の経常利益に関して教えてください。



平成 24 年から平成 27 年までの黒字企業と赤字企業の推移をみると、いずれの年も黒字企業が赤字企業を大幅に上回っていることが分かる。

3：借入利率・保証料率に関して

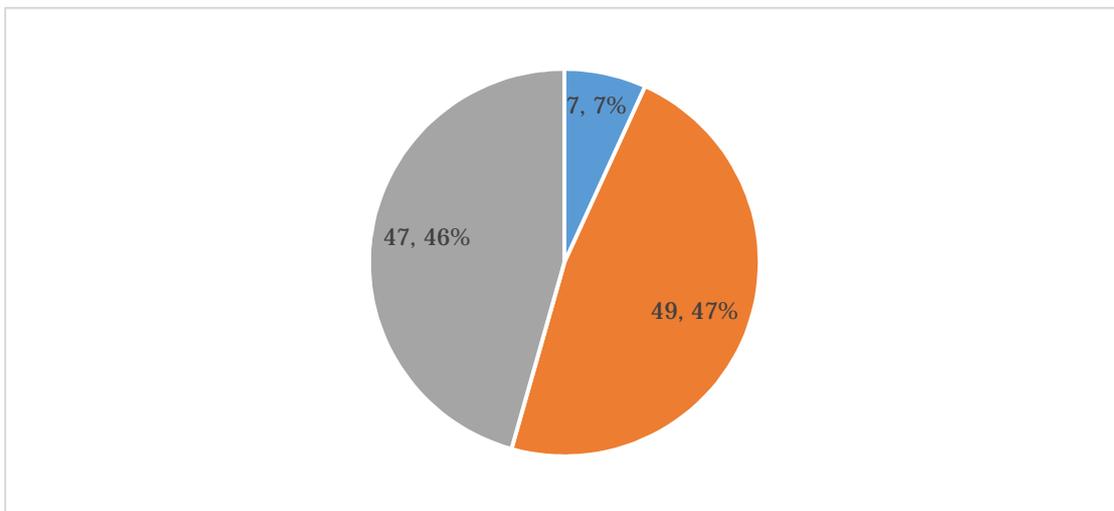
Q1：借入金利の水準（対 H23 年比）について教えてください。



平成 27 年と平成 23 年を比較した場合の借入金利については、増加が 13%、横ばいが

30% , 減少が 57% となっている。約 6 割の企業において , 金利は減少している。

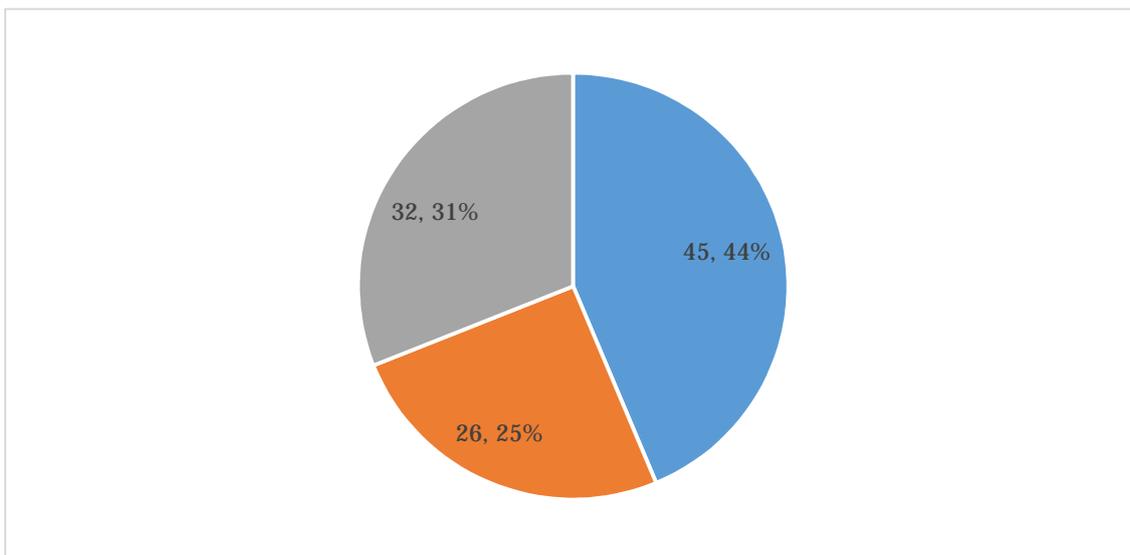
Q2 : 保証料率の水準 (対 H23 年比) について教えてください。



平成 27 年と平成 23 年を比較した場合の保証料率の水準については , 増加が 7% , 横ばいが 47% , 減少が 46% となっている。約 5 割の企業において , 保証料率は減少している。

4 : 借入利率の変動に関して

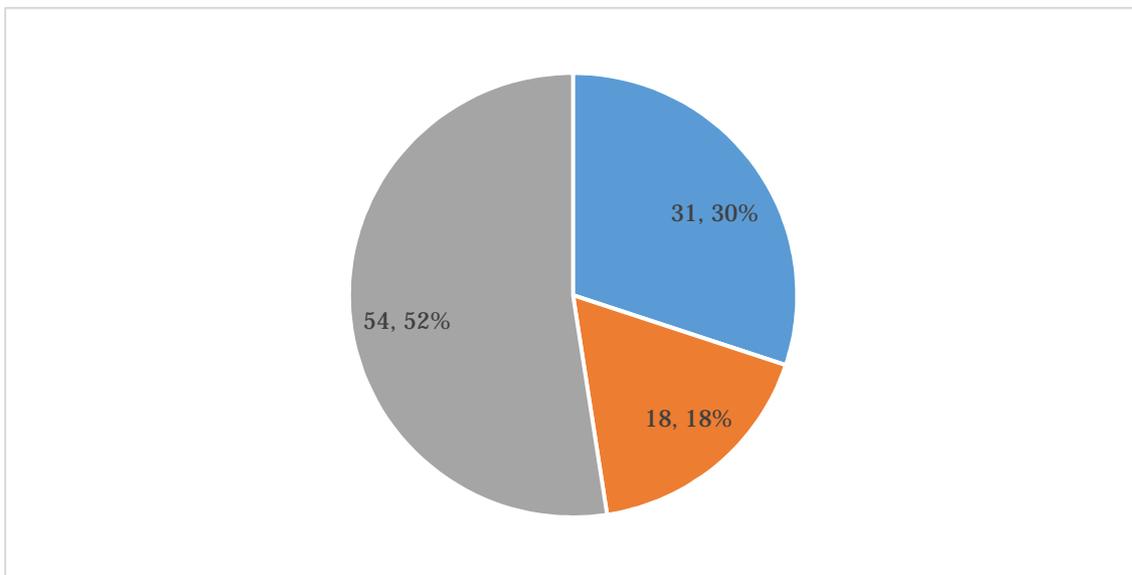
Q1 : 中小企業会計導入と関係なく変動したと考えますか ?



「はい」が 44% , 「わからない」が 25% , 「いいえ」が 31% となっており , 借入利率の変

動については、中小企業会計の導入とは関係なく変動したと考える割合が最多となった。

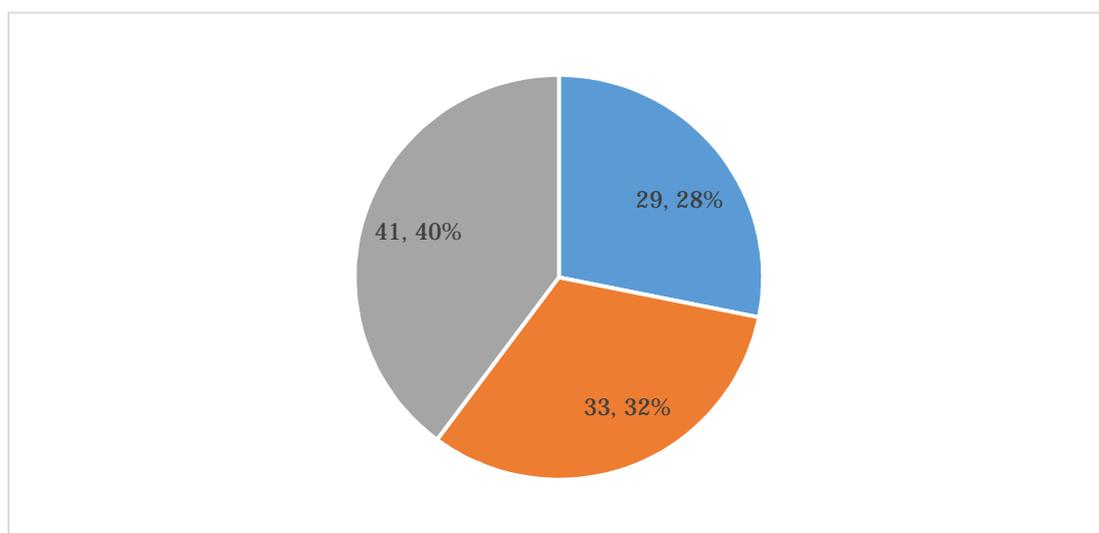
Q2：中小企業会計導入による金利優遇を受けましたか？



「はい」が30%、「わからない」が18%、「いいえ」が52%となっており、中小企業会計の導入による金利優遇を受けた割合は、全体の3割程度の水準であった。

5：保証料率の変動に関して

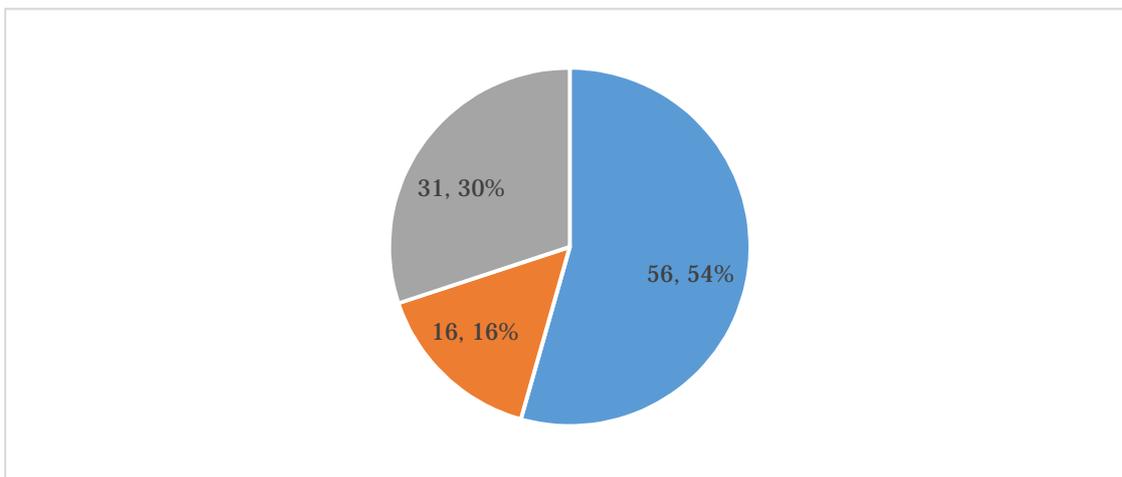
Q1：中小企業会計の導入とは関係なく変動したと考えますか？



「はい」が28%、「わからない」が32%、「いいえ」が40%となっており、保証料率の変

動については、中小企業会計の導入とは関係なく変動したとは考えない割合が最多となり、保証料率の変動と中小企業会計の導入とは関連があるとする回答が最多となった。

Q2：中小企業会計の導入による保証料率の割引を受けましたか？



「はい」が54%、「わからない」が16%、「いいえ」が30%となっており、約6割が中小企業会計の導入による保証料率の割引を受けている。

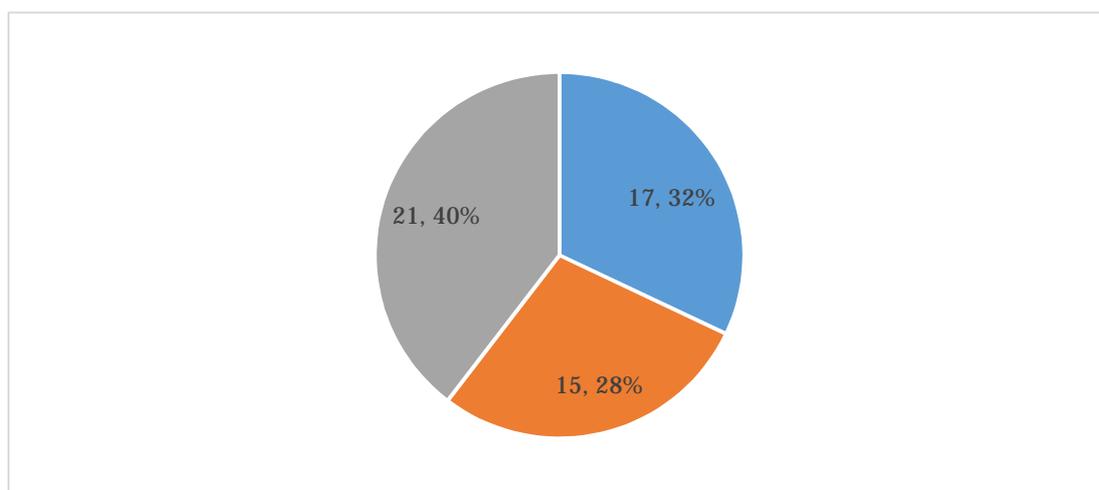
中小企業会計（会計要領・会計指針）を未導入の法人5社（有利子負債あり）を任意に選択し、以下の点に関して教えてください。

質問
1：財務内容に関して
Q1：財務（貸借対照表）のH27年の状況について教えてください
Q2：有利子負債の残高（対H23年比）の増減について教えてください。
2：損益の状況に関して
Q1：H27年の経常利益に関して教えてください。
Q2：H26年の経常利益に関して教えてください。
Q3：H25年の経常利益に関して教えてください。
Q4：H24年の経常利益に関して教えてください。
3：借入利率・保証料率に関して
Q1：借入金利の水準（対H23年比）について教えてください。
Q2：保証料率の水準（対H23年比）について教えてください。

上記質問に関して、20 地域会に所属する 53 社（n=53）から回答を得た。元々、TKC 全国会に所属する会員事務所における中小会計導入割合は高いことから、アンケートの回収結果は、導入企業の約半数程度となっている。回答結果は以下の通りである。

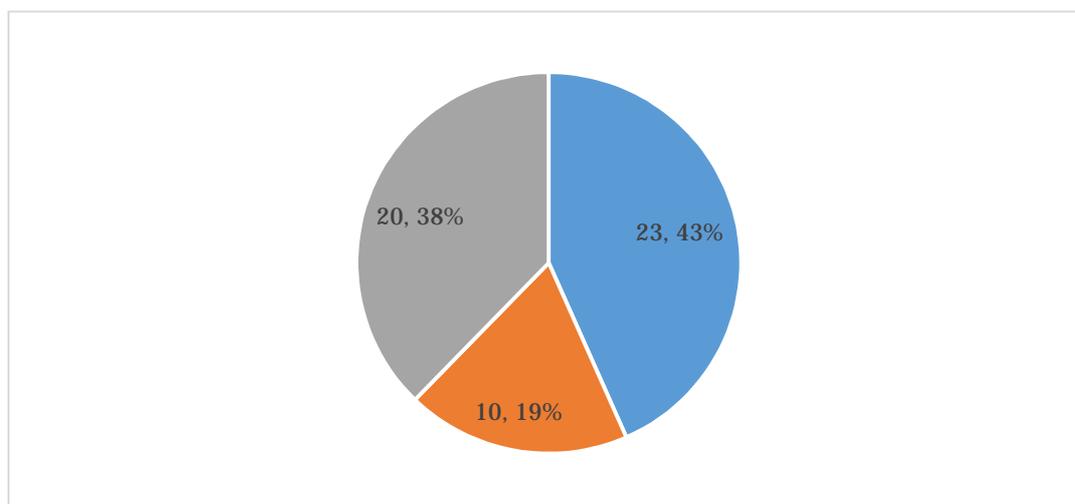
1：財務内容に関して

Q1：財務（貸借対照表）の H27 年の状況について教えてください。



資産超過（欠損なし）が 32%， 資産超過（欠損あり）が 28%， 債務超過が 40% という状況であった。債務超過企業が約 4 割と最多を占めており、中小企業会計導入企業と正反対の結果となっている。

Q2：有利子負債の残高（対 H23 年比）の増減について教えてください。



平成 27 年と平成 23 年を比較した場合の有利子負債の残高は、増加が 43%、横ばいが 19%、減少が 38%という状況であった。有利子負債については減少企業と増加企業が同程度存在しており、中小企業会計導入企業と同等の結果となっている。

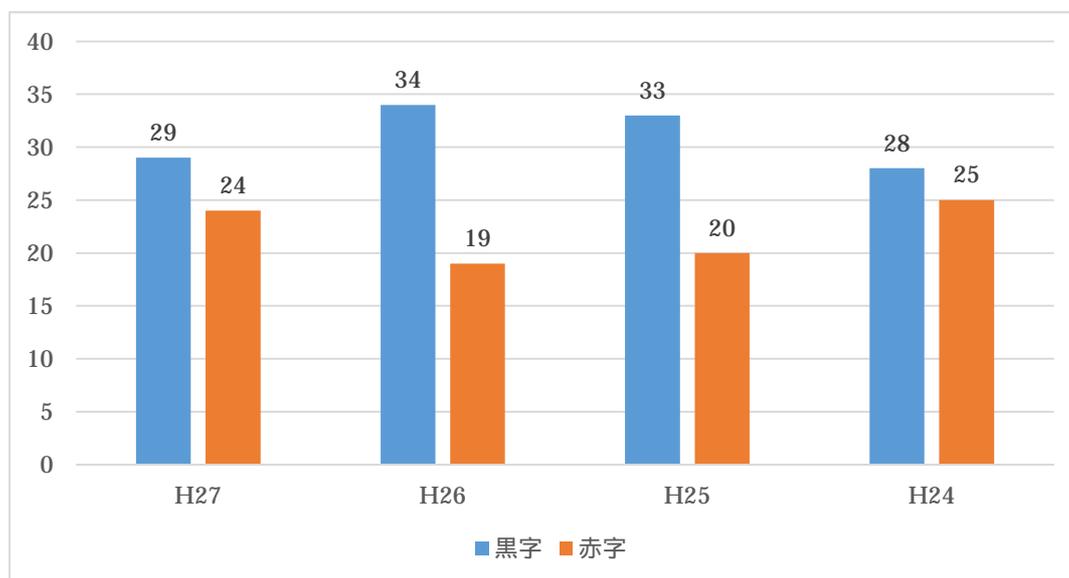
2：損益の状況に関して

Q1：H27 年の経常利益に関して教えてください。

Q2：H26 年の経常利益に関して教えてください。

Q3：H25 年の経常利益に関して教えてください。

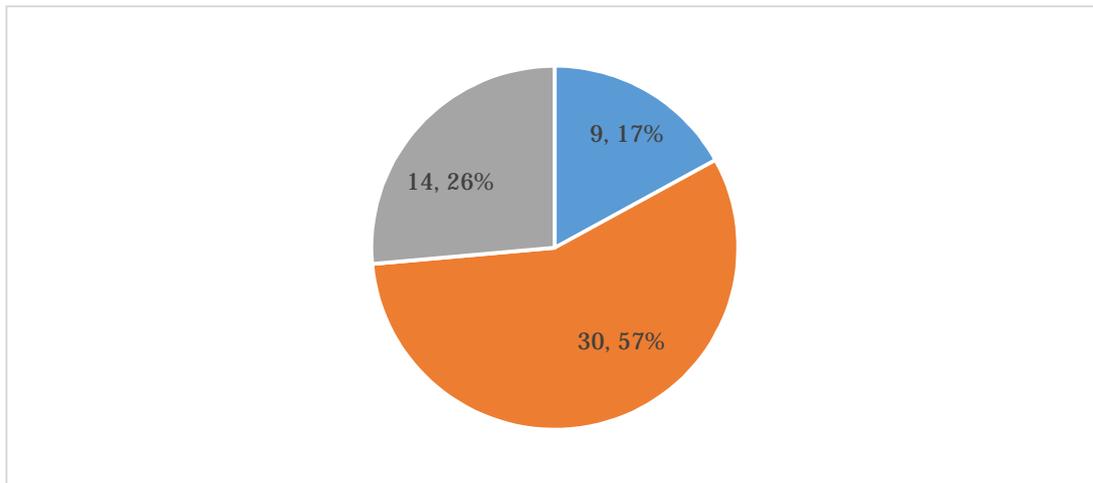
Q4：H24 年の経常利益に関して教えてください。



平成 24 年から平成 27 年までの黒字企業と赤字企業の推移をみると、いずれの年も黒字企業が赤字企業を上回っているものの、中小企業会計導入企業と比べると、その差は少ないといえる。

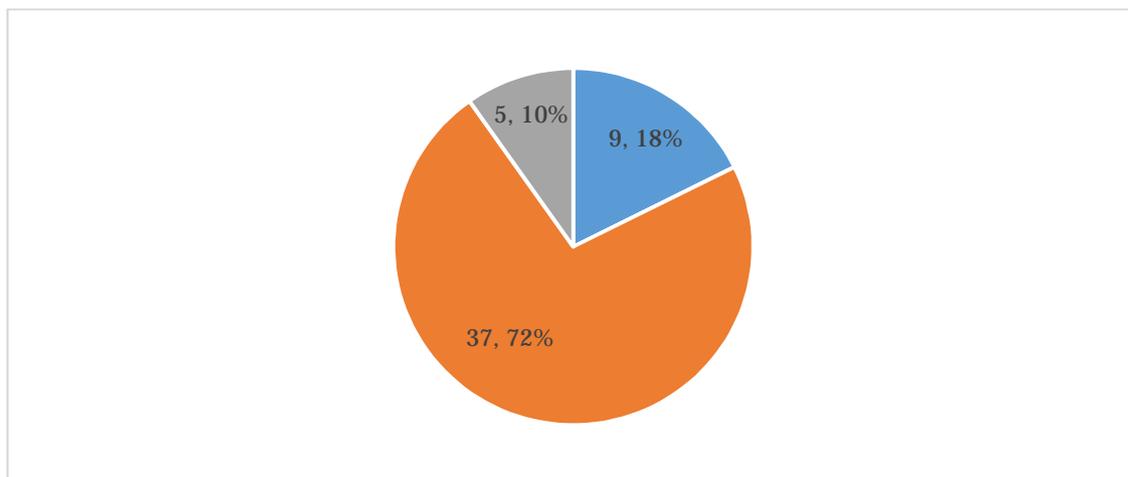
3：借入利率・保証料率に関して

Q1：借入金利の水準（対 H23 年比）について教えてください。



平成 27 年と平成 23 年を比較した場合の借入金利については、増加が 17%、横ばいが 57%、減少が 26%となっている。約 6 割の企業において、金利は横ばいとなっており、中小企業会計導入企業の約 6 割が減少しているという状況と比べ、借入金利が低下していない事実が伺える。

Q2：保証料率の水準（対 H23 年比）について教えてください。



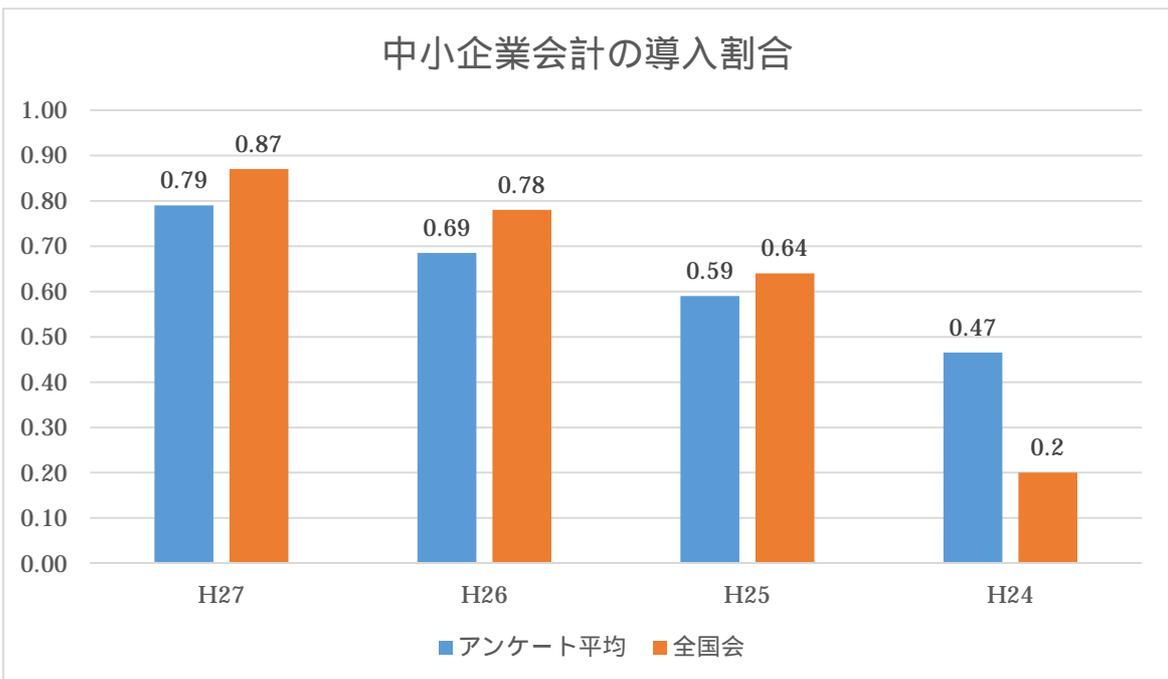
平成 27 年と平成 23 年を比較した場合の保証料率の水準については、増加が 18%、横ばいが 72%、減少が 10%となっている。約 7 割の企業において、保証料率は横ばいとなっており、中小企業会計導入企業の約 5 割において、保証料率が減少していたという状況とは異なる結果となっている。

貴事務所の中小企業会計（会計要領・会計指針）の導入状況に関して教えてください。

質問
1：関与先企業に対する中小企業会計の導入割合に関して
Q1：H27年の導入割合に関して教えてください。
Q2：H26年の導入割合に関して教えてください。
Q3：H25年の導入割合に関して教えてください。
Q4：H24年の導入割合に関して教えてください。
2：中小企業会計の導入と借入利率・保証料率に関して
Q1：中小企業会計の導入により関与先企業の借入金利の水準は引き下がりましたか？
Q2：中小企業会計の導入により関与先企業の保証協会の保証料率は引き下がりましたか？

中小企業の場合、その多くは税理士の関与により決算書が作成されていることから、中小企業会計の導入については、税理士（会計事務所）の指導によるところが大きい。そこで、TKC 全国会 20 地域会に所属する会計事務所（n=20）の中小企業会計の指導スタンスに関し、質問を実施した。回答結果は以下の通りである。

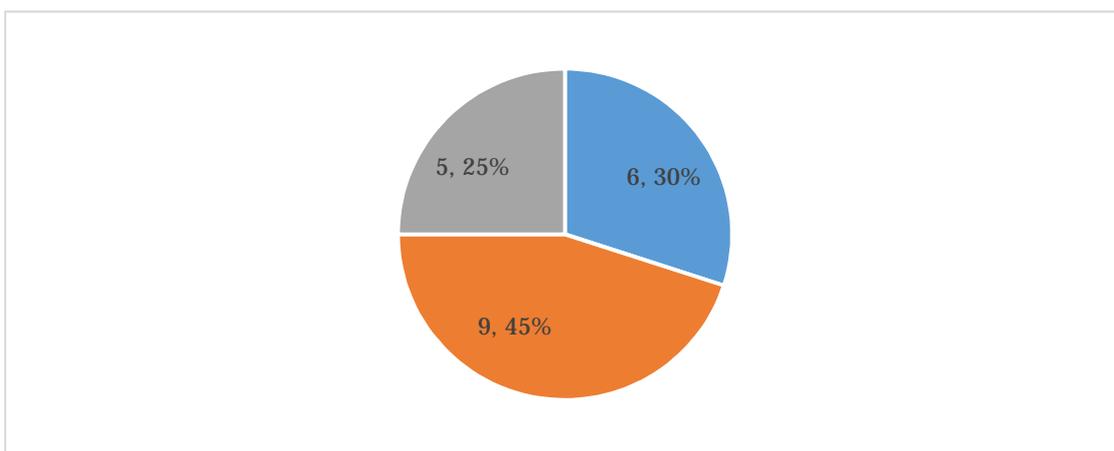
- 1：関与先企業に対する中小企業会計の導入割合に関して
- Q1：H27年の導入割合に関して教えてください。
- Q2：H26年の導入割合に関して教えてください。
- Q3：H25年の導入割合に関して教えてください。
- Q4：H24年の導入割合に関して教えてください。



中小企業会計の導入割合は、H24は全国会平均と大きな開きがあるものの、H25～H27年については、ほぼ全国会平均と同等の導入水準であった。

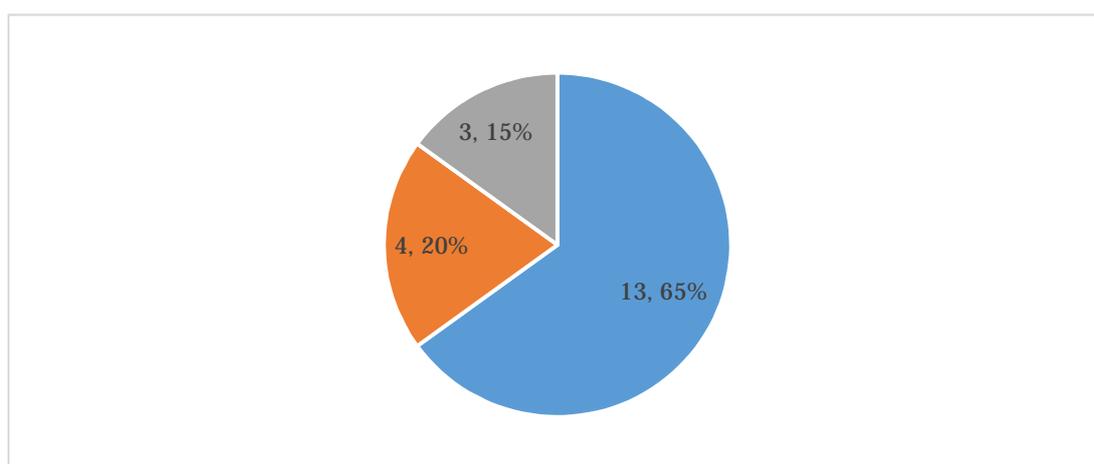
2：中小企業会計の導入と借入利率・保証料率に関して

Q1：中小企業会計の導入により関与先企業の借入金利の水準は引き下がりましたか？



中小企業会計の導入により関与先企業の借入金利の水準は引き下がったかどうかについては、「はい」が30%、「わからない」が45%、「いいえ」が25%となっており、中小企業会計の導入と金利低下の関係については、「わからない」が最大の割合になっている。

Q2：中小企業会計の導入により関与先企業の保証協会の保証料率は引き下がりましたか？



中小企業会計の導入により関与先企業の保証協会の保証料率が引き下がったかどうかについては、「はい」が65%、「わからない」が20%、「いいえ」が15%となっており、中

小企業会計の導入と保証料率の引き下げの関係については、「はい」が最大の割合になっている。

4.5 結論

本章では、まず、TKC 全国会が作成・公表している BAST データと、同じく TKC 全国会が全国で展開する中小会計要領推進プロジェクトにおける、平成 24 年～平成 27 年の 4 年間における、目標数 24 万社に対する目標達成割合（増加数の推移）と、BAST データ全体に占める中小企業の黒字化の割合を示す黒字企業割合、および金融機関が企業格付に用いることが想定される、13 項目の財務指標との相関関係を分析し、2 つの仮定を導き出した。このうち、中小企業会計と中小企業の黒字化との相関関係（仮説 ）については、統計的な関係性はみられなかったものの、中小企業会計の導入と金融機関が用いる企業格付指標との関係性（仮説 ）については、ギアリング比率と債務償還年数が有意であるとの結果を得た。

さらに、この仮説 を裏付けるため、TKC 全国会に所属する 20 地域会の会員事務所に対して、中小企業会計導入企業群と中小企業会計未導入群に分けて、有利子負債残高、金利、保証料に関するアンケート調査を実施し、全件を回収のうえ、分析を行なった。この結果、中小企業会計導入企業群は、借入金利・保証料率とも低下傾向にある一方で、有利子負債残高については、両者に差異は見られなかったことから、中小企業会計の導入は、金利と保証料率の低下をもたらす一方、有利子負債残高については両社に差異は認められず、中小企業会計導入群は、金融機関からの資金調達を金額及び、金利・保証料すべての面において、有利に進めていることが判明した。これは、保証協会による保証料率の割引制度が、各企業の資金調達面において有効に機能し、中小企業施策が広く効果的に浸透している結果と考えられ、経済産業省の実態調査とも合致⁴する結果となった。

一方、今後の課題としては、TKC 全国会による中小会計要領推進プロジェクトは、現在 4 年間の結果が示されているのみであり、統計的な検証を行う場合、サンプル数は 4 つしかなく、サンプル数としては十分とは言い難いため、今後、より精緻な検証のためには、時系列で継続的に調査・研究を行っていく必要があること、また、今後、中小企業会計を導入している母集団と、未導入の母集団を分けて BAST データが公表されれば、中小企業会計導入による効果が、中小企業の財務諸表にどのように影響するのかという点に関し、実績データとして集計・公表が可能となり、今後の中小企業政策の立案における活用につながるなど、社会的にも意義の高いデータとなることが予想されることから、今後の対応が期待されるところである。

[注]

¹具体的には、中小指針においては、「本指針の作成に当たっての方針 6. 会計基準とその限定的な適用」において、「中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。」との記載があり、会計要領では、「 総論 1. 目的(2)」において、「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」との記載があり、2 つの基準が共に、経営者自らが経営管理

目的に利用することを想定していることが明記されており、中小企業庁（2014）の「はじめに」においては、その具体的な効果として、「中小企業が中小会計要領の活用によって、自社の財務情報や経営状況を正確に把握するという事は、人間に例えれば、定期的に人間ドックを受診することなどにより、自らの健康状態を正確に把握することと似ています。日頃から正確な健康状態を把握することによって、疾病の早期発見、早期治療が可能になります。企業も自社の財務情報や経営状況を正確に把握することによって、経営課題の早期発見、早期改善が可能になります。

経営者が自社の財務情報や経営状況を、タイムリーかつ正確に把握すれば、経営課題の早期発見、早期改善が可能になり、会社の経営戦略を立てる際や、投資判断を行う際に非常に役立ちます。経営者自らが自社の強みを語る事ができれば、会社の見える化につながるとともに、金融機関や取引先等への信頼性を高めることになり、新たな取引や融資にもつながります。」との記載がある。

² たとえば、中小企業庁（2016，1）では、以下の記載がある。

1 経営の「困った」を解決

（2）何故か赤字になってしまったことはありませんか？

数字を見ているだけで、なんとなく様子がわかった気になってしまいます。経験を積んだ経営者やベテラン社員ではなおさらでしょう。しかし、実際はどうでしょうか？数字を大雑把に把握しているだけでは「儲かっている」と思っていたのに、実は「赤字だった」ということが起こります。決算時期になって、赤字だと慌てるようでは、安定した経営を行うことはできません。

上手に会計を活用することで、なぜ赤字になったのか、何が儲からなかったのかを把握できるようになるのです。

³ 中小企業会計の導入は、株式会社 TKC が提供する法人決算申告ソフト（TPS1000）において、個別注記表に中小指針、ないし会計要領を適用している旨が記載されている数を集計している。

⁴ 宮田（2008.167-168）によれば、「中小企業領域の財務データの中でも『TKC 経営指標』の水準は質量とも抜群である。量的には平成一六年指標版（平成一五年一月期～一二月期決算対象）で言えば、二二万四九六二社と日本の法人企業二五九万一〇〇〇社の一割にも近い企業数になっている。これは業種別に見ても地域別に見ても全体データとの相似性を有しており、普遍性という観点から見過ぎにできない特徴である。質的には、これまでも縷々述べてきたように TKC 会計人が精査したデータの蓄積がそのまま経営指標として提示されている。これは他の指標の大部分が調査協力企業から寄せられたアンケート用紙によっていることを思えば、大きな違いといえよう。」としている。また、わが国における中小企業の主な財務データの種類とその特徴を以下のように整理・分類している。

[財務データの種類]

指標名	発行元	対象企業	データ数 (概数)	特徴
日経経営指標 (上場会社版)	日本経済新聞社	上場企業	4,000 社	
日経経営指標 (店頭・未上場会社版)	日本経済新聞社	店頭・未上場の中堅企業	5,000 社	
中小企業の財務指標	中小企業庁	中小企業	801,000 社	旧『中小企業の経営指標』CRD データ活用
小企業の経営指標	国民生活金融公庫	小企業	30,000 社	経営分析値のみ表示
TKC 経営指標	TKC 全国会	法人企業	225,000 社	
税務統計から見た法人企業の実態	国税庁	同上	2,537,000 社	財務データとしては限定的
法人企業統計年報	財務省	同上	26,000 社	無作為抽出による標本調査

(宮田 2008.168)

⁵ 分析には、統計ソフト R を用いた。

⁶ 相関係数検定表は以下のとおりである。

sample size <i>n</i>	significance level: α (two-tailed probability)			
	0.10	0.05	0.02	0.01
3	0.987688	0.996917	0.999507	0.999877
4	0.900000	0.950000	0.980000	0.990000
5	0.805384	0.878339	0.934333	0.958735
6	0.729299	0.811401	0.882194	0.917200
7	0.669439	0.754492	0.832874	0.874526
8	0.621489	0.706734	0.788720	0.834342
9	0.582206	0.666384	0.749776	0.797681
10	0.549357	0.631897	0.715459	0.764592

⁷ 13項目のうち、安全性、収益性、成長性、債務償還能力の各項目については、株式会社TKCが開発した「企業格付自己診断システム」に基づき、金融機関が企業格付に用いる一般的な財務指標をのうち、BASTデータに収録されているものを用いた。

⁸ ギアリング比率(%)は、有利子負債÷自己資本×100で計算される。

⁹ 債務償還年数(年)は、(有利子負債÷運転資金-現金・預金)÷(経常利益-法人税等+減価償却費合計)で計算される。

¹⁰ 20地域会の内訳は、北海道会、東北会、北陸会、関東信越会、千葉会、神奈川会、東京都心会、東京中央会、東・東京会、城北東京会、西東京山梨会、静岡会、中部会、近畿京滋会、近畿大阪会、南近畿会、近畿兵庫会、中国会、四国会、九州会となっている。

¹¹ 中小企業庁の実態調査(帝国データバンク、2013、24)によれば、「中小会計要領や中小会計指針に拠って計算書類を作成したことによってどのような効果が見られましたか(複数回答)」との問いかけに対し、「金融機関からの評価(信用力)が上がった(金利の優遇を受けた)」が28.4%と最も多く、次いで「金融機関からの評価(信用力)が上がった(借入をすることができた)」(27.0%)、「自社の実態が明らかになり、販売や仕入、その他諸経費に係る判断が行いやすくなった」(26.2%)の順となった。」となっており、具体的な効果としては、金利の優遇を挙げている中小企業の比率がトップとなっている。

[参考文献]

- TKC全国会: BAST TKC経営指標 平成25年指標版, 2013.
TKC全国会: BAST TKC経営指標 平成26年指標版, 2014.
TKC全国会: BAST TKC経営指標 平成27年指標版, 2015.
TKC全国会: BAST TKC経営指標 平成28年指標版, 2016a.
TKC全国会: 「TKC経営指標」から見た産業別経営動向(平成28年版), 2016b.
岡崎一浩: 企業の持続可能性と上場廃止の関連性-上場廃止に係るデータマイニング-, 愛知工業大学研究報告 第44号, 2009.
中小企業庁: 中小会計要領に取り組む事例65選 中小企業の経営課題を解決して経営力を強化!, 2014.
中小企業庁: 「経営力向上」のヒント 中小企業のための「会計」活用の手引き, 2016.
帝国データバンク: 経済産業省中小企業庁委託事業 平成24年度中小企業における会計の実態調査事業報告書, 2013.
宮田矢八郎: 禅資本主義のかたち TKCモデルの研究, 東洋経済新報社, 2008.

第5章 金融庁の「事業性評価」と中小企業会計の関わり

5.1 「事業性評価」導入の経緯

事業性評価は、金融機関の目利き能力を発揮すべく、金融庁の「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）（以下、平成26年度基本方針という）」において、初めて事業性評価という表現が用いられたものである。

金融庁の事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ 円滑な資金供給の促進に向けて」（金融庁2014c,3）によれば、「事業性評価とは、金融機関が、現時点での財務データや、担保・保証にとらわれず、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業の内容や成長可能性などを適切に評価することを言います。金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援することは、金融機関の果たすべき基本的な役割です。金融庁では、金融機関がこうした役割をしっかりと果たすよう、事業性評価に基づく融資等を促しています。」との記載がなされており、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）においても、地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新、（3）新たに講ずべき具体的施策として、地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等が掲げられており、わが国の重要な政策のひとつと位置付けられている。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3)新たに講ずべき具体的施策

④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

一 企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、また、保証や担保を付した融資についても融資先の経営改善支援等に努めるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。

1

[図 5-1 : 「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)]
(金融庁 2014b, 1)

平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(平成26年9月11日公表)③

II 重点施策

2. 事業性評価に基づく融資等

金融取引・企業活動の国際化や、国内では高齢化や人口減少が進展する中において、日本の企業や産業が活力を保ち、経済を牽引することが重要である。地域経済においては、人手不足も見られる中、企業・産業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、グローバルな競争環境の下で事業を展開する企業や産業が国際競争力を維持・強化するとともに、地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることを期待される。

こうした中、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し(「事業性評価」)、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。また、中小企業に対しては、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めることが求められている。

金融庁としては、この面での金融機関の経営姿勢、企業の事業性評価への取組み、企業に対し現実にかなる対応を行っているか等につき、検証を行っていく。

4

[図 5-2 : 平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針 (平成 26 年 9 月 11 日公表)]

(金融庁 2014b, 4)

・重点施策

上記の基本的な考え方の下、今事務年度においては、主に以下の重点施策に取り組む。

(中略)

2. 事業性評価に基づく融資等

金融取引・企業活動の国際化や、国内では高齢化や人口減少が進展する中において、日本の企業や産業が活力を保ち、経済を牽引することが重要である。地域経済においては、人手不足も見られる中、企業・産業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、グローバルな競争環境の下で事業を展開する企業や産業が国際競争力を維持・強化するとともに、地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることを期待される。

こうした中、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し(「事業性評価」)、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。また、中小企業に対しては、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めることが求められている。

金融庁としては、この面での金融機関の経営姿勢、企業の事業性評価への取り組み、企業に対し現実にはいかなる対応を行っているか等につき、検証を行っていく。

(金融庁 2014a, 2: 下線は筆者)

さらに、事業性評価の具体的評価内容については、平成 26 年度基本方針(金融庁 2014a)において、以下の様な書きぶりとなっている。

・主要行等に対する監督・検査

1. 主要行等における課題と今事務年度の考え方

具体的には、個別の借り手企業の事業の内容のみならず、産業全体の状況や成長可能性などを適切に評価し(「事業性評価」)、上記の特長を活かしたアドバイスの提供や海外でのファイナンスも含めた成長資金の円滑な供給に向けた取り組みを行うことが重要である。

2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給

取引先企業の適切な評価，解決策の提案及び実行支援

こうした特長を活かし，() 取引先企業や産業全体の課題・ニーズの的確な把握・分析及びこれを踏まえた事業性評価の実施，() 当該評価を踏まえた取引先企業ごとの課題に対応した適切な解決策の提案，といった産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給に向けた取組みを，取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っているか，検証する。

・ 中小・地域金融機関に対する監督・検査

1. 地域金融機関における課題と今事務年度の考え方

このため，地域金融機関は，地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに，こうした分析結果を活用し，様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で，それを踏まえた解決策を検討・提案し，必要な支援等を行っていくことが重要である。

特に，目利き能力の発揮による企業の事業性評価を重視した融資や，コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業（特に地域の経済・産業を牽引する企業）の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくとともに，継続困難な企業に対する円滑な退出への支援にも取り組んでいくことが求められている。

2. 主な重点施策及び監督・検査上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

取引先企業の適切な評価，解決策の提案及び実行支援

上記1. で示したとおり，地域金融機関は，必要に応じ，外部機関や外部専門家を活用しつつ，様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で，それを踏まえた解決策を検討・提案し，必要な支援等を行っていくことが求められている。また，こうした取組みは，取引先企業において問題が顕在化することを待たずに前広かつ適切に行っていくことが重要である。

イ．取引先企業の状況に応じた適切な解決策を提案し，その実行を支援するため

の取組状況について、以下の点を含め、確認する。

(中略)

() 担保・保証に必要以上に依存しない、事業性評価に基づく融資(経営者保証に関するガイドラインの活用を含む)を促進するため、具体的にどのような取組みを行っているか。

(金融庁 2014a：下線は筆者)

以上からすれば、「事業性評価」とは、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことであり、より具体的には、取引先企業や産業全体の課題・ニーズの的確な把握・分析を踏まえ、個別の借り手企業の事業の内容のみならず、産業全体の状況や成長可能性などを適切に評価し、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、金融機関の目利き能力を発揮すること。といえるであろう。

なお、金融庁は翌年に、「平成 27 事務年度 金融行政方針」を公表し、この中でも「事業性評価」に関して触れている。なお、平成 27 年事務年度においては、「財務データ」という用語が消え、また「担保・保証に必要以上に依存することなく」から、「担保・保証に依存する融資姿勢を改め、」とされていることから、「財務データ」の重要性について再認識がなされ、担保・保証については、これに依存する融資姿勢を改めるべきであるという、一歩進んだ監督姿勢が見てとれる。

2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

(中略)

【国内で活動する金融機関】

金融機関のビジネスモデルは様々であり、多様なビジネスモデルを有する金融機関が存在することは、我が国における金融業の厚みにつながるものである。他方、地域に密着した多くの地域金融機関については、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献することが自らの経営の健全性の確保にもつながる。そうした国内で活動する金融機関については、営業地域における顧客層のニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供を行うとともに、地域の経済・産業を支えていくことが求められる。また、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待される。

足元で、低金利競争や貸出残高増加の動きも見られるが、産業・企業の生産性向上に貢献するような競争を行うことが、地域経済の発展と自らの収益基盤の安定につながるものと考えられる。

(金融庁 2015a, 17: 下線は筆者)

また、同様に平成 27 事務年度における「事業性評価」に関する書きぶりを示せば、以下の様になる。平成 27 年事務年度においては、「事業性評価」の中身が、監督事項という形を通じて、より具体的に示されているといえる。

具体的重点施策

- (1) 企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現
事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援
- (イ) 各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組状況について、以下の点を含め、確認する。
- a) 主要な営業地域について、地域ごとの経済・産業（主要な産業セクターを含む）の現状・中長期的な見通しや課題等をどのように把握・分析しているか。また、こうした分析結果を、取引先企業の成長可能性や持続可能性の評価に具体的にどのように役立てているか。
- b) 取引先企業について、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、強み・弱み及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティング機能の発揮に当たり、例えば以下のような点も含めて、具体的にどのような取組みを行っているか。
- i. 取引先企業との深度ある対話を行うための関係構築（例えば、金融機関のビジネス上重要な取引企業や主たる相談相手としての役割が期待されている取引先企業について、経営状況や課題、ニーズを具体的に把握するための定期的な訪問や短期継続融資のモニタリング等を通じた関係構築）
- ii. 取引先企業に対し、財務面だけでなく、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題の解決に資する融資やコンサルティングのタイムリーな提供（外部専門家の活用や外部機関との連携によるものを含む）
- iii. DDS・債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援（他の金融機関が主導する事業再生支援への積極的な協力を含む）
- iv. 「地域企業応援パッケージ」の活用、地域の創業支援事業等に係る産学官金の連携、政府系金融機関やファンド等との連携等、取引先企業の支援を行うための関係者との有効な連携

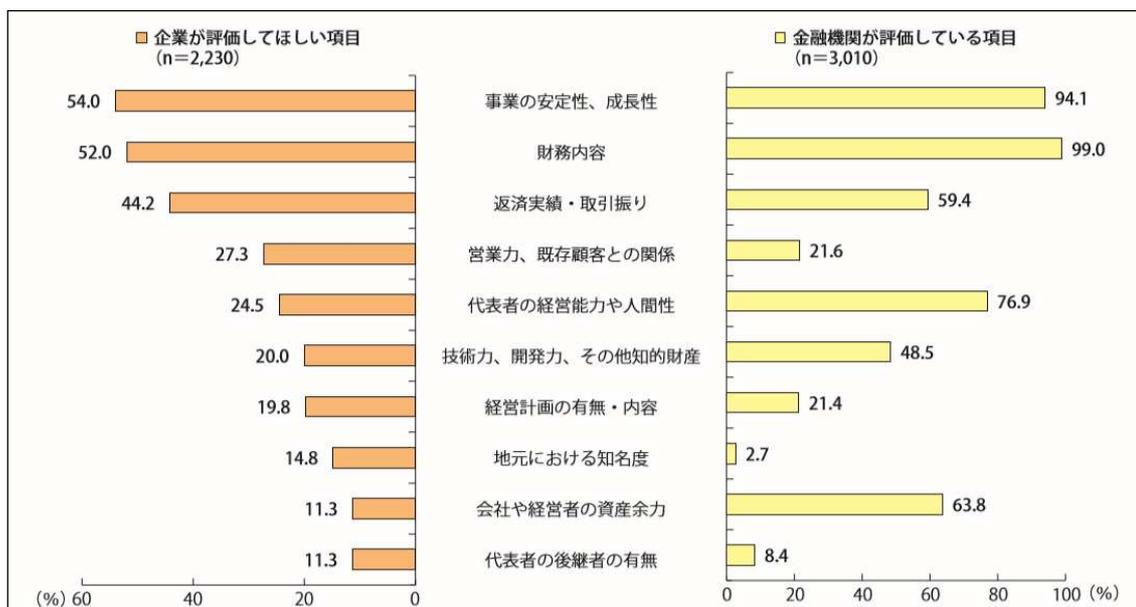
c) 融資，既存保証の見直し及び保証債務の整理に当たって，必要に応じて外部機関や外部専門家とも連携しつつ，経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用に努めているか。

d) 事業性評価及びそれに基づく融資・本業支援等について，職員の能力向上，専門人材の育成・確保，実績評価・人事評価における明確な位置付け等，組織全体として取り組むための態勢整備（経営計画等における明確化を含む）を行っているか。

（金融庁 2015a, 13 14：下線は筆者）

これによれば，平成 26 事務年度において示された「財務データ」とは，具体的には「財務内容の過去の実績」であったことが分かる。すなわち，金融機関は融資に当たり，財務内容を無視して良いというわけではなく，「財務内容の過去実績に必要以上に依存しない」というのが，金融庁の示す真意であることが分かる。つまり，中小企業の事業の内容，強み・弱み及びその業界の状況等を踏まえて，その将来性を評価する。という点を重視して，融資を実行していく体制を構築することになる。

また，中小企業庁は，金融庁が問題視している，担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視するといった傾向としての「形式への集中」の問題に対して，金融機関が担保・保証以外に考慮している項目と企業が担保・保証以外に考慮して欲しい項目に関して，アンケート調査を実施し，その結果を中小企業白書において，以下の様に公表している。



[図 5-3：金融機関が担保・保証以外に考慮している項目と企業が担保・保証以外に考慮して欲しい項目]

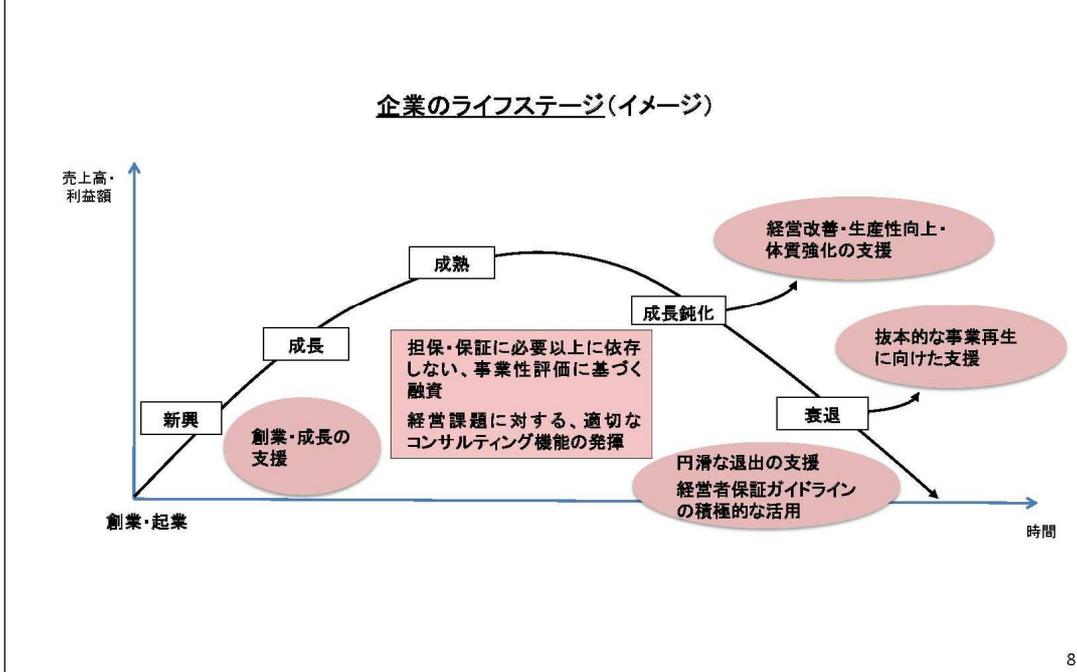
(中小企業庁 2016, 第 2 - 5 - 48 図)

続いて、第 2-5-50 図は、金融機関が現在重視している融資手法と、今後重点を置きたい融資手法について見たものである。これを見ると、現在は「信用保証協会の保証付融資」を最も重視しており、次いで「事業性を評価した担保・保証によらない融資」、
「不動産を担保とする融資」となっている。また、今後重点を置きたい融資手法としては、「事業性を評価した担保・保証によらない融資」が最も高く、次いで「売掛債権の流動化による融資」、「動産担保による融資」と続いている。
このことから、現在は信用保証協会を利用しつつ、事業性評価に基づく融資にも力を入れているが、今後は事業性評価に基づく融資により重点を置きたいという意向が見られ、今後の中小企業のニーズと金融機関の方針が合致している。

(中小企業庁 2016, 323)

なお、項目の中には、創業支援に関するもの、DDS・債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援や、保証債務の整理に当たって、必要に応じて外部機関や外部専門家とも連携しつつ、経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用に努めているか。といった廃業支援に関するものも盛り込まれていることから、必ずしも中小企業の将来性を見極めだけではなく、中小企業のライフステージに応じて、金融機関が適切な支援を行うことが、事業性評価及びそれに基づく解決策の提案・実行支援に求められていることに留意が必要である。

中小・地域金融機関向け金融モニタリング基本方針(平成26事務年度)



[図 5-4：中小・金融機関向け金融モニタリング基本方針における事業性評価の位置づけ]

(金融庁 2014b, 8)

すなわち，[図 5-4]によれば，事業性評価とは中小企業のライフステージの成長，成熟，成長純化といったステージにおいて実行することが想定されていることが分かる。また，金融庁が想定する中小企業のライフステージ別支援は，「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 平成 27 年 4 月」（金融庁 2015b）において示されている。

[表 5-1：（参考）顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）]

（参考）顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）		
顧客企業の ライフステ ージ等の類 型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関等との連携
創業・新事業開拓を目指す顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえ、新事業の価値を見極める。 ・ 公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援 ・ 地方公共団体の補助金や制度融資の紹介 ・ 地域経済活性化支援機構との連携 ・ 地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用
成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。 ・ 海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。 ・ 事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体，中小企業関係団体，他の金融機関，業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・ 産学官連携による技術開発支援 ・ JETRO，JBIC 等との連携による海外情報の提供・相談，現地での資金調達手法の紹介等
経営改善が必要な顧客企業 （自助努力）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。 ・ 貸付けの条件の変更等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業診断士，税理士，経営指導員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）

<p>により経営改善が見込まれる顧客企業など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援
<p>事業再生や業種転換が必要な顧客企業（抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生方策の策定 ・事業再生ファンドの組成・活用
<p>事業の持続可能性が見込まれない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該 	<ul style="list-style-type: none"> ・慎重かつ十分な検討と顧客企業の納得性を高めるための十分な説明を行った上で、税理士、弁護士、サービサー

<p>顧客企業 (事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など)</p>	<p>顧客企業の取引先等への影響，金融機関の取引地位や取引状況，財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し，慎重かつ十分な検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で，債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め，顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。 ・その際，顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。 	<p>等との連携により顧客企業の債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討</p>
<p>事業承継が必要な顧客企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ，M&Aのマッチング支援，相続対策支援等を実施。 ・MBOやEBO等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・M&A支援会社等の活用 ・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算 ・信託業者，行政書士，弁護士を活用した遺言信託の設定

(金融庁 2015b)

金融庁が指向する，「事業性評価」の実行は，この顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション(例)に類する形で支援ができる金融機関の体制を構築し，実践することにあると思われる。

さらに，平成 28 事務年度金融行政方針においては，「財務データ」や「財務内容の過去の実績」といった文言が消え，「過去の経営の結果であるバランスシートの健全性」という，より具体的な内容となっている。

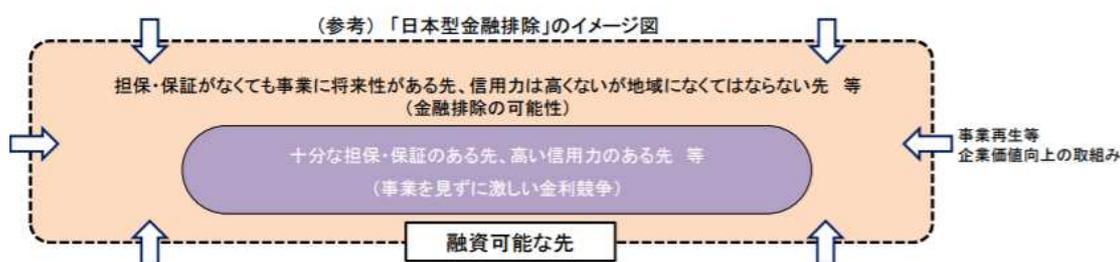
<p>・ 金融当局・金融行政運営の変革 (1) 検査・監督のあり方の見直し</p>

金融庁（金融監督庁）は、その発足当初において、不良債権問題の解決など、当時の緊急の課題に対応するため、「ルール重視の事後チェック型行政」の方針を打ち出し、厳格な個別資産査定や法令遵守状況の確認を中心とする検査・監督手法を確立した。これにより、当時の課題であった金融行政への信頼の回復や、不良債権問題の克服及び利用者保護のための最低基準（ミニマム・スタンダード）の徹底が確保された。

しかしながら、こうした手法は、そのまま機械的に継続すると副作用が生じるおそれがある。例えば、銀行融資において、借り手の事業内容ではなく、担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視するといった傾向（「形式への集中」の問題）や、将来の経営の持続可能性よりも、過去の経営の結果であるバランスシートの健全性ばかり議論するといった傾向（「過去への集中」の問題）、さらには、金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく、個別の資産査定にもっぱらリソースを投入するといった傾向（「部分への集中」の問題）といった副作用が生じるおそれがある。

（金融庁 2016c, 3：下線は筆者）

「過去の経営の結果であるバランスシートの健全性」とは、金融機関が融資審査や自己査定に用いる実態貸借対照表のことを指していると思われるが、金融庁はこれを「過去への集中」の問題とし、担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視するといった傾向としての「形式への集中」の問題、個別の資産査定にもっぱらリソースを投入するといった傾向としての「部分への集中」の問題と並んで問題視しており、十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況を「日本型金融排除」と名付けている。



【図：5-5「日本型金融排除」のイメージ図】

（金融庁 2016c, 21）

金融庁は、平成 28 事務年度金融行政方針において「これまで当局としても、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促してきた。」（金融庁 2016c, 18）としてお

り、平成 26 事務年度行政方針において初めて用いられた「事業性評価」という新たな融資慣行の具体的確立が、各金融機関において本格的に求められる段階に入ってきたということができるであろう。

5.2 事業性評価融資モデルの具体的検討

平成 26 事務年度に金融庁から示された「事業性評価」は、顧客企業（中小企業）のライフステージ等に応じて提案することが平成 27 事務年度において示された。このライフステージに応じた対応については、金融機関が単独で実施することは人的・時間的制約から困難であることから、外部専門家の活用や外部機関との連携が重要であり、これには、中小企業診断士、税理士、経営指導員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）が想定されている。平成 26 年事務年度から始まった施策であることから、その具体的モデルはまだ数少ないものの、いくつかの「事業性評価モデル」が存在している。

そこで、平成 28 年 9 月 15 日に公表された、「金融仲介機能のベンチマーク」に従った 2 つのモデルに関して内容を検証していきたい。「金融仲介機能のベンチマーク」策定の趣旨は、金融庁によれば、以下の様になっている。

1. ベンチマーク策定の趣旨

多くの金融機関は、その経営理念や事業戦略等において、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション（解決策）の提供等を行うことにより、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していく方針を掲げている。

他方、企業からは、「金融機関は、相変わらず担保・保証に依存しているなど対応は変わっていない」といった声が依然として聞かれる。昨事務年度に実施した企業ヒアリングでは、多くの企業が、金融機関に対して、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求めていることが明らかとなった。

また、監督・検査を通じて、金融機関によって金融仲介の取組みの内容や成果に相当の差があること、また、企業から評価される金融機関は、取引先企業のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施することにより、自身の経営の安定にもつなげていることなどが確認された。

金融機関が、自身の経営理念や事業戦略等にも掲げている金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要である。

こうした考え方の下，有識者会議（「金融仲介の改善に向けた検討会議」）での議論等も踏まえ，金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」（別紙））を策定・公表する。

（金融庁.2016a，下線は筆者）

「金融仲介機能のベンチマーク」は，すべての金融機関が対象となる，5つの共通ベンチマークと，地方銀行が対象となる50の選択ベンチマークから構成されているが，このうち，5つの共通ベンチマークの最初の項目において，ベンチマーク策定の趣旨において触れられている，「事業の理解に基づく融資」と「経営改善等に向けた支援」が掲げられている。

[表 5-2：「金融仲介機能のベンチマーク」における「共通ベンチマーク」]

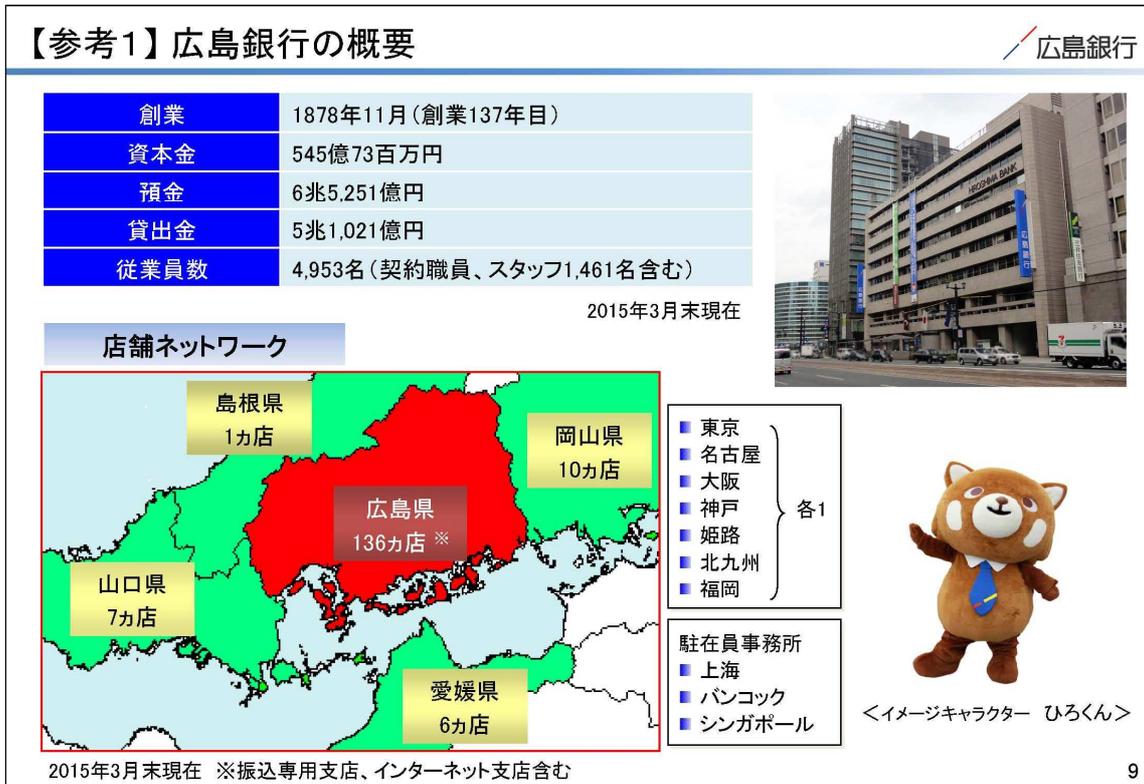
項目	共通ベンチマーク
(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化	1. 金融機関がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース。以下断りがなければ同じ)、及び、同先に対する融資額の推移
(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	2. 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況
	3. 金融機関が関与した創業、第二創業の件数
	4. ライフステージ別の与信先数、及び、融資額(先数単体ベース)
(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換	5. 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

（金融庁.2016b，1）

すなわち，「事業の理解に基づく融資」は，共通ベンチマークの1（成長力の強化）と5（事業性評価に基づく融資）が，「経営改善等に向けた支援」については，1（取引先企業の経営改善）と，2（経営改善計画の進捗状況）が該当することになる。

この具体的モデルに関しては，以下の2つのモデルを掲げることができるであろう。

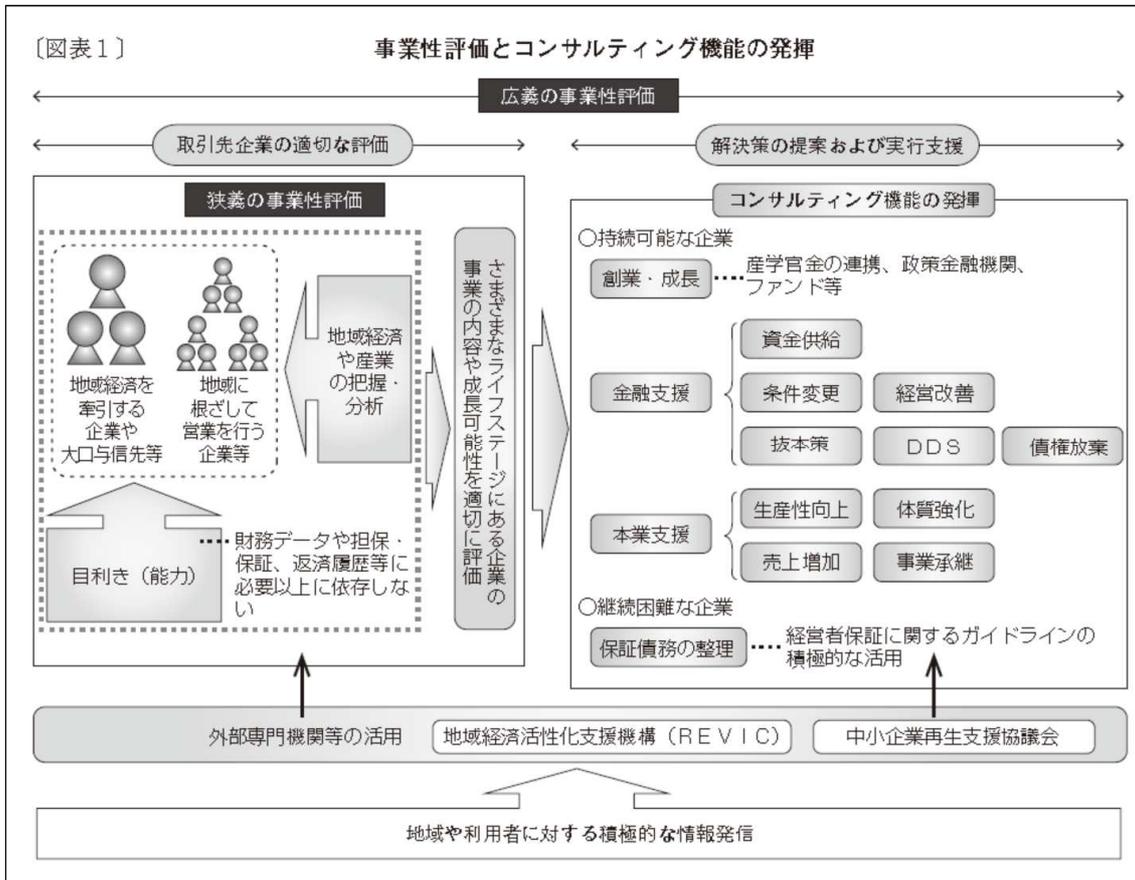
5.2.1 広島銀行における事業性評価モデル（「事業の評価に基づく融資」）



[図 5-6：広島銀行の概要]

（廣江.2015,9）

広島銀行は事業性評価の手法の一つとして評価シートを使った経営者へのヒアリングを通じ、取引先企業の実態把握を進め、顧客基盤、販売力、技術力など、企業の実力を多面的に評価・分析を行っている。具体的には、取引先とのリレーションの継続的な強化と、取引先の強み・弱み、商流などの実態把握（定量面と定性面の把握があり、とくに定性面を重視）を通じて経営課題等の発見につなげており、効果的な人材育成が一連の取組みを下支えしている。（金融財政事情.2015）

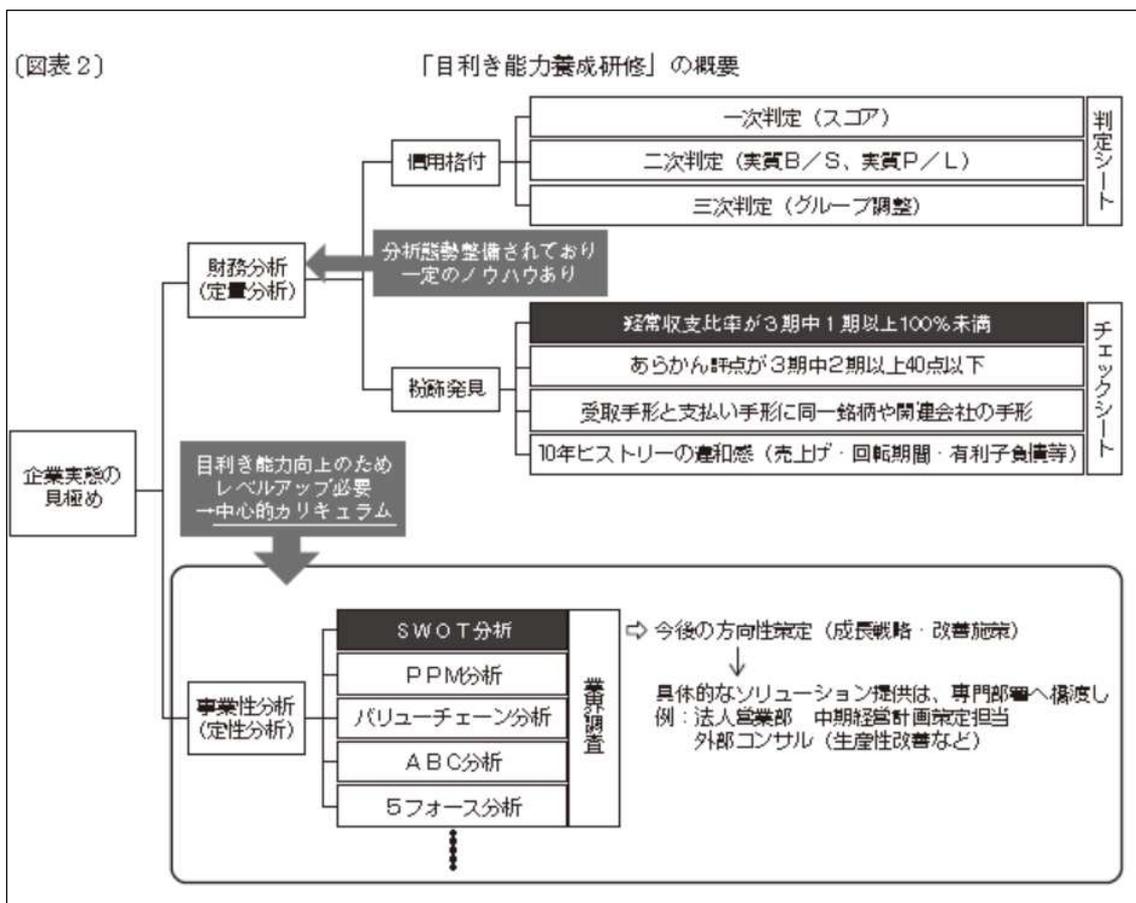


〔図 5-7： 広島銀行における事業性評価とコンサルティング機能の発揮〕
 （金融財政事情 2015, 15）

さらに、営業店の担当者が取引先の事業性を評価する際のツールとして、外部のコンサルティング会社と共同で開発した、個社別の「評価シート」があり、25 の評価項目に基づいて経営者へのヒアリングを行い、各項目を 4 段階で評価し、その分析結果が、製品、顧客、営業など全部で六つの観点から六角形のチャートで示されるものとなっている。評価項目ごとに担当者が記入するコメント欄を設けているため、分析結果の点数化にとどまらず、企業の実態をよりの確に把握することに寄与するとされている。評価シートは業種ごとにアレンジし 17 種類が用意されており、社長などへのヒアリングには 2 時間程度を要するとされている（金融財政事情 2015）。

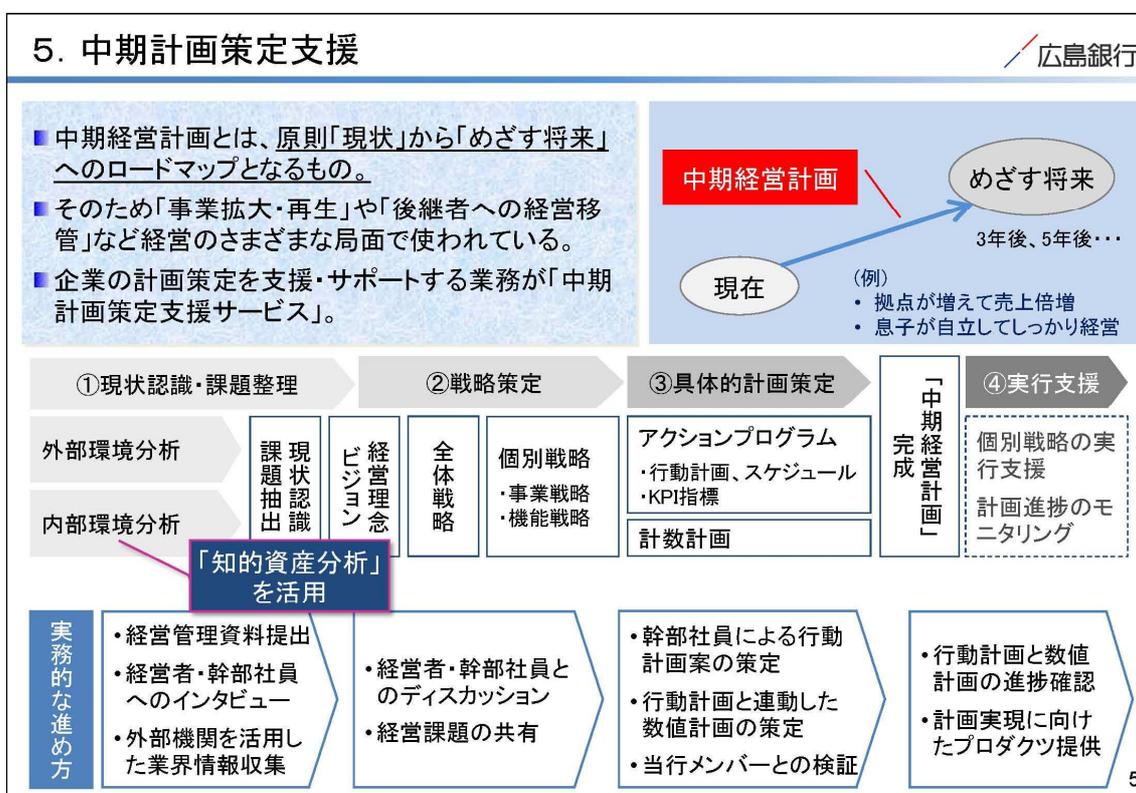
こうした事業性評価の取組みを強化すべく、渉外と法人融資の担当者を対象として 14 年度から実施しているのが「目利き能力養成研修」であり、「企業実態の現状分析」+ 「今後の方向性策定」の能力養成に向けて、同行が整備している研修体系が、〔図 5-8〕である。この研修体系に注目すべきは、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく（金融庁 2015a）と、金融庁の平成 27 事務年度金融行政方針に記載が

あるにもかかわらず、財務分析（定量分析）の項目に、「粉飾発見」として「経常収支比率が3期中1機以上100%未満」「あらかじめ評点が3期中2期以上40点以下」「受取手形と支払い手形に同一銘柄や関連会社の手形」「10年ヒストリーの違和感（売上げ・回転期間・有利子負債等）」という4項目が記載されていることである、広島銀行においては「定量的な財務分析についてはすでに一定のノウハウが蓄積されているが、もう一方の定性的な事業性分析については業種によって取組み度合いに違いがみられた。」（金融財政事情.2015）とのことであり、金融庁が推進する事業性評価に基づく融資の実行にあたり、今までノウハウが蓄積されていなかった定性的な事業性分析に関し、注力して研修を行っており、定性的な財務分析手法は、粉飾発見のための手段として、依然として重要な役割を行内で果たしていることが良く分かる。つまり、事業性評価融資の実行に当たっても、中小企業の会計は重要な役割を果たしており、粉飾決算のない、信頼性のある財務データの入手に相当な時間・コストをかけていることが分かる。



[図 5-8 : 広島銀行における「目利き能力養成研修」の概要]
 (金融財政事情 2015,17)

また、同行の取引先の実態把握に向けた特徴的な取組みとして、中期経営計画の策定支援を行っている。「法人営業部金融サービス室の担当チームが13年から実施しているもので、担当者が取引先企業の詳細な外部環境・内部環境分析を行い、経営者や幹部職員との複数回にわたる議論を通じて一緒に中計を策定している。中計策定を支援するなかで取引先の定量面・定性面の実態やその業界の将来性などを詳細に分析・検討していく作業は、まさに事業性評価の取組みに直結するものでもある。」(金融財政事情2015)としており、融資先企業の中期経営計画は「原則「現状」から「めざす将来」へのロードマップとなるもの。」とし、中期経営計画の策定支援がそのまま、事業性評価の実施であるという位置付けになっている。



[図 5-9 : 広島銀行における中期計画策定支援]
(廣江 2015, 5)

5.2.2 富山信用金庫における事業性評価モデル（経営改善等に向けた支援）

富山信用金庫の平成24年度の「地域密着型金融推進計画」の進捗状況（富山信用金庫2013）によれば、目標とする計数の達成状況として、以下の開示が行われている。



ぐくつと身近に
親近感



富山信用金庫が期待される地域課題解決

富山県の課題

北陸新幹線開業に伴う経済波及効果を県内隔々まで普及させる必要性



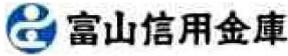
観光誘致による認知度の向上と
県内地域での「賑わい」の創造

観光誘致と関連した地域企業の活性化

地域経済活動、中小企業・小規模事業者の底上げ



地域の一員である当金庫が自主的に
地域活性化に取り組む必要性





創業	明治35年4月7日
出資金	6億8千1百万円（平成25年3月31日現在）
会員数	29,696人（平成25年3月31日現在）
代表者	理事長 山地 清
本店所在地	富山市室町通り1丁目1番32号
店舗数	31店舗（富山市24、高岡市1、射水市4、中新川郡2）
役員員数	354名（平成25年3月31日現在）
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治35年4月7日 富山売薬信用組合として創業 ・ 昭和26年 信用金庫法施行に伴い富山信用金庫と改称 ・ 平成15年10月20日 射水信用金庫と合併 ・ 平成23年2月14日 上市信用金庫と合併



富山信用金庫 本店営業部



とみしん
B&Lコンサルティングスクエア

富山信用金庫

copyright©2013 TOYAMA.shinkin.bank All rights reserved

2

[図 5-10：富山信用金庫の概要]
（富山信用金庫 2014,2）

2. 目標とする計数の達成状況

項 目	目 標 計 数	平成25年3月までの達成状況	
		会 員 数	目 標 計 数
コラボ産学官富山支部会員の拡大	会 員 数 180名	会 員 数 180名	目標を達成いたしました
経営改善支援取り組み先	35先	44先	44先の経営改善に取り組んでおります
財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資商品	60先 300百万円	53先 326百万円	融資金額のみ目標を達成いたしました
スコアリングモデルを活用した融資商品	20先 60百万円	28先 65百万円	目標を達成いたしました
富山商工会議所、富山県中小企業団体中央会との連携による経営相談の実施	BLスクエア 4日間	BLスクエア 6日間	年間6日間実施しました 相談件数 15件
経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」におけるネットワークアドバイザーの巡回を受けての個別経営相談の実施	BLスクエア 10日間 営 業 店 18日間	BLスクエア 15日間 営 業 店 19日間	年間34日間実施しました 相談件数 109件

[図 5-11：富山信用金庫における「地域密着型金融推進計画」の目標とする計数の達成状況

(富山信用金庫 2013,2)

この達成状況の中身は、産学官連携、経営改善支援、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資、外部機関との連携による経営相談、国の「中小企業支援ネットワーク強化事業」の活用と、中小企業のライフステージ全般に渡って多岐に支援業務が行われている。平成24年度は、金融庁が事業性評価に関する融資を推進する前段階ではあるが、このようなライフステージ別の支援実績により、同金庫は、地域密着型金融に関する「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」を行っている北陸三県の地域金融機関として、平成25年度に、地域密着型金融に関する取組みへの顕彰を受けている。顕彰の理由は、「県内の金融機関が連携した観光誘致活動と、様々な外部機関との連携により、取引先企業に対して、商品開発から販路開拓に至るまでのトップライン支援や、経営改善計画策定支援に取り組んでいる。」¹とされている。

全国の認定支援機関に先駆けて「認定支援機関による経営改善計画策定支援」を実施。利用申請件数は増加しています。

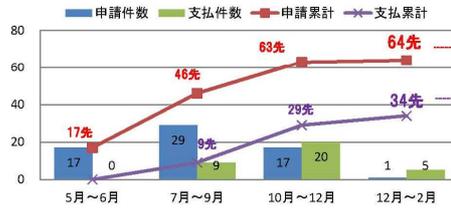
「とみしん」では、金融円滑化法施行以来、お客様の経営改善計画策定支援を実施していますが、平成25年5月の運用改正を機に「認定支援機関による経営改善計画策定支援」補助金を利用した外部専門家との連携による策定支援を推進しています。現在、利用相談件数64先、うち、経営改善計画を策定し、関係金融機関からの同意を得て支払を受けたものが34先となっています。

経営改善支援センター相談総数	64先
うち、完了	34先
うち、経営改善計画策定済件数(同意取付中)	10先
うち、経営改善支援センター利用受付済件数(計画策定中)	18先
うち、申請書類作成中	2先

利用受付済件数は、全国の認定支援機関のうちトップクラスであることに加え、完了件数についても全国首位。「とみしん」では、外部専門家との連携スキームと金融機関としての金融調整能力を発揮することで、短期間での改善計画開始を目指しています。

利用・支払申請推移状況

5月の利用申込受付開始から9月まで1次受付グループとして46先に対して支援を実施。本年3月までに2次受付グループとして申込件数累計100先を予定しています。
また、支払申請について、現在、申込から2ヶ月で同意取付を完了しており、3月末では、支払申請累計が45件となる見込みです。



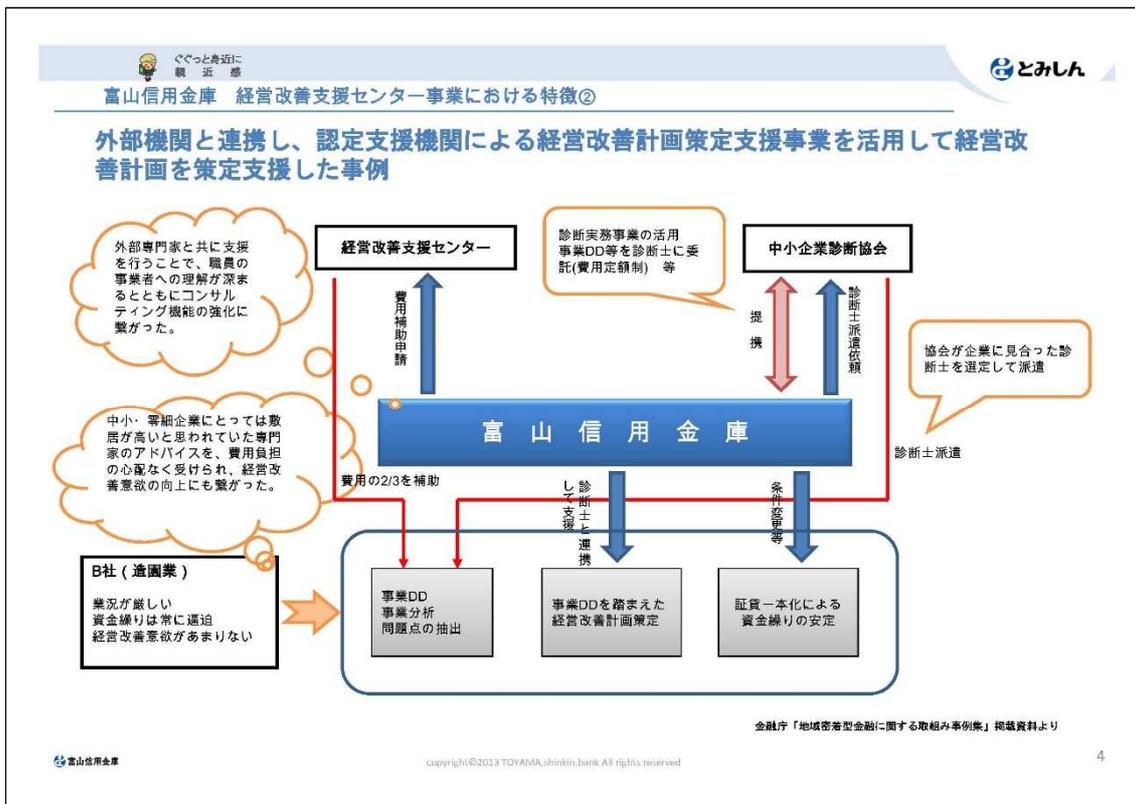
**経営改善支援センター利用
相談件数 64先**

計画策定完了件数 34先

現在、10先が各金融機関の同意を取付中であるため、3月末には45先の支払申請、経営改善計画策定が完了する見込み。

[図 5-12：富山信用金庫における認定支援機関による経営改善計画策定支援利用申請件数] (富山信用金庫 2014,6)

また、同金庫は、この顕彰理由の中にもある様に、経営改善計画策定支援に積極的に取り組んでおり、全国の経営革新等認定支援機関の先駆けとして、積極的に経営改善計画策定支援事業に取り組み、融資先の経営改善計画を策定している。



[図 5-13：富山信用金庫における経営改善計画策定支援事例]
 (富山信用金庫 2014, 4)

経営改善計画の策定支援は事業性評価とその意義においてイコールではないものの、金融庁が事業性評価による融資を推進する以前において、経営改善計画策定支援に積極的に取り組んできた同金庫の取り組みは、事業性評価融資のあり方として、一石を投じたものであると考えられなくもない。

5.3 事業性評価融資モデルの特徴

広島銀行と富山信用金庫は、それぞれ地域も規模も異なる地域金融機関であるが、それぞれが事業性評価融資モデルのひとつとして評価を受けている。この共通点を挙げるとすれば、以下の様になるであろう。

「中期経営計画」を事業性評価の中核に据えている。
 中小企業の財務データが事業性評価の基礎になっている。
 融資先のライフステージ全般にわたる支援を行っている。

「中期経営計画」を事業性評価の中核に据えている点に関して

広島銀行（以下、同行という）と、富山信用金庫（以下、同信金という）では、銀行が作成する中期経営計画は、「企業実態の見極め」という点から、必ずしも経営改善計画が主眼とはなっていない。同行が事業を展開する広島は、マツダを中心とした自動車産業の集積地であり、自動車産業関連の中小企業が数多く点在する。一方、同信金が所在する富山は、北陸新幹線の開業による一定の経済効果は見込まれるものの、依然として厳しい地方ということができる。双方の地域性は全く異なるものの、最終的に両者が「中期経営計画」という、数字による業績評価に事業性評価を求めている点に着目する必要があるといえよう。

中小企業の財務データが事業性評価の基礎になっている点に関して
中期経営計画は、過去の財務データを基礎として、将来の5年程度の経営計画を作成するものであり、将来計画の作成にあたっては、信頼できる過去の財務データの上に成り立っているものである。中期経営計画は、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく（金融庁2015a）という、金融庁の平成27事務年度金融行政方針に、最も適合する事業性評価の手法のひとつであるといえよう。

融資先のライフステージ全般にわたる支援を行っている点に関して
両者とも、創業から事業承継まで、中小企業のライフステージ全般に渡って、支援を行っている。これは、事業性評価が一括りに出来る概念ではなく、中小企業のライフステージ等に応じて、きめ細やかに、個別に対応すべきであることを実務の上においても示しているものといえよう。そして、このライフステージ別支援を効果的に実践していくには、金融機関だけでは、人的・時間的制約から行うことは不可能であり、地域の外部専門家と有機的に繋がりながら、地域全体で支援を行っていく必要があるといえる。

5.4 中小企業における事業性評価の将来的方向性

5.4.1 定性的情報開示の必要性

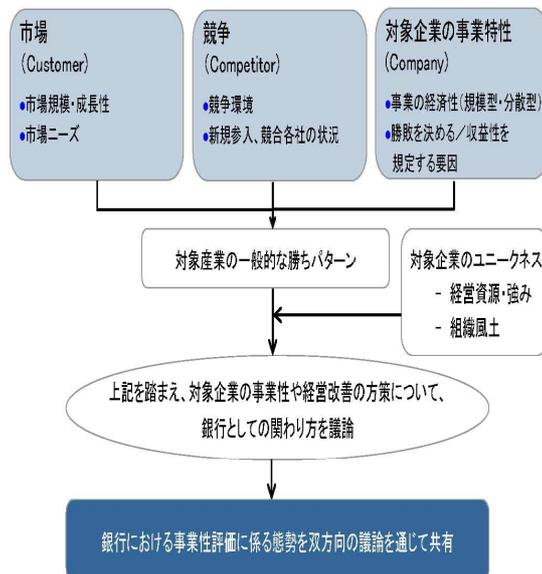
金融庁は、2014年7月公表の金融モニタリングレポートの中で、地域銀行ごとに地域の典型的なメイン先企業であり、かつ、銀行にとっても大口融資先となる企業を中心に1~2社を選定し、当該企業の事業性をどう見るべきか、当該企業の経営改善に何が必要かといった議論を各行と実施している。

借手企業の事業性に対する評価の検証

金融モニタリングレポート(2014年7月公表)(抄)

昨事務年度の検査では、地域銀行ごとに地域の典型的なメイン先企業であり、かつ、銀行にとっても大口融資先となる企業を中心に1～2社を選んで、当該企業の事業性をどう見るべきか、当該企業の経営改善に何が必要かといった議論を各行との間で実施した。

具体的には、企業を取り巻く市場、競争環境、企業の事業特性について、銀行が、どのように把握しているか、さらに、それらを踏まえ銀行としてどのような対応を採っているかなどを、当該企業が属する業界についての専門家からの知見も得つつ、銀行と議論を進めた。



6

[図 5-14：借手企業の事業性に対する評価の検証]
(金融庁 2014b,6)

これにより、金融庁は、各地域における対象産業の一般的な勝ちパターンを集約し、銀行における事業性評価の姿勢を共有したことになる。つまり、今後は中小企業においても、事業の将来性、強みや弱みといった定性情報を、積極的に金融機関に開示していくことが中小企業にとって金融機関との良好なリレーション構築という観点において、極めて重要なファクターになっていくと思われる。

5.4.2 中小企業における定性的情報開示

今後、金融機関が中小企業に対して、事業性評価に基づく融資を推進するにつれ、金融機関にとっては、より定性的情報の収集が重要な役割を果たし、また、それは中期経営計画に集約されていくということになるであろう。

また、現在、中小企業が金融機関に提供する情報として、財務諸表が重要な役割を占めており、今後も中小企業の信頼性のある財務情報が金融機関にとって有用な情報であることに変わりはないであろう。

ただし、金融機関が、事業性評価融資の実行のために、独自に定性情報を独自に入手している以上、中小企業は、金融機関が作成する、個社別の「評価シート」等に対応し、中

小企業が独自に積極的に定性情報を開示していくことで、金融機関と有効なリレーションシップを構築していくことが考えられる。

具体的には、中期経営計画の作成・開示に加えて、知的資産経営報告書に基づいた評価を実施していくことも有用と思われる。

知的資産とは「従来のバランスシート上に記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランドなど）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称」であり、また、「知的資産経営とは、自社の強み（知的資産）をしっかりと把握し、それを活用することで業績の向上に結び付ける経営」とされている（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012a, 4）。



[図 5-15：知的資産のイメージ]

（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012a, 4）

この知的資産をまとめたものが、「知的資産経営報告書（事業価値を高める経営レポート）」であり、これについては、様々な場面での活用が想定されているが、事例集（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012b）においては、ベンチャー、リレーションシップバンキング、事業承継、知的財産、マーケティング、人材強化といったテーマ別に選定が行われている。この中で、中小企業の金融と関連するリレーションシップバンキングの事例としては、以下の様な事例が掲載されている。

2. リレーションシップバンキング

1 ベンチャー

2 リレーションシップバンキング

3 事業承継

4 知的財産

5 マーケティング

6 人材強化

事業価値を高める経営レポート 商号: グルーヴセンス株式会社 作成日: 2011年11月11日

I. 経営理念(企業ビジョン)

謙虚なモノづくり

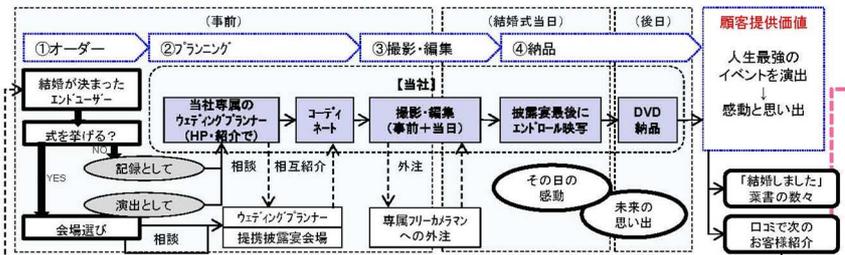
II-1. 企業概要

【代表者】永田 安則
 【住所】福岡県福岡市中央区高砂
 【従業員数】4名
 【資本金】100万円
 【業種】ブライダル特化型映像作成
 【URL】http://groovesense.jp

II-2. 沿革

・1998年
 代表者・永田安則、営業職から映像業界に転身
 ブライダル映像の撮影・編集への従事を始める
 ・2008年 8月
 キャリア実現のため、ブライダル映像に特化した
 グルーヴセンス株式会社を創業
 ・2011年10月
 個人顧客拡大のため、サロン機能を併設した
 現在地に事務所を拡張移転

III-1. 内部環境(業務の流れ)



業務の流れ	他社と差別化ができ、顧客の評価に繋がっている取組
①オーダー	ネットワークを活かした集客、エンドユーザーに直接提案できる体制づくり
②プランニング	キャリアに基づく確かな提案、提携会場・独立プランナーとの相互紹介
③撮影・編集	ブライダル特化ならではの機動力、外注フリーランスの専属化と教育による品質向上
④納品	当日の感動とその先の思い出を提供し、主人公になれる人生最強のイベントを演出
顧客提供価値	納得の品質、感動と思い出 ⇒ 感謝の「結婚しました」葉書の数々、口コミで次のお客様紹介

III-2 内部環境(強み・弱み)

【自社の強み】

- ・確かな演出力
- ・エンドユーザーに直接対応⇒自由度・価格優位

【自社の弱み】(経営課題)

- ・エンドユーザーとどう接点を持つか?
- ・技術は比較可能か? 優位か?

【その理由・背景】

- ①技術力・・・演出、編集に強い
- ②組織力・・・チームワーク、経験、プランナー
- ③機動力・・・フットワーク

【その理由・背景】

- ①情報力・・・映像以外の分野との連携
- ②育成力・・・社長が技術発掘に専念できるか
- ③知名度・・・ブランド、実績、露出

[図 5-16 : 事業価値を高める経営レポート 事例]

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 2012b, 26)

2. リレーションシップバンキング

1 ベンチャー

2 リレーションシップバンキング

3 事業承継

4 知的財産

5 マーケティング

6 人材強化

事業価値を高める経営レポート 商号: グルーヴセンス株式会社 作成日: 2011年11月11日

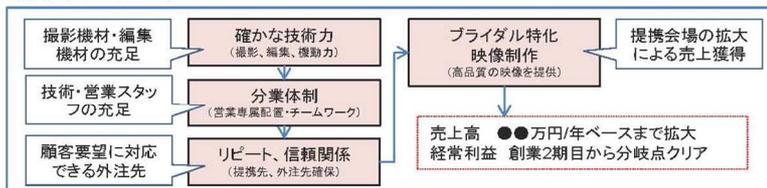
テーマ別添付資料 リレーションシップバンキング

現在のKPI

	関連する資産	21年8月期	22年8月期	23年8月期	同業他社
【内製化】固定資産比率(%)	技術力	48.8	30.0	42.3	35.0
【外注化】外注加工費率(%)	信頼関係	14.1	23.1	18.3	19.6
従業員数(人)	分業体制	3	3	3	3.3
売上高(百万円)	リピート	(非公表)	(非公表)	(非公表)	●●



活動・取組み(ストーリー)



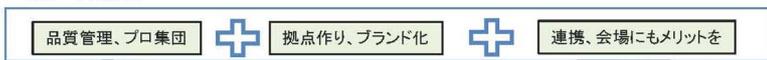
将来のKPI

	関連する資産 / 関連する知的資産	23年8月期	将来ビジョン	同業他社
【内製化】固定資産比率(%)	技術力・統一ブランド/アクセス数	42.3	30~35	35.0
【外注化】外注加工費率(%)	信頼関係	18.3	15~20	19.6
従業員数(人)	分業体制・採用育成/採用数	3	5	3.3
売上高(百万円)	リピート・相互紹介/個人客数	(非公表)	(非公表)	●●

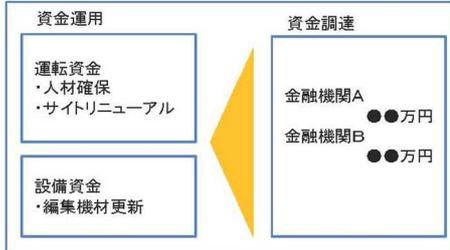
+αすべき知的資産



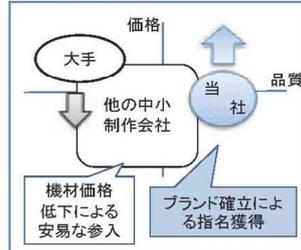
+αすべき取組み



資金使途

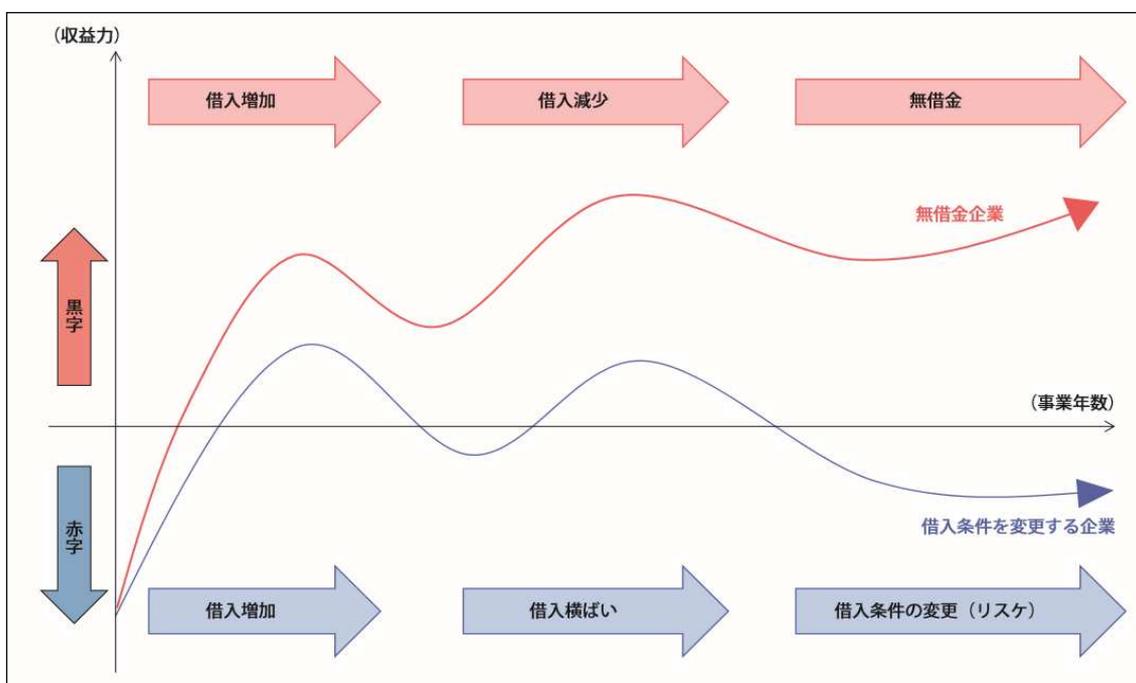


めざす事業ドメイン



中小企業において、正しい財務諸表に基づく定量情報に加え、事業の強みを活かすための定性情報、特に「事業価値創造ストーリー」を明確にし、金融機関に示すことは、「事業性評価」における、ひとつの有用な将来的方向性となり、金融機関の新たな金融手法²となり得るであろう。

実際、「高収益企業の一部は潤沢な内部留保の蓄積により借入金を全て返済し、無借金企業になっていく。他方で、低収益企業の一部は、事業拡大期には資金調達により借入れを増加させるが、収益力が悪化すると借入金の返済負担が増加し、資金繰りに窮し、借入条件の変更を行うこととなる。」（中小企業庁 2016, 289）とし、中小企業において、収益力の差により借入の態様には大きな差が生じることとなる。



[図 5-17：無借金企業と借入条件変更企業の推移]

(中小企業庁 2016, 第 2 - 5 - 14 図)

つまり、金融機関の借入は順調に返済されるのか、借入条件の変更（リスク）を繰り返し、金融機関にとってリスクの高い融資となるのかは、将来、黒字化し、収益力の高い企業となるか、赤字で収益力の低い中小企業となるかにより雲泥の差が生じることになる。事業性評価の本質は、まさにこの点の見極めを、現場レベルでいかに実践していくかにあると思われる。

一方で、中小企業への普及という観点から見た場合、「知的資産経営報告書」はやや難易度が高いと思われることから、魅力発信レポート³に則した形での、定性情報の提供も有用と思われる。魅力発信レポートは、中小企業の持つ技術力、人材、ネットワーク、組

織力などの様々な魅力をまとめた 12 ページ程度のレポートで、主に若年の求職者・就職希望者に向けて発信するものであるが、この内容には中小企業が持つ定性的な強み・弱み等の情報が記載されており、金融機関にとっても有用な中小企業の定性情報がコンパクトに分かり易く記載されている。

[図 5-18：魅力発信レポートの Web 画面]



5.5 結論

金融庁が提唱する「事業性評価」に基づく融資は、平成 26 年度より開始されたばかりであり、その具体的内容は、地域金融機関の自主性に任されている。金融庁の事業性評価に関する定義には、財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく（金融庁 2015a）と、中小企業の財務・会計を軽視しているとも取れる表現が入っているものの、金融機関の融資審査の現場においては、事業性評価による融資が推進されるとしても、現在も、そしてこれからも、信頼性ある財務情報は極めて重要な情報として取り扱われることに変わりはないと思われる。

そして、中小企業は、この流れに対応する形で、経営者の想いを反映した中期経営計画の作成と、中小企業魅力発信レポートに見られるような、中小企業にとって過重な負担とならないレベルの定性情報の金融機関への提供を行ない、この流れを支えるために、中小企業を取り巻く支援機関（税理士、公認会計士等と金融機関）が密接に連携して、地域の中小企業、ひいては地域全体を活性化させるような取り組みが求められているといえよう。

[注]

¹北陸財務局ホームページ (<http://hokuriku.mof.go.jp/rizai/kensyou2504.html> : 最終アクセス平成 28 年 3 月 3 日)

²江上.2013,39 は,このような金融手法を「バリューチェーンファイナンス」と定義している。バリューチェーンファイナンスとは, Value - 企業が付加価値を生む構造を「見える化」し, Chain - その価値が形作られるつながりとともに関わることで, Finance - 企業と金融機関がともに成長を支え合う金融手法である。

³魅力発信レポート Web(<http://miryoku.smrj.go.jp/>:最終アクセス平成 28 年 3 月 3 日)

[参考文献]

江上広行:バリューチェーンファイナンス - 変わりゆく顧客の視点からみた,企業と銀行の「対話」の技術,一般社団法人 金融財政事情研究会,2013.

金融庁:平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針),2014a.

金融庁:資料 1 地域金融機関による事業性評価について 平成 26 年 10 月 24,2014b.

金融庁:事業者の皆様へ 円滑な資金供給の促進に向けて,2014c.

金融庁:平成 27 事務年度 金融行政方針,2015a.

金融庁:中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 平成 27 年 4 月,2015b.

金融庁:金融仲介機能のベンチマークについて～自己点検・評価,開示,対話のツールとして～,
<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3.html> (最終アクセス:平成 28 年 10 月 3 日),
2016a.

金融庁:金融仲介機能のベンチマーク」金融庁,2016b.

金融庁:平成 28 事務年度 金融行政方針,2016c.

金融財政事情:【特集】地域を貸し興す 企業ごとの評価シートをもとに実態把握を進める広島銀行
「目利き能力養成研修」などで一連の取組を下支え,2015 年 3 月 30 日号,14-17,2015.

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部:事業承継・知的資産経営支援室事業価値を高める経営レポート 作成マニュアル改訂版,2012a.

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部:事業価値を高める経営レポート 事例集,2012b.

富山信用金庫:「地域密着型金融推進計画」の進捗状況,2013.

富山信用金庫:北陸新幹線開業に向けた地域活性化への取組み,2014.

廣江 裕治:「広島銀行の事業性評価への取組み」2015 年 11 月 6 日 第 4 回地域企業 評価手法・評価指標検討会資料,2015.

第6章 わが国の中小企業の財務諸表に対する信頼性確保の検討経緯

6.1 はじめに

わが国においては、中小企業において財務諸表監査は強制されておらず、財務諸表の主たる外部利用者である金融機関から、任意監査という形で財務諸表監査を広く一般的に求められるということも、実務上存在していない。しかし、平成25年12月に経営者保証に関するガイドライン（経営者保証に関するガイドライン研究会.2013）」が公表されたことを契機に、日本公認会計士協会は平成26年4月、「監査基準委員会報告書800及び805（平成26年4月 日本公認会計士協会 監査基準委員会）」を公表した。ここでは、わが国において中小企業が拠るべき会計基準である中小会計指針および中小会計要領は、特定の利用者のニーズ（監査基準委員会報告書800では、《文例1》として金融機関との銀行取引約定書を例示）を満たすべく、特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表⁽²⁾、すなわち特別目的の財務諸表であり、また、適正表示を達成するための追加的な開示要求の明示的な規定がある又は黙示的に追加開示の必要性が認識されているかという、適正表示の枠組みの定義を満たさない（同じく監査基準委員会報告書800《文例1》では、中小会計要領は会社計算規則第98条第2項第1号又は第2号により注記が省略されているため、適用される財務報告の枠組みは準拠性の枠組みであるとしている）ため、中小会計指針、および中小会計要領は特別目的の財務諸表であり、準拠性監査という形で任意監査が実施できることが示されている。

その一方で、国際的には、中小企業の財務諸表に対する公認会計士の信頼性付与の方法として、保証業務である監査やレビューに加え、非保証業務であるAUPやコンピレーションが広く用いられている。わが国においても、近時保証に関する要求が拡大するなか、保証関連業務の基準の設定、そのガイドラインの作成に関して何らかの対応が必要（竹原2014）とされているものの、非保証業務は未開発の分野であり、今後、研究が必要な分野（河崎・万代2012）とされるに留まっている。これは、「わが国の監査法人の証券取引法監査は、アメリカにおける監査法人の行っているさまざまな業務のうちの1つだけが監査制度として定着した経緯がある。そのことが、監査にも積極的保証から消極的保証を経て、無保証の意見陳述に至るまで保証の内容がグラデーションをなして「保証の連続体」を構成しているという認識に直結しなかった。かかるさまざまな監査関連業務が「監査」という概念に含まれず、最も精度の高い財務諸表監査だけが監査であるという認識が、制度面においても、監査研究面においても浸透し、今日に至っている。」（武田2003）からに他ならない。

さらに、本研究と従来の研究との位置づけについてであるが、武田は、わが国の中小企業の経営管理機構（監査制度）として、各国の中小企業監査制度の比較を経て、監査役と会計専門家によるコンピレーション制度を掲げ、法令等に適合した計算書類の作成（コンピレーション）の担い手は、中小会社の財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他の財

務に関する業務を従来から担当してきている税理士がこれに当たることが最も適当な措置となるであろう。(武田2000)としている。また、浦崎は、オーストラリアの会計制度を対象とした会計理論・財務報告・監査に関する基礎研究として、オーストラリアにおける中小会社の財務諸表監査や小規模事業体のサンプル監査を例示し、中小会社や小規模企業における監査適用の実例を紹介している(浦崎2000)。

いずれの研究時点においても、わが国においては中小企業の会計および監査制度は確立されていなかったため、本研究では、上記の先行研究をふまえ、わが国において、新たに導入された中小企業の会計および監査制度を、米国を中心とした諸外国の制度と改めて比較することで、あるべき中小企業の財務諸表に対する保証業務のあり方を検討していきたい。

6.2 わが国における中小企業会計制度と財務諸表の信用力向上への取り組み

わが国の中小企業の会計基準である中小会計指針、および中小会計要領は、間接金融に依存した資金調達を行なっている中小企業¹に合致し、中小企業の金融円滑化に資する目的で作られている点で、歴史的・制度的に共通点が見出せる²。

実務上も、中小会計指針および中小会計要領を適用したことを証する、日本税理士会連合会作成の「中小会計指針ならびに中小会計要領の適用に関するチェックリスト」を金融機関に提出することにより、信用保証協会の保証料率の割引、あるいは民間金融機関の金利優遇制度が広く利用されており、金融と経営支援を一体とした中小企業支援の取り組みがなされているところである。

また、これ以外にも会社法による会計参与制度、税理士法33条の2に規定する書面添付制度など、職業会計人が関与することで、中小企業の決算書に対して信頼性が付与されている³。

さらに、「経営者保証に関するガイドライン」の公表後、東京都信用保証協会が作成・公表した『「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート』において、適時適切に財務情報等が開示されている項目として、「中小会計指針、ないし中小会計要領の適用に関するチェックリスト」「会計参与の設置を証する登記事項証明書」「税理士法33条の2に規定する添付書面」といった項目に加えて、「公認会計士または監査法人による財務諸表監査」が示されており、金融庁作成の「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(金融庁2014)では、公認会計士監査を活用して適切な決算資料を作成することで、経営者保証に依存しない融資を実現した事例が紹介されている。このように、わが国においても「経営者保証に関するガイドライン」の制定を契機に、中小企業に対する財務諸表監査の実務的要請が高まってきたといえよう。このような流れを受け、日本公認会計士協会は、平

成 26 年 4 月に「監査基準委員会報告書 800 及び 805」を公表し、続けて、平成 26 年 9 月には、同ガイドラインによって示されている、経営者保証のない融資の実現に当たって求められる中小企業の経営状況として挙げられている項目のうち、法人と経営者との関係の明確な区分・分離について、公認会計士等の検証に関して合意された手続の業務を行う際の手続を示すものとして、「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について（日本公認会計士協会 2014a）を公表した。これにより、公認会計士が中小企業に対し、同ガイドラインに即して、財務諸表監査ならびに AUP を提供できる環境が整ったことになり、今後、わが国の中小企業では、財務諸表の信頼性確保のため、職業会計人に対する実務的要請が高まっていくものと思われる。

6.3 米国等における中小企業の財務諸表に対する信頼性保証とわが国における課題

わが国と同様に、AICPA では、中小企業のための特別目的の財務報告フレームワークとして、FRF for SMEs を 2013 年（平成 25 年）に発表している（AICPA2013a）。FRF for SMEs は OCBOA（Other Comprehensive Basis of Accounting: 「GAAP 適用領外の包括的会計処理基準」）⁴ と呼ばれるアメリカにおける中小企業の会計慣行をベースとして構築され、監査の前提となる特別目的の財務諸表となっている点において、わが国の中小会計指針、および中小会計要領と共通性が見出せるところである（浦崎 2013）。他方、アメリカやカナダにおいて

[表6-1: アメリカの銀行の中小企業向け貸出比率（銀行の資産規模別）]

第 2-2-3 図 アメリカの銀行の中小企業向け貸出比率（銀行の資産規模別）
～ 資産規模により中小企業向け貸出比率に格差～

(年度)	94	95	96	97	98	99	00	01	02
1 億ドル未満	95.2	95.7	94.9	94.4	93.9	92.8	92.9	92.4	91.0
1～5 億ドル未満	78.6	79.3	78.5	78.1	78.3	76.9	75.8	74.2	71.6
5～10 億ドル未満	56.8	58.8	61.8	61.8	60.0	59.0	56.3	57.6	56.1
10～100 億ドル未満	35.6	35.4	38.6	37.5	39.2	39.7	39.6	38.7	40.5
100 億ドル以上	17.6	19.2	19.8	21.7	19.7	19.9	19.6	21.4	24.0

資料: SBA「State of Small Business」, 「Small Business Lending in the United States」
(注) 1. 企業向け貸出しに占める中小企業向け貸出しの割合
2. 中小企業向け貸出しとはここでは貸出額 100 万ドル未満のことを指す。

出所: 中小企業庁『中小企業白書 2005 年版』

は、中小企業の財務諸表に対する信頼性付与という観点からは、非保証業務であるコ

ンプレーションが広く活用されている⁵。たとえば、ある米国中堅銀行では、与信額が100万ドル以上なら公認会計士によるレビュー、500万ドル以上なら監査を求めている（信金中央金庫 総合研究所.2004）。すなわち、100万ドル未満の貸出先については、非保証業務であるコンプレーション等が活用されていることになる。なお、コンプレーションを含む非保証の財務諸表が貸出しにおいて利用されている比率は、米国における中小企業向け貸出し（貸出額100万ドル未満）の比率と同率であり、実務において、中小企業においてはコンプレーションが広く活用されていることが推察される。FRF for SMEsにおいても、監査、レビュー、コンプレーションの3種類の報告書形式が例示されている（AICPA2013b）が、ここで着目すべきは、コンプレーションは非保証業務であり、監査意見又はレビューの結論を表明するものではなく、保証業務である監査やレビューと比べ、中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与という観点からは相対的に低いにも関わらず、広く活用されているという点であろう。

一方、「監査基準委員会報告書 800 及び 805」で例示されている監査報告書の形式は、監査のみとなっている。レビュー報告書が示されていないのは、米国と異なり、わが国においては単独の契約を前提とした一般のレビュー業務基準が存在しないため（松本・町田 2014）であり、コンプレーションについては、中小会計指針の策定当時から、計算書類の作成者自身あるいは作成代理人として「公認会計士という会計の専門家が作成に携わっているということだけでも、その計算書類に大きな信頼を付与するものと思われる。」として、実務上

[表6-2: (IAASBにおける) 保証業務と非保証業務の概要]

	保証業務		非保証業務		
	合理的保証	限定的保証	保証関連業務		その他
			AUP	コンプレーション	
業務実施者（監査人又は会計士）の意見表明	証明業務（アサーションに対する証明）、直接報告業務いずれも監査人が主題に対し意見表明する	同左	責任当事者との間で合意した手続を実施し、発見事実だけを報告（ファクト・インティグス）し意見表明しない	財務諸表の作成であり、アサーションの検証をしないので意見表明しない	コンサルティング等であるので意見表明はない
証拠	直接証拠を含むすべての証拠	間接証拠	直接・間接いずれの証拠もある	N/A	N/A
業務リスク	大	中	小	同左	N/A
倫理規定（独立性）の適用	あり	同左	同左	同左	N/A
典型業務	監査（財務諸表、内部統制等）	レビュー			コンサルティング
中小企業におけるニーズ	← 低い → 高い →				

（竹原[2014]，96頁を加筆）

の有用性が示されている（柳澤 2003）にも関わらず、レビューと同様、コンプレーションに関する業務基準も存在せず、示されてはいない。

現在、わが国の中小企業の会計実態として、多くの企業は、税理士又は公認会計士に会計業務と決算書と税務申告書の作成を依頼する状況（詳細は、 において後述）にあり、税理士又は公認会計士は、会計業務と決算書に関して会計記録の適時性証明を行い、「指針のチェックリスト」や「要領のチェックリスト」を活用して決算書に信頼性を付与していくことが必要（中島.2012）とされている。また、会社法の会計参与制度で会計参与が財務諸表を作成する場合、ISRS4410（International Standard on Related Services 4410:「国際関連サービス基準第 4410 号」）に類似した運用をしているにもかかわらず、（会計参与の）行動指針は存在するがやはり基準が存在しない（竹原.2014）との指摘もある。米国等の実

[表 6-3:主要国における中小企業の会計準と法定監査義務]

	シンガポール	中国	ドイツ	イギリス	オーストラリア	米国
中小企業に適用される会計基準	SFRS	・ 企業会計制度 ・ 小企業会計制度	HGB	・ FRS ・ FRSSSE ・ IFRS	A-IFRS	なし (US-GAAP) (FRF for SMEs)
中小会社における法定監査義務	すべての株式会社（会社法 207条）	外商投資企業のみ監査義務あり（合併企業法条例79ほか）	小資本金会社は不要（商法 316条1項）	一定の条件を満たす小会社は不要	小規模閉鎖会社は免除	非公開会社は不要

（注）以下の資料をもとに筆者作成。

・ 武田隆二 [2000] 『中小企業の計算公開と監査』 清文社

・ 新日本監査法人 [2010] 『第2版シンガポールの会計・税務・法務Q&A』 税務経理協会，236頁

務と比較した場合、監査、レビュー、AUP といった業務は、決算書の作成に職業会計人が関与しないため、わが国の中小企業の実態からすれば有用性は低く、中小企業の財務諸表に対する信頼性付与という観点からは、コンピレーションが有用であると考えられる。

また、国際的にみても、現在、中小企業の会計制度は米国や EU 加盟国に共通してみられるような、従来から存在する中小企業向け会計基準を承継しながら作成する潮流と、アジア諸国（とりわけ ASEAN 諸国）における、IFRS for SMEs を導入する潮流とに二分化されている（河崎 2014）。すなわち、先進諸国を中心として、従来から存在した中小企業の実務を基に組み立てられた独自の中小企業会計ルール（ボトムアップ・アプローチ）と、中小企業の属性に合わせた独自の決算書の信用力向上に対する取り組みが模索されており、わが国における中小企業の会計・監査制度も同様の流れになっている。したがって、わが国のこれが

らの課題は、国際的な潮流を踏まえつつ、中小企業の会計実務の実態をふまえた、独自の保証業務のあり方を検討することになると思われる。

6.4 わが国における会計士制度導入に関する調査

わが国における公認会計士制度は、昭和23年7月6日付官報号外、法律第103号として公布された公認会計士法により始まった。しかし、公認会計士法制定の遙か以前、明治42年に、農商務省商務局は、イギリス及び米国の会計士制度を調査した「公許會計士制度調査書」(農商務省商務局1909)(以下、調査書)を発刊している。ここでは、主としてイギリスの会計士制度を参考としながらも、米国や欧州の実例をふまえた上で、当時、わが国がどの様に会計士制度の導入を指向したのか、その原型を見ることができる。

緒元

第一章 公許會計士制度ノ沿革

第一節 會計士ノ起源

第二節 英國及英領殖民地ニ於ケル沿革

第三節 北米合衆国ニ於ケル沿革

第四節 欧州大陸諸國ニ於ケル沿革

伊太利・和蘭・白耳義・佛蘭西・瑞典・獨逸

第二章 公許會計士ノ業務状態

第三章 公許會計士制度ノ利弊併ニ救弊策

一、利益

(イ) 會計士制度ハ企業ヲ興振シ其經營ヲ確實ナラシム

(ロ) 會計士ノ存在ハ外人ノ放資ヲ促ス

(ハ) 會計士事務ハ専門的ナリ

二、弊害

三、救済策

第四章 我國ニ公許會計士制度ヲ設定スルノ必要

一、制度設定ノ要否

二、制度設置ノ能否

第五章 結論

調査書の中で着目すべき点は、第三章「公許會計士制度ノ利弊併ニ救弊策」一、利益(イ)「會計士制度ハ企業ヲ興振シ其經營ヲ確實ナラシム」の項目における、以下の記述であろう。「會計士ハ會計事務ニ精通士シ企業管理者ニ左右セラレザル獨立ノ地位ヲ有シ他ノ拘束ヲ受クルコトナク最モ監査及検査ノ事務ニ適シ頗ル有効ナルモノニシテ之ガ監査ハ以テ企業

管理者ノ會計上ノ不正ヲ防遏シ企業各部ノ損益ヲ明確ナラシメ其經營方針ヲ確定セシムルヲ得ルガ故ニ各銀行會社商店等八之ガ監査證明ニヨリ其信用ヲ増進確保スベク資本家ハ容易ニ確實ナル放資ノ途ヲ見出スコトヲ得ベク又銀行業者ハ爲ニ安全ナル貸付ヲナシ社會ノ資本ヲシテ最も確實ナル途ニ移轉セシムル手段ヲ得」(農商務省商務局 1909, 28 下線は筆者)

調査書は、会計士制度導入のメリットとして、企業各部の損益の明確化、すなわち現代でいえば、独立した会計士が関与することで、不正防止につながり、経営者は適切な経営判断が行えるという点に加え、現代でいえば部門別損益計算を通じ、経営方針の確定が可能になることである。という点を掲げている。また、さらに、監査証明の効用として、銀行が安全な貸付を行うことが可能となり、これにより社会資本が最も確実に移転できるとしている。これは、「会計士の監査証明によって銀行や会社の信用が高まる、信用が高まることによって資本家は投資が容易になり銀行は貸付が安全になる」(百合野 1997, 1018)ということであり、会計士制度の導入により、金融機関と企業との間に信頼関係が構築され、融資がスムーズに実行できることを想定したものであり、国家的な有効な資本活用に資するという壮大な理念が背景にあったといえよう。

さらに調査書は、「他方商法ヲ改正シテ會社其他ノ財團ニ對シ會計監査ヲ強要スル條項ヲ設ケ且ツ一般商工業者ヲシテ會計士ニ依頼スルノ氣風ヲ起サシムレバ足レリ其方策ノ概要左ノ如シ」(農商務省商務局 1909, 37)とし、商法を改正し会計監査を強制させることで、一般商工業者に監査を受けなければならないという氣風を起す。という提言を行っており、一般企業に監査を強制すべきであるとの提言を行っている。これに関する具体的な施策としては、以下の4点を提言している。

- (一) 有限責任會社及ビ其他ノ財團ヲシテ各期間ノ決算ニ際シテハ會計上ノ監査證明ヲ要セシムルノ方法ヲ探ルコト
- (二) 會社解散ノ際に於ケル清算及ビ破産ニ際スル管財事務ハ會計士ヲシテ執ラシムルノ方法ヲ探ルコト
- (三) 政府ヨリ補助金ヲ興フル事業ハ會計士ヲシテ検査セシムル方法ヲ探ルコト
- (四) 社債募集及資金借入等ノ場合ニ於テ會計士ノ承認ヲ有効ナラシムル方法ヲ探ルコト

(農商務省商務局 1909, 37-38)

この四つの提言のうち、四番目に銀行借入に関して会計士を活用する提言が行われている。時代背景としては、「この調査書の公表された時期というのは、アメリカにおいてすら、イギリス人会計士が会計士業務を行い始めてそれほど時間がたっておらず、財務諸表監査はおろか、貸借対照表監査すらも制度化される以前のこと」(百合野 1997, 1018)であったにも関わらず、わが国においては、金融機関からの借入に際し、会計士の活用が検討されて

いたのである。また、調査書は銀行融資の際には、「會計士の承認ヲ有効ナラシムル方法」とし、有限会社及び財団に対する「監査證明ヲ要セシムルノ方法」とは用語を明確に使い分けている。調査書は、一般商工業者に対して、監査の強制を提言していることから、會計士監査を受けていることが大前提ではあるものの、融資に際しては「會計士の承認」とし、監査以外の手法を指向していたことが読み取れる。調査書の編者である岡田博道は、「其頃比較的該問題に力瘤を入れて居ったのは横浜正金銀行で、当時の常務山川勇木氏は、同行が欧米の要地に支店を有するを利用し、該問題に就て欧米に於ける貴重なる調査文献を取寄せては其れを政府当局に提供すると云う程の熱心振りであった。」(岡田 1938)と後に記している。横浜正金銀行は、現在の三菱東京UFJ銀行の前身にあたる金融機関であるが、当時、金融機関が會計士制度に寄せた期待がいかに大きかったかが分かる。

いずれにしても、わが国の會計士制度の導入が検討された明治42年時点において既に、監査のみならず、経営者の経営判断のための支援、及び金融機関からの融資を受ける際に會計士による一定の関与が想定されていたということになる。

6.5 わが国における中小企業に対する監査導入に関する検討

わが国においても、中小企業に対する外部監査の導入の検討は行われているが、中小企業向けに正規の監査とは別に、検討された会計調査人制度のために、企業会計審議会特別部会は、昭和60年7月18日付で「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告書」(企業会計審議会特別部会1985)(以下、実態調査報告書という)を公表している。この報告書は、法制審議会商法部会で、昭和57年以降検討が加えられてきた、大小会社区分等に係る会社法改正問題の審議過程において、昭和59年5月9日付で「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」が公表され、これを受け、昭和60年3月18日開催の総会において取り上げられた小規模会社に対する会計専門家による「監査」問題に関し、その導入の可能性を検討するに当たって主要な論点となり得ると思われる事項について客観的・実証的に調査分析を行うことを目的として作成されたものである。本報告書の構成は、以下のとおりとなっている。

第1章 現行正規監査の実態

第1節 現行正規監査の概要

- (1) 予備調査
 - (2) 取引記録の監査
 - (3) 財務諸表監査の項目
 - (4) 監査意見の形成・表明
- (参考)

第2節 我が国における正規監査の発展の経緯

第3節 正規監査における監査時間と会社規模の関係
第2章 小規模会社の経理処理等の実態
第1節 経理処理の状況
第2節 内部統制組織の状況
第3章 諸外国の監査制度の実態
第1節 英国
(1) 開示制度と法定監査制度
(2) 会計士制度
(3) 最近の状況
第2節 西独
(1) 開示制度と法定監査制度
(2) 経済監査士制度
(3) 経済監査士による任意の監査
(4) 最近の状況
第3節 米国
(1) 開示制度と法定監査制度
(2) 公認会計士制度
(3) レビュー及びコンピレーション
(4) 最近の状況
終章
(付表) 小規模会社の経理処理等の実態調査

以上のうち、本章では、関連する第2章及び第3章に関して触れていくこととする。

6.5.1 1985年当時の小規模会社の経理処理等の実態

実態調査報告書の「第2章 小規模会社の経理処理等の実態」では、正規監査を適用されていない小規模会社の経理及び内部統制組織の状況を明らかにするために調査を行ったものである。調査結果の概要をまとめれば、以下の様になる。

[表 6-4：小規模会社の経理処理の状況の概要]

項目	結果の概要
(1) 経理処理に関する一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な会計帳簿の整備及び月次試算表の作成は、ほぼ共通して行われている。 ・ 記帳にかかる証憑書類が整理されている会社はこれより少ないが、規模の大きい会社ほど行われ

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程の存在，予算統制，月次決算の実施等についても同様（規模の大きい会社ほど行われている）。
(2)損益計算書の関係の個別勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実現主義による売上高の計上及び発生主義による販売費・一般管理費の計上は共通して行われている。 ・ 売上・購買に関する証憑書類が整備されている会社はこれより少ないが，規模の大きい会社ほど整備されている。
(3)貸借対照表関係の個別勘定項目	<p>実地棚卸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通して行われている。実施時期は決算期末のみである会社が比較的多く，規模の小さい会社ほどこの傾向にある。 ・ 帳簿棚卸及びその実地棚卸との照合は，調査対象会社のなかでは規模の大きい会社ほど行われている。 <ul style="list-style-type: none"> 1 固定資産の適正な減価償却 ・ 共通して実施されている。 <ul style="list-style-type: none"> 2 引当金の設定 ・ 共通して税法基準により行われている。充分な額の引当金を継続的に計上している会社は多いが，規模の大きい会社ほど行われている。 <ul style="list-style-type: none"> 不良債権の年齢調査及び回収状況の判断 ・ 一部の不良債権のみについて行っている会社が少なからず存在し，この傾向は会社規模の大小に関係なくみられる。 ・ 売掛金の確認を何らかの方法で行っている会社が多いが，他方全く行っていない会社もある。
(4)決算関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家の指導を何らかの形で受けている会社が比較的多く，このうち大部分の事項について指導を受けている会社が少なくない。 ・ 財務会計についての EDP の利用は比較的多いが，自社内ですべて行っている会社はあまり多くない。

（企業会計審議会特別部会 1985，99 頁をもとに筆者作成）

以上を総括すると、「会計帳簿の整備，公正妥当な会計基準による収益・費用の計上，実地棚卸の実施等はほぼ共通して行われている。しかし，月次決算の実施，証憑書類の整備等は調査対象会社のなかでは規模の大きい会社ほど行われている。」（企業会計審議会特別部会 1985，99）としている。つまり，1985年当時の経理実態をみても，中小企業の経理実態としては，収益・費用の計上等，いわゆる損益計算書の作成についてはある程度の水準で実施されてはいるものの，月次決算の活用といったレベルについては，必ずしも十分ではないという実態が見てとれる。そして，このような中小企業の経理実態は，現在の状況においても，必ずしも改善されているとは言い難い（3.3章参照）ことから，中小企業における経理体制の構築という点は，その時代における一過性の問題ではなく，中小企業という企業の属性そのものに起因する，人的・費用的な制約条件を所与とした，普遍的な問題であると考えられる。

6.5.2 1985年当時の小規模会社の内部統制の状況

また，本調査においては，小規模会社における内部統制の状況についても調査を実施している。中小企業においては，経理人材については1名程度と限られた人数しか存在しないこと，会社の所有と経営が一体化している。といった特性から，そもそも内部統制システムの構築自体が困難であるという特質を有しているが，調査報告書はその調査結果を[表6-5]のように結論づけている。

[表6-5：小規模会社の内部統制の状況の概要]

項目	結果の概要
(1)株主と取締役に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役一族の持株が実質上50%を超える会社が過半数を占めている。 ・取締役会の開催は年平均4.7回であり，議事録の作成，計算書類，多額の借入，重要な財産の譲渡・購入等の取締役会による承認は，比較的多くの会社で行われている。 ・監査役による計算書類のチェック及び監査役が取締役会への出席が行われている会社は多くない。なお，監査役が社内から選任される会社は，調査対象会社の規模の大小に関係なく少なからず存在している。
(2)権限の委譲等について定めた規定	<ul style="list-style-type: none"> ・存在する会社は多くない。重要書類及び手形・小切手の管理を一定の方式により行っている会

	社は比較的多く、規模の大きい会社ほどこれを行っている。
(3)会計記帳の担当者が現金出納及び債権・債務の管理を兼務していない、従業員の職務のローテーションを実施している	・多くない。

(企業会計審議会特別部会.1985, 99 頁をもとに筆者作成)

以上を総括すれば、「調査対象会社のなかでは規模の大きい会社ほど比較的整備されているが、業務執行上の諸規程及び権限の配分については整備されている会社は多くない。」(企業会計審議会特別部会 1985, 99)とし、「正規監査を受けていない小規模会社について、経理処理及び内部統制組織の整備状況については全般的に充分ではなく、また会社規模等による差異がみられる。」(企業会計審議会特別部会 1985, 103)ということになる。

上記調査は、現行の正規監査を受けていない資本金 5 億円未満かつ負債総額 200 億円未満の株式会社 656 社を対象としており、調査に際しては、原則として、調査表を調査対象会社に直接提示せず、調査協力者(税理士、公認会計士、金融機関等)が把握しているデータに基づいて行われたものである。そのような調査手法からすれば、この調査結果は、小規模企業に関わる「第三者」による小規模企業の内部統制システムの整備状況に関する外部評価の結果であるといえなくもない。すなわち、第三の目線からすれば、小規模企業における内部統制の整備は困難であるという結論を示唆したものであるとも考えられる。

6.5.3 1985年当時の小規模会社の期中管理の状況

中小企業における会計の活用は、年次決算書や税務申告書の作成だけではなく、経営者自身が、自らの経営数値を把握し、経営の実態を把握し、自社の経営に役立てるという目的があることから、月次試算表の活用や、予算制度の構築など、管理会計を用いた期中管理が重要である。これに関し、調査報告書から抜粋したものが、[表 6-6]である。

[表 6-6：小規模会社における期中管理の実態]

質 問	回	答							結 果		
		割合 (%)	「然」の回答	資本金	売上高	総資産	従業員数	負債総額	経過年数	業種	同非区分
3, 経理処理にかかる事項											

(1) 一般事項)									
3-2, 予算統制は行われているか。	3-2,	44.4							
3-3, 月次試算表を作成しているか。	3-3,	94.5	○	○	○	○	○	○	○
3-4, 月次決算を行っているか。	3-4,	54.4						○	

(凡例) :会社規模の大小,業種,同族・非同族の別等について有意水準 0.05 で「然」の回答割合に有意な差の認められないもの。

((企業会計審議会特別部会 1985, 106)

この調査表の項目において、「予算統制」「月次試算表」「月次決算」に関する実施の有無を問う項目が存在しているが、前述したとおり、中小企業において会計を活用し、金融機関と信頼関係を醸成するためには、本調査書における主要な調査対象である、決算書それ自体の信頼性に加え、タイムリーな月次決算や予実管理といった管理会計を活用した「期中管理」の活用も必要であり、両者が有効に機能することで、はじめて金融機関は中小企業に対する適正な評価が可能であり、月次試算表や経営計画といった、決算書以外の、書類が有機的に連携することより、信頼が醸成されるものといえるが、調査票に「予算統制」「月次試算表」「月次決算」という項目が存在することは、当時においても、中小企業における期中管理の重要性が意識されていたことの証左といえよう。

本調査報告書によれば、「3-3, 月次試算表を作成しているか。」という質問については、資本金や売上高といった回答項目に関し、その多くが「 」となっていることから、統計的には有意(0.05)な差が認められないことから、月次試算表の作成については、当時においても、小規模企業において広く一般的に利用されている(3.5.3章参照)ことが判明している一方で、「3-2, 予算統制は行われているか。」という質問については、「 」となった質問項目がないことから、統計的には有意(0.05)な差が認められており、売上高や資本金等の回答項目によって、有意な差があることが判明している。すなわち、本報告における1985年当時の小規模企業の期中管理に関連する項目の検証結果を総括すれば、「月次試算表の作成」は、広く行われているものの、「月次決算」「予算統制」については、売上高や資本金等の企業規模により、異なった対応がなされていることを、調査協力者(税理士,公認会計士,金融機関等)が第三者の目線で認識していた。ということになるであろう。そして、このような小規模企業の期中管理における実態は、現在においても、ほぼ同様の状態と思われる、経

営革新等認定支援機関制度の創出といった、中小企業施策の推進を通じ、期中管理の重要性が改めてクローズアップされていると考えられる。また、調査報告書は、この統計的な差については「他方、会社規模に関する指標については、いずれも、回答に差異の出ていない質問は多くなく、調査対象会社については会社規模により、経理処理、内部統制組織の状況に差異がみられる傾向にあるといえよう。」(企業会計審議会特別部会 1985, 104)と結論づけており、会社規模における経理処理等に差がみられたことを統計的に明らかにしている。このことは、2000年代に入り、わが国において中小企業の会計ルールが策定されるにあたり、大企業と中小企業の属性に着目し、大企業と中小企業の会計ルール明確に分けて作成した事実とも整合する結果となっている。

6.5.4 1985年当時の英国・西独及び米国の状況

実態調査報告書は、英国、西独及び米国の小規模企業に対する監査の実態調査も行っており、その調査結果を以下の様にまとめている。「英国、西独及び米国においては、財務内容の開示に関して法定監査が行われている。英国では、会社法上すべての会社に対し法定監査が義務づけられているが、適用される監査手続は会社の規模に関係なく同様である。もっとも、小規模会社については内部統制組織等の未整備による監査の困難性も指摘されている。

西独及び米国では、財務内容開示にかかる法定監査のほかに、金融機関からの融資等の目的のため、法定監査義務を負わない小規模の会社に対しても会計士による監査(任意監査)が行われている。さらに、米国では同様の目的のために監査以外にレビュー等が行われている。」(企業会計審議会特別部会 1985, 99)

すなわち、英国においては、小規模会社については内部統制組織等の未整備による監査の困難性という問題は指摘されているものの、会社法の要請に従い、すべての会社に正規の監査が義務付けられている一方、西独及び米国では、会社法などの法的要請はなく、実務上の要請、すなわち金融機関からの融資等の目的のため、会計士による監査(任意監査)が行われている。ということである、さらに、西独では独自の監査の取り組みとして、「経済監査士の監査を受けていない有限会社等が、例えば金融機関等からの融資に際しての要求に基づき、関与している税理士等によりその決算書の作成について一定の保証を受けることが、当事者間の任意の契約に行われている。」(企業会計審議会特別部会 1985, 102)とし、小規模企業に対しては、正規の監査ではなく、税理士による一定の保証が実施されていることが明記されている。これについては、「ドイツの税理士による任意監査と我が国で呼ばれているもの、これがどういうものであるのか、その実態がよくわからなかったわけです。今回、いろいろ聞いてみたんですが、ほぼ明らかになりましたのは、先ほど申しましたような個別的な必要性に応じた、任意の契約に基づく当事者間限りで一定の効力を持つ財務諸表に対する一定の保証であるということです。これが行われる動機は、さっき申しましたような融資とかそういう個別的な事情であり、中味は経済監査士による監査とは異なるわけですが、

要するに、当事者間でそういうもので納得を得られるのであれば、それはそれで一定の効果を持つ、そういうものでございました。」(新井，飯島，佐土井，和食，佐藤 1985，54 下線は筆者。)とあり，当時，西ドイツにおいて，税理士が正規の監査以外の方法を用いて，融資といった個別事情に応じ，当事者間限りで一定の効力を持つ財務諸表に対する一定の保証業務の存在があることが分かっていたにも関わらず，わが国の税理士に，西ドイツの税理士と同様の制度を構築するという道を探る機会を得ることすらできなかった，という事実が示されている。

一方，米国においては，レビュー及びコンピレーションという正規の監査以外の業務を用いて，会計士が小規模企業の財務諸表信頼性が付与されていることが明記されている。

以上，実態調査報告書の内容を総括すると，1985 年当時において，わが国においても正確な実態調査が企業会計審議会で行われており，わが国の小規模企業の実態に即し，既に先行して小規模企業に対する監査・保証制度を導入していた，英国，西独及び米国といった国の事例を参考としながら，わが国独自の小規模企業に対する保証制度を作り上げる機会は十分にあったと思われるが，実現に至らなかったのである。

6.6 わが国の中小企業に対する財務諸表監査提供の実務的課題

わが国においては中小企業の会計制度が世界でもいち早く整備され，次なる課題は中小企業の決算書の信用力をいかに高めるかという点にあるが，中小企業における財務諸表監査の活用については，実務上，以下の様な課題があるものと思われる。

6.6.1 中小企業が公認会計士監査を受け入れるニーズおよびコスト負担の許容性

中小企業が会計専門家に望むサービスは，「決算書類等の分析，経営指導・助言等」が 56.9%と最も多く，会計処理や決算書類の作成に直接関与することを望む傾向が見られる（新日本有限責任監査法人 2010）。さらに，日本公認会計士協会東京会による，中小企業に対する実態調査（日本公認会計士協会東京会 2015）によれば，外部の専門家を利用していない場合における，任意の財務諸表監査の必要性については，「ニーズが高いと感じる」という回答は，21 件中，わずかに 1 件しか存在していない。

[表 6-7：外部の専門家によるサービスの利用状況または必要性]

質問事項	外部の会計専門家 を利用している場 合、その満足度につ いて			外部の会計専門家を利用 していない場合、そ の必要性について			未 回 答
	満 足	どちら ともい えない	不 満	ニーズ が高い と感じ る	どちら ともい えない	必 要 な い	
<会計・税務に関する支援、助言など>							
記帳の代行	4	3	0	1	6	25	2
経理業務の指導・チェック	19	4	0	1	3	12	2
税務申告・税務顧問	24	8	1	1	3	2	2
連結決算の実施・導入支援	7	5	0	1	4	20	4
任意の財務諸表監査	13	7	0	1	6	11	3
原価計算・管理会計制度の導入・改善	4	4	1	7	4	17	4

(日本公認会計士協会東京会 2015, 15)

一方、会計専門家への支払い報酬は「100万円未満」と回答した企業が79.0%を占めている(新日本有限責任監査法人 2011)。これを小規模な事業体である幼稚園法人の監査報酬の実態と比較してみると、平均で677千円(日本公認会計士協会 2014b)であり、今後、中小企業に対する監査が普及するとしても、同程度の報酬水準を中小企業経営者は期待すると思われる。すなわち、中小企業において、財務諸表監査は現時点では望まれるサービスではなく、また支払われる報酬も低廉になるものと思われる。

6.6.2 「監査の質」を確保するための委託審査制度の厳格な運用

任意監査においては、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については審査を要しないとすることができるが、特別目的の財務諸表又は個別の財務表若しくは財務諸表項目等に対する監査契約を新規に締結する場合において、類似した財務報告の枠組みに準拠した財務諸表等に対する監査の経験がないときには、監査事務所は、審査の必要性を慎重に検討し、審査を要しない監査業務の範囲について、審査に関する方針及び手続に明確に定めなければならないとされている(日本公認会計士協会 2014c)。これは、中小企業に対する特別目的の準拠性監査といえども、監査の質を落とすことはできないことから、独立性の規範、正当な注意義

務，リスク・アプローチに基づく監査といった，通常の監査と同様の取り扱いがなされているからである（脇田 2014）。わが国において，公認会計士が特別目的の財務諸表に対する監査契約を行なうことは初めての経験であるため，今後，小規模な個人事務所においては監査契約締結時において，相互で委託審査を実施するなどの必要性が生じる。従来，同様に委託審査が必要とされた幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査においては現在，実務上の制約を排除する形で，原則，審査が免除されているのとは異なる取り扱いとなっており，どこまで厳格に運用が可能であるのか，実務上の課題は大きいといえる。

6.6.3 実査・立会・確認を中心とした実証性手続とリスク・アプローチの適用可能性

監査の質を落とさないとの考え方にに基づき，中小企業に対して特別目的の財務諸表に対する準拠性監査を実施する場合であっても，リスク・アプローチを前提とした監査計画の作成，実査・立会・確認といった実証性手続が当然必要となる。ただし，すでに，学校法人のうち，一定規模に満たない法人（幼稚園のみを設置する学校法人）については公認会計士等による監査を免除することが実務的と考えられる（日本公認会計士協会 2010）との提言がなされており，わが国の監査の経験則からして，小規模な事業体への監査実施は困難であるとの見方もある。中小企業と一口に言っても，その規模や態様は様々であるが，特に小規模法人において，公認会計士監査の適用が実務的にそぐわない企業も相当数存在するものと思われる。

6.6.4 保証業務と非保証業務の同時提供問題

中小企業における経理財務に関する事務の状況をみると，「記帳は社内，決算特有の仕訳は会計専門家へ外注」が 34.6%と最も多く，次いで，「総勘定元帳の作成まで社内，財務諸表の処理と税務申告は会計専門家に外注」が 20.5%，「財務諸表の作成まで一貫して社内，税務申告は会計専門家に外注」が 19.1%の順になっており（新日本有限責任監査法人 2011），約 8 割の中小企業が財務諸表と税務申告書を外部の会計専門家に依頼している。このような中小企業の実務の実態を鑑みれば，公認会計士には記帳と監査の同時提供が法的に禁止⁶されている以上，わが国の中小企業に対して監査を実施するためには，現在関与している会計専門家（顧問税理士・会計士）とは別に公認会計士と監査契約を締結するほかなく，新たな会計専門家の追加費用負担が発生することになる。これは，前述した（1）の中小企業のコスト負担の許容性を考えれば，中小企業には受け入れ難い問題と思われる。

6.6.5 「特別目的の財務諸表に対する準拠性監査報告書」における監査報告書利

用者の理解可能性

わが国の中小企業の決算書の信用力向上への取り組み内容は、「特に利用していない」が37.7%と最も多く、次いで、「民間信用調査会社への情報提供」が24.5%、「税理士による書面添付制度の活用」が21.4%の順になっており、監査法人又は公認会計士による財務諸表監査を受けているという回答は4番目の20.6%となっている（新日本有限責任監査法人2011）。中小企業における決算書の信用力向上の取り組みとしては、特に利用していない先が一番多いものの、税理士による書面添付制度や公認会計士による財務諸表監査も、20%程度と少ないながらも、既に利用されている実態があり、こういった既にある信用力向上への取り組みをさらに進展させる方が、中小企業のニーズに沿った対応という点からは効率的であると考えられる。これらの取り組みに加え、新たに特別目的の財務諸表に対する準拠性監査という枠組みで財務諸表監査を提供することは、中小企業経営者の理解を、かえって困難にする可能性も考えられる。

6.7 監査以外の関連業務に関する国際的期待

以上の様な点から、監査業務については、必ずしも零細・小規模企業に対して相応しいサービスではないという見方がある。世界銀行グループのCFRP（Centre for Financial Reporting Reform）は、EUにおける監査の規制緩和に関連し、「より小規模な監査：課題と洞察」（International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank .2016）を公表している。これには、監査に関連して、以下の様な点が課題とされている。

課題：上がり続ける監査免除のしきい値

監査は、一つ、または複数の理由で行われることがある。例えば、法律上の要求により、受託者が自分の義務を果たすため、契約上の要件（例えば、融資契約）のため、あるいは所有者/管理者が、財務業績および財務状況等の評価の信頼を得るために保証が必要となる。政府は、益々、一般目的の財務諸表の監査のための法的な要件を持てなくなっている。「零細」、「小」企業にとって - そのような規制義務化は、中小企業の成長を促進する単純化された規制環境を中小企業経営者に課すことになるため、許可されるとは見られていない。いくつかの国では、一般目的の財務諸表を作成することを必要としない国もある。この緩和された規制負担は、コンプライアンスコストが最小化できると見られることから、一般的に、ビジネスの世界では受け入れられる。しかし、このことは、中小企業の監査の市場の大きさが「縮小」するのであって、監査事務所は、その実践モデルの変更に直面している。

洞察：提供されるサービスの拡大

・政府にとっては規制ツールとして，市場参加者にとっては意思決定プロセスの一部として，監査人はサービスを提供している。

・小規模な監査クライアント，およびそれらのビジネス・パートナーは，監査の専門家と監査意見が提供する保証との関係において，価値を見出す。

・ビジネスアドバイスや，他の非保証サービス（すなわち，合意された手続，コンプライアンスなど）の構築は，監査またはレビューの意見が提供されていなくても，ある程度の確からしさによって，中小企業の利害関係者に提供することができる。

・IAASB は最近，より標準セッターで使用できる様，レビュー業務，およびその他の保証業務に関する基準を改訂した。これは，中小企業のためにふさわしいと思われる規制のための回答として，政府が探しているレビュー業務の効果の要求の増加によるものかもしれない。

・PAO（Professional Accounting Organizations = 職業会計人団体）は，これらの保証と非保証の提供のため，そのメンバーを教育するプロセスに従事すべきである。会計士のための国際倫理基準審議会の（IESBA）は，職業会計人のための倫理規則（規則）は，非監査サービスにおいても，監査を提供しているクライアントと同様，実施者に一定の要件を課している。しかしながら，大規模な公的なクライアントに比べ，いくつかの規則については，より制限は少ないはずである。

(International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank .2016 下線は筆者)

すなわち，「零細」「小」企業の成長促進という観点からみた場合，融資契約等の際には，必ずしも監査を頂点とした厳格な保証業務である必要性はないため，職業会計人団体においては，ビジネスアドバイスや，他の非保証サービス（合意された手続，コンプライアンスなど）を構築し，監査またはレビューの意見が提供されていなくても，「ある程度の確からしさ」を，中小企業の利害関係者に提供すべきである。としているのである。

一方，わが国における中小企業の金融機関に対する情報開示に関して（中小企業庁 2003）は，以下の様に解説している。

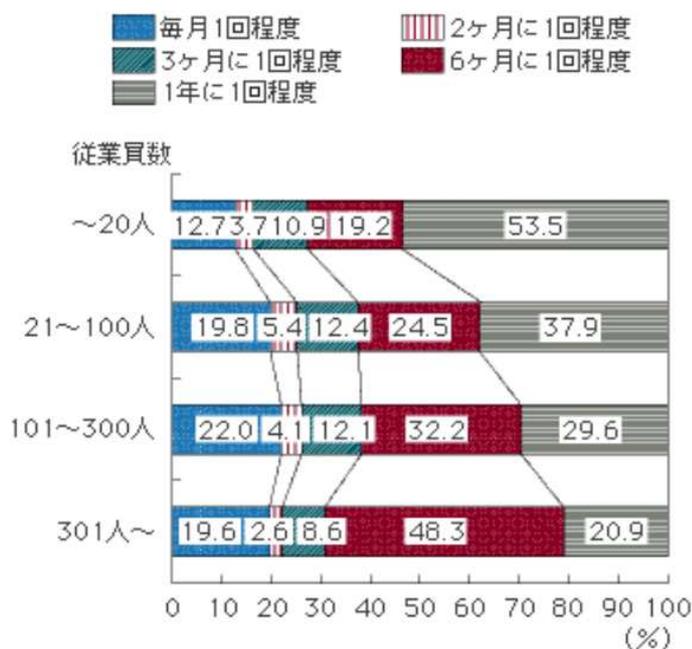
(1) 中小企業において少ない情報開示

第 2-3-25 図はメインバンクへの自主的な資料の提出状況である。これを見ると、規模が大きい企業ほど、自主的に資料を提出しているということが分かる。次に、資料を提出したことがある企業のうちで、その提出頻度を見てみよう(第 2-3-26 図)。すると、規模が大きい企業ほど、資料提出の頻度は増すことが分かる。また、中小企業においても、1年に1回しか提出したことがない企業が多数ある一方で、毎月定期的に資料を提出している企業も少なからずあるということも分かる。

このように企業側からの情報開示は十分に進んでいない状況であるが、例えば、中小企業庁「金融環境実態調査」では、計算書類の信頼性向上策の実施を、金融機関から特に要求されたことはないとする企業は 94.0%となっており、銀行の積極的な関与により、企業側の情報開示がより進展する余地があることがうかがえる。

また、ディスクロージャの向上には、資料の提出回数の向上と、資料の質の向上がある。第 2-3-27 図は、資料の質を高めるために、企業が行っている取組である。これを見ると、中小企業の多くが、税理士を利用しているものの、他の計算書類の信頼性向上策には積極的でないということが分かる。

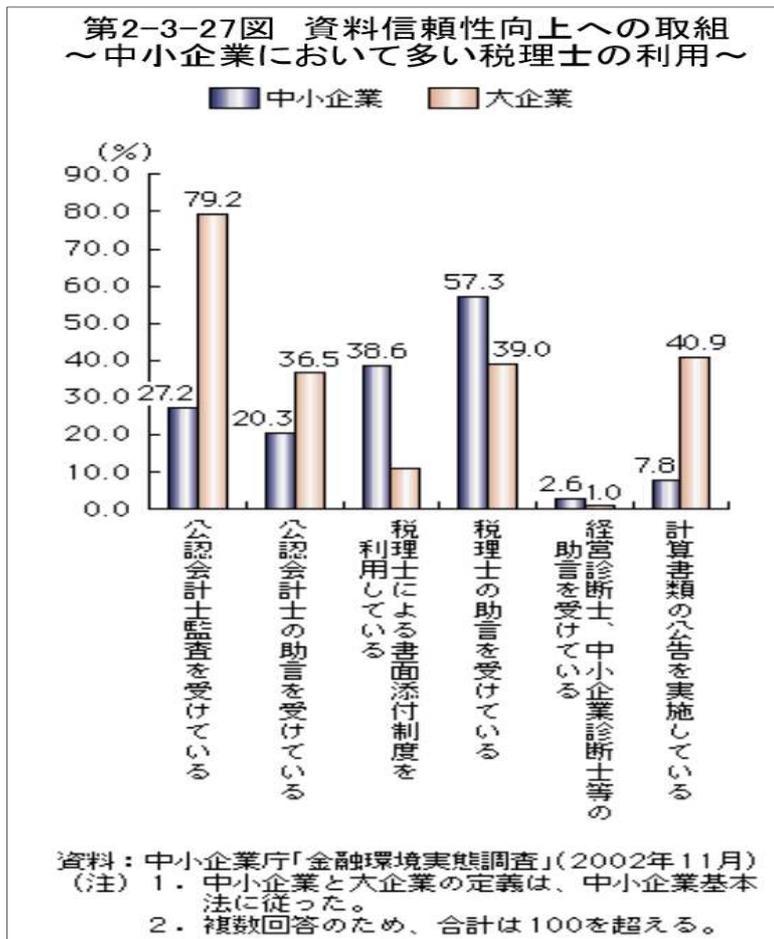
第2-3-26図 メインバンクへの資料提出頻度(従業員規模別)
～小規模企業層で少ない資料提出頻度～



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
(注) ここでの資料提出には、自主提出のほか、銀行から要求された資料提出も含む。

[図 6-1:メインバンクへの資料提出頻度]

(中小企業庁 2003,2 - 3 - 26 図)



(中小企業庁.2003,2-3-27図)

[図6-2：資料信頼性向上への取り組み～中小企業において多い税理士の利用～]

以上の中小企業庁の解説から、わが国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与のあり方を検討すれば、以下の様になるであろう。

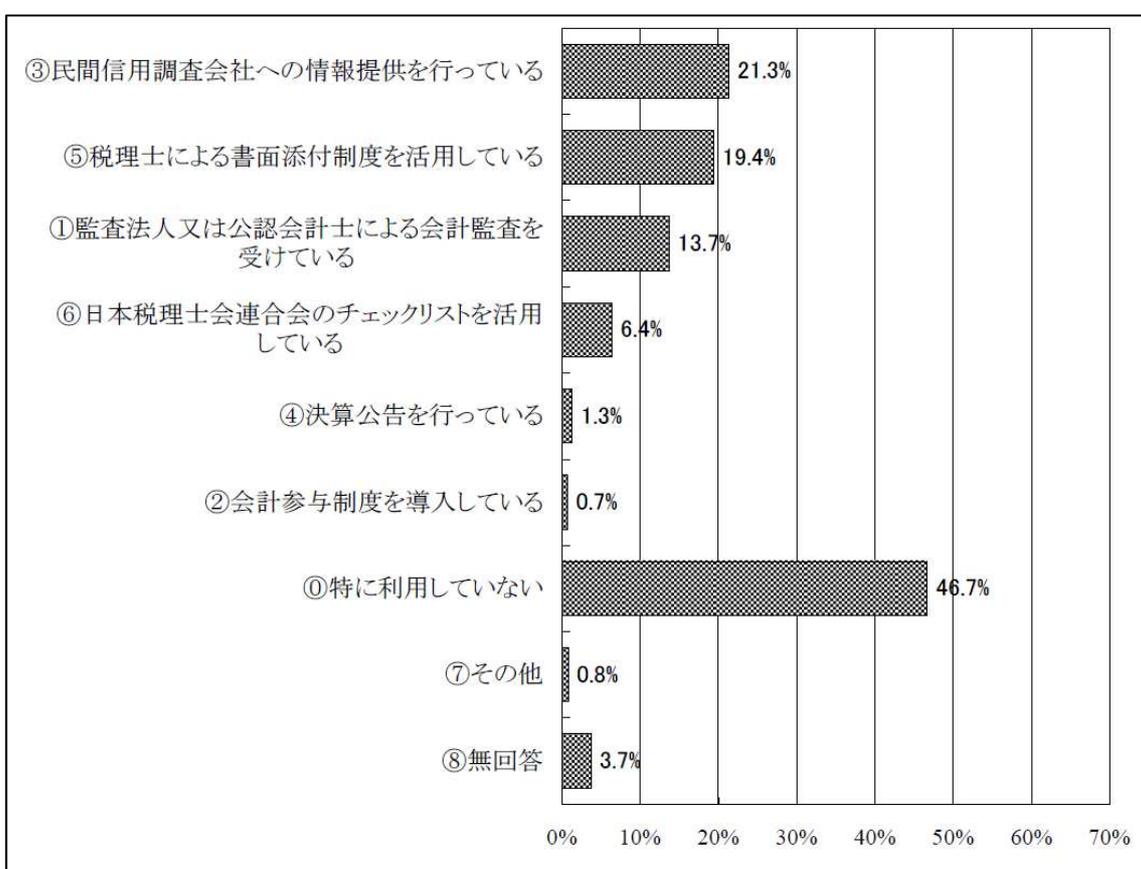
中小企業において、定期的（毎月）な情報開示を行なって、情報の非対称性を解消し、財務諸表の信頼性向上に取り組んでいる中小企業が少なからずあること。

一方で、金融機関は計算書類の信頼性向上を求めることがほとんどないこと。

中小企業の多くは、税理士を活用しているものの、計算書類の信頼性向上策には積極的ではないこと。

また、より具体的な、実際の信用力向上の取り組みについては、同じく中小企業庁の実態調査（新日本有限責任監査法人2009）によれば、[図6-3]のとおりであるが、これをみると、「民間信用調査会社への情報提供」が21.3%とトップとなっている。民間信用調査会社

への情報提供は、決算書の信用力を高めることとは直接関係はないが、着目すべきは、民間調査会社を通じた情報開示という行為が、決算書の信用力を高めると、中小企業経営者の多くが考えていることではないであろうか。また、これは、現実世界における、金融機関と中小企業経営者間の情報の非対称性を表す、端的な事実ではないかと思われる。信用力を高めること（監査に代表される第3者による証明行為）と、民間信用調査会社への情報提供（決算公告を利用せず、民間の情報サービスを広く活用していること）は、保証業務と開示（ディスクロージャー）という全くの別次元の話であるが、中小企業経営者にとっては、これが混然一体となって理解されているのが実情である。



[図 6-3：決算書の信用力を高めるための取り組みについて]

(新日本有限責任監査法人 2009, 14)

決算書の信用力向上への取り組み内容は、「特に利用していない」が 46.7%、「民間信用調査会社への情報提供」が 21.3%となっている。

一方、「会計参与制度を導入している」と回答した企業は 0.7%に留まっている。

このような状況を総括すれば、中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与は、国際的にみ

れば、監査を頂点とした厳格な保証業務である必要性はなく、ビジネスアドバイスや、他の非保証サービス（合意された手続、コンピレーションなど）により、監査またはレビューの意見が提供されていなくても、「ある程度の確からしさ」を、中小企業の利害関係者に提供すれば足りるといえる。中小企業版 IFRS を制定に携わった Paul Pacter 氏は、「中小企業の会計に関する各国の対応に関連し、「世界の多くの国では、その国のすべての企業が財務諸表を作成することが法律により義務付けられています。財務諸表の監査が要求される国も多くあります。私が住んでいる香港には約 110 万の企業があり、それらすべての企業は、財務諸表を作成し、監査を受けることが義務付けられています。欧州には約 2,500 万の企業があります。そのうち約 800 万の企業が、財務諸表を作成し、法定監査を受けることを法律上求められます。私の出身の米国では財務諸表の作成を要求される企業は多くありません。約 2,800 万ある企業のうち、米国証券取引委員会（SEC）登録企業、銀行とその他いくつかの企業だけです。しかし、ほとんどの国では SME であっても財務諸表の作成が法律上要求されています。これは、公共の利益に関する問題であり、IASB というより各国政府の問題です。」（Paul，小宮山，関川，竹村 2013，10）と答えている。すなわち、中小企業の財務諸表の作成の要求は、各国の課題として位置づけられており、財務諸表の作成の問題と関連する保証のあり方についても、同様に各国政府の問題となるのである。したがって、わが国においてもまた、独自の保証のあり方が模索されなくてはならないことになるであろう。

6.8 わが国における会計調査人制度の概要

わが国では、かつて「昭和 57 年 9 月以降、次の会社法改正の最大の問題として、最低資本金制度および大小会区分立法の検討」が開始され、「会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との有無等に限定した『監査』を強制するとの意見があるが、どうか」として会計専門家による「監査」の提案がなされた」（齊藤 2013, 21）ことを契機に、小規模閉鎖会社に対し、正規の監査とは異なる「簡易監査」として、会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか（旧商法 33 条 2 項参照）を報告することを目的とする、会計調査人による調査の導入が検討されている。本節では、その概要について示すことで、わが国の中小企業の財務諸表の信頼性付与に関する検討の題材としていきたい。

昭和 59 年～61 年における会計調査人制度の議論の変遷をまとめたものが、[表 6-8]である。

[表 6-8: 会計調査人制度を巡る議論の変遷]

報告書名	昭和 59 年 5 月 「大小（公開・非公開）会 社区分立法及び合併に関 する問題点」	昭和 61 年 3 月 「商法監査問題研究会報 告書」	昭和 61 年 5 月 「商法・有限会社法改正 試案」
発行	法制審議会商法部会	法制審議会商法部会	法務省民事局参事官室
小規模閉 鎖会社に 対する監 査の意見	「問題点」七「計算・公開 に関する問題点」5（専門 家による外部「監査」） 「会計監査人監査を受け ない非公開会社のうち一 定規模以上のものは、会計 専門家（公認会計士、監査 法人、会計士補又は税理 士）による会計帳簿の記載 漏れ又は不実記載並びに 貸借対照表、損益計算書及 び附属明細書の記載の会 計帳簿との有無等に限定 した『監査』を強制する との意見があるが、どうか」	A 案 公認会計士または監査法 人による正規の監査をで きる限り拡大 B 案 正規の監査を簡易化し計 算書類の適法証明の手續 若しくは範囲を限定する か、または、正規の監査に 比し程度そのものを限定 B1 案 期末における会社の実地 棚卸等の記録を閲覧して、 会計帳簿の記載の妥当性 を確かめ、特に必要と認め た場合に限り実査・立会・ 確認等を行うとする手續 限定案 B2 案 特に貸借対照表の重要項 目（期末残高）の妥当性を 担保しようとする対象限 定案 B3 案 貸借対照表および損益計 算書が相当の会計帳簿に 基づいて作成されている と認められるかどうか	試案四 4 4 a 株式会社で会計監査人の 監査を受けないものは、 その計算に関し会計調査 人による調査を受けなけ ればならない。ただし、資 本金 3,000 万円未満かつ 負債総額 3 億円未満のも のは、調査を省略するこ とができる。 b 一定の基準（例えば資本 金 1 億円以上又は負債総 額 10 億円以上。）に該当 する有限会社で会計調査 人の監査を受けないもの は、会計調査人の調査を 受けなければならない。 c 会計調査人による調査 は、「会社の貸借対照表及 び損益計算書が相当の会 計帳簿に基づいて作成さ れていると認められるか どうか」（旧商法 33 条 2 項 参照）を報告することを 目的とする。

		<p>ついて報告することを目的とするが、その程度を全般的に下げることが趣旨としたいわば程度限定案</p> <p>C案 経理指導致案ともいうべきもので、会社の帳簿および計算書類が正しく作成されるように公認会計士・税理士等の会計専門家が証明者としてではなく会社の会計組織の整備等に関して指導する</p>	
会計調査人制度の内容	<p>本来的会計監査ではなく、「簡易監査」と呼ばれるもので「会計帳簿適法作成証明」(「適法証明」)を行うもの</p>	<p>C案を現実的とする会計学者の認識に対し、B3案の立場から反論が併記されるという異例の形式がとられ、B3案が会計調査人制度の基本的思想として提示</p>	<p>「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」(旧商法 33 条 2 項参照)を報告するという点で、「商法監査問題研究会報告書」と趣旨は同じ</p>

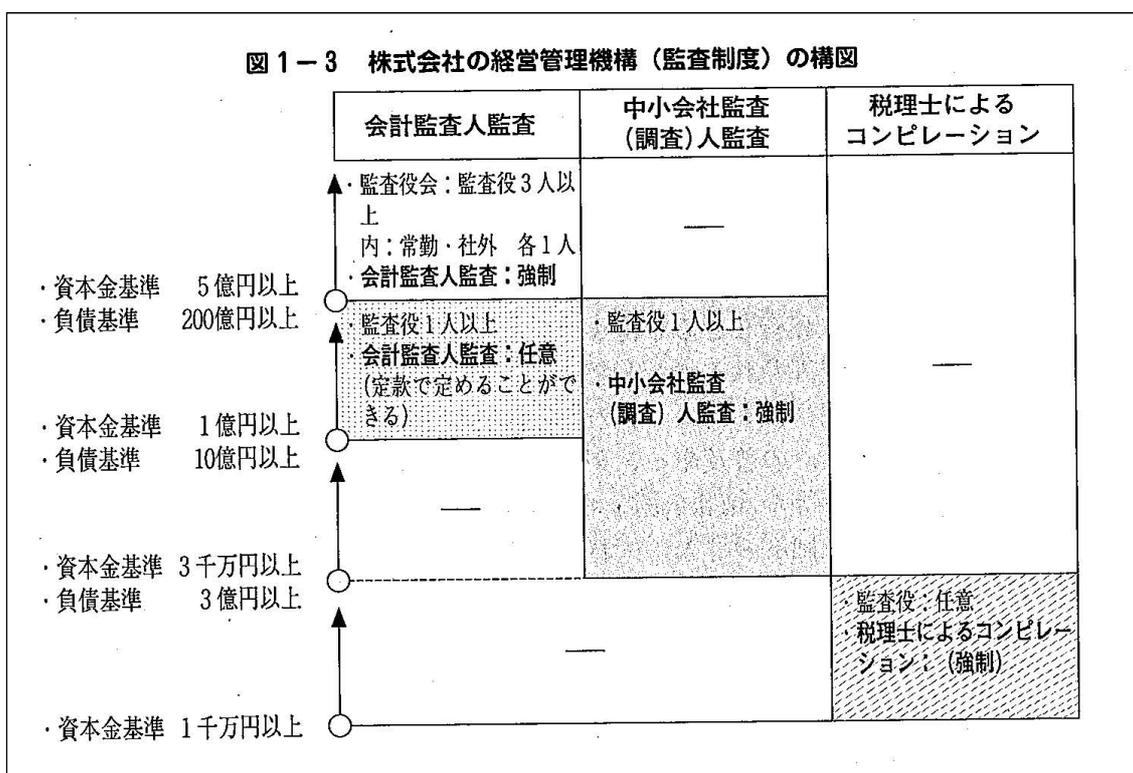
(齊藤 2013, 22 31 頁をもとに筆者作成)

結果として、会計調査人調査制度は、平成 2 年 4 月 17 日「商法等の一部を改正する法律案」において、立法化は見送られ、法制化はされていない。これは、議論の中において示された「簡易監査」という概念が、とくに公認会計士監査の観点からみた場合、監査の品質を低めることにつながるという主張から、容認できなかったという点が大きい様に思われる。しかし、前述のとおり、財務諸表に対する信頼性付与という点で考えた場合、わが国においては、公認会計士の独占的業務となっている「監査」という手法によらず、「広範な保証」という概念によって行うという発想が当時あれば、また違った展開となっていた可能性があるものと考えられる。

会計調査人制度が議論された当時と現在の大きな違いは、当時は中小企業の会計ルールが確立されておらず、仮に、中小企業に監査制度を導入する場合、大企業向けの会計基準によらざるを得ない状況があったが、現在のわが国においては、中小企業の実態に即した会計ルールが確立されており、その前提が大きく異なっている。また、国際会計士連盟(IFAC)

による ISRS , 米国公認会計士協会 (AICPA) に SSARS に代表される , 広範な保証の枠組みに基づく信頼性の付与も , 中小企業に対する実務対応のサービスとして , 広く用いられている。会計制度の確立と監査制度の確立は , 財務諸表の信頼性確保という点からは両輪の関係にあり , 一般に公正妥当と認められる企業会計のルールと監査の基準が機能してはじめて , 達成できるのである。

たとえば , 武田 (2000) によれば , わが国における株式会社の経営管理機構 (監査制度) として , 以下の提言がなされているところである。

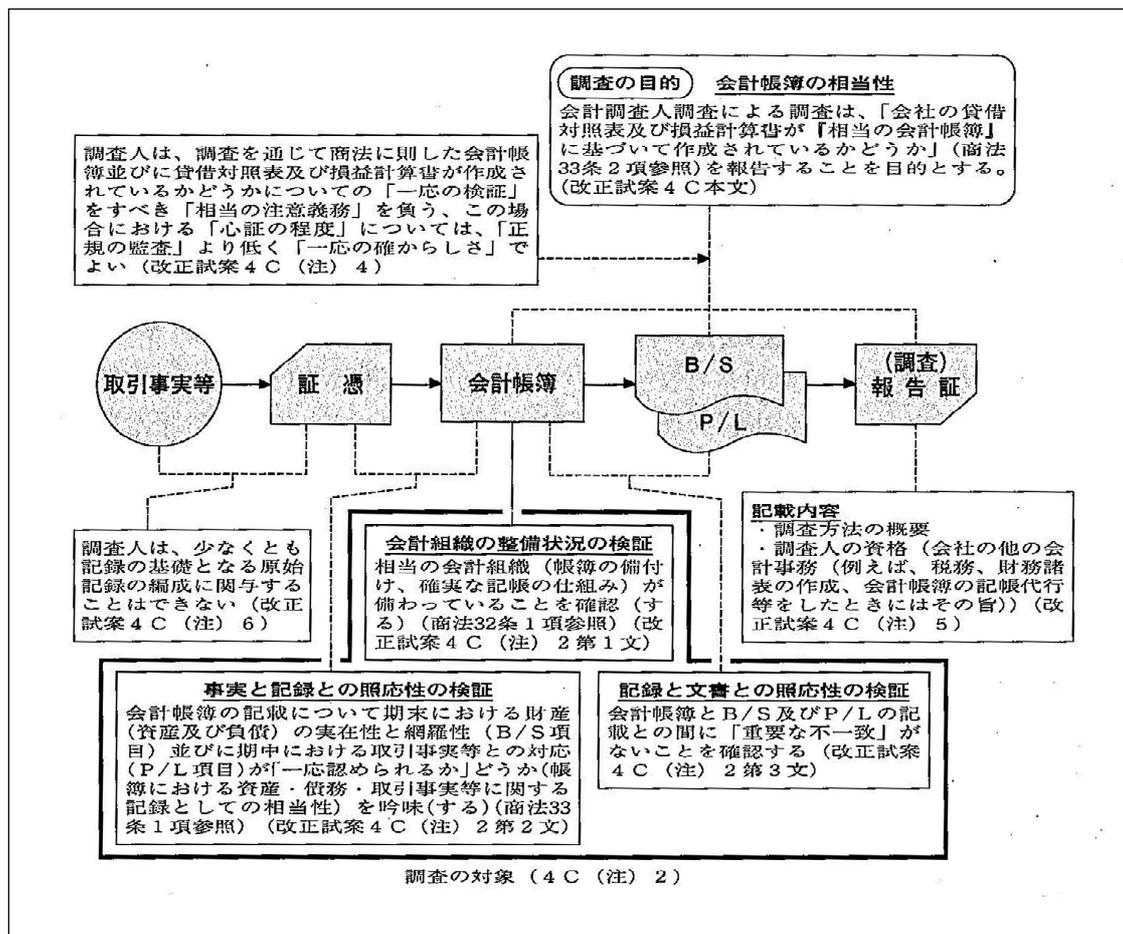


[図 6-4 : 株式会社の経営管理機構 (監査制度) の構図]

(武田 2000 , 8)

これによれば , かつて検討されていた会計調査人制度においても , 調査の免除を想定していた , 資本金基準 1 千万円以上 3 千万円未満 , 負債基準 3 億円未満という小規模企業についても , 「 税理士によるコンピレーションの強制は , 株式会社としての当然に履行しなければならない義務 」 (武田 2000 , 8) としている。例えば , 米国における , 最新の会計とレビューサービス基準書第 21 号は , コンピレーション (レポート業務) と , 財務諸表のプレパレーション (会計業務) との間に明確な線引きをしたものであるが , 米国では , 財務諸表のプレパレーションであっても , 専門家判断が要請されている点に最大の特徴がある。つまり , 米国における実務に則して , より会計士が関わる有用性を明確にし ,

中小企業の財務諸表に専門家の判断が介在することで、より広く信頼性が付与されることを目的としたものであるといえる。わが国においては、税理士が税務業務を通じて税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面を作成する、あるいは、中小会計要領の普及に伴い中小会計要領のチェックリストを作成する実務が「慣行」として既に存在している。これらは税理士、公認会計士の専門家判断を経て、財務諸表とは別の報告書として税務当局、あるいは金融機関へ提出がなされており、レポーティング業務に相当し、実質的にコンプレーションを行っているものと見做すことが出来よう。また、会社法に規定される会計参与制度においては、税理士（税理士法人）、ないし公認会計士（監査法人）が、取締役と共同して財務諸表を作成し、会計参与報告書が財務諸表に添付されることから、まさにレポーティング業務であり、わが国においては、既に各種制度により、法により強制されるまでもなく、実質的にコンプレーションが実務として行われているということがいえよう。また、武田（2000）によれば、当時、議論された会計調査人調査制度の概要は、以下の様になっていたとされる。



[図 6-5：商法・有限会社法改正試案（昭和 61 . 5 . 15）における「会計調査人調査」の概要

(武田 2000, 46)

また、河崎.2016 は、当時検討された「中小企業監査制度（会計調査人制度）」の特徴として、次の 4 点を指摘できるとしている。

「(1) 「調査の目的」は、計算書類（貸借対照表および損益計算書）が「相当の会計帳簿」に基づいているかどうかを報告することにあること（調査目的としての「会計帳簿の相当性」）。この点で、会計調査人の「調査の目的」は、会計監査人の「監査の目的」（財務諸表の適正性）とは異なっている。「改正試案」でいう「会計帳簿の相当性」という概念は、次のような外延と内包を有している。

その外延（相当性の形態）は、ア「帳簿の備え付けのあること」とイ「確実な記帳の仕組みが備わっていること」をいう。その場合、「確実な記帳の仕組み」は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に委ねられている。

その内包（相当性の中身）は、ア「期間的なフロー」（取引その他営業上の財産に影響を及ぼす事項）と、イ「時点的なストック」（営業上の財産およびその価額）の状況をいう。

(2) 「調査の目的」を充足するためには、次の 3 つの検証行為が必要とされること。

相当の会計組織（帳簿の備え付け、確実な記帳の仕組み）が備わっていることを確認すること（「会計組織の整備状況の検証」）

期末における財産（資産・負債）の実在性・網羅性・価額の妥当性（貸借対照表項目）、および期中における取引事実等の対応（損益計算書項目）が一応認められるかどうかを吟味すること（「事実と記録との照応性の検証」）

会計帳簿と計算書類（貸借対照表および損益計算書）との間に重要な不一致がないかどうかを確認すること（「記録と文書との照応性の検証」）」

この中で、着目すべきは証憑から会計帳簿、そして財務諸表の作成という一連の会計業務に関し、会計調査人は「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」という観点で検証を行うという点と、「(調査) 報告書」を作成する（レポート業務）であるという点である。

このように、正規の監査以外の方法による信頼性付与の方法は、様々な方法が考えられ、また、既にわが国の実務上の運用としての決算書の信頼性向上の取り組みとしては、税理士法に基づく、税理士による書面添付制度の活用や、中小企業と金融機関との信頼性向上のための実務慣行としての、定期的な月次試算表の提出が広く行われているところである。このような点から、決算書の信頼性と向上と、期中管理を組み合わせた、わが国独自の中小企業に対する信頼性付与の方向性がみえてくるのではないだろうか。

6.9 会計参与制度

株式会社は、その規模や設計機関のいかんにかかわらず、定款で、会計参与を設置する旨を定めることができる（会社法 326 条 2 項）。会計参与は、公認会計士（監査法人を含む）または税理士（税理士法人を含む）でなければならず（会社法 333 条 1 項）、会計参与の主な職務・権限は、計算書類の取締役との共同作成（会社法 374 条 1 項）、会計参与報告の作成（会社法 314 条）、株主総会における計算書類の説明義務（会社法 314 条）等がある。このうち、上記 に関する、会計参与が取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとは、具体的には「取締役・執行役と会計参与との共同の意思に基づいて計算書類を作成するということであり、両者の意見が一致しなければ、当該株式会社における計算書類を作成することができない」（相澤 2005, 136）ということであるから、会計参与は第 3 者たる監査人という立場で計算書類を監査する立場ではないことは明確である。また、上記 の会計参与報告の意義は「計算書類の共同作成に関して会計参与にその作成が義務づけられる報告であって、株主・債権者に対する情報提供を目的とするものである（会社法 374 条 1 項後段）」（相澤 2005, 137）から、会計監査人が発行する監査報告書とはその性質を異にするものである。

したがって、会計参与が実施する業務とは、調整（コンピレーション）に相当する内容であるということができる。このように、わが国においては、平成 17 年 6 月 29 日の第 162 回国会において成立した会社法が規定する会計参与制度により、既に職業会計人による調整（コンピレーション）業務が、法律上の要請として存在し、実務上用いられているといえる。

これに対し、わが国の中小企業に対する保証業務の提供は、実務上、監査を中心として提供されており、米国とは大きく異なった状況にある。わが国の中小企業の監査・保証制度の構築については「中小企業のもつ特徴・特性および有限責任制からの債権者保護制度として独自の監査システムを考える必要があるが、そのためには、最低資本金制度を設けること、資本に対する負債の総額を規制する制度を設けること、および負債の総額を規制する制度を設けること、および負債の総額を規制する制度が守られているかどうかについて監査・報告する制度を設けること」（神森 2013, 484）といった見解や、近時においては、「原則として、会計監査人による監査を要求し、それがコスト・ベネフィットの観点から合理的でない会社には会計参与の設置を求め、きわめて小規模な会社についてのみ、会計参与の設置も免除するのが妥当なのではないかと思われる。」（弥永 2015, 50）といった見解、あるいは「中小企業における計算書類の信頼性を高めるためには、現行制度である「会計参与制度」と「書面添付制度」の普及・活用をより一層促進させることはいうまでもない。しかし、既に指摘したような現行制度の普及状況を鑑みれば、外部専門家（例えば、会計調査人）による何らかの信頼性保証の仕組みを再検討する必要がある。欧米先進国では、既に中小企業監査は、「制度」として確立されている。例えば、米

国ではレビュー（review）また、ドイツではベシヤイニグング（Bescheinigung）といった形で、企業が銀行から融資を受ける際に、ある種の監査証明書を添付する行為が経済社会の慣行（慣行的制度）として確立されている。」（河崎 2016, 36）との見解もある。会計参与制度それ自体が否定されるものではないが、現実問題として、会計参与制度は、260万社の中小企業のうち、2,000社程度にしか採用されていないとの指摘（河崎 2013, 38）がかねてからされていることから、その低い普及率が常に問題とされているところである。このような中小企業に対する低い普及率からすれば、一般に普及している制度であるということは困難であることから、制度導入から10年を経過した現在、見直しが必要とされるタイミングに差しかかっているといえる。

6.10 近時におけるわが国の（保証）関連業務に対する動き

わが国における保証業務は、金融商品取引法監査を中心とした正規の監査を中心に発展してきたという、国際的にも、特異な発展を遂げてきたという歴史的経緯がある。「国際的に保証の基準からすると、監査が一番高いレベルの保証業務であるが、監査に続くレビュー、さらに保証まではいかないが、合意された手続としてAUP（agree upon procedures）、さらに計算チェック的な役割を行うコンプレーションなどさまざまなレベルの公認会計士によるサービスがある。」とされ、「AUPに限らず、簡易的な手続で済むレビュー手続や計算チェックのみ行うコンプレーションなど公認会計士の監査に準じたサービスの提供のバリエーションはさまざまにあり、これらはまだまだ日本においては未開発の分野ではあるが、中小企業の会計の整備運用の必要性が叫ばれているなか、それを支援する意味で大いに研究され、利用されることを望む。」（河崎・万代.2012,233）との指摘がある。すなわち、中小企業においては、国際的中でも、監査以外の（保証）関連業務により信頼性が付与されているものの、わが国においては、未だ明確な業務基準も存在していないのである。これについては、「我が国で保証業務につき体系化されたものがないこと自体が問題であり、そのため一部の我が国の公認会計士や監査法人が保証業務を健全に行っていく上で、監査やその他の保証業務をきちんとこなす人材の育成は重要であり、基準の差異を明確に指摘し、また我が国にない国際基準等を紹介することは将来に向かってそれを改善したり整備する上で有用であろう。」（青木 2016, 序文）との指摘がなされているところである。

また、わが国の中小企業においては、監査の専門家である公認会計士ではなく、税理士が大きな役割を果たしているのが実態である。これについては、「同じ会計専門職業として税務に関する独占権を与えられている税理士は、アメリカの20世紀初頭に流行した信用監査という融資申請目的での貸借対照表の保証業務に類似したものとして、日本税理士会連合会やTKCを通して税理士によるクライアント・サポートローンを導入している。

このように日米間での保証業務に対する取り組みの違いだけでなく、会計士と税理士という専門職業間での取り組みの違いは、わが国会計士が本来の監査業務と保証業務を切り

分けることなく、両業務間の曖昧さを残したまま、なるべく独占業務としての1項業務に含まれるような業務領域を指向していると解される。」「監査業務として法令に規定された業務は、自動的に公認会計士の独占業務となる。このため1項業務として、財務書類の監査証明が公認会計士の独占業務として位置付けられている可能性がある。また逆に、「巡回監査」と称される業務があるように、本来「財務書類の監査」に該当するような業務が、公認会計士以外の専門職業によって行われているケースもある。」(内藤 2014, 62, 68)とされ、わが国の職業会計人である、公認会計士と税理士の間における保証業務の実務的な境界線の曖昧さを指摘する声もある。

つまり、わが国における中小企業の保証をめぐる近時の課題とは、国際的な保証業務の基準に基づく国内基準化が遅れていること。保証業務の担い手は、公認会計士なのか税理士なのか。という2点に集約されると思われる。

なお、に関連して、日本公認会計士協会内部に設置された「日本の公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム」は、諸外国の会計事務所が会計業務と監査業務を両方提供している事実を根拠として、現在の監査法人の名称を「会計・監査法人」と改め、諸外国と同様に現在の監査法人が監査以外の幅広い会計サービス業務を将来担うことを提言している。

(2) 監査の質の向上、国際競争力の強化等の観点から、監査法人は、監査業務・非監査業務の各業務を本来業務とする「会計・監査法人」としてはどうか。

・現行の法第34条の5においては、監査法人は、「第2条第1項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、」第2条第2項の業務を行うことができることとされている。このように、監査法人による法第2条第2項の業務に制約があるのは、監査業務について、職務専念義務、利益相反の禁止等の規律に服するとともに、中核的業務として監査業務の独占が認められていることが理由とされている。

しかし、海外の大規模会計事務所においては、アドバイザリーや税務といった非監査業務の占める割合が高い傾向にある。

・我が国の監査法人が監査の質を向上させ、国際競争力の強化を図るためには、監査業務と非監査業務を一体的に運営し、経営資源の投入と人材育成を戦略的に進めていくことができる仕組みとする必要がある。

・そこで、監査法人の業務範囲を改め、「会計・監査法人」として監査業務・非監査業務の各業務を本来業務とすることが適当と考える。

・監査業務、非監査業務双方の業務を経験することにより、個々の公認会計士の資質の向上が期待でき、監査の質の向上につながる。

・様々な業務に携わることにより、監査業務以外での活躍を視野に入れた人生設計を可能とし、職業としての魅力向上に貢献するとともに、公認会計士業界全体での人材の流動性が高まることが期待される。

上記(1)及び(2)については、非監査業務に関する行政の監督など、なお検討すべき課題がある。

(日本の公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム 2016, 15-16, 下線は筆者。)

「会計・監査法人」構想の実現には、非監査業務に関する行政の監督方針を変更するなどの必要があり、短期に実現することは難しいと思われるが、この構想が実現することで、わが国の監査法人では、監査業務に加え、調整業務を広く提供することが可能となることから、外部環境の整備という点では、極めて重要であり、このような提言がわが国の職業会計人団体より出されていること自体が、職業会計人にとり、大きな転換点を迎えていることの証左といえよう。

6.1.1 税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面（書面添付制度）

6.1.1.1 書面添付制度の概要

税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面（書面添付制度）は、その名称が示すとおり、税理士法 33 条の 2 において、第 1 項および第 2 項において、それぞれ税理士が申告書に添付することができる書面に関する規定が設けられていることにより、税理士のみが実施できる業務である。

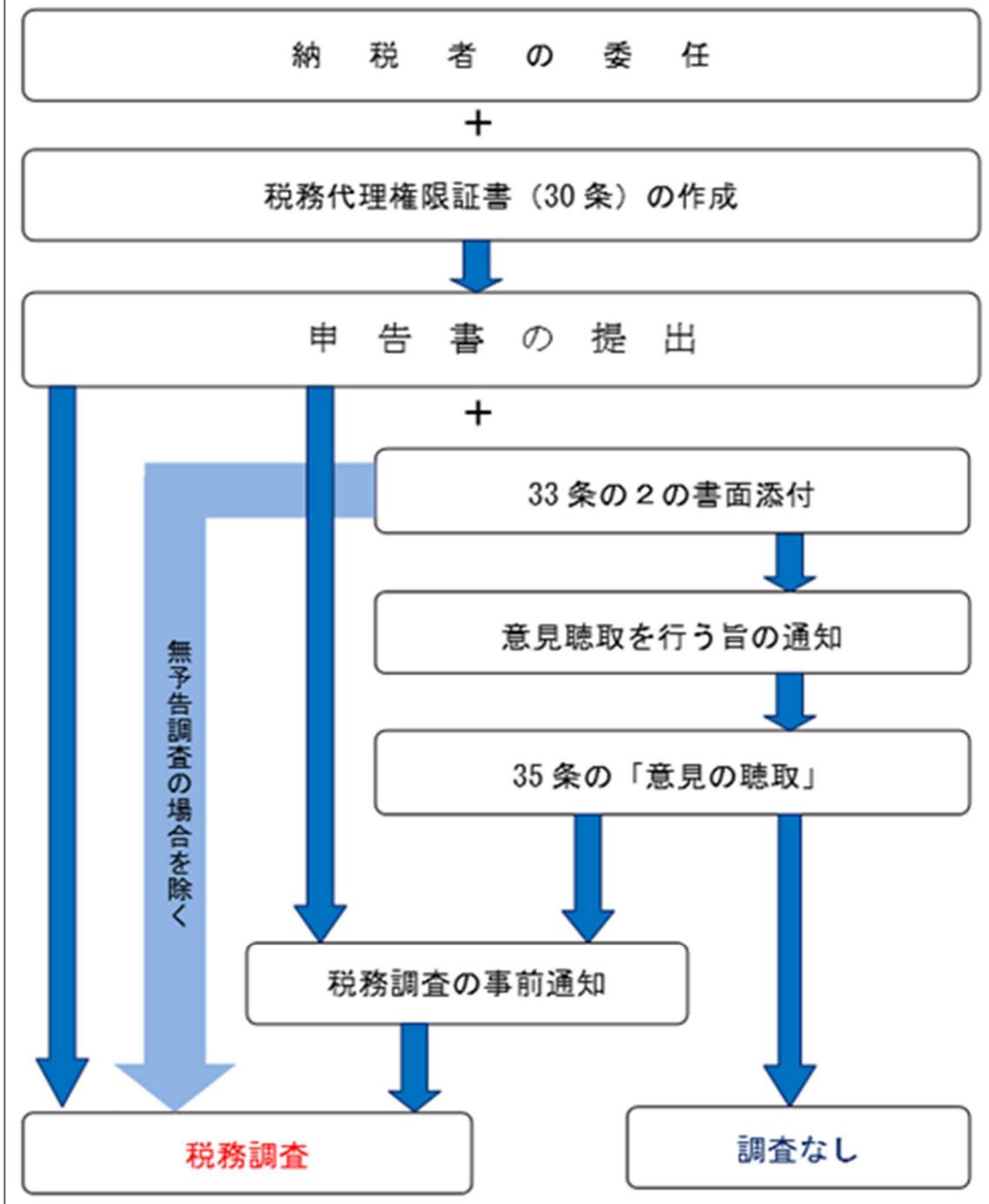
（計算書項、審査事項等を記載した書面の添付）

第三三条の二 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士又は税理士法人が前二項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面にその他財務省令で定める事項を付記して署名押印しなければならない。

Ⅱ. 書面添付制度のフロー図



[図 6-6 : 書面添付制度のフロー図]
(日本税理士会連合会.2015,3)

このうち、第1項に関する添付書面は、「当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面」となっており、税理士の関与形態としては最も多い、税理士自らが申告書を作成するに際し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載するものである。税理士が自ら申告書を作成することが前提であり、第3者による保証行為には該当しないものの、税務の専門家である税理士が、自らの専門性と責任の下に、申告書を作成するものであり、専門家による関与度合が書面を通じて明らかになるという特徴があり、自ら申告書の作成を行うことから、保証業務には該当せず、調整(コンプライエンス)業務に位置付けられることになる。中小企業庁による実態調査(中小企業庁2013,12)によれば、第1項に関する添付書面の対象となる、税理士が申告書を作成する割合は、全体の91.8%に相当する。

また、第2項に関する添付書面は、「他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面」となっており、申告書に署名する税理士以外の他人が作成した申告書を、相談を受けて審査した場合に作成されるものである。

第2項は昭和55年の税理士法改正により創設された項目であり、他人が作成した申告書を審査するものとなっている。このことから、「契約に基づく保証業務ではないが、「審査」という検証行為を伴っている。そして、「法令の規定に従って作成されている旨」の記載は準拠性の「意見」とみなすことができそうである。そのようにみれば、前記の保証業務要件のうち 保証手続の厳格性要件 をどこまで満たしているかという疑問は残るが、保証業務としての形式要件は満たしている。」(河崎2015,287)として、ほぼ保証業務に近いとする見解があり、また、税理士に、ピアレビュー制度の導入を行なった上で、他人である顧問税理士が作成した申告書を、利害関係のない税理士が審査することで、納税者と課税庁双方の信頼性向上を実現できるという見解(川股2014,305)もある。

しかし、中小企業に対し、広範に普及させる制度設計とはいかなるものか。ということ为前提とした場合、第2項が適用される自社で申告書を作成し、最終確認のみ会計専門家に依頼する割合は、中小企業庁による実態調査(中小企業庁2013,12)によれば、全体の3.6%程度と極めて少数であることから、わが国における、税理士法33条の2に規定する添付書面の対象は、第1項に規定する、税理士自らが作成する添付書面にあるといえよう。

6.11.2 書面添付制度導入の経緯

書面添付制度は、その成り立ちからして、税理士会として、税務監査の名目で、監査証明の必要性を要望した経緯があることから、本来は中小企業の監査証明を意図して立法化がなされたものである。

[表 6-9 : 税理士法 33 条の 2 の立法・改正の経緯]

立法・改正年度	内容	立法・改正の背景
昭和 31 年 立法	税理士法 33 条の 2 立法化	計理士や税務職員の退職後の税理士登録問題を解決する手段として、政治的な調整策として「税務書類の監査証明」である「税理士法 33 条の 2」が誕生。
昭和 55 年 改正	税理士法 33 条の 2 第 2 項（審査事項等を記載した書面を添付する制度）を創設	租税法に基づく税務計算が、企業の会計経理に関する知識を踏まえてその基礎の上に租税法に定められた納税義務の計算を行うもので、税理士の実際の業務は、財務書類の作成や記帳の代行と極めて密接な関係があり、これらの業務と併せて税理士業務を行っている実態にあるため、こうした現実を踏まえて、税務書類の作成、税務相談という本来の税理士業務の委嘱を受けた納税義務者についてその税理士業務に付随して会計業務を行うことができることを、いわば、確認的に明らかにすることにより、税理士の税務会計面における専門家としての地位を高めること。
平成 13 年 改正	税理士に、調査着手時における事前通知の前に、意見を述べる機会を与えなければならない（いわゆる意見聴取制度）を創設	意見聴取制度の確立により、添付書面に記載された事項に対して疑義が解決した場合、問題点がなくなった場合は、原則として、税務調査は終了することになる。
平成 21 年 改正	国税庁の事務運営指針の改正により、意見聴取の積極的な活用 意見聴取後に	平成 13 年改正による意見聴取制度は、実際には形式的に行われ、結果として実地調査に移行することが常態と

	<p>おける修正申告書の提出については、原則として加算税は賦課しない 意見聴取の結果、事前通知による調査の必要がないと判断された場合には、調査省略通知を発送。</p>	<p>なっており、税理士側から批判が出たため、意見聴取制度をより積極的に活用するため。</p>
--	---	---

(川股 2014, 270 278 頁をもとに作成)

税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面は、創設時の第 24 回国会衆議院大蔵委員会（昭和 31 年 3 月 23 日）（衆議院・1956）の政府側の説明は、以下に記載のとおりである。「税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、その申告書作成に関し、計算し、整理し、または相談に応じた事項を記載をした書面を添付することができるとする制度を創設しようとしているのでございます。税理士が税務書類を作成する場合におきましては、単に納税者の作成した決算書に基いて申告書の作成のみの依頼を受ける場合もあり、また税理士が納税者の帳簿書類の内容に立ち入って課税標準となる金額を計算し、これにより税務書類を作成する場合もあり、その形態はいろいろと異なっておりますのでありますが、この際税理士が関与した事項の範囲を明確にしてその責任を明らかにするため、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合には、申告書作製に関して計算し、整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添附することができることとともに、その申告書について更正または決定する場合において、その更正または決定の基となる事実がその添付書面により税理士が計算し、整理し、または相談に応じたものとされている事項であるときは、税理士に対して意見を述べる機会を与えることとし、これにより税務行政の円滑化に資するとともに、税理士業務の向上をはかることといたしているのであります。

なお、この制度により税理士に意見を述べる機会を与える措置の有無と更正決定の効力との関係につきましても、上述のような趣旨に鑑み、更正決定の効力に影響を及ぼさないものと考えられるのでありますが、この際その旨を法分上明らかにすることとしています。」

この中において、着目すべきは、税理士の関与形態には様々な内容があるとしながらも、「税理士が納税者の帳簿書類の内容に立ち入って課税標準となる金額を計算し、これにより税務書類を作成する場合」があることが、制度創設当時において、既に大前提として想定されていたことである。つまり、書面添付制度は、単に申告書の作成業務に留まらず、申告書作成に際して必要となる課税標準の算定のため、中小企業が作成する帳簿自体の内容を調査することも考慮に入れているのであり、制度創設当初より、決算書の調整（コンピレーション）業務を税理士が自ら行う場合が想定された上で、制度設計がなされていたといえることができる。

この様な制度設計がなされた背景は、昭和 34 年に「税理士の計算した事項等を記載した

書面の添付制度の創設である。すなわち、税理士が所得税又は法人税等の申告書を提出した場合に、その申告に係る課税所得の計算については、責任をもってしたものであることを証明することができるよう措置されたいとするわれわれの要望は、久しく以前からのものであった。」(森井 1995, 49)とする、日本税理士会連合会の要望により、国税庁、大蔵省との協議が行われ、最終的に政府案として国会に提出されたからであり、その経緯をまとめれば、以下の様になる。

[表 6-10：書面添付創設に関わる 3 者の試案]

日本税理士会連合会	国税庁	大蔵省
<p>税理士の名称を用いて会計に関する整理立案を行うことができること。</p>	<p>税理士は、税理士の名称を用いて会計に関する整理・立案を行うことを業とすることができること。</p>	<p>「会計の整理立案業務」については、これを認めれば、国が税理士を会計業務の専門技術家として認めたことになる。既に昭和二十三年七月制定の公認会計士法があり、公認会計士に財務に関する専門家として会計業務を行い得る特権を与えられている。として否定。</p>
<p>税務計算書類の監査証明を税理士業務に加えること。</p>	<p>税理士が課税標準又は税額の計算の適否について監査証明をすることを業とすることができること。</p>	<p>「監査証明」の業務について公認会計士の監査は、いわば最終の監査であり、これによって投資家等の利益が保護されるので、この意味の会計書類の監査証明の制度には意義がある。しかし、税務書類については、税務官公署が最終的監査を行うのであり、この意味で税務書類についての制度上第三者たる独立職業人の監査証明を必ずしも必要とされない。ただ、税務書類の作成に独立会計人が関与し、その責任を明らかにすることは税務官公署との間において納税義務の円滑化をはかるうえで効果的である。税理士が税務書類の作成にどの</p>

		<p>程度関与したか的事实及び関与した範囲において税務書類の内容が正しいと思う旨の意見を税務官庁に表明する制度を開けばよいであろう。</p>
--	--	--

(日本税理士会連合会 1969, 151-154 頁をもとに作成)

最終的に、当時の大蔵省により、日本税理士会連合会と国税庁が要望していた、税理士が税務計算書類、ないし課税標準又は税額の計算の適否について監査証明をする。という構想は実現に至らなかったものの、書面添付制度それ自体が、監査という保証業務を行うことをわが国において、当初想定していたという事実は重要であろう。

6.11.3 書面添付制度の現代的意義

日本税理士会連合会が平成 27 年に作成した「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」では、書面添付制度に関し、以下の様な記載がなされており、書面添付制度が創設された昭和 31 年当時と比べ、税理士の実務においては、書面添付制度の役割における変化が見てとれる。

1. 書面添付制度の概要

税務の専門家である税理士を取り巻く環境は、税制の複雑化や取引の国際化によって、急速に変化してきています。税理士制度もそれに追従すべく、幾度もの制度改正をしてきました。そのことは、税理士業務を多様化させ、税理士のビジネス・チャンスを増加させましたが、一方で、税理士の抱える問題を増幅させました。税理士は、税理士法で規定されている権利において、その問題を解決し、付随するリスクを適切に管理し、軽減する必要があります。他方、税理士は、独立した公正な立場で申告納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命をもっています。この税理士の使命や役割を考えると、税務の専門家として納税者の信頼にこたえること、また、税理士の公共的使命を全うすることの二面性を調和しながら、直面する問題を解決する方法の検討が必要です。こうした観点からも、税理士法第 33 条の 2 に規定する書面添付制度が注目されており、添付 書面の記載内容の充実と、意見聴取制度の運用の充実が、求められております。

書面添付制度とは、税理士・税理士法人(以下「税理士」とする)が作成した申告書について、作成した税理士がどのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断・調整したのかを記載した書面を添付するものです。さらに、相談を受けた事項等も記載します。書面添付はあくまでも税理士の権利により提出するもので、その責任は税理士にあります。

1. 書面添付制度による効果

この制度は、税理士が税務の専門家として計算等した事項を記載した書面を作成し、国税当局が当該書面を尊重することにより税務執行の円滑化等を図るという趣旨があり、質の高い書面添付を実践することによって、次のような効果が期待されます。

(1) 税理士事務所にとって

税理士法第1条にある税理士の使命の完遂につながる

事務所の業務品質向上に役立つ

関与先との信頼関係の強化に役立つ

税理士の責任の範囲を明確化することができる

税理士の社会的信用及び地位の向上に資する

(2) 関与先企業にとって

計算書類の信頼性の向上につながる（税務当局や金融機関並び取引先など社会からの評価の向上に役立つ）

財務会計力の向上（適正な決算・申告により、自社の正しい経営状況の把握ができ、よりの確な対応策などを打つことができる）

税務調査の省略や効率化が期待できる

(3) 意見聴取制度（税理士法第35条）について

実地調査前に意見聴取の機会があるため、意見聴取段階で疑問点が解消された場合には、実地調査に至らない場合もあります。

意見聴取における質疑等のみを基因して提出した修正申告書については、加算税が賦課されることはありません。

（日本税理士会連合会 2015,1 下線は筆者。）

この中で、関与先企業にとって、計算書類の信頼性につながる 財務経営力の向上という2点が、書面添付制度の効用として明記されており、中小企業に対し、税務上の効用以外に、実質的に財務諸表の信頼性向上に寄与している。との認識を日本税理士会連合会は有しており、書面添付本来の税務当局への説明機能に加えて、現在では、税務申告書に添付されている計算書類に関する信頼性向上についても、その効用が期待されているといえよう。

6.12 結論

わが国の中小企業と一口にいても、大企業に遜色ないレベルの中堅企業から、個人企業と変わらない零細企業まで多種多様な中小企業が存在する。今後、中小会計指針、中小会計要領といった会計基準が、どのように普及・定着していくかは、今後の活用状況を見守るしかないものの、ある程度の規模の大きな中小企業が会計参与を導入し、中小会計指針を適用することも可能性として十分に考えられ、これに対し規模の小さな中小企業

は、中小会計要領を適用していくことが予想されるといった見解（櫛部.2014）もある。この見解に倣えば、今回新たに導入された特別目的の財務諸表に対する準拠性監査は、会計参与制度を積極的に導入するニーズが存在すると思われる中堅企業において、普及していく可能性も十分に考えられる。しかし、規模の小さな中小企業においては、そもそも財務諸表監査自体がニーズに合致せず、また、監査の実行面においても困難を伴うものであるといえる。したがって、わが国の中小企業においても、中小企業経営者のニーズと国際的動向をふまえ、米国等の実務において代表されるような、コンピレーションによる財務諸表の信用力向上の方策を検討すべき時期に来ているといえよう。わが国の公認会計士法第2条2項において、公認会計士は「財務書類の調整」、すなわちコンピレーションを業として行えることになっているが、残念ながら、特に中小企業に対して、米国等の様なコンピレーションの実務的経験は蓄積されていないのが実情である。

しかし、一方で、既に中小企業の財務諸表の信用力向上という観点からは、中小企業のニーズとコストに合致した方法で税理士による信頼性付与が行なわれ、これを受け、保証協会の保証料率の割引や金融機関の低利融資という形で中小企業の資金調達の円滑化に資する取り組みが行われており、公認会計士も積極的に中小企業の財務諸表の作成に関与し、税理士と協働し、中小企業の決算書の信用力を向上させ、もってわが国の中小企業金融の円滑化に資するべきであろう。

国際的視点に立っても、中小企業の会計および監査制度はIASBなどにより統一されるべき課題ではなく、各国政府の問題である以上、今後、わが国固有の制度として、コンピレーションに関する新たな業務基準や実務指針等の整備を行ない、職業会計人が中小企業の財務諸表の作成に関与することで財務諸表の信頼性を付与していく方策が必要であろう。

[注]

¹ 借入のある中小企業の資金調達方法については、「銀行等のプロパー融資」（74.9%）との回答が最も多く、続いて「保証協会の保証付融資」（70.3%）、「政府系金融機関からの融資」（42.1%）の順となっている（東京商工会議所2012）。

² 中小会計要領では、「1. 目的（2）」において、「中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」と、金融機関との関係が明記され、中小指針はその作成の基礎となった「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業の会計に関する研究会2002）において、金融機関との信頼性向上を目指したものであることが明記されている。

³ 「中小会計要領」への準拠（第1次客観化過程）と法人税法の申告書の正確性を裏付けた税理士による「書面添付」（第2次客観化過程）という過程を経ることにより、計算書類に一定の保証が付与されることになる。（坂本2012）

⁴ 米国におけるOCBOAの実務的な位置づけについては、以下の記述を参照されたい。

「2013年年12月2日にアメリカ公認会計士協会を訪問し、FRF for SMEs会計フレームワークの設定に関わったRobert Durak 氏と会計基準のディレクターのDaniel Noll氏から当該フレームワークについて聞き取

り調査を行なった。No11氏によると、アメリカでは、40年以上前から一般に認められた会計原則ではない会計実務として、非上場の中小企業に対して、その他の包括的会計基準（OCBOA）が適用されてきたということである。40年以上という歴史的経緯から推測すると、OCBOAの「その他」はFASBが創設された1973年以降、FASBが設定する強制力を有する会計基準以外の基準という意味であることが理解できる。」（浦崎2014）

⁵昭和42年、公認会計士協会において欧米への第3次視察団を派遣した際、既に米国においては「会計や監査の必要性が、社会の末端まで認識されており、例えば大小の会計事務所は、監査、レビューなどの証明（Attest）業務、財務諸表の調整業務（Compilation）まで幅広く分類して契約されており、そのような契約社会の中での会計プロフェッショナルの仕事の取り組みは、それまでのわが国（とくに中小会計事務所）の事情を遥かに超えるレベルのものであった。」との記載がある（川北.2008）

⁶公認会計士が監査業務と相談業務を同時提供できるか否かが問われた損害賠償事件（東京地方裁判所平成15年（ワ）第14086号 平成19年5月13日判決）において、「公認会計士は、政令で定める「著しい利害関係」を有する会社の財務書類の監査を行うことを禁じられている（公認会計士法24条1項3号，2項）。そして、公認会計士法の委任を受けた政令においては、監査を受ける会社から公認会計士が継続的な報酬を受けている場合には原則として著しい利害関係があるが、その継続的な報酬が税理士業務、監査業務（公認会計士法2条1項）又は相談業務（公認会計士法2条2項）によるものであるときは例外的に著しい利害関係はないものと定められている（公認会計士法施行令7条6号）」との司法判断がなされている。

[参考文献]

IFAC, “ International Standard on Related Services (ISRS) 4410 (Revised), Compilation Engagements, should be read in conjunction with the Preface to the International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements. ”, 2012.
International Bank for Reconstruction and Development / The World Bank, “ Smaller audits:challenges and Insights. ”, 2016.

AICPA, “ Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, developed by AICPA FRF for SMEs Task Force(2012-2013)and AICPA Staff ”,2013a.

AICPA. “ An Introduction to the Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities FOR CPA FIRMS “ ,2013b.

Paul Pacter, 小宮山満, 関川正, 竹村光広:前IASBボードメンバー Paul Pacter氏に訊く ~ 「中小企業向けIFRS (IFRS for SME s)」の現状と将来について ~ , 会計・監査ジャーナル, 2013年11月号, 9 - 21, 2013.

相澤哲, 一問一答 新・会社法, 商事法務, 2005.

新井清光, 飯島健司, 佐土井滋, 和食克雄, 佐藤裕志:座談会 企業会計審議会特別部会 小規模会社の外部監査にかかる実態調査報告書をめぐって, 企業会計, 1985年10月号, 40 - 58, 1985.

浦崎直浩, オーストラリアの会計制度に関する研究, 近畿大学商経学会, 2000.

浦崎直浩:特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計 AICPAのFRF for SMEs を中心として-, 會計, 第184巻第3号, 316-330, 2013.

浦崎直浩:特別目的の財務諸表に対する監査の意義と課題, 税経通信, 第69巻第13号, 30-38, 2014.

岡田博道:計理士制度に就ての思い出, 會計と税務, 昭和13年第8巻第4号(日本公認会計士協会年史編纂特別委員会『50年のあゆみ』173-174頁 所収), 1938.

川北博:[私本] 會計・監査業務戦後史, 清文社, 2008.

川股修二:税理士制度と納税環境整備 - 税理士法33条の2の機能, 北海道大学出版会, 2014.

企業会計審議会特別部会:小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告書, 企業会計, 1985年9月号, 95-111.1985.

武田隆二:中小会社の計算公開と監査, 清文社, 2000.

武田隆二:中小会社の会計, 中央経済社, 2003.

中小企業の会計に関する研究会 経済産業省中小企業庁:中小企業の会計に関する研究会報告書, 2002.

日本公認会計士協会:学校法人監査のあり方に関する提言, 2010.

日本公認会計士協会東京会 調査研究部:東京C.P.A 公認会計士業務資料集 経営委員会研究報告書「中小企業の経営における公認会計士の役割」, 2015.

日本の公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム:日本の公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿に関する論点(中間報告), 2016.

信金中央金庫 総合研究所:リレーションシップバンキング再考 - 米国の中小企業向け貸付テクノロジー -, 2004.

中小企業庁:中小企業白書 2005年版, 2005.

新日本有限責任監査法人:平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】, 2010.

新日本有限責任監査法人:平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】, 2011.

神森智:中小企業会計と中小企業会計監査 - その史的考察のうえに -, 松山大学創立90周年記念論文集, 463-488, 2013.

河崎照行:「中小企業の会計」と計算書類の信頼性保証, 税経通信, 第68巻第1号, 35-41, 2013.

河崎照行・万代勝信, 詳解 中小会社の会計要領, 中央経済社, 2012.

河崎照行:会計制度の二分化と会計基準の複線化, 會計, 第186巻第5号, 527-539, 2014.

河崎照行:中小企業の会計制度 日本・欧米・アジア・オセアニアの分析, 中央経済社, 2015.

河崎照行:最新・中小企業会計論(23)計算書類の信頼性保証, TKC会報2016年1月号, 32-36, 2016.

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議, 資料1-2 参考資料, 2012.

坂本孝司:ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割, 中央経済社, 2012.

東京商工会議所:中小企業金融に関するアンケート調査結果, 2012.

衆議院:第24回国会衆議院 大蔵委員会議録第二十二号, 1956.

- 経営者保証に関するガイドライン研究会：経営者保証に関するガイドライン，2013.
- 内藤文雄：監査・保証の総合研究，中央経済社，2014.
- 中島茂幸：中小会社の計算書類と経理実務，税務経理協会，2012.
- 齋藤孝一：会計参与制度の法的検討，中央経済社，2013.
- 日本公認会計士協会：前IASBボードメンバー Paul Pacter氏に訊く ～「中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)」の現状と将来について～，会計・監査ジャーナル，9-21，2013.
- 金融庁：「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集，2014.
- 櫛部幸子：我が国における中小会計基準の動向，會計，第185巻第3号，389-399.2014.
- 新日本有限責任監査法人：平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】，2009.
- 武田隆二：中小会社の計算公開と監査 各国制度と実践方法，清文社，2000.
- 武田隆二：中小会社の会計，中央経済社，2003.
- 竹原相光：保証業務及び非保証業務に関する一考察 - 合意された手続の実務を中心として - ，明治大学 専門職大学院会計専門職研究科，会計論叢，第9号，96頁 - 101，2014.
- 中小企業庁：中小企業白書2003年版，2003.
- 農商務省商務局：公許会計士制度調査書，1909.
- 日本公認会計士協会：経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について，2014a.
- 日本公認会計士協会：監査実施状況調査（平成24年度），2014b.
- 日本公認会計士協会：品質管理基準委員会報告書第1号 「監査事務所における品質管理」，2014c.
- 日本公認会計士協会：監査研究委員会報告第3号「監査基準委員会報告書800及び805に係るQ&A」，2014d.
- 日本公認会計士協会：「監査基準委員会報告書の公開草案に対するコメントの概要及び対応について」，2014e.
- 日本税理士会連合会：税理士制度沿革史，1969.
- 日本税理士会連合会 業務対策部：書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集，2015.
- 松本祥尚・町田祥弘：わが国四半期レビュー手続に関する実験的研究，現代監査 第24号，115 - 125，2014.
- 松本祥尚：監査・証明対象の多様化に伴う保証水準の多層性，会計・監査ジャーナル，Vol.28 2016年9月号，94 - 102，2016.
- 森井義之：「税理士法第33条の2」が立法化された背景についての一考察，TKC会報，1995年7月号，46 - 50，1995.
- 百合野正博：『公許会計士制度調査書』の今日的意義，同志社商学 第48巻 4・5・6号，988-1030，1997.
- 柳澤義一：新しい中小企業の会計実務早わかり，税務研究会出版局，2003.
- 弥永真生：会計監査人論，同文館出版，2015.

山浦久司：会計監査論 第4版，中央経済社，2006。

脇田良一：改訂監査基準の概要，企業会計，第66巻第4号，18 - 23，2014.

第7章 米国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与

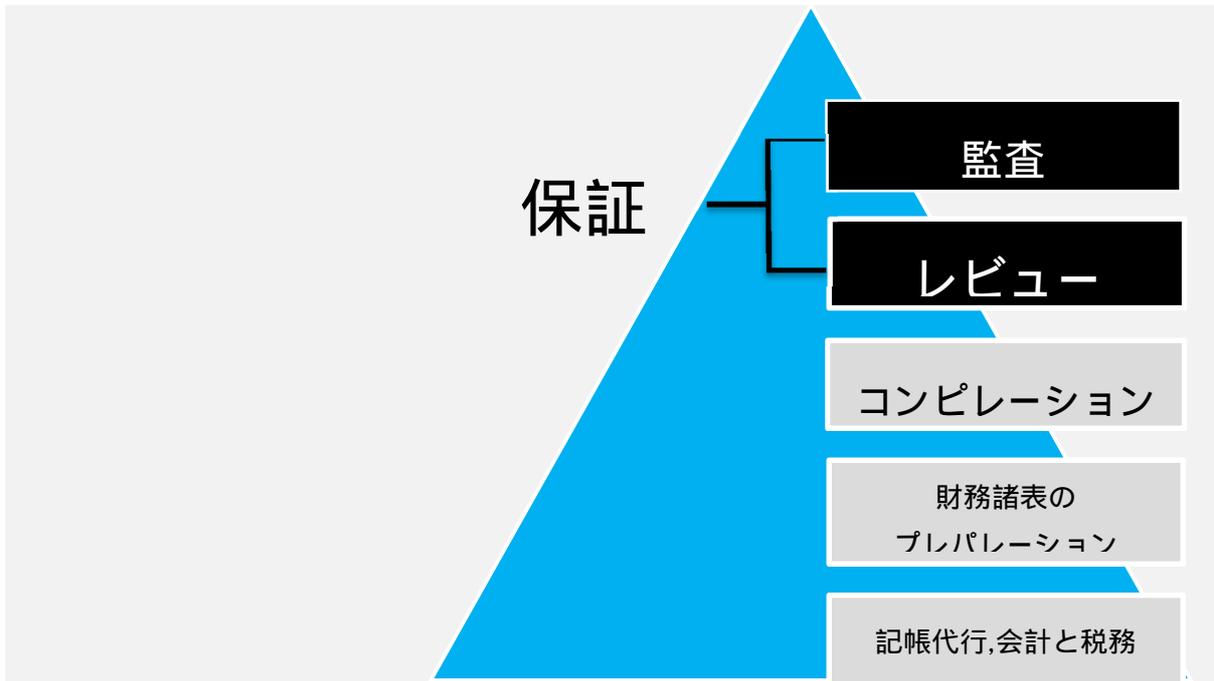
7.1 はじめに

わが国の会計監査は、公認会計士法の制定後、とりわけ米国における上場企業の監査を参考として、金融商品取引法（証券取引法）監査を中心として発展した特異的なものといえる。たとえば、「監査業務を行う者こそが公認会計士」という理解は、歴史的な経緯をまったく無視した誤った理解といえ、監査業務以外の業務に重きを置かない、あるいは、できるかぎり独占業務として理解されるように、あらゆる類似業務を監査業務に取り込もうとする姿勢は、100年以上の歴史をもつ職業会計士の姿勢としてはきわめて消極的な姿勢と評することができる。」（那須,松本,町田2015,21）といった指摘である。

そこで、本章では、わが国における監査以外の保証領域に対する公認会計士の業務領域の拡大の可能性に関し、米国における、最新の会計とレビューサービス基準書第21号を題材として、レビュー、コンピレーションに加えて新たに示された、プレパレーション業務の内容を検討することにより、公認会計士が提供する会計関連サービスをいかに展開していくべきか、米国を事例として、その方向性を検討していきたい。

7.2 米国における保証業務と非保証業務の区分

日本の会計監査人を巡る法的枠組みについては、「アメリカ合衆国においては、会社法上、公認会計士による監査は要求されておらず、証券諸法により公認会計士による監査が要求されている一方で、ほとんどのヨーロッパ諸国では、従来のEC会社法第8号指令の下で、会社法上、法定監査人（外部監査人）による監査が要求され、それとは別に、証券取引法による監査が年度計算書類について要求されるあるいは規定されるということはなかったことと対照的である。」（弥永2015., 2）とされ、諸外国と比しても法的に特異なものである。との指摘がある。そこで、まずわが国と米国の監査・保証を巡る違いを理解するため、AICPAが発行する、最新の財務諸表サービスガイド（コンピレーション、レビュー、及び監査）（AICPA2015b.）を概観してみたい。米国における保証業務と非保証業務の区分は以下の、[図7-1]の様になっている。



保証に関する理解

会計士は、財務諸表が財務報告のフレームワークに従っているかどうか、「保証」のレベルを得ることができる。会計士は証拠を入手することにより、保証を得る。これは会計士が得ることができる、全くの非保証から、最も高いレベルの保証である監査までの、異なったレベルの保証を示したものである。保証のレベルは、一般的に融資の金額、担保及び全体的なリスクの決定をもとに、融資機関によって要求される。

会計士の保証のレベルが要求される、良くある他の状況としては、(事業)結合やリースの実行が含まれる。特定の取引の債権者、外部の投資家、あるいは積極的にビジネスに関与していない家族オーナーも、あなたの財務諸表に保証のレベルを要求、あるいは必要とする場合がある。もしあなたが要求されている内容が不明確であるという、多くの場合、あなたの会計士は融資機関あるいはその他と、彼らの要求を満たすサービスのレベルについて話すことができる。

[図7-1] 保証に関する理解 UNDERSTANDING ASSURANCE
(AICPA2015b., 4頁を筆者和訳)

米国において、監査を頂点としたレベルに応じた保証業務が必要とされる最も大きな理由は、金融機関からの融資によるものであり、要求される保証のレベルは融資機関等の要求に伴って決定されるとしている。この点に関し、わが国の実務においては、融資の際に公認会計士や税理士の保証を求められるという実務は存在しないため、まず前提となる中

小企業を取り巻く実務環境，とりわけ金融機関の融資慣行そのものが，米国と大きく異なるといえよう。

次に，財務諸表のプレパレーション，コンピレーション，レビュー，監査という会計士が財務諸表に対して行うサービスの違いについては，以下の様にまとめられている。

[表7-1：サービスの比較]

	財務諸表の プレパレーション	コンピレーション	レビュー	監査
財務諸表に対して重要な虚偽表示を有しないことに関する保証水準	会計士は，財務諸表に対して重要な修正を必要としないことに関して，保証を提供する，あるいは入手した証拠をもって確証を得ることはない ⁽¹⁾ 。	会計士は，財務諸表に対して重要な修正を必要としないことに関して，保証を提供する，あるいは入手した証拠をもって確証を得ることはない ⁽¹⁾ 。	会計士は，財務諸表に対して重要な修正を必要としないことに関して，限定的な保証を得られる。	会計士は，財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうかに関して，（完全ではないが，高い水準の）合理的な保証を得られる。
目的	財務諸表のプレパレーションは特別目的の財務報告のフレームワークに準拠する。	会計と財務報告に専門的知識を適用し，財務諸表の表示において経営者を支援する。	会計士が，報告するための基礎として，主として質問や分析的手続の実行を通じて，適用できる財務報告のフレームワークに従い，財務諸表に対して重要な修正を必要としないことについて限定的な保証を得ること。と。	全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうかに関して，合理的な保証を得ること。それによって，会計士は，適用できる財務報告のフレームワークに従い，監査人の調査結果に基づき，財務諸表に報告を行うことで，財務諸表

				がすべての重要な点について適正に表示しているかどうかに関する意見を表明できる。
会計士の独立性の要求	要求されない。	要求されない。 - しかし、もし会計士が独立性を欠いている場合は、独立性を欠いていることを会計士のコンプレーション報告書に示す必要がある。	✓	✓
会計士が事業体の内部統制の理解及び不正リスクの評価を得る必要性				✓
会計士が質問と分析的手続を実行する必要性			✓	✓
会計士が検証・実証手続を実行する必要性				✓
会計士が財務諸表に公式な報告書を発行		✓	✓	✓
異なったレベルのサービスが必要とされ	事業のオーナー自身が、事業の財政状態に関する最新	一般的には、初期または少額の金融あるいは信用供与	一般的にふさわしいのは、ビジネスが成長し、より多	監査が一般的にふさわしい、あるいは

<p>る状況</p>	<p>の情報を知り，事業上の決定に利用するため。大会社における社内の管理者，あるいはCFOが経営者に提供するのと同じようなものである。財務諸表は第三者が利用する場合もある。</p>	<p>が求められている場合，あるいは重要な担保が供されている場合に適合する。部外者は，公式な調整報告書により簡潔に明らかにされることで，会計士と事業との関連性を理解することができる。</p>	<p>額のあるいは複雑なレベルの金融，あるいは信用供与を求める場合。また，事業のオーナー自身が，結果を評価し，重要な経営判断を行うために，より大きな信頼を財務諸表に求める場合に有用である。</p>	<p>しばしば要求されるのは，複雑ないし高いレベルの金融あるいは信用供与が求められる場合である。また，外部の投資家を求める，あるいは事業売却や合併を検討している場合にもふさわしい。</p>
<p>それぞれのサービスのレベルにおけるコストの違い</p>	<p>提供される財務記録によって異なる。</p>	<p>会計士が公式な報告書を作成する業務に費やした最小の時間。</p>	<p>コンピレーション以上に時間を費やすが，実質的には監査よりは少ない。</p>	<p>最も多い仕事の量が含まれる，従って，最も公認会計士の時間を使う。</p>

(AICPA.2015b., 8~9頁を筆者和訳)

会計とレビューサービス基準書第21号により追加された，財務諸表のプレパレーションの最大の効用は，アカウンティング業務とレポートング業務の間に，明確な線引きが行われたことにある。すなわち，プレパレーション，レビュー，監査はレポートング業務として，会計士がそれぞれの保証のレベルに応じて，報告書を発行するのに対し，財務諸表のプレパレーションは，何らの報告書も発行しない。また，会計士の独立性についても求められないため，単一の事務所においてサービスの提供を完結させることが可能である。なお，会計とレビューサービス基準書第21号では，財務諸表のプレパレーションのさらに前段階のレベルとして，専門家判断が介在しているか否か。を判断基準として，財務諸表のアシスタンス (AICPA2014. para.A19) を示している。つまり，財務諸表のプレパレーションは，何らの保証も行わない，非保証サービスではあるが，会計士による専門家判断が介在しているという点において，一定の信頼性が付与されているという点に留意が必要である。

7.3 米国における会計とレビューサービス基準書の構造

米国における会計とレビューサービスに関する基準書は、1978年12月の「財務諸表のコンピレーションとレビュー」の発行以降、AICPAのARSC(Accounting and Review Services Committee)により、時代に応じて様々な基準書が発行され、改廃・再編成を繰り返しており、2015年における最新の基準書は、以下の[表7-2]の様になっている。

[表7-2:会計とレビューサービス基準書 2015年]

No.	発効日	タイトル	セクション
1	1978年12月	財務諸表のコンピレーションとレビュー [SSARS19号により,2010年12月に置換]	
2	1979年10月	比較財務諸表の報告書	200
3	1981年12月	特定の規定の書式に含まれる財務諸表のコンピレーション報告書 ^(注1)	300
4	1981年12月	前任監査人と後任監査人のコミュニケーション ^(注2)	400
5	1982年7月	調整された財務諸表の報告書 [SSARS7号により,1992年11月に削除] ^(注3)	
6	1986年9月	個人の資金計画に含まれる個人の財務諸表の報告書	600
7	1992年11月	会計とレビューサービス基準のオムニバス・ステートメント-1992 ^(注4)	
8	2000年10月	会計とレビューサービス基準に関する改正 第1号,財務諸表のコンピレーションとレビュー	
9	2002年11月	会計とレビューサービス基準のオムニバス・ステートメント-2002 ^(注5)	
10	2004年5月	レビュー業務の実行	
11	2004年5月	会計とレビューサービス基準 [SSARS19号により,2010年12月に置換] ^(注6)	
12	2005年7月	会計とレビューサービス基準のオムニバス・ステートメント-2005 ^(注7)	
13	2005年7月	財務諸表の特定の要素,勘定,あるいは項目のコンピレーション	110
14	2005年7月	見積財務情報のコンピレーション	120
15	2007年7月	監査基準の特定の参照の排除と,会計とレビューサービスへの取り込みに関する適切なガイダンス ^(注8)	
16	2007年12月	会計とレビューサービス基準における専門家の必要条件の明確化	

		[SSARS19号により,2010年12月に置換]	
17	2008年2月	会計とレビューサービス基準のオムニバス・ステートメント-2008 ^(注8)	
18	2009年2月	会計とレビューサービスの適用可能性	
19	2009年12月	コンピレーションとレビュー基準 ^(注10)	60,80,90
20	2011年2月	改訂版 会計とレビューサービスの適用可能性 ^(注11)	

脚注(会計とレビューサービス基準書)

- (注) 有効な見解は太字で示されている。
- (注1) SSARS 第3号はセクション 200.02 で修正されている。
- (注2) SSARS 第4号はセクション 200.16 で修正されている。
- (注3) SSARS 第5号の条文はセクション 300 に取り込まれた。
- (注4) SSARS 第7号はセクション 200,300,400 に修正の上,統合された。また, SSARS 第7号は, SSARS 第5号を削除した。
- (注5) SSARS 第9号はセクション 400.01-.06,400.08-.10 を修正し,セクション 400.07 を削除し,セクション 400.11-.12 を追加した。
- (注6) SSARS 第11号はセクション 200.17 を修正した。
- (注7) SSARS 第12号はセクション 200.25-.26 を修正し,セクション 200.25-.26 追加した(従って,この後のパラグラフと注記は番号を付け直した)。
- (注8) SSARS 第15号はセクション 200.05, セクション 300.01,とセクシヨ 400.09,を修正した。
- (注9) SSARS 第17号はセクション 110.15; セクション 120.18; セクション 200.01,.29 と.33; セクション 300.01 .03;とセクション 400.01.を修正した。
- (注10) SSARS 第19号は,セクション 20,50 と 100 に取って替わられた。
- (注11) SSARS 第20号はセクション 90.01 を修正した。

(AICPA.2015a,13頁を筆者和訳)

米国における会計とレビューサービスに関する基準書は,大きく分けて,AR セクション,及びAR-C セクション(CはClarified=改訂を意味する)の2つに分けて構成されている。この中で,会計とレビューサービス基準書第21号は,AR-C セクションの60,70,80,90を構成しており,米国におけるレビュー,コンピレーション,プレパレーションの実務に適用される最新の基準となっている。

[表7-3:現在のテキストのセクションの出典]

AR-C セクション	内容	出典
---------------	----	----

60	会計とレビューサービス基準書によって行われる業務の一般原則	SSARS 第 21 号
70	財務諸表のプレパレーション	SSARS 第 21 号
80	コンピレーション業務	SSARS 第 21 号
90	財務諸表のレビュー	SSARS 第 21 号

(AICPA.2015a. ,346 頁を筆者和訳)

7.4 会計とレビューサービス基準書第 21 号 (S S A R S 2 1) の全容

2014年10月に、ARSCによって作成された、会計とレビューサービス基準書第21号は、2015年12月15日以降に終了する期間のレビュー、コンピレーション、および財務諸表のコンピレーション業務に有効となっており、2015年における早期適用が許可されている。SSARS第21号は、次の4つのセクションから構成されている。

- ・セクション60、会計およびレビューサービスの基準書に従って行われる業務の一般原則
General Principles for Engagements Performed in Accordance With Statements on Standards for Accounting and Review Services
- ・セクション70、財務諸表のプレパレーション *Preparation of Financial Statements*
- ・セクション80、コンピレーション業務 *Compilation Engagements*
- ・セクション90、財務諸表のレビュー *Review of Financial Statements*

さらに、それぞれのセクションは、前述のとおり、米国における会計とレビューサービスに関する基準書、AR-Cセクションの同セクションを構成している。また、それぞれのセクションは、さらに、イントロダクション、目的、定義、適用業務と説明資料、付録、書式例で構成されている。このうち、セクション80と90については、既存の基準と大きな変更はなされておらず、セクション70において、新たな概念である財務諸表のプレパレーション業務が示されている。本基準がもたらした最大の意義は、会計事務所が実施するレポートング業務とアカウンティング業務に明確な線引きが行われたという点にある。セクション70の目次は以下の様になっている。

イントロダクション

本セクションの対象 (.01 ~ .02)

プレパレーション業務 (.03 ~ 04)

発効日 (.05)
目的 (.06)
定義 (.07)
要件 (.08 ~ .22)
適用業務と説明資料 (.A1 ~ .A18)
付録 - 財務諸表のプレパレーションと財務諸表のアシスタンスの対比 (.A19)
書式例 - 契約書の実例 (.A20)

AICPAによる、会計とレビューサービスの基準書第21号の要約は、以下の通りである。

[和訳]

会計及びレビューサービス基準書第 21 号, 会計及びレビューサービス基準書の明確化及び再編成

発行日 : 2014 年 10 月

発効日 : 本会計及びレビューサービス基準書は、2015 年 12 月 15 日以降に終了するレビュー、コンピレーション、および財務諸表のプレパレーション業務から適用される。早期適用も可能である。

製品番号 : ASSARSST21P (書籍) ASSARSST21E (電子書籍)(または、www.cpa2biz.com において、この製品番号を検索すること。)

要旨

会計及びレビュー基準 (SSARS) 第 21 号は、AICPA の会計及びレビューサービス委員会 (ARSC) の努力により、ARSC クラリティ・プロジェクトの結果として、レビュー、コンピレーション、及び財務諸表のプレパレーションのための既存の基準を明確化し、再編成を明らかにしたものである。SSARS 第 21 号は、会計士が公共目的でクライアントのために財務諸表を作成する基準に影響を与える、重要な改訂が含まれている。

SSARS 第 21 号は、AR セクション 120、見積り財務情報のコンピレーションを除いて、AICPA のプロフェッショナル・スタンダードの、すべての既存の AR セクションに優先するものである。2015 年には、AR セクション 120 を明確化し、見積り財務情報のコンピレーションに関する新しい提案要求事項、及びガイダンスに沿って、パブリックコメントに付

すことが予定されている。将来の財務情報のコンピレーションに関する既存の要件，及び基準は証明業務基準に含まれている。

SSARS 第 21 号は，4 つのセクションから成っている：

- ・セクション60，*会計およびレビューサービスの基準書に従って行われる業務の一般原則*
General Principles for Engagements Performed in Accordance With Statements on Standards for Accounting and Review Services
- ・セクション70，*財務諸表のプレパレーション* *Preparation of Financial Statements*
- ・セクション80，*コンピレーション業務* *Compilation Engagements*
- ・セクション90，*財務諸表のレビュー* *Review of Financial Statements*

これらのセクションは，既存の AR セクションと区別するために，接頭語「AR-C」を用いて，AICPA のプロフェッショナル・スタンダードに体系化されるものである。

セクション 60 は，SSARSs に従って行う業務のための一般的な原則が含まれており，AR セクション 60，*コンピレーション及びレビュー業務の実行とレポートのフレームワーク*を置き換えることを目的としている。

セクション 70 は，財務諸表のプレパレーション業務に関する要件とガイダンスが含まれており，

- ・会計士は，財務諸表の監査，レビューやコンピレーション業務に従事しないで，財務諸表のプレパレーション業務を実施しているときに適用され，
- ・会計士は，何らの保証も提供されていないことを示す記述を，財務諸表の各ページに含める必要があり，
- ・会計士は，会計士とクライアントの経営者双方によって署名された，契約書を入手する必要があり，
- ・他のすべての，非保証の記帳代行/会計サービス業務の様に，会計士が独立しているかどうかを検討する必要はなく，
- ・財務諸表をディスクロージャーするかしないかに関わらず，適用することができる。

セクション 80 は，コンピレーション業務に関する要件とガイダンスが含まれており，

- ・既存のコンピレーションの要件を保持するものであり，ほぼ変更はなされておらず，
- ・会計士がコンピレーション業務に従事しているときに適用され，
- ・常に（セクション 70 は経営者が利用するための，レポート業務ではない業務のみ適用される）レポートが必要とされ，

- ・標準的なレポートは、何らの見出しもない、たったひとつの段落を含む、保証（レビューと監査）と非保証のコンピレーション・レポートを区別するための報告がなされ、
- ・会計士の独立性が損なわれた場合、会計士は会計士のコンピレーション・レポートを変更する必要性を要し、
- ・会計士は、会計士とクライアントの経営者双方によって署名された、契約書を入手する必要がある、
- ・財務諸表をディスクロージャーするかしないかに関わらず、適用することができる。

セクション 90 には、レビュー業務、及び SSARS 第 19 号、コンピレーション及びレビュー業務におけるレビューの記述について、本質的で明らかな見直しに関する要求事項とガイダンスが含まれており、いくつかの変更がなされている。

コンバージェンス

AICPA の監査基準審議会は、どこに適用されるかという点に関し、対応する監査の国際基準（ISA）をベースに利用し、それぞれの明確な監査基準を起草し、ARSC はまた、AU-C セクション 930、*中間財務情報*（AICPA、*プロフェッショナル・スタンダード*）、をベースに利用し、既存のレビューに関する記述を明確にした。AU-C セクション 930 は、レビュー業務の国際基準、*事業体から独立した監査人が実施する中間財務情報のレビュー*、（ISRE）2410 をベースとして利用し明確化されたものであり、AU-C セクション 930 と ISRE2410 の間に実質的な差異はない。ARSC は、*過去財務諸表に対するレビュー業務*、ISRE 2400（改訂）よりも、米国の監査の記述に対応する、限定された保証業務をコンバージェンスする方が、より適切であると判断した。

しかし、ARSC は、関連サービスの国際基準である、*財務諸表のコンピレーション業務*（ISRS）4410 については、特定の要件を採用することとし、セクション 80 は完全に調和したものとなっていないと考えた。なぜなら根本的な前提（例えば、独立性の決定に関する要件）が米国と異なっているからである。

（AICPA.2014b.を筆者和訳）

7.5 SSARS21 における会計ソフトを利用した記帳との関わり

SSARS21 においては、財務諸表のプレパレーションと、財務諸表のアシスタンスの対比として、以下の例示が示されている（para.A19）。

[表 7-4 : 財務諸表のプレパレーションと財務諸表のアシスタンスの対比]

本セクションが適用されるサービスの例示	本セクションが適用されない会計サービスの例示
会計ソフトの外部において、総勘定元帳の情報を用いた財務諸表のプレパレーション	会計ソフトの内部における、総勘定元帳取引の入力、あるいは支払処理（一般的には記帳）

これによれば、会計士の顧客が利用する、会計ソフトの内部における、総勘定元帳取引の入力、あるいは支払処理(一般的には記帳)は、財務諸表のプレパレーションには該当せず、財務諸表のプレパレーション以前の、財務諸表のアシスタンスに該当するものとされている。これは、帳簿や財務諸表の作成プロセスにおいて、誰が帳簿や財務諸表を作成したのかを特定するという点において、極めて重要な意味を持っているといえよう。IFAC が作成した、同じ調整(コンピレーション)基準である、ISRS4410 においては、財務諸表のプレパレーションも、財務諸表のアシスタンスという概念も示されていない。しかし、実際の実務においては、SSARS21 において示されている、財務諸表のプレパレーション、財務諸表のアシスタンスといった概念に相当する作業が必ず介在している。プレパレーションとアシスタンスの違いについて、よりもっと具体的には、財務諸表のプレパレーションとは、「たとえば、会計士が QuickBooks の総勘定元帳からの情報を、Excel に入れて財務諸表を作成する」場合(Hall 2015, 10)であるとされている。すなわち、関与先企業が会計ソフトに入力しただけでは、専門家の判断が何ら介在していないため、財務諸表のアシスタンスにしかならないが、その会計ソフトの情報を会計士が利用して、会計ソフトとは別の表計算ソフトを利用して、会計士が財務諸表を作成すれば、専門家判断が介在するため、財務諸表のプレパレーションという取扱いになるのである。

また、「会計士が1月から11月まで調整(コンピレーション)報告書を添付せず(プレパレーションというオプションを利用して)、月次試算表を提出したとしても、12月は年次財務諸表を提出する。」という対応も可能であり、「月次でプレパレーションサービスを提供し、12月に調整(コンピレーション)サービスを提供すると、それが引き金となって、独立性を認識する必要が生じる」(同、16)とされている。つまり、同期間において、プレパレーション業務と調整業務を同時提供することはできないが、月次試算表と決算書では同時提供は可能である。また、財務諸表のプレパレーションと調整(コンピレーション)の違いを比較すれば、以下のとおりである。

[表 7-5 : 財務諸表のプレパレーションと調整(コンピレーション)の比較]

問題	財務諸表のプレパレーション	調整(コンピレーション)
どこで基準が適用さ	会計士が財務諸表の作成業務に従	会計士が財務諸表の調整業

れますか？	事するとき	務に従事するとき
業務契約書にサインする必要がありますか？	はい	はい
関与先から会計士が独立しているかどうか決める必要がありますか？	いいえ	はい
もし会計士が独立していない場合、その事実を開示する必要がありますか？	いいえ	はい
業務に報告書は必要ですか？	いいえ - 「何らの保証を提供するものではない」ということを含める、あるいは免責事項とする。	はい
財務諸表は経営者だけでなく、他にも使われますか？	はい	はい
実質的に全ての開示を省略できますか？	はい	はい
保証サービスとみなされますか？	いいえ	いいえ
証明サービスとみなされますか？	いいえ	はい
2015年12月15日以降に終了する期間から適用される(早期適用可能)ですか？	はい	はい
最低限の文書化	1. 業務契約書 2. 財務諸表	1. 業務契約書 2. 財務諸表 3. 調整報告書
提供された情報の正確性および網羅性の確認が必要ですか？	いいえ	いいえ
業務	1. 提供された情報に基づく財務諸表の作成	1. 財務諸表の読み込み 2. 財務諸表が適切に表示

		されているかどうかの確認
財務報告のフレームワークからの重大な逸脱	財務諸表の表紙あるいは財務諸表の注記で開示	財務諸表の注記に含まれていない場合は、調整報告書において開示

(Hall , 45 46)

このように、SSARS21は、米国の会計事務所において広く実施されている、会計業務の中身を、中小企業において広く普及・活用されている会計ソフトとの関係性を前提としながら、詳細なガイダンスを作成していることが分かる。残念ながら、わが国ではこのような会計業務に関する基準や指針を、業界団体である日本税理士会連合会や日本公認会計士協会が作成しているということはない。しかし、SSARS21が公表された背景には、会計ソフトの自動仕訳の生成が可能になるというIT技術の進展があり、これについてはフィンテック技術として着目を集めているところでもある。わが国においても同様の状況となっていることから、今後の対応に迫られている課題であるといえよう。

7.6 わが国におけるフィンテックサービスが中小企業の会計に及ぼす影響

フィンテック (FinTech) とは、2015年10月25日の日本経済新聞朝刊によれば、「金融 (finance) と「技術 (technology)」を合わせた米国発の造語であり、世界的に普及したスマホのインフラや、ビッグ・データ、人工知能 (AI) などの最新技術を駆使した金融サービスとされている。フィンテックという言葉自体は、いわゆるパスワード (定義が曖昧でありながら、権威付けする専門用語や人目を引くキャッチフレーズとして、特定の時代や分野の人々の間で通用する言葉) であるから、あらゆる新しいITと金融に関するサービスが、今やフィンテックサービスとして注目を浴びている。本節では、このうち、中小企業の経理と金融に焦点を絞り込み、新たなフィンテック経理サービスが中小企業にどのような影響を及ぼすのかを、会計と金融という側面から明らかにしていきたい。

経済産業省は、2015年10月から、産業・金融・IT融合に関する研究会 (FinTech研究会) を開催し、多岐に渡るフィンテックサービスを、個人向け資産管理、決済・送金、保険、個人向け融資、経理支援、法人向け融資、資本調達、トレーディングといったカテゴリに分類し、参考資料を提示している。この中で、経理支援のサブカテゴリにおいて、[図7-2]のとおり、経理ソフトに関する調査結果の報告がなされている。

経理支援領域のビジネス動向調査結果概要

「経理ソフト」は、クラウドによるコスト優位性により中小企業を中心に導入が進んだが、今後は安定的な成長に留まる見込み。

サブカテゴリ	プレーヤ例		成長性
	グローバル	日本	
1 経理ソフト	Intuit	freee	<ul style="list-style-type: none"> 従来の経理ソフトをクラウドで提供しコスト優位性を確保 サービス内容は基本的には従来サービスの延長線上 近年は銀行口座との接続や仕訳の自動化等の付加価値を競う方向

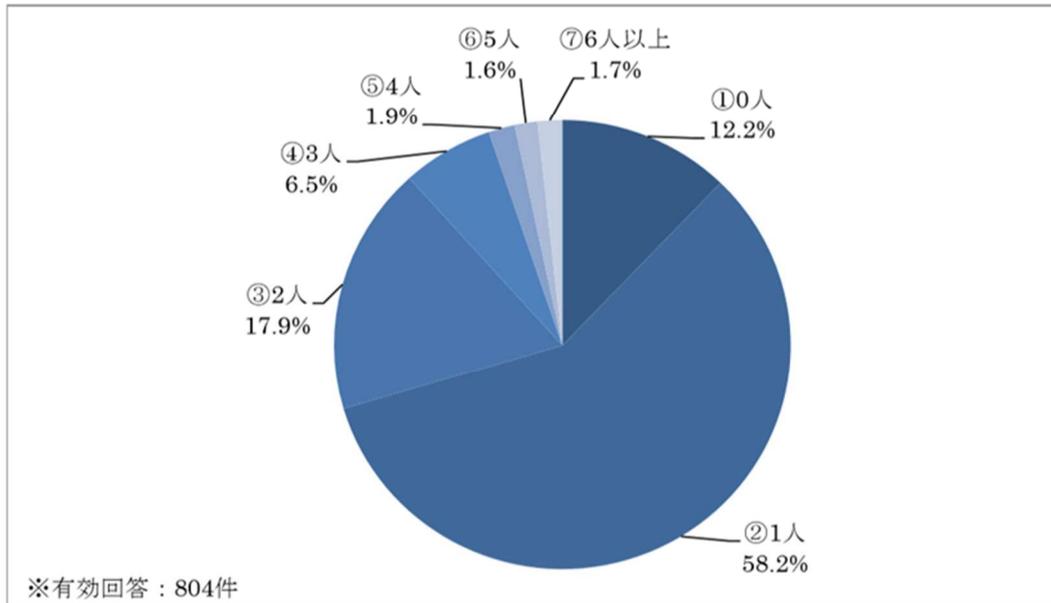
[図 7-2 2-1.FinTech 各領域におけるビジネス動向 2-1-6. BtoB 領域 経理支援：調査結果概要]

(有限責任監査法人 トーマツ 2016, 68)

これによれば、経理ソフトにおけるグローバルなプレーヤーは米国 Intuit 社(売上高 45 億米ドル(2014 年), 顧客数 841,000 社, 従業員 8,500 人)であり、わが国におけるプレーヤーは freee 社(利用事業数 40 万(2015 年 10 月), 従業員数不明)となっている。また、フィンテックサービスのうち、経理ソフトというカテゴリは、従来のサービスの延長線上にあり、これをクラウドにより低価格で提供し、銀行口座等の接続や仕訳の自動化により付加価値を競う方向にあり、今後の成長性は安定的とのことである。つまり、成長という点においては、有望とはいえないカテゴリである。それにもかかわらず、なぜわが国においても、フィンテックによる経理サービスに注目が集まっているのであろうか。それは、中小企業における経理財務担当者の少なさと関係があると思われる。経済産業省の「中小企業における会計の実態調査事業報告書」(経済産業省.2016., 20)によれば、中小企業における従業員数(内 経理財務担当の人員数)は、1 人が 58.2%と最も多く、次いで 2 人(17.9%), 0 人(12.2%)となっている。

viii. 従業員数（内 経理財務担当の人員数）

従業員数（内 経理財務担当の人員数）をみると、「②1人」が58.2%と最も多く、「③2人」（17.9%）、「①0人」（12.2%）の順となった。



[図 7-3：従業員数（内 経理財務担当の人数）
（株式会社 富士経済.2015.，20）

つまり、約7割の中小企業においては、経理財務担当者は1人、ないし0人というのが実態なのである。フィンテックによる経理サービスの特徴は、安価であり、近年では銀行口座等の接続や仕訳の自動化により付加価値を競っている点にあるが、これが経理財務担当者が少ない中小企業のニーズに合致しているのである。

7.6.1 わが国における会計ソフトの仕訳自動化に関する問題点

わが国においても、安価で、かつ銀行口座との接続や仕訳の自動化を備えたフィンテックサービスは、今後中小企業の間で普及していく可能性は高いと思われる。また、経理ソフトはフィンテックの分野では、既に成熟産業と位置付けられていることから、先行事例である米国の対応を知ることは、今後のわが国の動向を考える上では、大いに参考になるであろう。米国では、世界的ガリバー企業である Intuit 社が提供する QuickBooks が米国内 841,000 社に利用されており、中小企業の経理ソフトのデファクトスタンダードとなっているが、こういった経理ソフトが中小企業に浸透することで、経理ソフトによる自動仕訳による弊害が実務上生じていることから、AICPA（米国公認会計士協会）は、これを[図 7-4]の様に指摘している。

財務諸表が会計士によって作成されているかの判断

・クラウドコンピューティングや、その他のアプリケーションは誰(あるいは何)が財務諸表を作成したのか、判断を難しくしている。

- ・会計士なのか？
- ・経営者なのか？
- ・コンピューターアプリケーションなのか？

[図 7-4: 米国における経理ソフトによる仕訳の自動化がもたらした問題]

(AICPA.2015c.)

たとえば、中小企業が金融機関に財務諸表を提出するに際し、電子メールに PDF ファイルを添付して送信する場合を想定してみたい。その財務諸表は「誰(あるいは何)」が作成したのか、実際には峻別が不可能であろう。金融機関からすれば、会計の専門家である会計士が目を通した、信頼ある財務諸表に基づき融資審査を行ないたいところであるが、クラウドコンピューティングにより作成された財務諸表は、会計士が作ったものか、経営者が作ったものか、あるいは、コンピューターアプリケーションが(自動)作成したものなのか、現代のテクノロジーの進化は、その判断を難しくしているのである。訴訟社会の米国においては、財務諸表の作成に会計事務所が関与しているか否かが重要な意味を持っている。しかし、実際には経理ソフトそのものが自動仕訳を計上できるため、一見すれば、体裁が整っている財務諸表が自動的に作成されてしまうことになる。このように、会計士にとってはもちろん、融資審査を行う金融機関にとっても、大きな問題となる事態が起こっているのである。

そこで、AICPA は 2014 年 10 月に、会計とレビューサービス基準書第 21 号を公表し、2015 年 12 月 15 日以降に終了する期間から、新たに財務諸表のプレパレーション業務という概念を導入し、会計士が財務諸表を作成する際に、何らの保証も提供されていないことを示す記述を財務諸表の各ページに入れた上で、専門家判断を経て作成された財務諸表であることを明らかにすることとなった。これにより、経理ソフトによる自動仕訳(財務諸表のアシスタンス)と、会計士が作成した財務諸表(財務諸表のプレパレーション)との間には、明確な線引きが行われることになった。

[表 7-6: 米国における経理ソフトの自動仕訳の位置づけ]

本セクションが適用されるサービスの例示	本セクションが適用されない会計サービスの例示
会計ソフトの外部において、総勘定元帳の情報を用いた財務諸表のプレパレーション	会計ソフトの内部における、総勘定元帳取引の入力、あるいは支払処理(一般的には記帳)

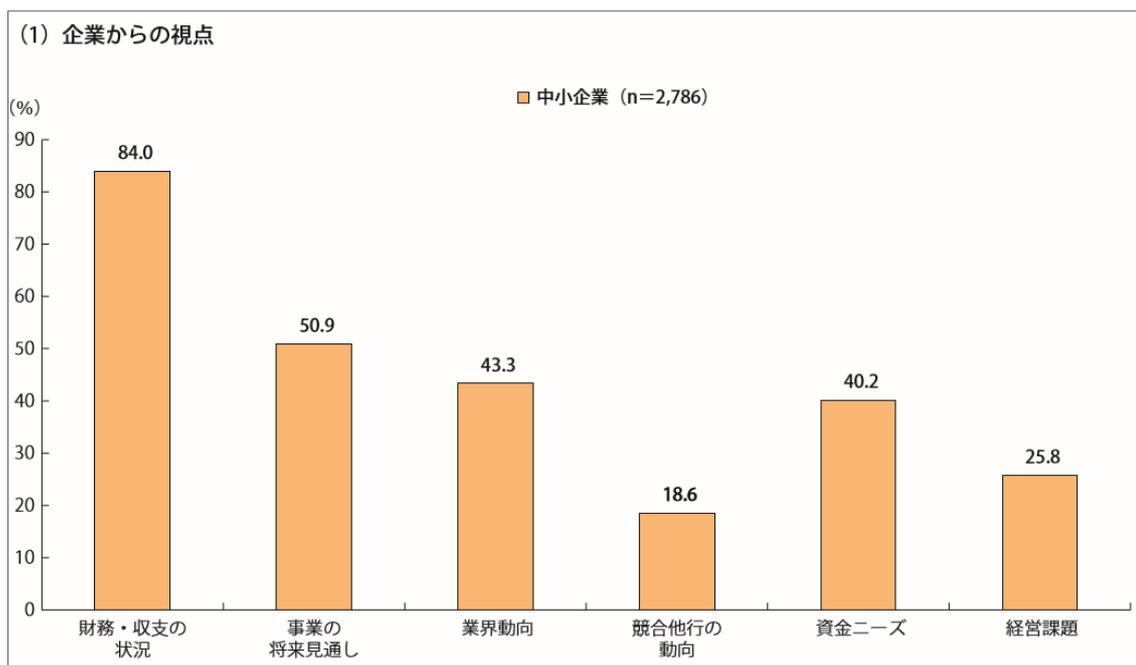
(AICPA2014a. Para.A19 をもとに筆者作成)

[表 7-6]は本セクション（会計とレビューサービス基準書第 21 号），すなわち会計士が関与しているか否かが適用されるかどうかの例示の一部である。ここに，経理ソフトが自動計上した仕訳に関する記述がある。当然のことではあるが，会計ソフトの内部における総勘定元帳のデータのみを用いて財務諸表を作成しても，会計士が関与していることにはならず，会計ソフトの外部において，専門家判断を入れた上で財務諸表を作成することではじめて，会計士が関与したと認められることになる。

わが国の中小企業でも，税理士・公認会計士という職業会計人が関与しているからこそ，財務諸表に一定の信頼性が付与されている点は同様である。この点に関しては，かねてから「ITをめぐる情報化社会の到来で，コンピューターを利用する情報処理が一般化した。処理機能の機械化が高度化したとしても，原始記録においてインプットに正しいデータが入力されなければ，それに続くデータ処理がいかにも優れていても，そこからのアウトプットは信憑性の低い情報となる。その意味で，入力データの信頼性が一層重要となってきた。」（武田 2008，179）との指摘がなされているところである。わが国のフィンテックサービスにおける経理ソフトは，サービスの発展途上にあるが，今後，わが国においても，米国と同様に経理ソフトによる自動仕訳機能が普及すれば，経理ソフトにより作成された財務諸表と，税理士・公認会計士が関与した財務諸表との峻別が難しくなり，金融機関の融資審査等で大きな問題が生じることが予想される。今後，米国と同様の対応を，日本税理士会連合会，および日本公認会計士協会が実施することが期待される。

7.6.2 中小企業と金融機関の信頼関係を醸成するフィンテックサービスの必要性

さて，ここで，中小企業と中小企業の財務諸表を利用する金融機関との関係について考えてみたい。最新の 2016 年版中小企業白書（中小企業庁 2016，317）によれば，中小企業が金融機関に提供している情報は，財務・収支の状況が 84.0%，事業の将来見通しが 50.9% となっており，この 2 項目については，半数以上の中小企業が金融機関に対して情報提供を行っていることになる。



[図 7-5: 企業が金融機関に提供している情報]

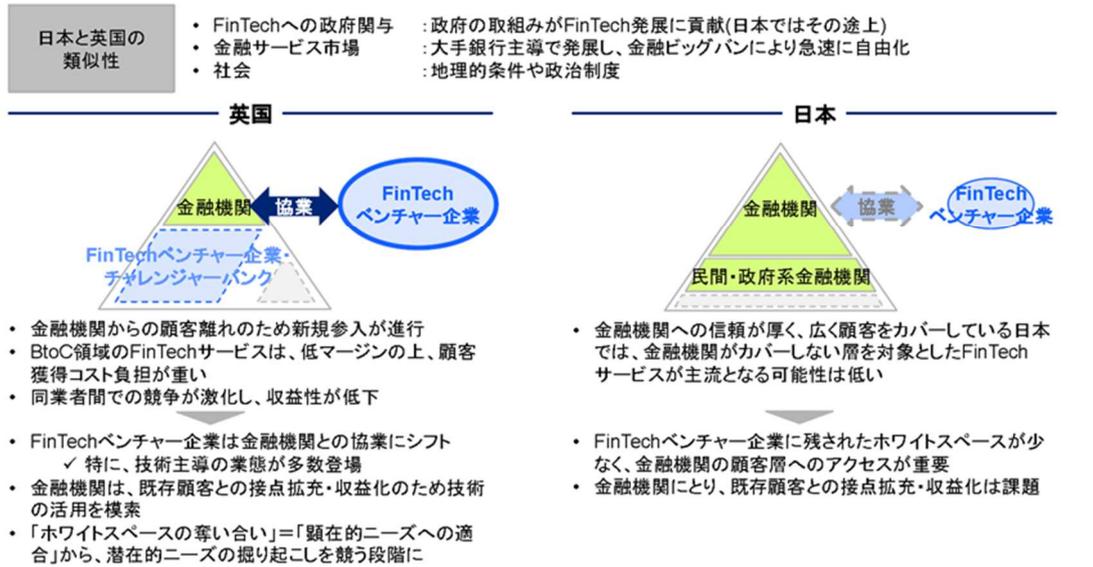
(中小企業庁 2016 , 317)

より具体的には、財務・収支の状況は、決算書や試算表等の財務諸表、事業の将来見通しは経営計画書等により提供されているものと思われるが、いずれも、中小企業の財務諸表に基づいた情報という点で共通しており、金融機関は中小企業の財務諸表を情報として重視していることが分かる。わが国においては、中小企業が金融機関に提出した財務諸表は、そのまま用いられず、実態修正が加えられるものの、財務諸表は融資審査のための重要な基礎資料であることに変わりはないから、財務諸表そのものに信頼性がなければ、適正な融資審査は行うことができない。今後、仕訳の自動計上が競争優位であるとする経理ソフトが浸透し、中小企業経営者が税理士・公認会計士の関与を経ないまま、財務諸表を提出することになれば、これを受け取る金融機関側に大きな混乱が生じることは、先の米国の例を見ても、容易に想像されるところである。

もっとも、最近では、財務諸表を利用せず、金融機関と経理ソフトの収支データを共有することで、一定額のファイナンスを行うという新たな動きが出てきていることも事実であり、この点から、中小企業の財務諸表に税理士・公認会計士が関与することは必ずしも必要ないのではないかと。との反論もあろう。しかし、経済産業省の FinTech 研究会では、フィンテックに積極的に取り組んでいる英国を独自に調査し、日本と英国の金融機関の類似と相違に関し、[図 7-6]の様子に報告している。

日本と英国における直近の動向の比較

英国では、新規参入した企業間の競争激化に伴い、金融機関とFinTech企業の協業の重要性が高まっている。日本でも、FinTechベンチャー企業の顧客獲得や、金融機関の既存顧客に対するサービス向上は英国と共通の課題



[図 7-6: 日本と英国の金融機関の類似と相違]

有限責任監査法人 トーマツ 2016, 190)

これによれば、日本と英国とでは、政府がフィンテックに関与していること、金融サービス市場が大手銀行主導で発展し、金融ビッグバンにより急速に自由化していること、地理的条件や政治制度といった点において類似性があるものの、英国では金融機関から顧客離れが進行し、BtoC 領域では低マージン・顧客コスト負担が重いことから同業者間で競争が激化し、その結果、フィンテックベンチャー企業は金融機関との協業にシフトし、特に技術主導の業態が多数登場したことから、金融機関は既存顧客との接点拡充・収益化のための技術を活用することで、潜在的ニーズの掘り起こしを行っているのに対し、わが国では、元々金融機関への信頼が厚いため、金融機関がカバーしない層を対象としたフィンテックサービスが主流となる可能性は低く、金融機関への顧客層へのアクセスが重要であり、金融機関にとって既存顧客との接点拡充・収益化が課題となっているというのである。すなわち、わが国におけるフィンテックサービスの今後の発展を考えた場合、中小企業の多くは、英国と異なり、そもそも金融機関に対する信頼が依然として高いという、中小企業経営者の属性そのものの違いを大前提として議論しないと、中小企業に対して金融機関は適切なフィンテックサービスを提供できないことになる。より具体的には、中小企業経営者は金融機関との信頼関係をより高め、資金需要が発生した際には、タイムリーに資金調達を実現できるようなサービスの提供を望んでいるといえよう。このサービスが実現すれば、わが国の金融機関の課題である既存顧客との接点拡充・収益化という課題も解決できることになり、フィンテックベンチャー企業と金融機関双方にとって、Win-Win の関係構築ができるはずである。

わが国では、経理ソフトの分野におけるフィンテックサービスの提供は、まだ始まったばかりであるが、例えば、金融機関に対し、税理士・公認会計士といった職業会計人が関与し、一定の信頼性を付与したうえで、中小企業が利用する経理ソフトないし会計事務所が利用する業務ソフト等から、月次及び決算に関するデータを、直接、金融機関の業務システムにタイムリーに送信することで、金融機関内部の融資審査における手間を削減すると同時に、中小企業と金融機関の信頼関係を醸成するといった、わが国独自のフィンテックサービスの提供が、今後は期待されるところである。

実際には、フィンテックサービスのうち、クラウド会計の活用という観点については、税理士がクラウド会計普及の環境整備に一役買っている。との意見が、以下の様に出されているところである。

(2) 税理士がクラウド会計普及の環境整備に一役買っている

・税理士は CFO の役割を果たすことが望ましい。中小企業でお金を任せられる人がいなければ、税理士がその役割を担うことも可能である。税理士に現金や通帳を預けず、税理士が伝票を作成し、お客様の承認により支払を実行する仕組みを構築できれば、不正は起こらない。

・税理士や公認会計士は中小企業の CFO の役割を果たしていると思う。経理担当者の簿記会計の知識が不足していることも会計ソフトが普及しない一因であるが、税理士等の指導により、経理担当者の会計知識が向上するため、会計ソフト利用の環境づくりに貢献している。

・与信審査の際に、金融機関の懸念は企業の決算書の確からしさと経営計画を把握できないこと。会計ソフトを作る際は金融機関と連携して、融資に際して企業と金融機関が共にメリットがある仕組みを構築している。また、会計帳簿作成の適時性と決算書と法人税を電子申告した結果が一致していることを証明する「記帳適時性証明書」を発行し、企業がそれを金融機関に提示することによって、金利優遇を受けられる金融商品もある。

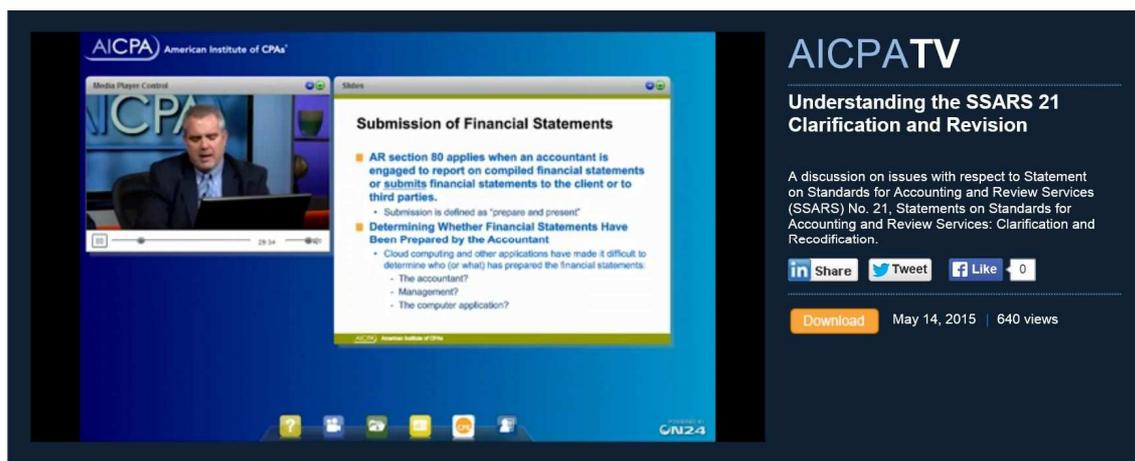
(経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 2016, 31 より筆者作成, 下線は筆者)

とりわけ、「会計ソフトを作る際は金融機関と連携して、融資に際して企業と金融機関が共にメリットがある仕組みを構築している。」といった視点は、わが国特有の金融機関に対する国民の信頼性を前提とし、会計ソフトメーカーによる IT 技術の発展に対する対応と、金融機関におけるフィンテック技術への対応という、両者の必要性を融合した取り組みであり、今後の対応が注目される、わが国独自の取り組みであると考えられる。

このように、わが国においては、既に先行している各国の動向を踏まえ、中小企業と金融機関の信頼関係を醸成し、相互の更なる発展を促すような形でのフィンテックサービスの創出こそが、期待されているといえよう。

7.7 結論

米国の中小会計事務所においては、レビュー、コンピレーション、財務諸表のプレパレーションは広く実務として浸透しており、会計とレビューサービス基準書第 21 号についても、関心をもって迎えられている。たとえば、AICPA が Web で放映している AICPATV においては、会計とレビューサービス基準書第 21 号の理解のためのセッションが無料で公開されている。



[図 7-7 : AICPATV の Web 画面]
(AICPA2015c)

このセッションでは、会計とレビューサービス基準書第 21 号がなぜ作成されたかに関し、財務諸表が会計士によって作成されているかの判断は、クラウドコンピューティングや、その他のアプリケーションにより、誰（あるいは何）が財務諸表を作成したのか、判断を難しくしているとしている。つまり、会計士・経営者・コンピューターアプリケーションのいずれが作成した財務諸表なのか、会計ソフトウェア技術の進展により判別が困難となっているという極めて実務的な事情があり、IT 技術の進展への対応を行うためという理由が、会計とレビューサービス基準書第 21 号の発効の背景にあるものと思われる。より具体的には、「以前のコンピレーション基準である、会計とレビューサービス基準書第 19 号では、特に、会計士が全ての記帳を行なったが、顧客が「ボタンを押して」財務諸表を印刷した場合、会計士はガイダンスが適用できるか否か議論していた。この古いコンピレーション基準は、顧客に財務諸表を作成し提出した場合、会計士にコンピレーション報告書を発効することを求めていた。多くの会計士は、財務諸表を提出し（ボタンを押して印刷）していない場合、コンピレーション報告書を発行する必要はないと信じていた。

クラウド・ベースの会計ソフトウェアの利用が増加し、この議論はより混乱していた。会計士はオンライン上で参加することがあり、全てのトランザクションのキーを握っているが、しかし、財務諸表を提出（印刷）はしていない。会計士は、いつコンピレーション

基準が適用されるのかについて、より強力な明確化が必要となった。」(Hall 2015, 1) ということである。

また、会計ソフトウェアに関連して、財務諸表のプレパレーションにおいて要請される、「これらの財務諸表には何らの保証も提供されていないこと。これらの財務諸表は、監査、レビュー、あるいはコンピレーション業務に供されているものではなく、また、何らの保証も提供されていないこと。」といった各ページの記述 (AICPA2014a, para A12) については、ソフトウェア会社によりこういった記述が自動的に各ページに記載されることを期待する。といった内容まで及んでおり、今後、米国の会計事務所から提供される財務諸表には、コンピレーションやレビューといったサービスの提供を受けない限り、通常、この記述が各ページに自動的にソフトウェアによって書き込まれ、財務諸表の利用者である経営者や金融機関等に提供されていくことになることが予想される。会計事務所の大きな業務である、会計業務の実務に関して、米国では大きな変化が起こっているといえよう。

また、会計とレビューサービス基準書第 21 号の公表により、AICPA が顧客との関係をどのように変化させているのかについて理解についても、重要である。これを窺い知ることができるのが、AICPA 発行の最新の財務諸表サービスガイド (AICPA2015b) である。この冒頭には、会計士の顧客向けに、以下の様な前書きが記されている。

あなたは、ビジネスを軌道に乗せるために、一生懸命働いてきました。ビジネスは順調です。あなたは賃貸スペースを抜け出し、自分の建物を建てられるまでの準備が整いました、素晴らしいことです。あなたは、銀行にも行ったし、彼らはあなたに融資パッケージの予備承認をしてくれました。しかし、銀行の担当者は、あなたの融資を確約する前に、あなたの財務諸表を見せてもらう必要があると言います。

あなたは、あなたのビジネスがどれほど上手くいっているか評価するため、あるいは財務体質の強さを把握するために、タイムリーに、正確かつ理解しやすい財務諸表が必要であることをご存じですか。これら (財務諸表) が、あなたが重要なビジネス上の意思決定を行う上の、基礎になることをご存じですか。

あなたは、自ら財務諸表を作成することができますが、多くの中小企業のオーナーがしている様に、あなたのビジネスにふさわしい会計のフレームワークによって作成された、外部の専門家によって作成された財務諸表が良いと思うかもしれません。

多くの場合、公認会計士 (CPA) は、あなたの会計全般、あるいは記帳代行、毎年の税務申告、また財務諸表の作成をすることができます。さらに、あなたが行った銀行の要求に応じた、適切なサービスを行うことができます。なお、すべての会計士が公認会計士

ではないことに注意してください。ほとんどの州では、CPA のライセンスを保有しているものだけが、特定のサービスを提供することができます。

(AICPA2015b,1)

この前書きの意味するところは、米国においては、中小企業が創業を経て成長していくライフステージに応じて、財務諸表のプレパレーション、コンピレーション、レビュー、監査といった広範な保証を、金融機関から要請される信頼性保証の程度に応じて、会計士と協議の上、監査のグラデーション構造の中から必要とされる保証サービスを提供できる体制が構築でき、それを顧客に選択してもらうことを望んでいることである。

すなわち、米国の会計とレビューサービス基準書第 21 号により明確化された、財務諸表のプレパレーション（会計業務）についても、わが国の中小企業のほとんどは、税理士という専門家の職業的判断を経て財務諸表を作成しているのであり、財務諸表のプレパレーション（会計業務）については、既に実質的に実施しているということがいえる。しかし、実務として、実質的に米国におけるコンピレーションや財務諸表のプレパレーションを実践していることと、広く社会的に職業会計人の役割が認知されていることとは、全くの別問題として議論すべきである。この点、米国の会計とレビューサービス基準書第 21 号は、従来から、米国の実務において既に行われていた業務を「明確化と再定義」という形で明らかにし、これにより、顧客や金融機関向けのパンフレット（AICPA2015b）に、会計士の具体的な保証サービスとは何か。ということを確認に示し、顧客と金融機関の要望に応じて、フレキシブルにサービスを提供できる体制を整えたのであり、わが国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与のあり方を検討するにあたり、学ぶべき点は大きいといえよう。

7.8 【付録】会計とレビューサービスの基準書第 21 号 セクション 70 - 財務諸表のプレパレーションの全容

[和訳]

セクション70 - 財務諸表のプレパレーション

イントロダクション

本セクションの対象

.01

本セクションは会計士が公共のために財務諸表のプレパレーション業務を行う際に適用される。本セクションは会計士が、(以下のような)財務諸表のプレパレーションを行う場合には適用されない。

- ・財務諸表に対する監査，レビュー，あるいはコンピレーション業務を実行する場合
- ・専ら税務当局に提出する場合
- ・会計士により作成される個人のファイナンシャル・プランに包含して書かれる場合
- ・訴訟サービスと合わせ，係争中あるいは潜在的に法的な，あるいは規制上の手続を含む，または
- ・事業価値評価サービスとあわせて(実行される場合)。

本セクションはまた，状況に応じて必要な場合，他の過去，あるいは将来財務情報のプレパレーションに適用，ないし適合させることができる。(注1)(参照：パラグラフ.. A 1)

.02

会計士が財務諸表のプレパレーション業務を実行するのか，あるいは単に財務諸表のプレパレーションをアシスト(本セクションの対象外である記帳代行サービス)なのかを決めるのは，クライアントが会計士に対し，会計士としての専門家判断を要求し，表明しているかどうかによって決められる。(参照：パラグラフ.. A 2)

プレパレーション業務

.03

財務諸表のプレパレーション業務は証明業務ではなく，また，会計士が事業体に対して独立しているか否かで決定されることは求められていない。

.04

さらに，財務諸表のプレパレーション業務は，会計士に正確性を検証したり，経営者から情報を完全に提供させたり，あるいは意見を表明するための証拠を集めたり，財務諸表の判断を求めたり，財務諸表に対する報告を行うことを要求していない。

発効日

.05

本セクションは，財務諸表のプレパレーションに関し，2015年12月15日以降終了する事業年度から発効する。

早期適用は許可されている。

脚注（イントロダクション）

（注1）

A R S C（会計・レビューサービス委員会）は、過去あるいは将来の財務情報において、会計士に対する要件、あるいはガイダンスを提供するための、別の会計・レビューサービスの基準書案のパブリックコメントの公表を計画している。

目的

.06

会計士の財務諸表のプレパレーションにおける目的は、特定の財務報告のフレームワークに準拠することである。

定義

.07

S S A R S sの目的を達成するため、以下の条項は、以下の属性で意味をもつ。

適用される財務報告のフレームワーク。財務報告のフレームワークは経営者によって選択され、そして、それが適切なときは、統治責任者により、財務諸表は適正に表示される。それは、事業体の性格からして許容されるものであり、財務諸表の目的、あるいは法律あるいは規制により要求されているものである。

財務報告のフレームワーク。意思決定に資する、一組の基準であり、測定、認識、表示が可能で、重要なすべての点に関して財務諸表に開示されているもの（たとえば、一般に公正妥当と認められる米国会計基準[U.S.GAAP]、国際会計基準審議会により公表された、国際財務報告基準、あるいは特別目的のフレームワーク）。

経営者。事業体活動に関し、最高責任者として行動する人（達）。いくつかの事業体においては、経営者はいくつか、あるいはすべてのガバナンスを満たしている（たとえば、ガバナンス・ボードのエクゼクティブ・メンバー、あるいはオーナー経営者）。

特別目的のフレームワーク。G A A P以外の財務報告のフレームワーク、次に示す会計基準のひとつである。

- a. **現金基準** 事業体で使用される，現金領収書の記録，支出，修正現金基準の実質的なサポート（たとえば，固定資産の減価償却）に基づく会計基準。
- b. **税法基準** 事業体で利用される，財務諸表の会計期間においてファイルされる税務申告書に基づく会計基準。
- c. **規制基準** 事業体で利用される，要求を満たす，あるいは事業体が管轄対象となる規制当局の財務報告の規制（たとえば，州の保険委員会によって規定，または許可された会計慣行に基づき，保険会社が利用する会計基準）に基づく会計基準。（参照：パラグラフ..A4）
- d. **契約基準** 事業体で利用される，ある事業体と，1つ，あるいはそれ以上の会計士以外の複数の第3者との契約を満たすための会計基準。
- e. **その他の基準** 財務諸表に表示される全ての重要な項目に適用される，明確な一組の論理的，合理的な基準として利用される会計基準。

現金基準，税法基準，規制基準，その他の基準は，一般に，その他包括的な会計基準（OCBOA）と呼ばれる。

統治責任者。 事業体の戦略的方向性を監督する責任を持ち，そして事業体の債務に関連する説明責任を持つ人（達），あるいは（複数の）組織（たとえば，企業の管財人）。これには財務報告のプロセスに関する監督を含む。統治責任には経営陣，たとえば，ガバナンス・ボードのエグゼクティブ・メンバーあるいはオーナー経営者を含む場合もあり得る。

要件

財務諸表のプレパレーションを実行するための一般原則

.08

このセクションを遵守することに加えて，会計士はセクション60，会計とレビューに関する業務基準を実行するための一般原則を遵守する必要がある。

受諾，クライアントとの関係性の継続，及び財務諸表のプレパレーション業務

.09

もし、会計士が、財務諸表のプレパレーション業務の受諾に関する、セクション60のパラグラフ25の前提条件のいずれかに抵触し満足できない場合、会計士はその事項に関し、経営者あるいは統治責任者と協議しなければならない。会計士が当該事項に関し、もし満足できる程度まで変えることができないのであれば、会計士は提示を受けた業務を受諾すべきではない。

業務に関する合意事項

.10

会計士は経営者あるいは統治責任者と業務契約に関して適切に合意しなければならない。合意された業務契約については、契約書、あるいは、以下（参照：パラグラフ..A5-A9）の内容を含む、その他適当な書式により文書化された合意書として、保存しなければならない。

a . 契約の目的

b . セクション60のパラグラフ.25*c*で規定されている経営者の責任

c . 経営者との契約には、それぞれのページに、何らの保証を財務諸表に与えるものではない旨を示すこと、あるいは会計士は財務諸表に対して、何らの保証を与えるものではないことを明確にするための免責事項（参照：パラグラフA11）が必要になること。

d . 会計士の責任

e . 財務諸表のプレパレーション業務に関する制限

f . 財務諸表のプレパレーション業務に適用される財務報告のフレームワークの識別

g . 財務諸表は、既知の離脱、あるいは適用される財務報告のフレームワーク（不十分な開示を含む）からの離脱、あるいは適用される財務報告のフレームワークで要求されている、すべての実質的な開示の省略を含むものであるかどうか。

.11

契約書，あるいはその他適当な書式により文書化された合意書は，（以下の）サインがなされなければならない

a . 会計士あるいは会計事務所，そして

b . 適切な経営者，あるいは統治責任者（参照..パラグラフA8）

会計士の知識と事業体の財務報告のフレームワークに関する理解

.12

会計士は財務諸表のプレパレーションに関し，使用することを意図した財務報告のフレームワークと，重要な会計方針を理解しなければならない。

財務諸表のプレパレーション

.13

会計士は，経営者によって提供される記録，書類，説明，その他の情報を用いて財務諸表のプレパレーションを行わなければならない。

.14

会計士は，財務諸表のそれぞれのページに，最低限，財務諸表に“何ら保証を与えるものではない”という内容を含む記述を確実に入れなければならない。もし会計士が，財務諸表のそれぞれのページに記述を入れることが不可能な場合は，会計士は（以下）の様（参照：パラグラフ..A11）にすべきである

・財務諸表には何らの保証を与えるものではないということを明らかにする（参照：パラグラフ..A12）あるいは

・セクション80，コンピレーション業務に従い，コンピレーション業務を実施するか，いずれかの免責事項を発効する

.15

特別目的のフレームワークに基づく財務諸表のプレパレーションを行う場合、会計士は財務諸表の表紙、あるいは財務諸表の注記において財務報告のフレームワークに関する説明を含めなければならない（参照：パラグラフ..A13）。

.16

もし、財務諸表のプレパレーションの最中において、会計士が価額に対する重要な決定を支援する、あるいは財務諸表に反映して開示した場合、経営者の重要な決定が財務諸表に反映されていること、およびこういった決定の責任を経営者が受け入れていることを理解しているか、会計士は経営者とこれらの決定に関し討議するべきである（参照：パラグラフ..A14 と.A18 ）。

.17

もし、会計士が財務諸表のプレパレーションに使用されている、重要な判断を含む、記録、書類、説明、その他の情報が不完全、不正確、または不十分であることに気づいた場合、会計士は経営者に注意喚起し、追加あるいは補正された情報を求めるべきである。

.18

経営者と議論を行った後、会計士が行う財務諸表のプレパレーションが、既知の離脱、あるいは適用される財務報告のフレームワーク（不十分な開示を含む）からの離脱を含むときは、会計士は財務諸表の重要な虚偽表示、または虚偽表示を開示すべきである。（参照：パラグラフ..A15）

適用される財務報告のフレームワークで要求されている、すべての実質的な開示を省略する財務諸表

.19

経営者と議論を行った後、会計士が行う財務諸表のプレパレーションが、適用される財務報告のフレームワークで要求されている、すべての実質的な開示を省略するときは、会計士は財務諸表にその省略を開示すべきである。（参照：パラグラフ..A16）

.20

もし、会計士がそのような財務諸表の利用者を誤解させることを意図して行われた、すべての実質的な開示の省略に気づいたとき、会計士は、適用される財務報告のフレームワークで要求されている、すべての実質的な開示を省略し、財務諸表のプレパレーションをすべきではない。(参照：パラグラフ..A17)

プレパレーション業務の文書化

.21

会計士は、明確に実施した作業を理解でき、十分な詳細を知ることができるように、最低限以下の点を含む文書化を、それぞれのプレパレーション業務ごと、関連して、調えるべきである。(参照：パラグラフ..A18)

a . 契約書、あるいはパラグラフ.10-.11で説明されている、その他適当な書式による経営者との文書化

b . 会計士がプレパレーションを行った財務諸表のコピー

.22

もし、まれな状況において、会計士が推定的で強制的な関連する要求事項から離脱しなければならないと判断するときは、会計士は離脱の正当性と、どうしてその状況における代替手段が、その要件の意図を達成するのに十分であったかを文書化しなければならない。

適用業務と説明資料

本セクションの対象 (参照：パラグラフ..01-02)

.A1

本セクションにおける、その他の過去あるいは将来財務情報は、下記を含んで適用されることがある。

- ・ 賃貸借期間、ロイヤリティ、利益配当、納税引当金といった特定の要素、会計、あるいは財務諸表の項目
- ・ 補足情報
- ・ 必要な補足情報

- ・見積財務情報
- ・予算，予測，あるいは計画を含む将来財務情報

.A2

付録 - ”財務諸表のプレパレーションと財務諸表のアシスタンスの対比”は，本セクションが適用されるかどうかに関し，会計士が業務を実施するであろうサービスの例を示したものである。

プレパレーション業務（参照：パラグラフ..03）

.A3

“独立性に関する規則”の小項目である“非証明サービス”（AICPA, *Professional Standards*, ET sec.1.295）は，証明を行うクライアントに対し，非証明サービスを実行する際に，会計士が考慮すべき独立性として対応している。たとえば，会計士が月次，あるいは，中間財務諸表のプレパレーションを行い，そして，年次財務諸表に関して監査，レビュー，あるいはコンピレーション業務を実行する場合である。会計士はプレパレーションサービスの実行においては，この小項目において記述されているセーフガードが無ければ，独立性を損なうかもしれない。という点に留意する必要がある。

定義（参照：パラグラフ..07）

.A4

州と地方自治体の議会，規制当局，あるいはその部署を含む，特定の規制団体はGAAPの全ての要求を満たさない，GAAPに基づいた財務報告のフレームワークにより作成された財務諸表を要求する。そのようなフレームワークは，パラグラフ.07で定義した規制基準の会計である。しかしながら，状況によっては，現金，あるいは税法基準による会計が規制当局によって許可されている場合もある。本セクションにおいては，現金，あるいは税法基準は規制基準による会計ではない。

業務に関する合意事項（参照：パラグラフ..10-.11）

.A5

経営者と会計士は，双方が財務諸表のプレパレーションにおいて合意した事項に関し，業務に対する誤解を避けるため，業務開始前に文書化するよう努めなければならない。たと

えば、経営者は、会計士が特定のリスクに対して経営者を守ってくれる、あるいは経営者の責任を含んだ、特定の機能を実行してくれるということに、不適切に依拠する、あるいは期待するかもしれないというリスクを低減するためである。

.A6

第3者が事業体の財務諸表の作成に業務に関与しているとき、事業体の経営者が業務に関して合意する事項には、財務諸表のプレパレーション業務が存在しているという前提条件を定めなくてはならない。

.A7

契約は、やり取りを記録した他の適当な書式による。パラグラフ.10によって要求される財務諸表のプレパレーション業務に従い、本サービスによって実行される経営者の業務に対する理解は文書化された書式によるべきであり、そして、それゆえ、口頭による理解だけでは不十分である。

.A8

事業体の財務諸表のプレパレーションに業務に関する、経営者と統治責任者の役割は、事業体の統治構造と関連する法律あるいは規制に依存する。事業体の構造に依存すれば、契約は経営者、統治責任者、あるいはその両方になるであろう。また、業務の項目に関する契約が、セクション60のパラグラフ25cに基づき統治責任者のみとなる時であっても、会計士は、経営者の責任に関する確認と理解に関する合意を得るよう、努めなければならない。

.A9

財務諸表のプレパレーション業務に関する契約書の実例サンプルは、“契約書の実例サンプル”による。

会計士の知識と事業体の財務報告のフレームワークに関する理解（参照：パラグラフ..12）

.A10

会計士が入手すべき、経営者が財務諸表のプレパレーションに利用する、経営者が適用した財務報告のフレームワークに関する理解と、経営者が適用した重要な会計方針に対する必要性は、会計士が以前経験したことの無い業種に属する事業体に対する財務諸表のプレパレーション業務の受託を妨げるものではない。会計士であれば、たとえば、AICPAのコンサルティングガイド、業種別出版物、他の業種に属する事業体の財務諸表、テキストや定期刊行物、適切な専門家向け継続研修制度、あるいはその業種に精通した人物といったところから、こういった理解を求めることができるであろう。

財務諸表のプレパレーション（参照：パラグラフ..10,.14-.16,.18）

.A11

財務諸表のそれぞれのページの記述は、利用者の一部に対し、会計士が財務諸表に関与したことによる誤解を生じさせることを避けるための、関連する注記を含むものである。この記述には、経営者の裁量、および会計士、あるいは会計事務所の名前を必要とすることは含まれていない。会計士は表示が誤解を与えることを懸念している。それぞれの財務諸表のページに記述のサンプルは、以下を含むものである。

- ・これらの財務諸表には何らの保証も提供されていないこと。
- ・これらの財務諸表は、監査、レビュー、あるいはコンピレーション業務に供されているものではなく、また、何らの保証も提供されていないこと。

また、財務諸表に何らの保証も提供されていないことを伝える他の記述についても、許容される。

.A12

会計士の免責事項の記載例を示すとすれば、以下の様になる：

20XX年12月31日に終了する、添付されたXYZ会社の財務諸表は、私（たち）によって、監査、レビューあるいはコンピレーション業務に供されたものではない、したがって、私（たち）は、これらに意見や結論を表明せず、何らの保証も提供しない。

[適切な、会計事務所あるいは会計士の署名]

[会計士の市と州]

[日付]

.A13

特別目的のフレームワークに関する説明は、通常は、財務諸表のタイトルの次、あるいは下部に記載される（たとえば、“資産及び負債報告書-修正現金基準”）。しかしながら、この説明は財務諸表の他のどこかに記載されるかもしれない。

.A14

財務諸表のプレパレーションの中で、会計士が経営者に重要な意思決定の支援を提供することがある（たとえば、会計士は経営者に、財務諸表にとって重要な会計方針の代替案、あるいは、経営者の会計上の見積もりの要素に関する重要な決定の手助けに関してアドバイスするかもしれない）。

.A15

重要な虚偽記載、あるいは虚偽記載のディスクロージャーは、財務諸表の表紙、あるいは財務諸表の注記においてなされることがある。

適用される財務報告のフレームワークで要求されている、すべての実質的な開示を省略する財務諸表（参照：パラグラフ..19-.20）

.A16

適用される財務報告のフレームワークで要求されている、すべての実質的な開示の省略されている旨のディスクロージャーは、財務諸表の表紙、あるいは選択された財務諸表の注記においてなされることがある。

.A17

会計士は、財務諸表に対する注記について、いくつかの事柄についてのみディスクロージャーする場合を含み、財務諸表のプレパレーションを行うかもしれない。その様なディスクロージャーは“選択された情報- [適用された財務報告のフレームワーク] によって要求される、重要なすべてのディスクロージャーは含まれていない”と表記されることがある。

プレパレーション業務の文書化（参照：パラグラフ..16および.21）

.A18

文書化は、業務の全体を通じてなされた、重要なコンサルテーション、あるいは重要な専門家判断による文書化を含むことがある。

付録 - 財務諸表のプレパレーションと財務諸表のアシスタンスの対比（参照：パラグラフ..A2）

.A19

会計士が財務諸表のプレパレーション業務を行ったのか、あるいは単に財務諸表の作成のアシスタンス（本セクションの対象とならない記帳代行サービス）を行ったのかを決定するのは、クライアントが会計士に要望し、会計士が実行したサービスと、会計士が必要として適用した専門家判断に基づいて決定される。以下の表は、会計士が実行する業務であろうサービスの例示と、セクション70が適用されるかどうかを示すものである。この表はすべてを包含することを目的としたものではなく、さらなる専門家判断の適用が求められるものである。

本セクションが適用されるサービスの例示	本セクションが適用されない会計サービスの例示
他の会計士による監査、あるいはレビューに先立って行われる財務諸表のプレパレーション	会計士が監査、レビューあるいはコンピレーション業務を実行するための財務諸表に対する財務諸表のプレパレーション
ある事業体の税務申告書と一緒に提示される財務諸表のプレパレーション	税務当局への提出のみに用いる税務申告書に対する財務諸表のプレパレーション
資金計画と一緒に提示される財務諸表のプレパレーション	会計士によって作成された、個人の資金計画に含まれる個人の財務諸表
	法的、ないし規制上の手続きにより係属中、あるいは法的に潜在的な状態を含む訴訟サービスと合わせて作成された財務諸表
	事業価値評価サービスと合わせて作成された財務諸表

	減価償却スケジュールの調整
	繰延税金，減価償却，あるいはリースに適用されるような，特定の調整に関する作成，あるいは提案
貸借対照表，損益計算書，あるいは実質的にすべてのディスクロージャーが省略された財務諸表といった，単一の財務諸表のプレパレーション	財務諸表の注記案の作成
会計ソフトの外部において，総勘定元帳の情報を用いた財務諸表のプレパレーション	会計ソフトの内部における，総勘定元帳取引の入力，あるいは支払処理（一般的には記帳）

書式例 - 契約書の実例(参照：パラグラフ。A9)

.A20

以下は，米国の一般に公正妥当と認められた会計基準に基づく財務諸表のプレパレーション業務に関する契約書のサンプルである。この契約書は会計及びレビューサービスに関する業務基準書の検討事項の概要と合わせて使用されることを意図した実例である。契約書は個々の要求や状況に応じて変化するものであり，単一報告期間の財務諸表のプレパレーション業務の参照のために策定したものである。会計士は提案する契約書が適切であるかどうか，法的なアドバイスを探すことになるかもしれない。

ABC会社の適切な代表者宛^(注1)

貴殿^(注2)は，ABC会社の20XX年12月31日現在の貸借対照表，および同日に終了する，損益計算書，株主資本等変動計算書，キャッシュ・フロー計算書，財務諸表に関連する注記を含む財務諸表のプレパレーションを我々に要求した。^(注3)^(注4)私たちは，本契約書の方針に従い，ABC会社の財務諸表のプレパレーション業務に関し理解し，受託することを確認します。

私たちの責任

本契約の目的は，貴殿によって提供された情報に基づき，一般に公正妥当と認められる米国の会計基準に基づき，財務諸表のプレパレーションを行うことです。私たちは，AICPAの会計・レビューサービス委員会によって公表された，会計・レビューサービス基準書

(SSARs) および、誠実性、客観性、専門的能力、相当の注意といった倫理規則を含む、AICPAのプロフェッショナル行動基準に従い、業務を実行します。

私たちは、正確性を検証したり、業務のために貴殿から情報を完全に提供させたり、あるいは意見を表明あるいは結論を述べる目的で、証拠を集めたりすることは要求されておらず、また要求されることもありません。

私たちの契約は、不正あるいは誤謬、事業体に内在するいかなる不正行為を識別、あるいはディスクロースすること、あるいは、法律や規制に反していることを含む、いかなる財務諸表の虚偽記載について、識別あるいはディスクロースすることはできません。

経営者の責任

本契約は経営者が、私たちの役割は、一般に公正妥当と認められる米国の会計基準に基づき、財務諸表のプレパレーションを行うことであると認め、理解することに基づき、実行されます。経営者は、SSARsに基づき貴殿緒財務諸表のプレパレーション業務を遂行するにあたり基本となる、以下の全体的な事項に責任を有することになります。

a . 不正行為の予防と発見

b . 事業体の活動に適用される法律と規制の遵守の確保

c . 財務諸表のプレパレーションのために、貴殿が私たちに提供する、記録、文書、説明、そして、重要な判断を含むその他の情報の正確性と完全性

d . 私たちに提供して頂くもの

. 財務諸表の作成と表示に関する文書、その他関連する情報

. 財務諸表のプレパレーションに目的のために、要求されるかもしれない追加の情報、そして

. 私たちがやり取りをする必要があると認めた、ABC会社に無制限に接触できる人達

財務諸表は報告書が添付されるものにはなりません。然るに、貴殿は財務諸表に何らの保証がなされていない旨、明らかに示されることに合意します。

[もし、会計士が免責事項を記述したいのであれば、前述のパラグラフに替えて、以下を追加することもできる

我々の契約の一部として、私たちは免責事項を明記するため、財務諸表は、私たちによって監査、レビュー、あるいはコンプレーションの業務に供されたものではない、よって、私たちはこれらに意見や結論を表明せず、何らの保証も提供しないことを記述する。]

その他の関連する情報

私たちの本サービスに関する報酬は

[会計士は言語、あるいは以下に示す、制限に関する、あるいはその他のアレンジメントによる、会計士あるいは事業体の責任、経営者による会計士に対する既知の虚偽表示が生じた際の責任の補償（規制当局はそのような責任の制限のアレンジメントを制限、あるいは禁止するかもしれない）含めることができる

貴殿は、私たちに対する経営者の既知の虚偽表示の結果から生じる、弁護士費用を含むあらゆる債務あるいは費用に関し、免責、補償、そして我々が守られることに合意します。]

私たちの財務諸表のプレパレーションのためのアレンジメントと、そして私たちそれぞれの責任がここに記載され、貴殿が確認したこと、合意したことを示すために、署名し、本契約に添付したコピーを返送してください。

敬具

[会計士あるいは会計事務所の署名]

ABC会社を代表して確認し合意します

[署名]

[名称とタイトル]

[日付]

脚注（書式例 - 契約書の実例(参照：パラグラフ。A9)

- (注1) この契約書の宛名と参照は、関連する管轄を含む、財務諸表のプレパレーション業務の適切な状況に応じるものとする。適切な人物達に関連付けられることが重要である。パラグラフ.A8.を参照のこと。
- (注2) 本契約書全体を通じ、あなた、私たち、私ども、経営者、そして会計士を用いるときは、状況に応じて適切に修正されるものとする。
- (注3) もし、会計士が財務諸表のプレパレーション業務を実施する際、キャッシュ・フロー計算書と関連する注記を省略する場合、この文章はこの様に読み替えられるものとする“ 貴殿は、ABC会社の20XX年12月31日現在の貸借対照表、およびこれに関連する損益計算書、株主資本等変動計算書、を含む財務諸表のプレパレーションを我々に要求した。”さらに、以下の追加文書を付け加えることもできる“ これらの財務諸表は、キャッシュ・フロー計算書と財務諸表に関連する注記を含んでいない”。
- (注4) 会計士が、業務の一部として、税務申告書の作成や、記帳代行サービスといった、その他の非証明サービスの提供を含む場合。

(AICPA.2014a を筆者和訳)

[注]

¹原文は、CPA does not obtain or provide any assurance that...となっており、直訳すれば「・・・に関し、会計士は何らの保証を得る、あるいは与えることはない。」となるが、「保証」(assurance)は、「与える保証」の意味で使われることが多いが、ここでは、「業務実施者が入手した証拠をもって確証を得る」という意味で使っている。」(山浦.2006, 6) との見解に合わせ、和訳している。

[参考文献]

AICPA, “Statement on Standards for Accounting and Review Services No. 21, Statements on

Standards for Accounting and Review Services: Clarification and Recodification ”, 2014a.
AICPA, “ *Statement on Standards for Accounting and Review Services No. 21, Statements on Standards for Accounting and Review Services: Clarification and Recodification Executive Summary* ”, 2014b.
AICPA, “ *Codification of Statements on Standards for Accounting and Review Services* ”, 2015a.
AICPA, “ *GUIDE TO FINANCIAL STATEMENT SERVICES: COMPILATION, REVIEW AND AUDIT* ”, 2015b.
AICPA, “ *AICPATV Understanding the SSARS21 Clarification and Revision* ”, 2015c.
(<http://www.aicpa.org/News/AICPATV/Pages/home.aspx?bctid=4236911133001&Ca=Accounting+and+Auditing/|Webcast+Archives&Type=VideoSubCat>)
(最終アクセス：2016年11月12日)
Charles Hall : *PREPARATION OF FINANCIAL STATEMENTS & COMPILATION ENGAGEMENTS* , 2015.
経済産業省 経済産業政策局 産業資金課：産業・金融・IT融合に関する研究会（FinTech研究会）発言集，2016。
武田隆二：中小会社の会計，中央経済社，2003。
武田隆二：会計学一般教程 第7版，中央経済社，2008。
有限責任監査法人 トーマツ：平成27年度産業経済研究委託事業金融・IT融合（FinTech）の産業金融等への影響に関する調査研究調査検討結果報告書，2016。
株式会社 富士経済：経済産業省中小企業庁委託事業 平成26年度 中小企業における会計の実態調査事業 報告書，2015。
中小企業庁：中小企業白書，2016。
那須伸裕，松本祥尚，町田祥弘：公認会計士の将来像，同文館出版，2015。
山浦久司：「保証業務の概念的枠組み」の意義と論点，会計論叢 第1号，明治大学専門職大学院会計専門職研究科，3 15，2006。

第 8 章 IFAC（国際会計士連盟）ISRS4410 の概要とわが国への適用可能性

8.1 ISRS4410 における調整（コンピレーション）業務

IFAC は、2012 年 3 月に国際関連サービス基準第 4410 号（改訂）（ISRS4410（Revised））（以下、ISRS4410）を公表し、国際的な調整業務に関する基準を発表し、2013 年 7 月 1 日以降の日付で発行する調製業務の報告書に対し発効するものとされた。IFAC によれば、調製（コンピレーション）業務とは、「適用される財務報告の枠組みに準拠した事業体の財務情報の作成と表示において経営者を支援するため、業務実施者が会計及び財務報告の専門知識を適用し、本 ISRS により要求される報告を行う業務」（IFAC2012）とされている。

ISRS4410 は、小規模企業においては、正規の監査ではなく、非保証サービスが多く用いられ、かつ、成長しているサービスであることから、その市場の要求に応じて、業務に従事する職業会計人と、彼らのクライアントに新たな機会を提供するために開発されたという背景（IFAC2012b）があることから、会計事務所、とりわけ中小会計事務所にとって事業として有望視され、かつニーズが多いサービスであるといえる。実際に、保証業務の国際フレームワーク（IAASB2013）において、調整（コンピレーション）業務は、パラグラフ 12 において、以下の様に表記されている。

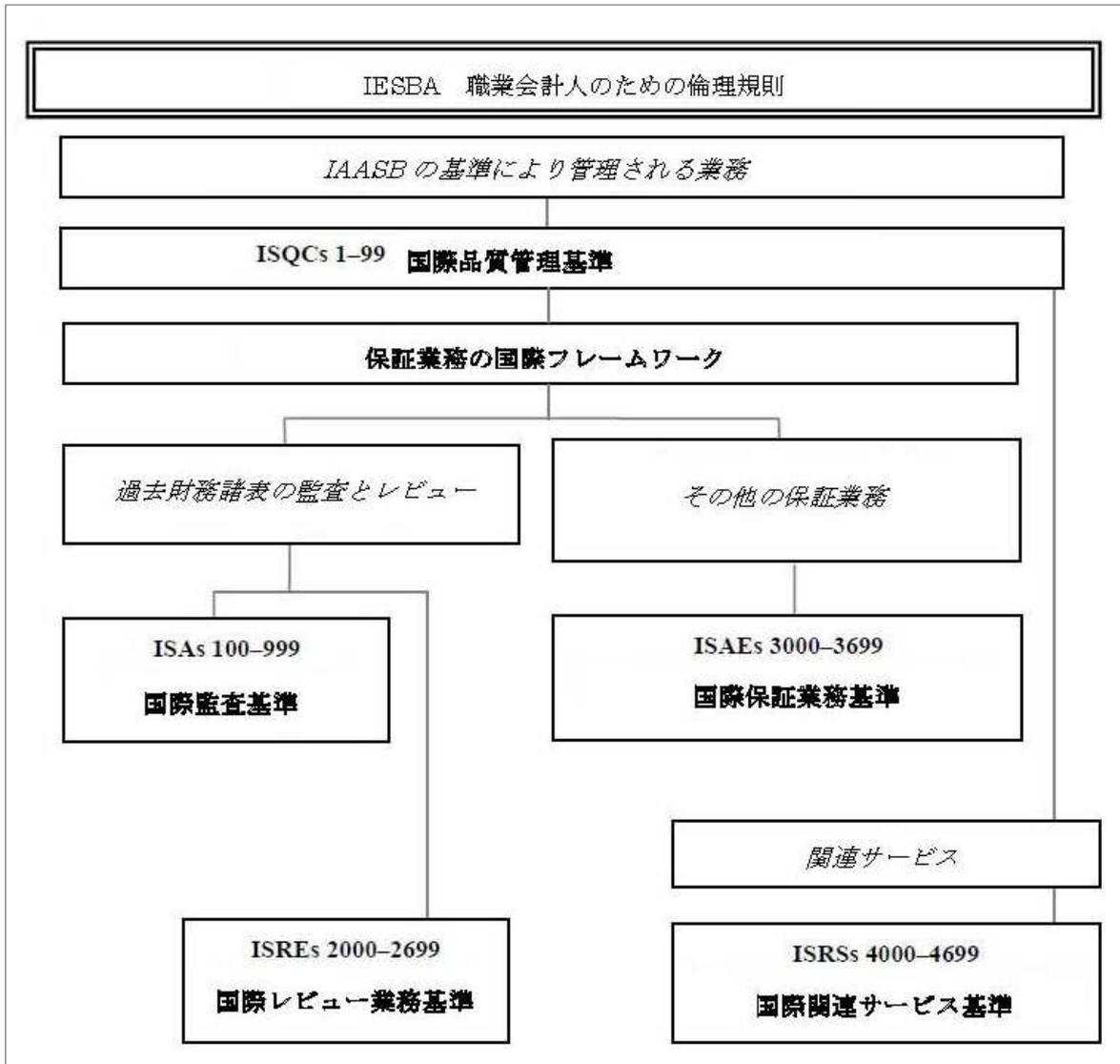
フレームワークの範囲

業務実施者が実施する業務の全てが保証業務である訳ではない。上記の定義に合致しないがよく実施されるその他の業務には、（したがって、このフレームワークの範囲には入らないが）、次を含む。

- ・関連サービスに係る国際基準が取り扱う業務で、合意された手続業務や財務、あるいはその他の情報の調整（コンピレーション）が該当する。
- ・税務申告書の作成で、保証を示唆する結論を述べないもの。
- ・マネジメントや税務に関する係るコンサルティング（あるいは助言）業務。

（IAASB2013：下線は筆者）

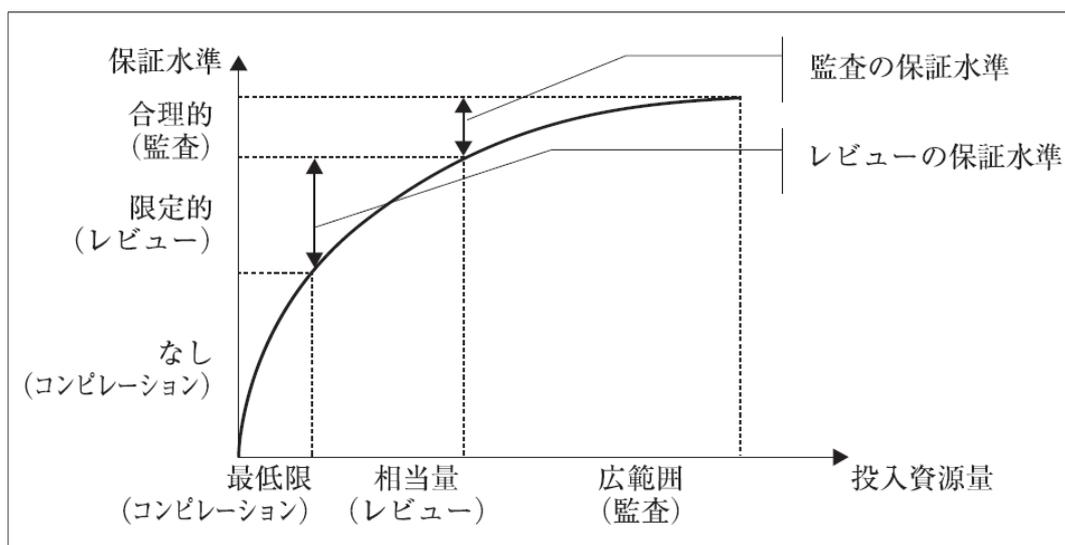
また、同じく国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表している、品質管理、監査、レビュー、その他の保証、関連サービスに関する見解ハンドブック（IAASB2015）においては、調整業務は、保証業務の国際フレームワークには当てはまらない業務とされ、国際品質管理基準のみが、IAASB により適用される構造となっていることが明らかにされている。



[図 8-1：国際監査・保証基準審議会（IAASB）により公表された見解の構造]
（IFAC2015，5 を筆者和訳）

会計士が行う保証業務と関連業務のうち，調整（コンピレーション）業務は，財務情報を対象とする関連業務であり，非保証業務である。

まず，調整（コンピレーション）業務の概念的な特徴を明らかにするため，保証業務である監査，レビューと比較すれば，その違いは保証水準の違いとなる。監査人の保証水準の構成要素は，「保証水準 = 監査（保証）対象 × 監査（保証）手続」として表記され，「実際に業務を遂行する過程で実施される手続（投入資源量）ないしはその結果として入手される証拠の質・量によって保証の水準は上下することになる」（松本 2012，82）とされている。



[図 8-2: 投入資源量と保証水準の関係]
(松本, 2012, 83)

これによれば、調整（コンピレーション）の投入資源量は、監査やレビューと比して、「最低限」の水準であり、また保証水準は「なし」となるため、監査やレビューと比べた場合、概念上はその保証水準の低さから、意義のある制度とはいえないであろう。しかし、会計士が財務諸表に一定の信頼性を付与する業務として、諸外国では主として中小企業を対象に広く実施されている。調整業務は、定義上、非保証業務であることは明らかであるが、調整業務が広く用いられている国のひとつである、米国においては「自主規制機関ないし業界団体である AICPA が、コンピレーションを保証業務の枠組みでは捉えないとしても、当該業務を提供する当事者である会計士はそれを一種の保証業務と捉えていることがわかる。」(松本 2004, 75) とし、調整業務の担い手である会計士は、実務においては、一種の保証業務として広く実施されているのである。この様に、基準上の定義における意味合い（非保証）と、実務における意味合い（実質的な保証）という点で、調整業務が保証業務に該当するか否か、その理解を困難にしている、大きな理由のひとつであろう。

わが国では調整業務に関する基準は未だ存在しない[表 8-1]が、わが国の職業会計士団体である日本公認会計士協会は、IFAC の加盟団体であり、IFAC が作成した国際基準については、順次国内基準化されているところである。

[表 8-1: IFAC とわが国の保証業務（Assurance engagements）の体系比較]

保証のレベル		対象		基準の種類	
合理的保証 業務	限定的保証 業務	財務情 報	財務情 報以外	国際監査 基準等	日本の基準

	Reasonable assurance engagements	Limited assurance engagements				
保証業務						
財務諸表の監査					ISA	監査基準
財務報告に係る内部統制の保証業務						*1
財務報告に対するレビュー業務					ISRE2400	保証実 2400
期中財務情報(interim financial information)に対するレビュー業務					ISRE2410	四半期レビュー基準
過去財務情報以外					ISAE3000	*2
将来の財務情報(prospective financial information)					ISAE3400	N/A
関連業務						
財務情報に対する合意された手続(agreed-upon procedures)					ISRS4400	専門業務実務指針 4400
財務諸表の調整(compile)業務					ISRS4410	N/A
品質管理基準					ISQC1	品質管理基

						準
--	--	--	--	--	--	---

*1 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準

*2 これに該当する例として、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務の内部等背保証報告書」がある。

(青木2016, 4 に、筆者一部加筆)

調整業務についても、2012年3月にIFACより、SRS4410(調整業務に関する基準書)が公表され、日本公認会計士協会は2014年3月に日本語訳が示されていることから、今後の国内基準化が期待されるところである。

IFACでは、パンフレット「正しいサービスの選択 監査、レビュー、調整(コンプレーション)、合意された手続の比較」(IFAC2016)の中で、監査、レビュー、調整(コンプレーション)、合意された手続のそれぞれの違いを、端的に以下の様に分類している。

[表8-2: 監査、レビュー、調整(コンプレーション)、合意された手続の間の重要な相違点]

業務の種類			
監査	レビュー	調整 (コンプレーション)	合意された手続
基準			
ISA	ISRE2400 (改訂)	ISRS4410 (改訂)	ISRS4400
保証			
合理的	限定的	なし	なし
業務の成果			
識別されたリスクに 依拠した、リスクの 評価と監査業務	主として質問と 分析的手続	経営者の財務情報作成 の支援	発見事実をサポート する証拠の入手
報告書			
意見 (積極的保証)	結論 (消極的保証)	調整業務、業務実施者 の役割と責任に基づく 報告によるコミュニケ ーション (非保証)	使用目的を限定され た報告(発見事実 に基づく報告)

(IFAC2016, 2)

8.2. ISRS4410の中小企業及び中小会計事務所における現代的意義

IFACは、2012年3月のISRS4410公表後、7月に「ISRS4410：今日の調整（コンプレーション）業務 中小会計事務所と中小企業にとってのハイライト」（IFAC.2012b）を公表しており、ISRS4410の概要を知ることができる。その内容は以下の通りである。

（訳文：下線は筆者）

ISRS4410：今日の調整（コンプレーション）業務 中小会計事務所と中小企業にとってのハイライト

より小規模な事業体は、よりもっと監査の要求を免除されるようになる。中小会計事務所（SMPs）は、業務の生き残りと繁栄を目指すならば、より一層、他のサービスに集中する必要がある。付け加えれば、それは最近のIFACのクイックアンケートの結果¹により成長中のサービスであると証拠付けられた、非監査業務の要求であり、とりわけ会計と調整サービスである。

この成長している市場の要求を満たすため、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2012年3月に国際関連サービス基準第4410号（改訂）調整業務を発効し、（基準は）2013年7月1日以降に発行される調整報告書に適用される。国際会計士連盟の中小会計事務所委員会は、プロジェクトが提起された時から、最終的な基準が発効される全ての期間において、基準の開発とコメントレターの承認をモニターした。この基準は、公共的な活動に従事する職業会計人が、報告された情報に保証が求められていない、広範な業務において用いることが可能であり、目的、要件、適用業務、およびその他の説明資料により、読みやすい書式で定められている。

中小企業（SMEs）は多くの場合、財務報告の専門知識を提供してもらうために、公共的な活動に従事する職業会計人に目を向ける。ひとつの良くある例示としては、年次の過去財務諸表の作成支援がある。しかし、ISRS4410（改訂）はまた、業務実施者が他のニーズを満たす業務の性質を調整するために、必要な柔軟性を提供する、例えば、銀行債権者、資金提供者、所有者の変更に関連して、外部の関係者によって利用される財務情報の作成、あるいは単純に経営者によって内部目的で利用される場合である。

調整業務は保証業務ではない。したがって、業務実施者は会計と財務報告の専門知識を、財務情報の作成と表示に適用し、経営者を支援し、業務実施者は経営者によって提供

された情報の完全性，あるいは正確性を確かめる必要性はない。しかしながら，利用者は職業会計人が関与し，調整した財務情報に価値を見出す。

より細かく，基準のいくつかの主要な特徴を見ていくこととする。

基準の範囲

この基準は，業務実施者が調整業務を実施し，報告する責任を扱っている。この基準に基づく，所定の書式による報告書の発行は，調整された財務情報と業務実施者の関連を伝達するための主要な手段である。業務実施者が多様な様式の財務情報を用いて経営者を支援することに関与できることの認識と，この基準はまた，業務実施者が，どの業務が状況に応じた適切なものかを判断するのに役立つ考慮事項を定めている。

会計基準の選択

中小企業は様々な財務報告の要求に直面する。それゆえ，義務付けられていない会計のフレームワークであっても，適切な会計原則を柔軟に利用する必要がある。ISRS4410（改訂）は，業務実施者にとって，また利用者にとっても，適切な情報となるフレームワークを，クライアントが選択するという点に関して，有用である。

基準は，しかしながら，“何でも良い”というアプローチを許しているわけではない。特に，業務実施者は，選択された会計原則が不適切でないかどうか，あるいは調整された財務情報が誤解を生じさせない様，アドバイスするために，事業体と会計原則の両方の，十分な理解が要求される。

コミュニケーション

基準全体を通じてコミュニケーションに焦点を当てている：役割と責任を果たすための契約書から，経営者とのすべての重要な点に関するコミュニケーション，業務実施者の報告を明確で簡潔な報告まで。どんな業務であっても，効果的なコミュニケーションは成功のための重要な要因である。

財務報告は判断を必要とする。経営者は，業務実施者が支援する，その様な判断を有用と感じるかもしれない，例えば，在庫の陳腐化の見積を決める際である。この基準は，業務実施者が業務を遂行するために提供した支援を通じ，業務実施者が経営者とすべての重要な判断に関して議論することを要求している。このコミュニケーションは財務情報を遵守する全ての責任は経営者にとってもらうよう，必須であり，十分かつ詳細に含まれてい

なければならない。

倫理に関する要求

業務実施者は、倫理に関連する要求事項を遵守しなければならない、これらは未認識の重要な虚偽記載や誤解を与える情報に関連する内容をも含むものである。この要求は、業務実施者が事業体のビジネスと業務、そして会計原則を理解し、契約に謳っている内容を十分に実行するためである。

調整業務を通じ、業務実施者は、重要な判断を含む、記録、書類、説明、その他の情報が、不足である、あるいは不正確であることに気付くかもしれない。このような場合、業務実施者は、経営者から情報を追加してもらう、あるいは集めてもらわなければならない。同様に、業務実施者は調整された情報に関し、重要な虚偽記載や会計原則の不適切な記述に気づくかもしれない、このような場合、業務実施者は状況を是正するために、経営者に変更を勧めなければならない。

経営者が追加の情報を提供しない、あるいは推奨した変更に応じないという、稀な状況では、業務実施者は、重要な虚偽記載や誤解を生じさせる情報に関連づけられることを回避するため、業務を辞任しなければならない。業務実施者は、業務を満足いくまで完結させるか、業務実施者を辞任するかのいずれかである。

ISRS4410（改訂）では、非保証業務に関する独立性の概念は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計人の倫理規則に置かれていないため、業務実施者にクライアントからの独立性は求められていないことに留意が必要である。

報告

業務実施者が、ISRS4410（改訂）に基づいて（意見を）述べる場合、業務実施者は、利用者が調整された財務情報の業務の性質を理解するのに役立つ報告書を添付しなければならない。ISRS4410（改訂）で必要とされる報告書は、調整された財務情報であることを明確に識別し、経営者と業務実施者のそれぞれの役割を示し、非保証であることを述べている。

要旨

非保証サービスの成長の要求に応じて、ISRS4410（改訂）は、業務に従事する職業会計人と、彼らのクライアントに新たな機会を提供している。

IFACのリソース

IFACの中小会計事務所委員会では、これらについてより学んでもらうため、多くの中小

会計事務所のリソース（すべて無料）を用意している，IFACのウェブサイトの中小会計事務所のエリアにアクセスして参照のこと：www.ifac.org/SMP

(注)

1：小規模事務所は現在，ビジネスアドバイザリーサービスを以前よりも提供しているが，アンケート結果は，伝統的な会計ベースのサービスが中小会計事務所の収益の大部分を構成していることを示した。会計と調整はすべての収益の平均38%を占めており，監査と保証が平均35%でこれに続いている。会計と調整はまた，回答者の大多数のグループ（34%）で，最も成長の早い収益源とされており，監査と保証（26%）がこれに続いている。（IFAC SMP Committee.2011）

また，IFACが発行するパンフレット（IFAC2016）において，調整（コンピレーション）業務は以下のような特徴を有するとして紹介されている。

調整（コンピレーション）とは何か？

あなたの会計士は，適用可能な財務報告のフレームワークを満たす，財務情報の作成と表示を経営者に支援するため，会計と財務報告の専門知識を適用する。調整（コンピレーション）業務は，保証業務ではないが，外部の利用者（融資機関，保険者，あるいは顧客など）は，職業会計人が調整した財務情報が含まれていることに価値を見出すことが多い。

調整（コンピレーション）はどのような場合に適用できるのか？

- ・経営者が財務報告に関する専門知識を有していない可能性があり，外部の職業会計人に関与してもらうことを好んでいる場合。
- ・利用者が，財務諸表の作成と表示に職業会計人が何らかの関与をする，あるいは関与していたかを知りたい，という要求があるかもしれない場合。
- ・外部の利用者が存在しない，内部目的のための財務諸表に関する報告を経営者が要求している場合

調整（コンピレーション）のベネフィットとは何か？

- ・あなたの会計士は，書類，報告，あるいはその他の情報に，虚偽あるいは誤解を招く記述が含まれることと関連付けられるかもしれないと知る可能性がある。
- ・重要な判断を下す，あるいは技術的な問題に対処するとき，経営者は支援を通じて便益を受ける可能性がある。
- ・あなたの会計士は，経営者が関与するメリットのために十分な重要性があると専門的

な判断を下し、すべての点に関し報告を必要とする。

(IFAC2016,5 下線は筆者)

上記いずれにおいても、「調整業務は保証業務ではない。」という点が明記されている一方で、「利用者は職業会計人が関与し、調整した財務情報に価値を見出す。」という点に調整（コンピレーション）業務の最大の特徴が見出せる。たとえば、「この調整業務は、調整作業をどのように行うかの基準として定められており、会計士は何等の意見表明も行わない。その意味では監査保証の機能を果たす業務ではない。しかし、会計士が財務諸表の調整を求められる機会が多い。」(田中 1999, 11) といった説明がなされている。つまり、財務情報の利用者にとっては、保証業務であるかないかよりも、職業会計人が作成に関与しているという事実をもって、一定の信頼性が付与されているということに価値を見出しており、しかも、利用者は調整（コンピレーション）業務による一定の信頼性の付与を多く望んでおり、調整（コンピレーション）業務を提供する会計事務所にとっても、調整（コンピレーション）業務は「すべての収益の平均 38%」の一部を構成し、「回答者の大多数のグループ（34%）で、最も成長の早い収益源」とされているという記述から、保証業務に該当しないという監査理論上のデメリットを、利用者と提供側の中小会計事務所の実務上のニーズが上回り、実務の上において、利用者と提供者双方に Win-Win の関係が出来ているという、実務上の要請に存在意義があるが、理論上は非保証業務であることが、業務内容の理解を困難にしているといえよう。

8.2.1 ISRS4410 の詳細なガイダンス

また、IFAC 中小会計事務所委員会は、中小会計事務所でも ISRS4410 をより利用できるように 2015 年 9 月に 56 頁で構成されている「調整(コンピレーション)業務ガイド (IFAC2015) (以下、単にガイドという) を公表している。このガイドでは、より詳細かつ実務的な視点から、中小会計事務所が行う調整業務の内容が示されている。目次は、以下の通りであり、実務に即して利用できる様、平易な内容で構成されていることが分かる。

はじめに

1. 本ガイドの使い方

1.1 イントロダクション

1.2 内容と構成

2. 調整業務とは何か？

2.1 構成要素

2.2 利用方法と便益

2.3 基礎

3 . 受諾

- 3.1 会計事務所の準備は出来ているか？
- 3.2 本業務の受託と継続が出来るか？
- 3.3 業務の条項に関する同意

4 . 計画

- 4.1 コミュニケーション
- 4.2 重要性の検討
- 4.3 事業体に対する理解
- 4.4 業務手続

5 . 実行

- 5.1 業務の実行
- 5.2 入手した財務諸表の検討
- 5.3 文書化

6 . 報告

- 6.1 報告書の作成
- 6.2 報告書の文言

付録 A 本ガイドで使われている用語の説明

付録 B クライアントの受諾 / 継続に関するチェックリスト

付録 C 業務契約書のサンプル

付録 D 調整 (コンピレーション) チェックリストのサンプルファイル

付録 E その他の調整 (コンピレーション) 報告書

ガイドの中では、保証業務である監査・レビュー業務と、非保証業務である調整及び AUP 業務を比較し、[表 8-3]のようにその違いを明らかにしている。これによれば、調整業務は、品質管理レビューが要求されず、手続も、入手すべき証拠も特定されていない。つまり、その業務水準は、IAASB が詳細に定めるものではなく、それぞれの会計事務所において定めなければならない。つまり、調整業務の実務的な内容は、それぞれの会計事務所において、様々¹であることが推定される。

[表 8-3 : Exhibit 2.3-4A 業務間のその他の違い]

	監査	レビュー	調整	AUP
独立性は要求されるか？	はい	はい	いいえ ³	いいえ ⁴
どのような監査上の重要性の計算が必要とされるか？	・財務諸表全体において必要とされる。 ・重要な指標。	・財務諸表全体において必要とされる。	計算は要求されていないが、適用可能な財務報告のフレームワークの属性を考慮する必要がある。	いいえ
品質管理レビュー業務は必要か？	公開企業と事務所方針により指定される。	事務所方針により指定される。	事務所方針により指定される。	事務所方針により指定される。
事業体のどの部分に十分な理解は必要か？	財務諸表とアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの十分な識別と評価（が必要）	財務諸表の重要な虚偽記載が発生しやすい領域に関して、十分に識別する必要がある。	提供された情報に基づき、財務諸表を調整することで足りる。	報告の基礎となる入手した証拠を十分に用いる（ことが必要）。
どのような（保証業務に関する）手続が必要とされているか？	・リスクの識別。 ・統制テスト。 ・分析的手続。 ・実証手続。	・質問と分析的 手続。 ・状況に応じて必要と認められた追加手続。	特定の手続は必要とされていない。	特定の手続は必要とされていない。
入手が必要とされる保証に関する証拠とは何か？	財務諸表に対する適切な結論を導き出すことが可能となる十分かつ適切な証拠。	財務諸表のすべての点における結論の基礎となる、十分かつ適切な証拠。	特定の証拠は必要とされていない。	特定の証拠は必要とされていない。
未修正の虚偽表示に対して何をすべきか？	集計し、評価し、また経営者に対して訂正を求めるべきである。	集計し、評価し、また経営者に対して訂正を求めるべきである。	財務諸表を調整する過程において訂正されるだけである。	特に訂正を要しない。

		る。	る。	
--	--	----	----	--

3 各国の実施規則が異なる要求をしていない限りにおける。付け加えるならば、業務実施者は、客観的な心の状態に基づき業務を実施することが依然として求められている。
(IFAC2015, 12 を筆者和訳)

8.2.2 ISRS4410 における独立性

ISRS4410 においては、独立性は要求されていないものの、実際には、黙示的に独立性が要求されており、この点が調整(コンプレーション)業務における独立性概念の理解を困難なものとしている。この点に関し、ICAEW は以下の様な解説を行っている。

2.4.3 調整(コンプレーション)

(中略)

独立性はコンプレーション業務には要求されない。しかしながら、業務における特定の用語は、業務実施者に、IESBA の職業会計士の倫理規則の独立性の要求を参照する必要とする場合がある。

同様に、ISQC1 は、業務実施者が ISRS4410 の下で提供するすべてのサービスに適用される。

(ICAEW2012, 15 下線は筆者)

つまり、ISRS4410 においては、IESBA の職業会計士の倫理規則と、ISQC1 が適用されることで、独立性の要求を満たす必要性が生じる可能性があり、黙示的に独立性を要求しているのである。これに対し、AICPA は以下の様に ISRS4410 と SSARS では、根本的な前提に違いがあることを明らかにしている。

しかし、ARSC は、関連サービスの国際基準である、財務諸表のコンプレーション業務 (ISRS) 4410 については、特定の要件を採用することとし、セクション 80 は完全に調和したものとなっていないと考えた。なぜなら根本的な前提(例えば、独立性の決定に関する要件)が米国と異なっているからである。

(AICPA2014b]

調整(コンプレーション)業務は、世界標準である ISRS4410 と、実務上広く用いられている国のひとつである、米国においても、その根本となる前提、とりわけ独立性という観点から大きく異なっている。そして、この違いは、調整(コンプレーション)報告書の記

述に、より具体的に表れている。

まず、ISRS4410における調整（コンピレーション）報告書は、以下の様になっており、これ以外の例示を見ても、独立性を欠いている旨を開示している例示は見られない。

文例1：一般目的の財務報告の枠組みを使用した財務諸表の調製業務に関する業務実施者の報告書

・ 中小企業向け国際財務報告基準（SME 基準）を適用して企業の財務諸表を作成しなければならない旨が明示された、適用される法令に基づき要求される一般目的の財務諸表

業務実施者の調製報告書

[ABC 社の経営者 殿]

我々は、貴殿から提供された情報に基づき、この報告書に添付されている ABC 社の財務諸表を調製した。当該財務諸表は、ABC 社の 20X1 年 12 月 31 日現在の財政状態計算書、同日をもって終了する事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明のための情報から構成される。

我々は、国際関連サービス基準第 4410 号（改訂）「調製業務」に準拠して本調製業務を実施した。

我々は、中小企業向け国際財務報告基準（以下「SME 基準」という。）に準拠した財務諸表の作成と表示において貴殿を支援するため、会計及び財務報告の専門知識を適用した。

我々は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を含む、職業倫理に関する要求事項を遵守した。

当該財務諸表及びその調製のため利用した情報の正確性と網羅性は、貴殿が責任を有する。

調製業務は保証業務ではないため、我々は、当該財務諸表を調製するために貴殿が我々に提供した情報の正確性と網羅性を検証することは要求されていない。したがって、我々は、当該財務諸表が SME 基準に準拠して作成されているかどうかについて監査意見又はレビューの結論を表明しない。

[業務実施者の署名]

[業務実施者の報告書の日付]

[業務実施者の住所]

[図：8-3 ISRS4410 の一般目的の財務報告の枠組みを使用した財務諸表の調製業務に関する業務実施者の報告書の例示]

(IFAC2012 , 26)

次に、米国 SSARS における調整（コンプレーション）報告書は、以下の様になっており、独立性を欠いていたとしても、これを報告書上で明らかにし、対応することが求められていることが分かる。

図 5- AICPA の中小企業版 FRF に従い作成された比較可能な財務諸表における会計士の調整報告書。会計士は事業体に対し、金銭的利害があることから独立性を欠いており、会計士は独立性を欠いている理由を公開している。

AICPA の中小企業版 FRF を適用可能な財務報告のフレームワークとして決定し、AICPA の中小企業版 FRF に従い、20X1 年と 20X2 年の 12 月 31 日の財政状態、事業報告に関連する書類、同日をもって終了するキャッシュ・フロー、そして財務諸表に係る注記を含む、XYZ 社の財務諸表の作成責任は経営者にある。

私（たち）は、AICPA の ARSC によって公布された SSARS に従って、調整業務を実施した。私（たち）は、財務諸表の監査あるいはレビューは実行しておらず、私（たち）は、経営者によって提供された情報の正確性や網羅性を検証するための、何らの手続を要請されていない。したがって、私（たち）は意見や結論を表明せず、これらの財務諸表の保証に関する書式を提供もしない。

私（たち）は会計原則の説明に関する、財務諸表の注記 X に注意喚起する。財務諸表は AICPA の中小企業版 FRF に従い作成されている。これは米国の一般に公正妥当と認められる会計原則ではない会計原則である。

私（たち）は 20X2 年の 12 月 31 日をもって終了する期間の XYZ 社に関し、独立性を欠いている。私（業務チームのメンバー）は、XYZ 社と直接に金銭的利害関係を有していた。

[適切な会計士あるいは会計事務所の署名]

[図：8-4 SSARS21 の AICPA の中小企業版 FRF に従い作成された比較可能な財務諸表における会計士の調整報告書の例示]

(AICPA2015 , 432)

以上の記載例を比較すれば、黙示的に独立性の保持を要求している ISRS4410 においては、独立性を欠いている旨の開示例は示されていないが、SSARS21 においては、独立性を欠いていることを前提に、開示を行うことで、報告書利用者に内容を明らかにする取扱いとなっている。

一般的に、小規模の会計事務所が中小企業に該当する顧客企業を新規に受け入れる場

合、親類の企業や、地理的に近い企業が順次顧客となることが、当然の成り行きといえる。このような実務的対応を考えれば、独立性を欠く顧客に対応することは必然のニーズとも考えられることから、AICPA の対応は、極めて実務的なアプローチを行っていると言えることができる。

8.2.3 調整（コンピレーション）における調整手続の例示

調整（コンピレーション）に関する具体的手続は、実施する会計事務所の事務所方針により実施することになるため、詳細な手続内容については明らかにされてこなかったが、ガイドにおいては、調整（コンピレーション）に関する具体的手続の例示が示されている。

調整（コンピレーション）業務のサンプル - 売掛金	
総勘定元帳・試算表が入手できない	
記帳業務： <ul style="list-style-type: none"> ・提供された情報から売掛金を記録する。 	
総勘定元帳・試算表が入手できる	
ビジネスの性質を検討する： <ul style="list-style-type: none"> ・売上は現金かクレジットか？ ・不良債権は？ <p>売掛金が間違っている，不完全である，またはそうでなく不満足であることが明らかであると考えられる理由があるか？</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	
はい <ul style="list-style-type: none"> ・売掛金と不良債権に関してクライアントと討議する。 ・間違いを探す。 ・売掛金の一覧表を入手し，一致させる。 ・現金基準の開示を検討する。 ・不完全である，間違っている，またはそうでなく不満足であれば，修正が必要であることを勧める。 	いいえ <ul style="list-style-type: none"> ・これ以上の手続は必要なし。

もし、あなたがクライアントのビジネスの性質を理解しているなら、あなたは何か未解決の売掛金がないかどうか、調べるべきである。

いくつかの例に基づいて検討してみよう：

- ・ある電気工事会社によれば、前年と同額の、1週間の収益に関する売掛金を示した。調整基準は、誤解を生じさせない合計額の報告であれば、売掛金のリストのレビューを要求していない。しかしながら、もし、あなたがそれは不良債権かもしれないと考えるのであれば、あなたはこの合計額と記録に関して質問すべきである。
- ・あなたのクライアントである歯医者によれば、売掛金はゼロであると報告されている。このようなことは通常はない。追加の手続が必要と思われる。
- ・あなたのクライアントは、小さな食料品店を持っており、お店の記録では売掛金の残高は15,000€である。あなたは何をやるだろうか？現金商売である食料品店では15,000€の売掛金は通常ではないとして、読み取り機が間違っている（ことを知る）良い機会であろう。あなたはクライアントをフォローアップすべきである。例えば、あなたは、クライアントに残高が正しいかどうか、尋ねることができる。あるいは、あなたはクライアントとの元帳を調べて、間違いを探ることができる。

[図 8-5：貸借対照表の資産勘定に関連する調整（コンピレーション）業務サンプル]

あくまでサンプルではあるものの、ガイドに示された内容を見れば、調整（コンピレーション）の具体的内容が理解できる。上記の売掛金サンプルにおいては、最初に総勘定元帳・試算表を入手するところから手続きが開始される。総勘定元帳・試算表を入手できない場合は、業務実施者が自ら売掛金の記録を行うことが求められていることから、調整というよりも、記帳代行業務に近い形で、自ら帳簿作成に積極的に関与することが求められていることが分かる。

また、総勘定元帳・試算表を入手できた場合においては、現金取引が多いのか、クレジット取引が多いのかというビジネス環境の理解を行った上で、売掛金残高が正しく計上されているかどうかを確かめるために、検証作業に入ることになる。この際、間違っている、あるいは不完全であるという事実があるのであれば、調整作業を行うことになる。興味深いのは、現金基準の開示を検討する。という記述があり、記帳の精度によって、不完全な部分が多いのであれば、あえて、より良い形での開示（いわゆる発生主義）を指向するのではなく、適用可能なフレームワークに現金基準があるのであれば、現金基準という、より簡便な開示へと改める方法も検討すべきであるとされている点であり、ガイドは中小企業の記帳のレベルに応じて、様々な開示方法が検討可能となっており、このような発想は正規の監査には見られない発想である。

また、売掛金残高の検証手続に関する例示は、電気工事会社における不良債権の処理方

法の検討，歯科医での発生主義会計（未収入金の追加計上）の導入，食料品店における売上計上プロセスの誤謬の指摘（指導的機能の発揮）といった，いずれも実務に良くある則した平易な例示がなされている。この様な例示をみると，いずれもわが国の中小企業の記帳指導に関する実務においても，良く見られる内容であり，レベル感としては，民法上の善管注意義務に相当する内容が想定されている様に思われる。ガイドの内容を詳細に見ていくと，調整（コンピレーション）に求められる，専門家スキルとしては，それほど高いレベルを要求されているわけではないことが見てとれる。

もっとも，どの程度の善管注意義務を果たしているかは，各会計事務所の事務所方針に任せられているため，その内容は，会計事務所によって大きく異なっているであろう。という点が推察される。

8.3 わが国における動向

一方で，わが国では，調整業務に類似する業務として，会計参与報告，税理士による書面添付制度等が既に実務慣行として定着しているものの，いずれもわが国特有の業務であり，国際的な調和も図られていない。

[表 8-4：AICPA，IFAC，日本における調整業務の主な相違]

	AICPA	IFAC	日本		
	SSARS No.21	ISRS 4410	会計参与報告	税理士法 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面	中小会計要領（指針）チェックリスト
独立性	× （ただし，独立性を欠いている旨の記載が調整報告書に必要とされている）	（黙示的に独立性を要求）	× （税務業務の同時提供が前提の制度）	×	×
報告書の作成	（独立性を欠いている場合，その旨の記載が必要）	（独立性に関する記述なし）		（経営者に対する報告ではない）	（チェックリストの記載に留まる）

わが国においては，保証業務としてのレビュー業務が，保証実 2400 として基準化され，国際的に広く利用されている調整（コンピレーション）業務の国内基準化が望まれる

一方、既にわが国独自の業務として、会計参与と税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面業務が、公認会計士のみならず、税理士によっても実施されているところである。今後、関連業務を国際標準に合わせていく上で、どのような制度設計を行うかという問題に加え、わが国におけるローカル・ルールをどの様に位置付けていくかという課題がある。

さらに、実務的には、ISRS4410 に定めるものと同様のチェックが行われている例も存在するであろう。例えば、わが国の中小企業が会員となっている全国法人会連合では、企業の税務コンプライアンス向上のため、企業の内部統制や経理能力の水準を維持向上させる自主的な点検を促す取組みとして、日本税理士会連合会の監修で「自主点検チェックシート」と「自主点検ガイドブック」を作成し、ホームページでも公開している。

「自主点検シート」の目的には、「企業を成長させるためには、内部統制及び経理能力の水準を向上させることが重要な要素と考えられます。経営者が『自主点検チェックシート』を有効に活用することを通じて、内部統制及び経理能力の水準を向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待しています。」(公益財団法人 全国法人会総連合 2014, 1) との記載があり、中小企業が自主的にこれらを適用することで、内部不正の防止や連絡ミス等による税務申告の誤り防止につなげ、税理士等にとっても関与先の税務コンプライアンス向上で本来業務により注力することが可能になるとしている。

○ 点検項目チェック表			Ⅱ 貸借関係 (資産科目)			
科目等	点検項目	点検欄				
		/	/	/	/	
現預金 小切手 受取手形	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。				
	13	現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。				
	14	預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。				
	15	受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。				
売掛金 未収金	16	補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。				
	17	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。				
	18	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。				
	19	入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。				
	20	決算期末においては、締め後の取引についても、売掛金等に含めていますか。				
棚卸資産	21	実地棚卸は定期的に行われていますか。				
	22	棚卸表の原始記録は廃棄されずに保存されていますか。				
	23	陳腐化した在庫については、正常在庫との区分が明らかにされていますか。				
	24	決算期末において、預け在庫・預かり在庫の有無・金額を確認する体制になっていますか。				

[図：8-6 公益財団法人 全国法人会総連合 監修：日本税理士会連合会「自主点検チェックシート（抜粋）」

（公益財団法人 全国法人会総連合 2014，3）

「自主点検チェックシート」の売掛金・未収金の項目においては、16～20の5項目においてチェック項目が示されているが、補助簿との残高の一致や、回収遅延先に対する対応など、ISRS4410で要求されている手続と、内容的には、ほぼ同一である。このような実務対応からもまた、既にわが国においてもISRS4410と同等の調整業務は、既に広く行われていることが分かる。

8.4 結論

調整（コンピレーション）業務の位置付けは、非保証業務ではあるが、諸外国では報告書を利用する側からすれば、一定の保証がなされているものと考えられるため、広く用いられている業務であるものの、未だ基準は存在していない。基準化が望まれる理由は、会計士が顧客に保証を行ったとの誤解を生じさせかねないため、職業会計士は、法的防衛の観点から、基準化が望まれる。という実務的な側面がある。すなわち、「これらの業務に関わる書類に、たとえば公認会計士などの資格者の肩書きと名称が付されると、利用者は一定の保証を期待する」ことがあり、「たとえば、最近、某公団の財務諸表をめくって、公団側は監査法人の監査証明を得たと主張し、監査法人側は、作成の計算的な手続きの正確性を跡付けただけで、監査に相当する検証手続を実施していない、と主張して対立した事例があったが、監査法人や公認会計士が署名した報告書が、一般からは「保証業務」の報告書と受け取られやすいことも事実」（山浦 2006, 9）だからである。さらに、この場合の債務不履行責任については、「監査人の責任を追及するためには、どの監査意見がどのような基準に違反したかを明らかにしなければならないが、その具体的な問題を検討すると、そのことは必ずしも容易でないことが明らかとなった。それは会計処理に関する基準は必ずしも明文の法令上の規定になっていないからである。従って今後このような監査保証の問題を考える場合には、この基準の明確性を検討する必要がある。」（岸田 1999, 9）との監査人の法的防衛という観点からの必要論や、近時、ISRS4410やSSARS21に代表される基準書が、順次整備・公表され、公認会計士が実施する保証業務への国際的な広がりという観点から、「任意で提供される監査業務・検証業務・レビュー業務・合意された手続業務、さらには、調整業務といった会計士の専門業務を比較優位に提供させるための社会的に対抗力のある行為規範が体系的に整理されていないことになる。このため、今後、保証業務の枠組みのなかで、どのような監査・証明業務に関する指針、さらに進んで会計業務やコンサル業務に対しても、自主規制団体としての指針策定が必要になると思われる。」（松本 2016, 100）との指摘がなされている。

結局のところ、基準化の必要性は、職業会計士の法的防衛の必要性と、国際的な基準化への対応という問題に集約される。ISRS4410やSSARS21に代表される基準書が、なぜ存在するかといえば、「このような基準書は保証業務に就く会計士の注意基準を示すと共に、契約相手や保証対象情報の利用者、さらには裁判官や陪審員に実施される業務の内容や性格を伝達することができる。そうすることで、論外な責任を会計士が負われる可能性を

低めることができる。しかし、わが国には、この種の基準書（少なくとも体系的なものは）存在しない。早急な対応が必要であろう。」（日本監査研究学会保証業務と会計士の責任研究部会 2000，23）からに他ならない。

たとえば、わが国と同じく税理士制度と公認会計士（経済監査士）制度が併存しているドイツにおいては、ベシャイニグングと呼ばれる、税理士が顧客企業の財務諸表に一定の信頼性を付与する仕組みが存在する。ベシャイニグングは、レビューに相当する「包括的評価を伴う年度決算書の作成」と、調整業務に相当する「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」に分かれているが、「包括的評価を伴う年度決算書は、これまでのところ委任がないに等しい。」（坂本 2016，48）とのドイツ税理士の実務対応に関する記載をみると、ドイツの中小企業においても、実務としては保証業務としてのレビューではなく、関連業務としての調整業務が広く活用されていることが推察される。わが国においては、税理士制度と公認会計士制度が併存しており、「会計士と税理士という専門職業間での取り組みの違いは、わが国会計士が本来の監査業務と保証業務を切り分けることなく、両業務間の曖昧さを残したまま、なるべく独占業務としての 1 項業務に含まれるような業務領域を指向していると解される。」（内藤 2014，62）といった課題が呈されており、ドイツに学ぶべき点は多いと思われる。わが国の公認会計士協会は、IFAC の加盟団体であることから、ISRS4410 との調和を前提とした基準作成が求められることになると思われるが、国際的な調和をふまえつつも、ドイツと同様の独自の保証の体系整備が望まれるところである。

[参考文献]

AICPA, “*Statement on Standards for Accounting and Review Services No. 21, Statements on Standards for Accounting and Review Services: Clarification and Recodification*”, 2014a.

AICPA, “*Statement on Standards for Accounting and Review Services No. 21, Statements on Standards for Accounting and Review Services: Clarification and Recodification Executive Summary*”, 2014b.

AICPA, “*GUIDE TO FINANCIAL STATEMENT SERVICES: COMPILATION, REVIEW AND AUDIT*”, 2015a.

AICPA, “*Codification of Statements on Standards for Accounting and Review Services*”, 2015b

IAASB “*International Framework for Assurance Engagements (Revised)*”, 2013.

IAASB “*Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements 2015 Edition Volume*”, 2015.

IFAC SMP Committee, “*SMP Quick Poll Reveals Increased Optimism Among Small Practices*”, 2011.

ICAEW, “*ASSURANCE SOURCEBOOK A GUIDE TO ASSURANCE SERVICES RE: ASSURANCE INITIATIVE*” 2012.

IFAC, “*International Standard on Related Services (ISRS) 4410 (Revised)*”, 2012a.

（訳文参照：日本公認会計士協会：国際関連サービス基準第 4410 号（改訂），2014.）

IFAC , “ *ISRS 4410: THE STANDARD FOR TODAY 'S COMPILATION ENGAGEMENTS Highlighting the Value to SMPs and SMEs* “ , 2012b.

IFAC , “ *Guide to Compilation Engagements* ” , 2015.

IFAC , “ *CHOOSING THE RIGHT SERVICE Comparing Audit, Review, Compilation and Agreed-Upon Procedures Services* ” , 2016.

青木雄二：公認会計士による保証業務の体系的理解，第一法規，2016.

新井清光・飯島健司・佐土井滋・和倉克雄・佐藤裕志：座談会 企業会計審議会特別部会 小規模会社
の外部監査にかかる実態調査報告書をめぐって，企業会計，37号，40 59，1985.

河崎照行：最新・中小企業会計論 計算書類の信頼性保証，TKC 会報，2016年1月号，32 36，2016.

岸田雅雄：監査保証をめぐる諸問題 - 法的観点から見た監査保証，現代監査 No.9，2 - 10，1999.

坂本孝司：ドイツ税理士による決算書の作成証明業務，TKC 出版，2016.

田中恒夫：監査保証制度の課題，創成社，1999.

公益財団法人 全国法人会総連合：自主点検チェックシート，2014.

内藤文雄：監査・保証業務の総合研究，中央経済社，2014.

日本監査研究学会保証業務と会計士の責任研究部会：日本監査研究学会研究シリーズ 会計士情報保証
論 保証業務のフレームワークと会計士の役割，中央経済社，2000 .

松本祥尚：特集 会計上の対立する概念 - 8つの視点 監査/レビュー/コンピレーション，企業会計
56号，72 79，2004.

松本祥尚：特集 21世紀の会計・監査 10年の軌跡 保証水準と監査人の役割と責任，企業会計 64
号，79 84，2012.

松本祥尚：監査・証明対象の多様化に伴う保証水準の多層性，会計・監査ジャーナル，2016年9月
号，94-102，2016.

山浦久司：「保証業務の概念的枠組み」の意義と論点，会計論叢 第1号，明治大学専門職大学院会計
専門職研究科，3 15，2006.

第9章 「経営者保証に関するガイドライン」にみる中小企業の財務諸表の保証

9.1 はじめに

経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドラインという）は、平成25年1月に金融庁と中小企業庁が「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、同年5月に「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表され、中小企業の経営者保証に関する課題解決のために、経営者の個人保証について、(1)法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、(2)多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること、(3)保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等可能にすることを目的に、平成26年2月1日から適用が開始された。本章では、ガイドラインのうち、主として、相対的に財務内容が良好で、中小企業の財務諸表の信頼性が高い中小企業に対して適用される、いわゆる「入口対応」と呼ばれる、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」の内容を対象としている。

中小企業が資金調達を行う際には、金融機関は物的担保（代表的なものは土地・建物）を必要とするが、元々資産規模が乏しい中小企業は担保が不足しており、経営者や第三者による人的担保、すなわち個人保証と、世界的にも類を見ない巨大な公的保証機関である、信用保証協会による保証に依存して資金調達を行っていることが多い。

このうち、物的担保については担保売却による資金的裏付けがあるものの、人的担保は個人の資産に依存しており、法的整理や任意整理が必要となった場合、経営者の自宅の売却や個人資産での弁済が必要となり、経営者自身、あるいは経営者と何ら関係ない第三者の保証人が債務保証を履行する際、自殺に追い込まれるなどの弊害が指摘されてきた。

このため、過度に物的・人的担保に依存しない融資制度の確立が求められており、金融庁は監督指針を改正し、第三者保証の徴求を禁止し、これに続き法務省は民法改正案（改465の6）において、第三者保証を行う際には、保証契約締結の1ヶ月以内に公正証書で保証契約を締結が必要であり、実質的に第三者による保証を求めることを求めない融資慣行を確立すべく法改正が予定されており、残る課題は経営者自身の個人保証を軽減し、本来の株式会社形式である有限責任制度を実質的に運用できるかどうかという点にシフトしている。

また、ガイドラインの適用にあたっては、中小企業の財務諸表に対して外部の専門家（公認会計士・税理士等）による様々な検証手続が要請されており、その中には保証業務の提供が含まれている。これにより、従来、大企業を中心に公認会計士が提供してきた財

務諸表に関連した保証業務が、中小企業においても広く活用される契機になるとともに、税理士による書面添付制度や、中小指針・会計要領のチェックリストも、税理士による一定の保証がなされているものとして、活用されることとなった。一方で、わが国の職業会計人である公認会計士、税理士が実施する保証業務については十分な概念的整理が行われているとは言い難い。そこで、本章では、わが国の中小企業において保証業務が必要とされるようになった実務的背景とその具体的内容、およびガイドラインにおいて例示された外部専門家による検証のうち、公認会計士、税理士が実施するものを題材として、今後のわが国中小企業における保証業務のあり方について検討していきたい。

9.1.1 金融庁の「経営者保証に関するガイドライン」における関わり

金融庁は、我が国の経済の中核を担う中小企業が、今後の経営環境の変化に対応した事業インフラを構築していくためには、その事業展開に関する環境整備とともに、金融面に関してもこのような現状を見直す必要があり、中小企業金融における担保・保証、特に個人保証の現状を検討するとともに、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融のあり方について検討するため、平成15年に「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」を公表し、この中で、以下の様に中小企業の財務諸表の信頼性の確保及び情報開示の必要性を明示している。ガイドラインにおける趣旨は、ほぼ本研究会報告書の内容に即したものとなっている。

(2) 財務諸表の信頼性の確保及び情報開示の必要性

以上のような関係者のニーズが適切に調整され、円滑な中小企業金融が行われるための基盤としては、中小企業の財務諸表について信頼性が確保されており、金融機関及び投資家それぞれのニーズに対応した適切な情報開示が行われることが必要である。その結果、中小企業において財務諸表の信頼性が確保され、その情報が適切に金融機関に対して開示された場合には、金融機関は当該企業に対する融資に際し、迅速な審査、適切なリスク管理が可能となり、さらには担保・保証に依存しない融資の前提条件が整うこととなる。これを企業の側から見れば、円滑な資金供給、金利の低減というメリットにつながりうるものであり、信頼できる企業情報を企業、金融機関の双方で共有することは、当事者双方にとって有用である。

また、個別の中小企業単独では経営環境の変化に対応した事業再構築が困難な場合であっても、他の企業との提携や統合によってビジネスモデルの変換が行われ、これにより事業再構築が可能となるような場合には、当該企業の概要、事業内容、財務状況等、金融機関の有する一定の情報が戦略投資家に対して開示されることが有益である。

このように、財務諸表の信頼性確保及び情報開示については、円滑な中小企業金融の

インフラとなるものである。

(新しい中小企業金融の法務に関する研究会.2003,11 下線は筆者。)

また、金融庁は、財務諸表の信頼性確保及び情報開示は、円滑な中小企業金融のインフラとして不可欠であると考えている一方で、以下の様に課題を指摘している。

2. 中小企業金融における個人保証

(1) 個人保証の機能

中小企業は、その規模等にもよるが、経営者と企業の資産・資本が十分に分離されておらず、経営者と企業の一体性が強い場合が多いといわれている。また、株主や債権者等の利害関係者が少なく、かつ固定的である場合が多いことから、その財務諸表について、会計監査を受けずに、ディスクロージャー目的ではなく課税所得算出の目的で作成していることが多いとの指摘もある。

このように、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があることは、資金供給者がそうした中小企業の経営や財務の実態を把握することを困難にしている面がある。

(以下、省略)

(新しい中小企業金融の法務に関する研究会.2003,4 下線は筆者。)

さらに、この課題解決のための環境整備としては、以下の提言がなされている。

(2) 環境整備

当事者による私的自治を有効に機能させるという観点からは、行政庁においても環境整備を行うことが適当である。具体的には以下のように考えられる。

中小企業の資金調達の円滑化に向けた環境整備

中小企業の財務諸表の信頼性に問題がみられることが、中小企業金融の円滑化の障害となっている場合があるとの指摘を踏まえ、平成14年6月に、中小企業庁から、中小企業の会計に関する研究会報告書「中小企業の会計のあり方」が公表された。これを受け、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会から、より実務的な基準やあり方が策定・公表され、併せて中小企業が自発的に計算書類のディスクロージャーをより充実する場合の参考となるよう、各種開示関係書類の雛型が提示されている。中小企業金融の円滑化のためには、情報開示の充実に向けて、今後とも、より一層実務的な努力が進められることが重要である。

なお、本研究会においては、中小企業金融の円滑化に向け、在庫等の動産担保にかかる登記制度、売掛金等の債権担保にかかる登記制度、コミットメントラインなどを含めた関連諸制度についても、制度の趣旨や現状を踏まえ、必要に応じ、関係者による検討が行われることが期待されるという意見が出された。

(新しい中小企業金融の法務に関する研究会2003,19 下線は筆者。)

つまり、本研究会報告書によれば、金融庁は、経営者と企業の資産・資本が十分に分離されておらず、経営者と企業の一体性が強い場合が多く、また、財務諸表について、会計監査を受けずに、ディスクロージャー目的ではなく課税所得算出の目的で作成していることが多い。といった中小企業の問題点は、平成14年6月に、中小企業庁から公表された、中小企業の会計に関する研究会報告書「中小企業の会計のあり方」に則った適切な中小企業向けの会計基準が整備され、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会から、より実務的な基準やあり方が策定・公表され、併せて中小企業が自発的に計算書類のディスクロージャーをより充実することで解決でき、その情報が適切に金融機関に対して開示された場合には、金融機関は当該企業に対する融資に際し、迅速な審査、適切なリスク管理が可能となり、さらには担保・保証に依存しない融資の前提条件が整うと考えていたということになる。

9.1.2 中小企業庁の「経営者保証に関するガイドライン」における関わり

また、もう一方の、ガイドラインの作成に携わった中小企業庁は、金融庁と異なり、中小企業の金融を直接に管轄する立場にはないものの、その設立時点から、一貫して中小企業の金融に関係してきたという歴史的な経緯がある。初代中小企業庁長官蜷川虎三は、「もし金融で中小企業のすべての所要資金を賄うとするなら、普通の金融機関でなく中小企業のための特別の金融機関でこれを扱うのでなければその目的を達することはできないであろう。また問題をいわゆる金融の範囲に限って見ても、中小企業においては、長期資金調達のためにひろく株式や社債を発行することは不可能であるから、これを金融に求めねばならぬ。ところが中小企業の長期運轉資金や設備資金を普通の金融機関に求めることは極めて困難というよりむしろ不可能に近い。したがってこの意味においても、中小企業のための特別の金融機関を設置する必要が認められる。」(蜷川 1950,11)とし、中小企業には大企業と異なり、直接金融ではなく間接金融により資金調達を行う他なく、中小企業経営と金融は、切っても切り離せない関係にあるとし、特別の金融機関の設置を提唱している。

中小企業庁は、以下に示す、昭和23年の中小企業庁設置法(以下、設置法という)を根拠法として設立され、金融については同庁の金融課がこれを所管している。

中小企業庁設置法（昭和23年法律第83号）（抄）

（法律の目的）

第1条 この法律は、健全な独立の中小企業が、国民経済を健全にし、及び発達させ、経済力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な活動の機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発展させ、且つその経営を向上させるに足る諸条件を確立することを目的とする。

（中略）

（職員）

第2条 中小企業庁の事務を行うため、中小企業庁に所要の職員を置く。

2 前項の職員の一部は、中小企業庁に関し学識経験ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業庁の職員に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

設置法によれば、法律の目的である、第1条において金融という文字は見当たらず、「中小企業の育成及び発展並びに経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること」の例示の1つとして「資金」という文字にとどまっており、法の趣旨からすれば、同庁は「診断指導政策の実施に大きな比重を置いた組織」であったものの、職員に関する事項である、第5条2項「中小企業に関し学識経験ある者の中から、これを命ずる」という条文の詳細を明文化した対策要綱の中で、「中小企業総局（仮称）には中小企業に関する経営、技術、金融、調査統計等諸般の事項についての専門家を包含する」とあることから、「設置法上のわずかな文言を手がかりにして、「中小企業に関する健全な金融及び適当な経理方法」に関する一般的事務」を所掌する課として金融課は設置されていた。」のであり（尾高・松島 2013, 230-233：下線は筆者）、同庁においては、中小企業の金融及び適当な経理方法、すなわち中小企業の会計の整備・活用は、設立時から金融課における業務とされていたのである¹。現在では、金融課は、中小企業に対する円滑な資金の供給、中小企業信用保険に関する事務の総括を所掌事務とし、日本政策金融公庫(株)（中小企業事業）や、信用保証協会を通じて、中小企業の金融の政策実現に大きな役割を果たしている。

9.2 「経営者保証に関するガイドライン」制定の背景と経緯

中小企業と、経営者の個人保証の見直しは、以下の様なプロセスを経て改訂がなされ

ている。ここで注目すべきは、2004年の民法改正（包括根保証の禁止）を契機として、法的な視点を中心として、ガイドラインの制定がなされてきているという点である。また、ガイドラインは民法改正を待つまでもなく、法的な拘束力こそないものの、金融庁及び中小企業庁の推進により、実務上の効力を有している点に特徴がある。

[表 9-1：個人保証の見直しのプロセス]

(表) 個人保証の見直しのプロセス

	法律・指針等	主たる内容
2004年11月	民法改正	個人の保証人に関する極度額の定めのない貸金等債務への根保証（包括根保証の禁止）
2006年3月	通達（中小企業庁）	信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止
2011年7月	主要行等向けの総合的な監督指針等（金融庁）	経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立
2013年4月	民法（債権関係）の改正に関する中間試案	経営者以外の第三者の個人保証を無効とする等の検討
2013年5月	中小企業における個人保証等の在り方研究会報告	経営者保証問題の解決策の方向性を具体化したガイドラインの策定の必要性等の検討
2013年12月	経営者保証に関するガイドライン	経営者本人保証の限定化、経営者保証の履行請求時における残存資産の範囲の定め等

(村本 2015, 4)

包括根保証が禁じられることになった2004年当時は、いわゆるバブル崩壊後の、中小企業の倒産増加により、「債務の肩代わりのため過大な返済責任を負った経営者や保証人が破産や自殺に追い込まれる事態が起きた」(鶴田 2005, 198)という時代背景があり、中小企業にとっていったん事業再生のステージに入ってしまうと、経営者の再起可能性は著しく低いものにならざるを得ないという実情があった。

2004年の民法改正（包括根保証の禁止）以降、経営者以外の第三者の個人保証を要しない融資慣行が、金融機関及び保証協会において確立したものの、それでもなお、経営者自身の個人保証の問題は解決されないままで来ており、「日本の会社形態をとっている多くの中小企業においては、所有者である経営者が、個人的に会社の債務の保証を行い、個人資産を会社の借入れの際の担保として利用している。そこに見えるのは、会社形態を採用することによる表面的な中小企業の所有者である経営者の有限責任制と、会社債務に対する所有経営者の実質的な無限責任である。まさに、個人企業としての特徴である、個人が自らの資産を自己の責任で運用するという点を、現代の会社形態の中小企業の多くは共有しているのである。」(吉野・渡辺 2006, 3)という現実があり、この実質無限責任制度を会計・財務の観点から解決するにしても、「実務界においては、

この有限責任制のもつ債権者保護に係る問題に対して、例えば、銀行は、融資するに当たって役員個人に連帯保証人になることを求めるとか、役員の個人財産に抵当権を設定することによって、事実上の無限責任化を図っている。(中略)中小企業の会計について、有限責任制度のメリットを享受することへの代償として監査制度を設けるといふ説明は、実際問題としては、経営者に対しても、債権者に対しても、説得力が弱いようにも思われる。有限責任の下での債権者保護を担保するために新たな監査制度を設けたところで、現に債権者が行っている自己防衛の現実が変わることはないと推測されるからである。」(神森 2013, 477-478)との指摘もなされている。すなわち、融資慣行として確立している経営者保証を無くさない限り、会社法が想定する会社の有限責任形態は、中小企業には実質的には機能し得ないことになり、結果、企業経営者に課される責任は過大なものとなり、企業経営にとっては大きな足枷となっているのである。

そこで、残る経営者保証の課題を解決するため、中小企業庁事業環境部金融課は、平成 23 年 4 月に「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」(中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会 2011)(以下、本報告書という)を公表した。本報告書の審議過程においては、先に述べた、個人保証の問題により、中小企業が実質的に無限責任化しているという、具体的な事例が示されている。

事例①～金型業界全体に影響

●事業をやめたいと思っても、個人保証があることによって個人資産の全てを失ってしまうことからやめるタイミングを逸してしまい、結果的に手遅れとなり再生の機会を失ってしまう。無理に商売を続けていくために安値でなんとか受注を取りに行く現象が起り赤字がますます拡大。結果的に倒産に追い込まれる。このことは業界全体にも影響し、一つの企業が安値で受注をしたことによりその価格が業界の基準単価となってしまい同業者まで厳しい状況に追い込まれてしまう。

事例②～組合員全員を保証人にしたため共同店舗の新陳代謝に支障

●協同組合が共同店舗事業を実施する際、県から高度化事業資金を借りた。債権者の県としては理事長等の組合役員1名以上の保証があれば融資が可能となるとしているが、理事長1人がすべての借り入れの保証を背負うのは不公平でありかつ負担も大きいという理由から、組合としては組合員全員が個人保証することにした。結果として、新規に組合員になり出店する際は必ず保証人とならなくてはならず、そのことがネックで共同店舗の新陳代謝に支障をきたしている。(組合内部の問題)

事例③～役員個人の保証が必要なため今後の設備投資計画に支障

●アーケードを所有している商店街組合。設置から20年余りが経過し大規模なリニューアルを計画しているが、資金調達の一つの手段として金融機関からの借入を検討している。しかし、この20年で商店街の役員も大きく代替わりをしていること等から、今後の借入に伴う個人保証には否定的な意見も散見される状況であり、このまま計画を進めた場合、役員を引き受け手がなくなってしまう。(特にアーケードに関しては組合の所有物である一方、地域全体の公共的財産であるという意味合いも大きい。)

(全国中小企業団体中央会.2012,4)

事例 は、個人保証により個人の財産を全て失うという恐れから、事業が赤字に陥ってもやめることができず、安値受注に陥り、業界全体が赤字体質となるという事例であり、事例 は協同組合と商店街組合という相違はあるものの、いずれも代表者や組合員、役員の個人保証が多額であることから、この個人保証を引き受けられる

後継者を見つけることが困難であり、事業の継続が将来的に厳しくなる可能性が高いという事例である。いずれの事例も、中小企業においては一般的な事例であり、こういった問題を解決すべく、本報告書において、経営者の保証を外すことを目的とした、ガイドラインの骨子が完成したものといえるであろう。

・政策出口の検討

(1) 個人保証の入口論における課題と対応策

金融機関が中小企業の経営者に個人保証を求める主な理由には、経営者に対しての規律付け、個人資産による中小企業の信用補完と保全強化、中小企業と金融機関の情報の非対称性があり、加えてこれらの機能を安いコストで実行、解決できることが、入口で個人保証をとる金融慣行を変化させることが難しい理由である。入口において個人保証を外していくためには、これらの構造的な課題が代替できる新たな融資慣行や取組が必要である。

こうした課題を解決するための新たな取組の一つとして、「停止条件付保証契約」等のコベナンツ付き融資を融資慣行として普及させていくことがある。現在、コベナンツを付けた後の中小企業者に対するモニタリングコスト等が課題になっているが、今後、地域経済においてリレーションシップバンキングの存在が益々重要となるなかで、こうしたモニタリングをむしろコストとしてのみ捉えるのではなく、地域金融機関の一つの特徴や新たな収益機会として捉え直していくことが重要ではないだろうか。

そのためには、地域金融機関におけるリレーションシップバンキングの取り組みを推進するために、中小企業施策をもっと活用し、支援機関と金融機関の連携により、金融機関の中小企業者に対する経営支援の取組みを補完していく仕組みや、金融機関がよりリレーションシップバンキングを進めていくためのインセンティブ付け（例えば税制上の仕組み）が必要となる。

(中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会 2011,41)(下線は筆者)

なお、本報告書では、最後に以下の様な記載で締めくくられており、中小企業にとっては経営者が重要な経営資源であり、中小企業が早期事業再生を図るためには、経営者による過大な個人保証の軽減が必要であるとの結論を明らかにしている。

早期事業再生を実現するため平常時からたゆまぬ経営改善を行うのか、業況悪化に伴う事業再生を通じた経営資源の組み替えを行うのか、いずれにせよ、事業再生には経営者の取組姿勢が最も重要な要素となる。特に中小企業においては、経営者が連帯保証人あるいは株主として大きな責任を負っている。また、経営者自身が当該中小

企業にとって無くてはならない重要な経営資源であることも多い。このような場合、債権者が納得する経営責任による個人保証債務の履行を行いつつも、経営資源たる経営者自身が事業再生を進めていかななくてはならない。

この時に、債務者は債権者による保証債務の履行がどのようになされるか分からないため、事業再生に踏み出しにくい。特に中小企業経営者は個人資産を大きく超える保証債務を負っているケースが多く、法人の事業再生がなされても、保証人である経営者自身は金融機関等の保証債務の履行により、自己破産に追い込まれるケースが多い。よって、私財を全て投げ出す覚悟が無ければ、企業の再生にも取り組めないと
いう状況が発生し、結果的に債務者と債権者の利害がかみ合わず再生が遅れしてしま
うケースも多い。

こうしたジレンマを解決するためには、一定の経営責任を明確化し、事業再生における保証人への保証履行の予見可能性を高めるようなルールの整備を行うことによ
り、はじめて早期事業再生に踏み出そうとする前向きな一歩が生まれる。

(中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会 2011,47)(下線は筆者)

9.3 中小企業に対するガイドライン適用の具体的内容

中小企業の個人保証に関する課題を解決するため、金融庁が平成 15 年に公表した「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」、及び中小企業庁が平成 23 年 4 月に公表した「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書」の内容に基づき、事業再生における保証人への保証履行の予見可能性を高めるようなルールとして、平成 25 年 12 月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」において公表されたのが、「経営者保証に関するガイドライン」である。前述のとおり、ガイドラインの骨子については、金融庁と中小企業庁金融課により、既に骨子が作成されていたことから、ガイドラインの公表については、平成 23 年から 2 年という、比較的短期間での公表となっている。

また、わが国の政策面では、日本再興戦略(2013 年 6 月 14 日閣議決定)において、重要な施策として、ガイドラインが位置付けられていることから、近時においては、経営者の個人保証という問題については、より深い国民的理解が得られてきているといえよう。

5. 個人保証制度の見直し

○また、日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)においても、新事業を創出し、開・廃業率10%台を目指すための施策として、当該ガイドラインが位置付けられている。

日本再興戦略 ― JAPAN is BACK ― (抜粋)

第 I . 総論

5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

(1) 民間の力を最大限引き出す

② 新事業を創出する

< 成果目標 >

◆ 開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す。

◆ ビジネス環境ランキングで先進国3位以内を目指す

(iii) 一度の失敗で全てを失い、経験やノウハウが活かされない可能性のある個人保証の現状を改める。(略)

第 II . 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

(略)あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。

③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

○個人保証制度の見直し

・経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。

14

[図 9-1：日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)における個人保証制度の見直し]
(中小企業庁 金融課 2014, 14)

日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）を受け、公表されたガイドラインの内容は、以下の様になっている。

経営者保証に関するガイドライン

はじめに

1. 目的
2. 経営者保証の準則
3. ガイドラインの適用対象となり得る保証契約
4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進
 - (1) 主たる債務者及び保証人における対応
 - 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
 - 財務基盤の強化
 - 財務状況の正確な把握，適時適切な情報開示等による経営の透明性確保
 - (2) 対象債権者における対応
5. 経営者保証の契約時の対象債権者の対応
 - (1) 主たる債務者や保証人に対する保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明
 - (2) 適切な保証金額の設定
6. 既存の保証契約の適切な見直し
 - (1) 保証契約の見直しの申入れ時の対応
 - 主たる債務者及び保証人における対応
 - 対象債権者における対応
 - (2) 事業承継時の対応
 - 主たる債務者及び後継者における対応
 - 対象債権者における対応
7. 保証債務の整理
 - (1) ガイドラインに基づく保証債務の整理の対象となり得る保証人
 - (2) 保証債務の整理の手続
 - (3) 保証債務の整理を図る場合の対応
 - 一時停止等の要請への対応
 - 経営者の経営責任の在り方
 - 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）
 - 保証債務の弁済計画
 - 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い
8. その他

このうち、「3．ガイドラインの適用対象となり得る保証契約」において、以下の全ての要件を充足する保証契約に関して適用されることが明記されており、中小企業においてのみ適用されることが明記されている。

3．ガイドラインの適用対象となり得る保証契約

このガイドラインは、以下の全ての要件を充足する保証契約に関して適用されるものとする。

(1) 保証契約の主たる債務者が中小企業であること

(2) 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること。ただし、以下に定める特別の事情がある場合又はこれに準じる場合については、このガイドラインの適用対象に含める。

実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者の配偶者（当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合

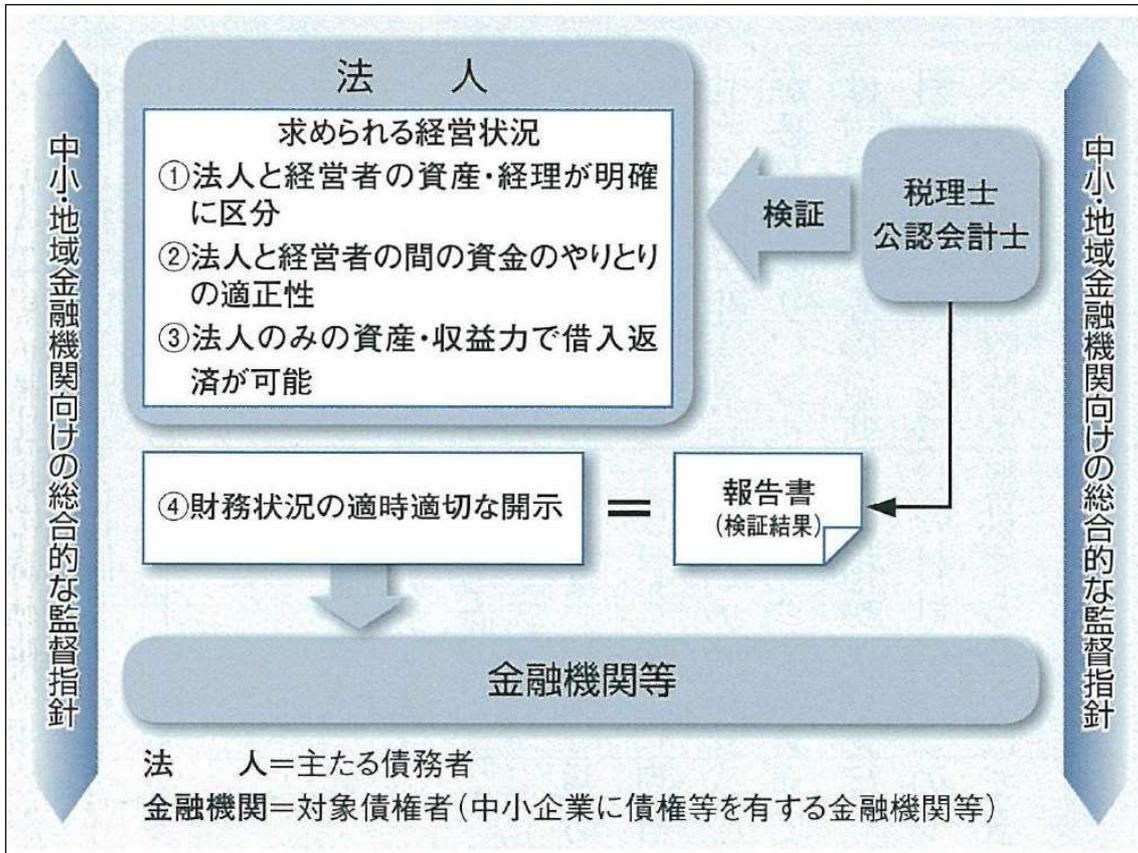
経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合

(3) 主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示していること

(4) 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

（注）下線は筆者加筆。

また、ガイドラインの中身は大きく分けて、「4．経営者保証に依存しない融資の一層の促進」「5．経営者保証の契約時の対象債権者の対応」「6．既存の保証契約の適切な見直し」といった、入口対応と呼ばれる、経営者保証に依存しない無担保・無保証融資の促進と、「7．保証債務の整理」といった、出口対応と呼ばれる経営者個人の債務保証の整理部分に分かれており、さらにこれを集約すれば、「保証を契約する時（入口対応）」と、「債務整理をする時（出口対応）」に分かれているが、いわゆる入口対応とは、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」に分けられる。このうち、入口対応と呼ばれる、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」を図示すれば以下の様になる。



[図 9-2：経営者保証に依存しない中小企業金融の仕組み]

(坂本.2014)

この中において、中小企業の会計との関わりは、法人と経営者の資産・経理が明確に区分 法人と経営者の間の資金のやりとりの適正性 法人のみの資産・収益力で返済が可能 財務状況の適時適切な開示 といった点に関し、外部専門家(公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。)による検証の実施と、検証結果の報告が求められているという点になる。

9.4 経営者保証ガイドラインにみられる会計専門家の保証業務

ガイドラインの適用対象となる保証契約のうち、外部専門家による検証が求められているのは、上記の要件「(3)主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等(負債の状況を含む。)について適時適切に開示していること」という要件に関して、外部専門家(公認会計士、税理士等)による検証が要請されている。具体的な検証項目は、以下のとおりである。

4．経営者保証に依存しない融資の一層の促進

経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、主たる債務者、保証人及び対象債権者は、それぞれ、次の対応に努めるものとする。

(1) 主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達することを希望する場合には、まずは、以下のような経営状況であることが求められる。

法人と経営者との関係の明確な区分・分離

主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。以下同じ。）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家（公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。）による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

財務基盤の強化

経営者保証は主たる債務者の信用力を補完する手段のひとつとして機能している一面があるが、経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。

財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

主たる債務者は、資産負債の状況（経営者のものを含む。）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。

なお、開示情報の信頼性の向上の観点から、外部専門家による情報の検証を行い、その検証結果と合わせた開示が望ましい。

また、開示・説明した後に、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的に報告するなど適時適切な情報開示に努める。

(2) 対象債権者における対応

対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約⁶、ABL⁷、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする。

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可

能性，上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について，主たる債務者の意向も踏まえた上で，検討する。

イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが，社会通念上適切な範囲を超えない。

ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

6 停止条件付保証契約とは主たる債務者が特約条項（コベナンツ）に抵触しない限り保証債務の効力が発生しない保証契約であり，解除条件付保証契約とは主たる債務者が特約条項（コベナンツ）を充足する場合は保証債務が効力を失う保証契約である。

7 Asset Based Lending 流動資産担保融資

（下線は筆者）

また，ガイドラインの内容を補足する目的で，以下の Q&A も同研究会より公表されている。「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」についても，Q&A において，より詳細にその内容が公表されている。

「経営者保証に関するガイドライン」Q&A（抄）

（４．経営者保証に依存しない融資の一層の促進）

（１）主たる債務者及び保証人における対応

Q.4-1 ４（１） について，経営者保証を提供することなしに資金調達を希望する場合，主たる債務者は，法人の業務，経理，資産所有等に関し，適切な運用を図ることを通じて，法人個人の一体性の解消に努めることが求められていますが，具体的に主たる債務者や経営者はどのように対応すればよいのでしょうか。・・・・・・・・・・4

Q.4-2 ４（１） について，法人と経営者の間の資金のやりとりにおける「社会通念上適切な範囲」とは，どのような範囲をいうのでしょうか。・・・・・・・・・・5

Q.4-3 ４（１） の「外部専門家」とは，どのような専門家をいうのでしょうか。また，「顧問税理士」は含まれるのでしょうか。・・・・・・・・・・5

Q.4-4 ４（１） の「外部専門家による検証を実施」について，外部専門家はどのようなことを検証すればよいのでしょうか。・・・・・・・・・・5

Q.4-5 ４（１） について，「財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上

等により信用力を強化する」とありますが、具体的にはどのような財務状況が期待されているのでしょうか。 5
Q.4-6 4 (1) の「資産負債の状況（経営者のものを含む。）」における、経営者の資産負債の状況の開示・説明は、経営者が保証人になっていない場合でも必要でしょうか。 6
Q.4-7 4 (1) について、「正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する」とありますが、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。 6
(経営者保証に関するガイドライン研究会 2015)

以上が、ガイドラインにおける、いわゆる「入口対応」と呼ばれる、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」の全容であるが、ガイドラインの適用についての実務的課題としては、「本ガイドラインの及び本ガイドライン Q&A」の記載だけでは、具体的事例に則した判断基準が明確でない」という問題点が既に指摘されている(ファミリービジネス白書企画編集委員会.2015,159)。

実際の適用にあたっては、東京都信用保証協会が作成した「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート、及び日本公認会計士協会が公表した、「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について、その手続きが詳細に記されている。

9 . 4 . 1 東京都信用保証協会による「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート

東京都信用保証協会は、ガイドラインを適用する中小企業向けに、経営者保証ガイドライン対応保証を設け、その適用にあたっては、財務要件（自己資本比率 20%以上、使用総資本事業利益率 10%以上、インタレスト・カバレッジ・レーシオ 2.0 倍以上）を満たすとともに、以下の書式を保証協会宛に提出することを求めている。

- | |
|--|
| <p>様式 1 「経営者保証ガイドライン対応保証」申込人資格要件申告書</p> <p>様式 2 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート</p> <p>様式 3 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件等状況報告書</p> |
|--|

この書式のうち、ガイドラインの具体的適用要件を示しているのが、の様式 2 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートである。ここでは、以下の4つの点において、ガイドラインの充足が求められ、(1) ~ (3) のそれぞれの項目に関して、

外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）による検証が必要とされている。

<p>(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。</p> <p>(2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが，社会通念上適切な範囲を超えていない。</p> <p>(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。</p> <p>(4) 財務要件</p>
--

このうち，(1) と (2) 及び，(3) において必要とされている手続については，それぞれの専門家ごとに必要とされる検証手続の内容が異なっている。これを公認会計士と税理士についてまとめれば，以下の様になる。

[表9-2：「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートと外部専門家の関わり (1 / 2)]

該当項目	公認会計士	税理士
<p>(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。</p> <p>(ないし の項目に関して満たしている必要あり)</p>		
<p>取締役会の適切な牽制機能の発揮のため，取締役または監査役が親族以外の第三者から選任され，当該第三者が取締役会に出席し，開催している。</p>		
<p>役員報酬の決定プロセスのルール化，社内監査体制の確立等に対し外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証がなされている。</p>	<p>外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写）</p> <p>：AUP（日本公認会計士協会 2015）</p>	<p>外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写）</p> <p>：日本税理士会連合会による報告書様式の定めなし。</p>
<p>(2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが，社会通念上適切な範囲を超えていない。</p> <p>(いずれか一つの項目を満たしている必要あり)</p>		
<p>役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的な水準を上回っていないことについて外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証がなされている。</p>	<p>外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写）</p>	<p>外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証を受けたことを示す報告書（写）</p>

<p>事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない，経営者が個人として消費した費用（飲食代等）について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士等）の検証がなされている。</p>	<p>：AUP（日本公認会計士協会2015）</p>	<p>：日本税理士会連合会による報告書様式の定めなし。</p>
--	----------------------------	---------------------------------

（松崎2015b）

「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート

1. 申込人資格要件 申込人

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書、資産台帳等の申込人の所有を証明する書類	
②	本社・工場・営業車等の営業用資産の全部または一部を申込人以外の者(経営者含む。)が所有しているが、申込人から適切な賃料が支払われている。	賃貸借契約書(写)	
③	法人税法を根拠とする同族会社でない。	確定申告書(決算書)の別表二「同族会社の判定に関する明細書」(写)	
④	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	
⑤	取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役または監査役が親族以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催している。	定款および取締役会議事録(写)	
⑥	役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的な水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
②	事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
③	申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。

以下①～⑥のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	確認書類	該当
①	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト	
②	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	全国信用保証協会連合会または日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト及び会計割引制度の利用に関する確認・同意書	
③	会計参与設置会社	会計参与を設置している登記を行った事項を示す書類	
④	金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書(写)	
⑤	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面(写)	
⑥	申込金融機関の内部基準等に基づき「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断できる。	「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

(4) 財務要件

無担保無保証人要件は、①を充足し、かつ②又は③のいずれか1項目を充足している。

有担保無保証人要件は、以下の①から③の項目のうち、いずれか1項目以上を充足している。

(右端・該当欄に○をしてください。)

	該当項目	基準	該当
①	自己資本比率	20%以上	
②	使用総資本事業利益率	10%以上	
③	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	

(資格要件算出根拠・・・平成 年 月期決算)

(金額単位:円)

① 自己資本比率 = $\frac{\text{純資産の額}}{\text{純資産の額} + \text{負債の額}} \times 100$
 % = ÷ (+) × 100

② 使用総資本事業利益率 = $\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産の額}} \times 100$
 % = (+) ÷ × 100

③ インタレスト・カバレッジ・レシオ = $\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$
 倍 = $\frac{\text{} + \text{}}{\text{} + \text{}}$

9.4.2 日本公認会計士協会による「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」

平成 26 年 9 月 3 日、日本公認会計士協会は、中小企業支援対応プロジェクトチームによる報告として、「「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」を公表した。本報告は、「(1)の「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートのうち、「(1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離」において、主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやり取りを社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努めること、また、こうした整備・運用の状況について公認会計士等の外部専門家による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい」とされていることに関連して、ガイドラインの上記「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」及びQ & Aの関連項目(Q4 - 1からQ4 - 4)に基づいて公認会計士等の検証に関して合意された手続の業務を行う際の手続を例示する」ものであり、「具体的には、公認会計士等は、本報告に例示される合意された手続契約書を債務者である会社等と締結し、その契約の中で規定され、また、合意された手続実施結果報告書に記載される手続となることを想定」されているものである(日本公認会計士協会 2015b)。

合意された手続業務(以下、AUPという)は、「保証業務における証拠収集手続と類似した手続が業務実施者により実施されるものの、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することを目的とはしておらず、保証業務とはその性質を異にするものであり」、合意された手続実施結果報告書(以下「実施結果報告書」という。)には、以下のような特質がある。

- ・ 合意された手続業務が保証業務と誤解されないよう、実施結果報告書において保証業務ではない旨が明瞭に記載される。
- ・ 手続の目的等を知らない者に、手続実施結果を誤用されないよう、実施結果報告書は、手続の目的等を十分に理解し、実施された手続に合意した関係者のみに配布及び利用が制限される。

(日本公認会計士協会.2015c,1 2)

具体的な検証手続(抜粋)と、実施報告書のサンプルは、以下の通りである。

(1) 主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離していること

要点	実施する手続の例	手続結果及び発見事項の記載例																				
1-1 法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分する必要性を認識している。	経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識している旨の確認書を取得する。	経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識していることに関する確認書を取得した。																				
1-2 法人の事業活動に必要な本社・工場等の不動産について法人所有としている。	法人の事業活動に必要な本社・工場等の不動産が法人所有となっていることを会社役員又は担当者に質問し、不動産登記簿謄本と突合する。	<p>【実施する手続（左記）】を実施した。</p> <p>その結果、不動産登記簿謄本によれば、法人の事業活動に必要な下記の工場建物、工場土地、本社建物は法人所有になっていたが、本社敷地は個人所有であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>××</td> <td>工場</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>××</td> <td>本社</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>××</td> <td>工場</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>××</td> <td>本社</td> <td>経営者</td> </tr> </tbody> </table>		所在地	用途	所有者	建物	××	工場	法人	建物	××	本社	法人	土地	××	工場	法人	土地	××	本社	経営者
	所在地	用途	所有者																			
建物	××	工場	法人																			
建物	××	本社	法人																			
土地	××	工場	法人																			
土地	××	本社	経営者																			
	法人が納税義務者となっているか固定資産評価証明書と突合する。	<p>【実施する手続（左記）】を実施した。</p> <p>その結果、固定資産評価証明書によれば、下記不動産は法人が納税義務者となっていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>用途</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>工場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>本社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>工場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所在地	面積	用途	摘要	建物	××	××	工場		建物	××	××	本社		土地	××	××	工場	
	所在地	面積	用途	摘要																		
建物	××	××	工場																			
建物	××	××	本社																			
土地	××	××	工場																			
1-3 法人の事業活動に必要な営業車等その他の資産は法人所有としている。	法人の事業活動に必要な営業車等が法人所有となっていることを会社役員又は担当者に質問し、車検証等と突合する。	【実施する手続（左記）】を実施した。 その結果、法人の事業活動に必要な営業車等が法人所有となっていた。																				

[図 9-4：「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について（抜粋）]

上記[図 9-4]に示された検証手続を経て、以下 2 点の検証が終了したことになる。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- (2) 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。

そのうえで、実施報告書が発行されるが、検証手続の結果を報告する「合意された手続実

施結果報告書」は以下の様な様式となっている。

[図 9-5 : 合意された手続実施結果報告書サンプル]

(報告書の例を添付)	
合意された手続実施結果報告書	
平成×年×月×日	
株式会社	
取締役会 御中	
	監査法人
	代表社員 印
	社員 印
	(注 4)
<p>当監査法人(注5)は、〇〇株式会社(以下「会社」という。)からの依頼に基づき、平成×年×月×日付「合意された手続契約書」において会社との間で合意された以下の手続を実施した。</p> <p>この合意された手続は、「経営者保証に関するガイドライン」及び「『経営者保証に関するガイドライン』Q & A」に基づき、会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」について、「合意された手続契約書」に規定された手続の範囲を限度として実施した結果を報告することのみを目的として実施したものである。</p> <p>1. 当監査法人(注5)は、経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識している旨の確認書を取得した。</p> <p>2</p> <p>上記手続を実施した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 上記1の事項については、確認書により経営者が法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分することの必要性を認識している旨の回答が得られた。</p> <p>(2)</p> <p>上記手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人(注5)は、会社の「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」について、いかなる評価や結論の報告も、また保証も提供することもしない。もし当監査法人(注5)が合意された手続以外の更なる手続を実施した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。</p> <p>なお、この報告書は会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」について「合意された手続契約書」に規定された手続の</p>	

範囲を限度として実施した結果を報告するためにのみ作成されたものであり、経営者保証の要否等に関する融資条件についての意見を述べるものではなく、経営者保証を融資条件に付すか否かに関しては、債権者が与信手続において判断すべきものである。

本報告書は、その他のいかなる目的にも使用してはならず、当監査法人が同意した場合を除き会社以外への配付もしてはならない。

会社と当監査法人又は代表社員及び社員(注5)の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。(注6)

以上

「合意された手続」及び「調査結果項目」が多岐にわたる場合は、これらを添付書類として示す方法によることも可能である。

(注1) 受任者が公認会計士の場合は、以下とする。

公認会計士 ○ ○ ○ ○ 及び公認会計士 ○ ○ ○ ○

(注2) 当該部分は必要に応じて記載する。

(注3) 受任者が公認会計士の場合は、以下とする。

○ ○ ○ ○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○ ○ ○ ○ 印

(注4) 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、以下とする。

○ ○ ○ ○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○ ○ ○ ○ 印

(注5) 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注6) 当該部分は必要に応じて記載する。

なお、AUPによる外部専門家の検証手続については、日本公認会計士協会が示したものであり、日本税理士連合会等、他の外部専門家団体からは、同様の手続きが明示されていない。しかし、AUPは公認会計士の独占業務ではないため、実際の適用に際しては、税理士等の外部専門家も、AUPに準じて検証手続及び実施報告書を発行することになると思われるが、この点については実務の習熟を待つほかないと思われる。

一方で、適時適切に財務情報が提供されている。という点に関する検証は、中小会計要領・中小指針に関するチェックリスト、会計参与、公認会計士による監査報告書、税理士法33条の2に規定する添付書面のいずれかに該当すれば良い。という内容になっており、税理士・公認会計士による広範な保証の枠内において、信頼性を付与するものとされている。

[表9-3：「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シートと外部専門家の関わり
(2/2)]

該当項目	公認会計士	税理士
(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。 (いずれか一つの項目を満たしている必要あり)		
財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	×：日本公認会計士協会作成のチェックリストなし	：日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト
財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	：全国信用保証協会連合会制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト及び会計割引制度の利用に関する確認・同意書 ²	：全国信用保証協会連合会または日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト及び会計割引制度の利用に関する確認・同意書 ²
会計参与設置会社	会計参与を設置している登記を行った事項を示す書類 ：会計参与の行動指針（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 2006）	
金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	：公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写）	×：公認会計士の独占業務
税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	×：税理士の独占業務	：税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面（写）

(松崎.2015b)

なお、日本公認会計士協会では、当該項目の検証に関し「中小企業では、中小企業のための一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成することがありますが、この場合、「財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」のうち計算書類の信頼性に関する検証として、特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査を行うこと等が考えられます。」(日本公認会計士協会.2015b,2)とし、監査による保証を想定しているものの、中小企業においては、税理が顧問税理士と多く関与しており、新たに独立した監査人として公認会計士による監査証明を得ることは、コスト・ベネフィット等の問題から困難であり、その担い手の多くは、税理士であり、手段としては税理士による広範な保証(中小会計要領・中小指針に関するチェックリスト、会計参与、税理士法33条の2に規定する添付書面)によるものと思われる。

9.5 ガイドライン適用が中小企業金融に与える意義と課題

中小企業の会計と金融は密接に関係しているものの、「他方、中小企業は経営基盤や財務基盤が概して強固ではないため、その活力を引き出すには、中小企業自らが経営の透明性を高め、適時適切に情報開示を行い、金融機関に経営状況を相談しながらアドバイスを受けることで、自らの経営課題に気づき解決していくといった取組みを通し、経営の高度化を図っていくことが重要である。」(中小企業における個人保証等の在り方研究会.2013,6)との指摘がなされている様に、最終的には経営者自身が会計を活用し、自社の財務基盤を強くし、会計で会社を強くする。という発想がなければ、会社資金が必要な際に、経営者の個人保証に頼らずとも資金調達ができる。という趣旨の達成は不可能であろう。すなわち、中小企業の経営というのは、「本質的にはキャッシュ・フロー経営」であり、「経営者としては金融機関の借入に依存」し、「資金繰りがつかなければ取引が困難になり、事業の信用を失って、立ちいかなくなる」ため、「中小企業・小規模事業者にとって、金融機関との良好な関係は、企業の存在にも関わる極めて大事」(北川2015, 48)だからである。

9.5.1 ガイドラインの活用実績

金融庁が公表した、平成27年9月までの実績によれば、新規融資のうち、ガイドラインの「入口対応」により、新規に無担保で融資した件数(ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)、経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数が新規融資件数に占める件数の割合は、民間金融機関においては、平成27年4月～9月までの累計実績で

11.43%，政府系金融機関においては，平成26年2月～9月までの累計実績で22%と必ずしも高い数値ではない。特に，民間金融機関においては1割程度までしか普及していないという点は，今後の大きな課題といえよう。

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 (平成27年4月～9月実績)

	平成27年4月～9月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	204,205
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	256
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	13,663
④ 合計【④ = ①+②+③】	218,124
⑤ 保証金額を減額した件数	7,520
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	107
⑦ 新規融資件数	1,789,367
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	11.43%

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫268金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合155組合(全国信用組合連合会を含む)の合計562機関。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
 (注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。

[図 9-6 : 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績]

政府系金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 (平成26年2月～27年9月実績)

	平成26年2月～9月				平成26年10月～27年3月				平成27年4月～9月				平成26年2月～27年9月 累計件数	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
新規に無保証で融資した件数・金額 (ABL等を活用し、無保証で融資したものは除く)	9,428	9,107	1,179	1,138	9,115	7,781	1,519	1,297	11,259	8,957	1,877	1,493	29,802	25,845
経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数・金額	17,249	1,990	2,156	249	14,486	1,455	2,414	242	15,561	1,552	2,594	259	47,296	4,997
保証契約を解除した件数・金額	2,853	2,503	357	313	2,815	2,568	469	428	1,858	1,755	310	293	7,526	6,826
合計	29,530	13,600	3,691	1,700	26,416	11,804	4,403	1,967	28,678	12,264	4,780	2,044	84,624	37,668
(融資金額に占める割合 ^(※3))	-	-	(19%)	(25%)	-	-	(22%)	(29%)	-	-	(25%)	(33%)	(22%)	(28%)

	平成26年2月～9月		平成26年10月～27年3月		平成27年4月～9月		平成26年2月～27年9月 高関件数
	16月累計 件数	16月累計 金額	16月累計 件数	16月累計 金額	16月累計 件数	16月累計 金額	
ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	21	3	27	5	28	5	76

※1 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約、ABL及び資本性融資ローン等という。
 ※3 「融資金額に占める割合」とは、日本政策金融公庫(四半生計発表)の個人向け融資額を総対して算出した割合をいう。

[図 9-7：政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績]

また、融資残高で考えた場合には、実際には新規融資よりも、既存の融資に関して既に経営者保証が付されているものを解除することが重要と思われるが、この実態を示す保証契約を解除した件数は、民間金融機関では平成 27 年 4 月～9 月までの累計実績で 13,663 件、政府系金融機関においては、平成 26 年 2 月～9 月までの累計実績で 7,526 件であり、それぞれを新規融資件数で除すと、民間金融機関は約 0.8%、政府系金融機関でも約 2.0% 程度であり、既存融資に関する保証解除はほとんど進んでいないことが推察される。

9.5.2 入口対応におけるガイドラインの活用事例

金融庁は、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（金融庁 2015）を公表し、この中で有用な事例を公表している。いわゆる入口対応として公表されている事例は、以下のとおりである。

・ 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

1. 事業計画の実現可能性等を考慮して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 1
2. 経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 2
3. 他の金融機関と協調して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 3
4. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 4
5. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 5
6. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 6
7. A B L 等の代替手法も検討したが、結果として経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 7
8. 今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 8
9. 海外進出企業に対して経営者保証を求めなかった事例 信用金庫・・・P 9
10. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し対応した事例 信用組合・・・P 10
11. 適時適切な情報開示が実現したため経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 11
12. 在庫の特性を踏まえ A B L を活用して経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 12
13. 再生手続中の法人に対し経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 13
14. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 14
15. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで経営者保証を求めなかった事例 地域銀行・・・P 15
16. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例 主要行・・・P 16
17. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例（1） 地域銀行・・・P 17
18. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例（2） 地域銀行・・・P 18
19. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例 その他の金融機関・・・P 19

（金融庁 2015）

この事例集に記載されている事例から、専門家の検証手続に関して抜粋したものが、以下の[表 9-4]である。

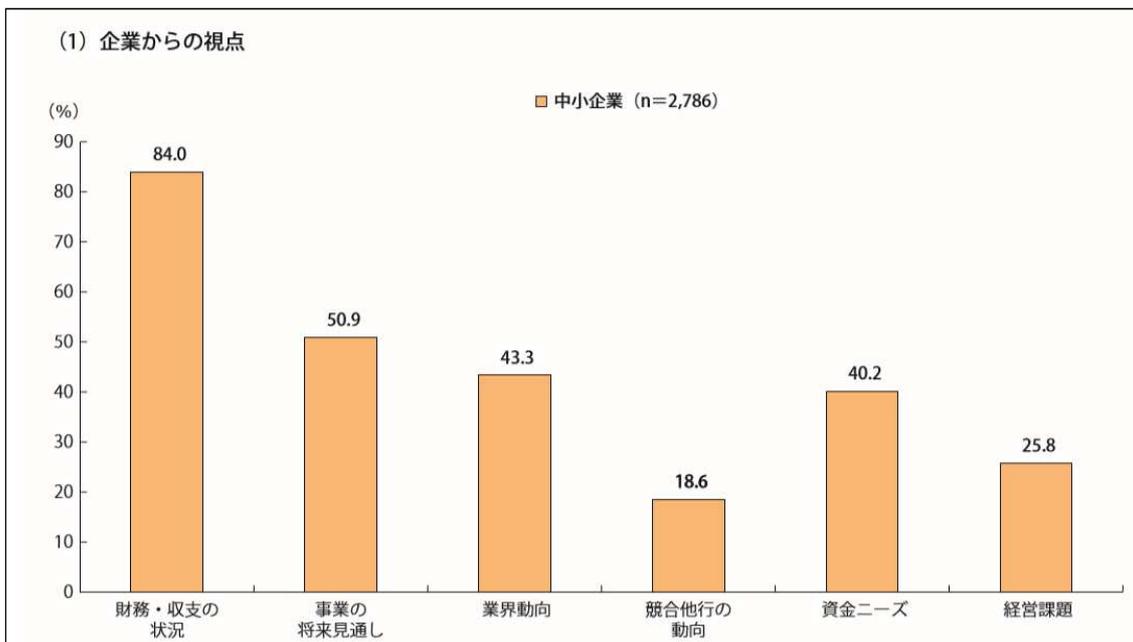
[表 9-4：ガイドライン事例集に記載されている会計との関わりと専門家の検証手続

事例	会計との関わりと専門家の検証手続
1	<p>計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること</p> <p>毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること</p>
2	<p>決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること</p> <p>四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能なこと</p>
4	<p>当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること</p> <p>情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること</p>
5	<p>本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること</p> <p>年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること</p>
6	<p>当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること</p>
7	<p>今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること</p>
9	<p>事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること</p>

	決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
16	試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること
18	保証契約における特約条項の主な内容 財務状況等の報告：毎月の試算表ならびに毎月の金融機関別残高一覧表の提出

(金融庁 2015 をもとに、筆者作成)

これによれば、公認会計士の監査(事例1)や、中小会計要領のチェックリストの提出(事例2,3)といった、決算書に外部専門家による信頼性が付与されている場合に加え、全ての事例において、いわゆる月次試算表の提出による適時・適切な開示が評価されている。これは、中小企業が金融機関に提供している情報としてトップ(84.0%)となっている「財務・収支の状況」とも合致する。



[図 9-8：企業が金融機関に提供している情報]
(中小企業庁.2016, 第 2 - 5 - 45 図)

金融機関にとっては、決算書の信頼性もさることながら、タイムリーで正確な月次試算表の提示による、良好なリレーションシップの構築が経営者保証に依存しない融資の実行が、金融機関に取り、必須の条件のひとつであることが事例からは読み取れる。月次試算表は正式な決算書ではないが、期中管理による中小企業会計ルールを活用が、金融機関との良好なリレーション構築のために、今後益々重要になっていくであろう。

9.5.3 近時の民法改正の動向

平成 27 年 3 月 31 日に国会に提出された、民法改正案（改 465 の 6）によれば、第三者保証を行う際には、以下の様に、保証契約締結の 1 ヶ月以内に公正証書で保証契約を締結が必要であり、実質的に第三者による保証を求めることを求めない融資慣行を確立すべく法改正が予定されているところである。

第三目事業に係る債務についての保証契約の特則

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。）主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ 根保証契約主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

（法務省.2015）

ガイドラインには法的拘束力がないため、民法の改正が実現すれば、経営者の保証に関する問題は法律による後ろ盾を得ることになり、最終的な解決が図られるものと思われるが、「民法改正論議では、当初「保証人の原則禁止」という方向もあったようだが、改正案では個人保証は一部制限という内容になった。一部制限とは、公正証書に保証人となる意思を残せば、例外として第三者保証を認める、法人の取締役、過半数の議決権を持つ株主、は

保証制限の対象外、経営者の配偶者（事業に従事）、となっている（2015年3月31日国会提出「民法の一部を改正する法律案」第465条等）。個人保証については、その負担の減少が進んできたが、第三者でも、公証人役場で保証意思確認の証明書をとれば、保証人になれること、保証制限の対象外の人物が特定された（経営者、経営者の配偶者（事業に従事）、取締役、過半数の株主）から、従来から金融機関が採用してきた保証人徴求の方法と個人保証重視方針が、あまり変化しない可能性もある。第三者保証の場合、公証人役場で証明をとる事務負担が増えるという課題もある。先の「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者保証の負担軽減を謳っているが、民法改正は、むしろ個人保証に抛り処を与えているような印象もある。第三者保証については保証徴求の要件を定めているほか、経営者本人保証については特段の規定がなく、禁止とはなっていないのである。今後、実務上の混乱が懸念される。」（村本.2015,35-36,下線は筆者）との見解もある。

一方で、民法改正案（改465の10）は、以下の様に主たる債務者に対して、財産及び収支の状況に関する情報提供の義務を課しており、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。としている。

第四百六十五条の十 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

（法務省2015：下線は筆者）

つまり、主たる債務者（通常は中小企業）から、財産及び収支の状況に関する情報提供を適正に受けなかった場合、債権者（通常は金融機関）は、保証人への請求ができないことになる。これは、「主債務者がその財産の状況等についての情報提供義務を負うのは、主債務者が事業のために負担する債務についての保証を委託する場合としている。事業のために

負担する債務は多額になりがちであるから、保証人が保証をするかどうかを判断するに当たり、主債務者が返済することができるかどうかに関する情報が重要であると考えられるからである。他方、当事者の属性に着目して説明の有無などにかかわらず当事者の合意の効力を否定するという強力な規制ではなく、保証人が自律的な判断をするために必要な基盤を整備するものにとどまることから、貸金等債務に限らず、事業のために負担する債務についての保証を委託する場合には情報提供義務を負うこととしている。」(法務省・法背審議会・民法(債権関係)部会 2013,13)からであり、「第三者詐欺に関する九十六条二項と同様の考え方」(大久保 2015,128)となっている。

このような民法改正の経緯をみれば、改正民法施行後は、金融機関が中小企業に対して融資を行う際、保証人からの取消権行使を防ぐ観点から、財産及び収支の状況、すなわち、中小企業から提供される財務諸表については、一定程度の信頼性が付与されたものを徴求し、いわゆる粉飾決算がないことを確認する手続が融資審査上必要とされるものと思われ、中小企業の会計と金融の接点は、益々重要なものとなるであろう。

いずれにしても、ガイドラインが目標とする、経営者の個人保証を必要としない融資慣行の確立は慣行であり、改正民法(改 465 の 10)による保証人への情報提供義務は、当事者の属性に着目して説明の有無などにかかわらず当事者の合意の効力を否定するという強力な規制ではなく、保証人が自律的な判断をするために必要な基盤を整備するものである以上、相当数の中小企業において個人保証を必要としない融資が当たり前に実行する様になって、初めてその趣旨を達成できるものである。ガイドラインの普及・確立には民法改正等の制度の充実に加え、中小企業経営者と金融機関、そしてガイドラインの適用を支援する外部専門家(税理士・公認会計士等)の連携が、今後極めて重要であるといえよう。

9.6 ガイドラインとわが国における中小企業の財務諸表に対する保証の類型

ガイドラインの適用に当たり、公認会計士や税理士が提供する検証業務は、ガイドライン制定時点で両者が実施していた実務の中から有用であると思われるものを選択しており、その内容は様々である。たとえば、公認会計士は合理的保証である特別目的の財務諸表に対する準拠性監査を用いなくても、コストや時間をかけず、また何らの保証責任を負わない中小会計要領のチェックリストの提出による対応が可能となっており、税理士においては、日本税理士会連合会において、法人と経営者個人のやり取りに関する報告書の書式や、対応すべき指針などが存在しないまま、実務上 AUP に準拠した報告書を作成し対応していると思われるなど、様々な問題点が存在し、今後、わが国の中小企業における保証関連業務の担い手は公認会計士なのか、税理士なのかといった問題や、具体的な検証業務の保証の枠組みへの位置づけをどう整理していくかなど、中小企業に対する保証のあり方という点では、ガイドラインの制定により、今後の大きな課題が示されたものといえよう。

[表 9-5 保証業務と非保証業務の概要とガイドラインに示された検証手続]

	保証業務		非保証業務		
	合理的保証	限定的保証	保証関連業務		その他
			AUP	コンピレーション	
業務実施者 (監査人又は会計士) の意見表明	証明業務 (アサーションに対する証明), 直接報告業務 いずれも監査人が主題 に対し意見表明する	同左	責任当事者 との間で合意した手続 を実施し, 発見事実 だけを報告 (ファクト・インテ ィグス)し 意見表明し ない	財務諸表の 作成であり, アサー ションの検 証をしない ので意見表 明しない	コンサルテ ィング等 あるので意 見表明はな い
証拠	直接証拠を 含むすべての 証拠	間接証拠	直接・間接 いずれの証 拠もある	NA	NA
業務リスク	大	中	小	同左	NA
倫理規定 (独立性) の適用	あり	同左	同左	同左	NA
典型業務	監査(財務 諸表, 内部統 制)	レビュー			コンサルテ ィング
ガイドラインに示され た公認会計 士の検証手 続	公認会計士 または監査 法人の監査 を受けたこ とを示す監 査報告書		外部専門家 (弁護士, 公認会計 士, 税理士 等)の検証 を受けたこ とを示す報 告書(写)	「中小企業 の会計に関 する基本要 領」の適用 に関するチ ェックリス ト, 会計参与	
ガイドラインに示され			外部専門家 (弁護士,	「中小企業 の会計に関	税理士法第 33条の2

た税理士の 検証手続			公認会計 士，税理士 等)の検証 を受けたこ とを示す報 告書(写)	する指針」 及び「中小 企業の会計 に関する基 本要領」の 適用に関す るチェック リスト,会計 参与	第1項に規 定する計算 事項等を記 載した書面 (写) ³
---------------	--	--	---	---	--

出典：(竹原.2014,96)をもとに筆者加筆

9.7 結論

わが国の中小企業においては、従来からも、そしてこれからも財務諸表監査は義務付けられておらず、任意監査により対応することとなっている。日本公認会計士協会は平成26年4月、「監査基準委員会報告書800及び805」を公表した。ここでは、わが国において中小企業が拠るべき会計基準である中小会計指針および中小会計要領は、特定の利用者のニーズを満たすべく、特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表、すなわち特別目的の財務諸表であり、また、適正表示を達成するための追加的な開示要求の明示的な規定がある又は黙示的に追加開示の必要性が認識されているかという、適正表示の枠組みの定義を満たさないため、中小会計指針、および中小会計要領は特別目的の財務諸表であり、準拠性監査という形で任意監査が実施できることが示されている(日本公認会計士協会2014,13)。

他方、米国では、正規の監査を受けることが要求されておらず、また、監査に対応するための社内体制の整備や経済的負担に耐えられない中小企業に対し、多くの場合は中小会計事務所が、未監査の財務諸表に監査以外の形で関与し、これに対する損害賠償請求事件が1930年代から存在し、これに対応するため、未監査財務諸表に対する会計業務の内容を検討し、SSARS(Statement on Standards for Accounting and Review Services)に代表される業務基準書が作成されている(弥永2014)。米国の公認会計士が中小企業に対して広く提供しているコンピレーション業務は、保証関連業務として、何らの保証を提供しない非保証業務に分類されるが、「監査は誰に対して何を保証する業務か、という、監査人(会計士)がクライアントの財務諸表に対して、その信頼性を保証するものである。つまり保証の主体は会計士であり、保証の内容は信頼性である。この主体と客体という点から判断すると、監査も、レビューも、コンピレーションも、一定の契約の下に遂行される財務諸表に対する同じ類の業務と見做せる。その違いは、契約上期待される程度の信頼性を付与するために、会計士が業務遂行中に実施する手続範囲と、その内容にある。」(松本

2004,75) のであって,わが国においても,保証の範囲を広義に捉え,中小企業の財務諸表に対しても,レビューやコンピレーションによる信頼性付与が可能となるよう,今後,米国の SSARS に相当する業務基準書の作成も検討していくべきであると思われる。

もっとも,わが国においても,ガイドラインの運用前から,中小企業の財務諸表の計算書類の信頼性を向上させるための取組は存在している。具体的には,「税理士による書面添付制度を利用している」の割合が最も高く 26.1%であり,次いで,「税理士の助言を受けている(22.8%)」,「公認会計士監査を受けている(19.5%)」となっており(中小企業庁 2010,9),わが国においても,未監査の中小企業の財務諸表については既に税理士が積極的に関与しているといえよう。「税理士は,アメリカの 20 世紀初頭に流行した信用監査という融資申請目的での貸借対照表の保証業務に類似したものとして,日本税理士会連合会や T K C を通して税理士によるクライアント・サポートローンを導入している。このように日米間での保証業務に対する取組みの違いだけでなく,会計士と税理士という専門職業職での取り組みの違いは,わが国会計士が本来の監査業務と保証業務を切り分けることなく,両業務間の曖昧さを残したまま,なるべく独占業務としての(公認会計士法第 2 条)1 項業務に含まれるような業務領域を指向していると解される。」(内藤 2015,62)(()内は筆者加筆)のである。

また,かつて,昭和 61 年 5 月に示された商法・有限会社改正試案では,「会計調査人による調査」が提示されており,その後制度の実現には至っていないものの,「中小企業会計基準が整備された今日こそ,有限責任会社としての中小企業の社会的責任(計算公開)を果たすために,中小企業監査制度(会計調査人制度)の現代的意義を再検討する絶好の機会であるように思える。」(河崎 2013,7)とあるように,わが国において,かつて検討された中小企業監査制度も今一度,再検討すべきタイミングに来ているといえよう。この場合においては,「法令等に適合した計算書類の作成(コンピレーション)の担い手は,中小会社の財務書類の作成,会計帳簿の記帳代行その他の財務に関する業務を従来から担当している税理士がこれに当たることが最も適当な措置となるであろう。」「税理士によるコンピレーションの強制は,株式会社として当然に履行しなければならない義務であるといえる。」(武田 2000,11-12)など,公認会計士による財務諸表監査以外による信頼性付与の方向性,とりわけ諸外国において,中小企業の財務諸表に対する信頼性付与として広く用いられている,調整(コンピレーション)業務を,今後ガイドラインにおいて活用することも一考に値するといえよう。

中小指針,中小会計要領といった中小企業の会計ルールが整備されたことに加え,ガイドラインの運用を契機として,公認会計士と税理士が行う検証業務が保証業務としてどのような内容に属するのか,既に存在する信頼性付与の方法と概念整理,ならびにあるべき将来の保証のあり方に関し,実務的要請から,わが国においても,中小企業に対する保証業務の更なる研究を進めると同時に,実務的な対応を構築すべきである。

[注]

- ¹ わが国の中小企業会計と金融の関わりについては、初代中小企業庁長官蛭川虎三も重要な課題として認識しており、「中小企業簿記要領」(昭和24年)、「中小企業経営簿記要領」(昭和28年)といった中小企業向けの経理方式が示されており、また、わが国の近代税制の礎となった、シャウブ勧告(昭和24年)において導入された青色申告制度にも、大きな影響を与えている(松崎2015a)。
- ² これに対する担保措置として、保証料割引制度の適用に当たっては「「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書」(東京都信用保証協会.2015)の提出が要請され、チェックリストに事実と異なる記載があると信用保証協会が判断する場合は、保証料割引を行わないこととし、事実と異なる記載があると信用保証協会が判断するチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人(以下、「税理士等」という。)から提出された場合において、当該税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと信用保証協会が判断するときは、当該税理士等が確認したチェックリストについては、本割引制度の利用を1年間認めないこととする措置が取られている。
- ³ 税理士法33条の2には、税理士が自ら申告書を作成した場合に、計算・整理し、又は相談に応じた事項を記載する1項の業務と、他人の作成した申告書につき相談を受けて新審査した場合に、当該申告書が法令の規定に従って作成されている旨を記載する2項の業務がある。このうち、2項の業務については、「税理士が納税義務者から相談を受けて申告書が租税に関する法令に照らして適法に作成されているかどうかを審査するもので、税理士業務の中の税務相談の範疇に属するものである。これに対し、公認会計士による監査又は証明の制度は、投資家保護を目的とし、企業の財務書類がその財務状況あるいは経営実績を適正に反映しているかどうかを監査し、その結果を証明という形で明らかにするものであって、この他人が作成した申告書の審査に関する書面添付制度とは本質的に異なるものである。」(日本税理士会連合会.2008,133)が、「契約に基づく保証業務ではないが、「審査」という検証行為を伴っている。そして、「法令の規定に従って作成されている旨」の記載は準拠性の「意見」とみなすことができそうである。そのようにみれば、前記の保証業務要件のうち 保証業務手続の厳格性要件 をどこまで満たしているかという疑問は残るが、保証業務としての形式要件は満たしている。」との見解もある。(河崎2015,287)

[参考文献]

- 新しい中小企業金融の法務に関する研究会：新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書，2003.
- 大久保紀彦監修：「民法改正」法案 - 重要条文ミニ解説付き，中央経済社，2015.
- 尾高煌之助・松島茂：幻の産業政策機振法 実証分析とオーラル・ヒストリーによる解明，日本経済新聞社，2013.
- 神森智：中小企業会計と中小企業会計監査 - その史的考察のうえに - ，松山大学創立 90 周年記念論文集，463 - 488，2013.
- 河崎照行：「中小企業の会計」と計算書類の信頼性保証，税経通信 1月号，1-7，2013.

河崎照行 編著：中小企業の会計制度 - 日本・欧米・アジア・オセアニアの分析，中央経済社，2015.

北川慎介：中小企業政策の考え方，同友館，2015.

金融庁：「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集 平成 27 年 12 月改訂版，2015.

経営者保証に関するガイドライン研究会，経営者保証に関するガイドライン，2013.

経営者保証に関するガイドライン研究会，「経営者保証に関するガイドライン」Q&A（平成 27 年 7 月 31 日一部改定），2015.

坂本孝司：KFS 実践と「経営者保証に関するガイドライン」，TKC 会報 2014 年 5 月号，18-21，2014.

“ちいさな企業”未来会議：“ちいさな企業”未来会議（“日本の企業”応援会議～小さな企業が日本を変える～）取りまとめ，2012.

全国中小企業団体中央会：第 4 回中小企業における個人保証等の在り方研究会 資料 1 - 事業者（債務者）からみた個人保証制度について，2012.

武田隆二 編著：中小会社の計算公開と監査-各国制度と実践手法，清文社，2000.

竹原相光：【研究ノート】保証業務及び非保証業務に関する一考察 -合意された手続の実務を中心として-，会計論叢，第 9 号，91-101，明治大学専門職大学院会計専門職研究科，2014.

中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会：中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書，2011.

中小企業における個人保証等の在り方研究会：中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書，2013.

中小企業庁 事業環境部企画課 調査室：平成 22 年度 経営環境実態調査 調査報告書，2010.

中小企業庁金融課：個人保証制度見直しの背景，2014.

鶴田彦夫：中小企業の税務と融資，税務研究会出版局，2005.

東京都信用保証協会：「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート，2014.

東京都信用保証協会：「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書，2015.

内藤文雄：監査・保証業務の総合研究，中央経済社。2015.

蜷川虎三：中小企業と日本経済，弘文堂，1950.

日本公認会計士協会：監査研究委員会報告第 3 号「監査基準委員会報告書 800 及び 805 に係る Q&A」，2014.

日本公認会計士協会：中小企業支援対応プロジェクトチームによる報告「経営者保証に関するガイドライン」における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について，2015a.

日本公認会計士協会：中小企業支援対応プロジェクトチームによる報告「『経営者保証に関するガイドライン』における法人と経営者との関係の明確な区分等に関する手続等について」の公表について，2015b.

日本公認会計士協会：専門業務実務指針 4400 「合意された手続業務に関する実務指針（公開草案）」2015c.

- 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会：会計参与の行動指針，2006.
- 日本税理士会連合会：新税理士法[三訂版]，税務経理協会，2008.
- ファミリービジネス白書企画編集委員会，ファミリービジネス白書[2015年版]，同友館，2015.
- 法務省・法背審議会・民法（債権関係）部会：民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(5)
民法（債権関係）部会資料70A，2013.
- 法務省：「民法の一部を改正する法律案」(平成27年3月31日国会提出)，2015.
- 松崎堅太郎：中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性 - 中小企業経営者と金融機関の
関係性を中心として - ，中小企業会計研究 No.1(創刊号)，41-52，2015a.
- 松崎堅太郎：日本における中小企業の財務諸表に対する保証の現状と課題 - 「経営者保証に関するガイ
ドライン」を題材として - ，日本監査研究学会課題別研究部会 特別目的の財務諸表の保証業務に関す
る研究 中間報告 ，21-27，2015b
- 松崎堅太郎：わが国中小企業の財務諸表に対する保証業務のあり方に関する一考察～特別目的の財務諸
表に対する準拠性監査の導入を契機として～，現代監査 No.25,171-181，2015c.
- 松本祥尚：特集 会計上の対立する概念-8つの視点 監査/レビュー/コンピレーション，企業会計，
56巻第1号,72-79，2004.
- 村本孜：民法改正と個人保証 議論の整理：中小企業金融との関連において ，成城大学経済研究
所研究報告 71，2015.
- 弥永 真生：論説 中小会社の計算書類の信頼性の確保(1) - アメリカ(1) - ，筑波ロー・ジャーナル
16号,37-61，2014.
- 吉野直行・渡辺幸男：信金中央金庫寄付講座 中小企業金融論 第2巻 中小企業の現状と中小企業金
融，慶應義塾大学出版，2006.

第10章 終章 わが国における中小企業の財務諸表の信頼性付与の方向性

10.1 はじめに

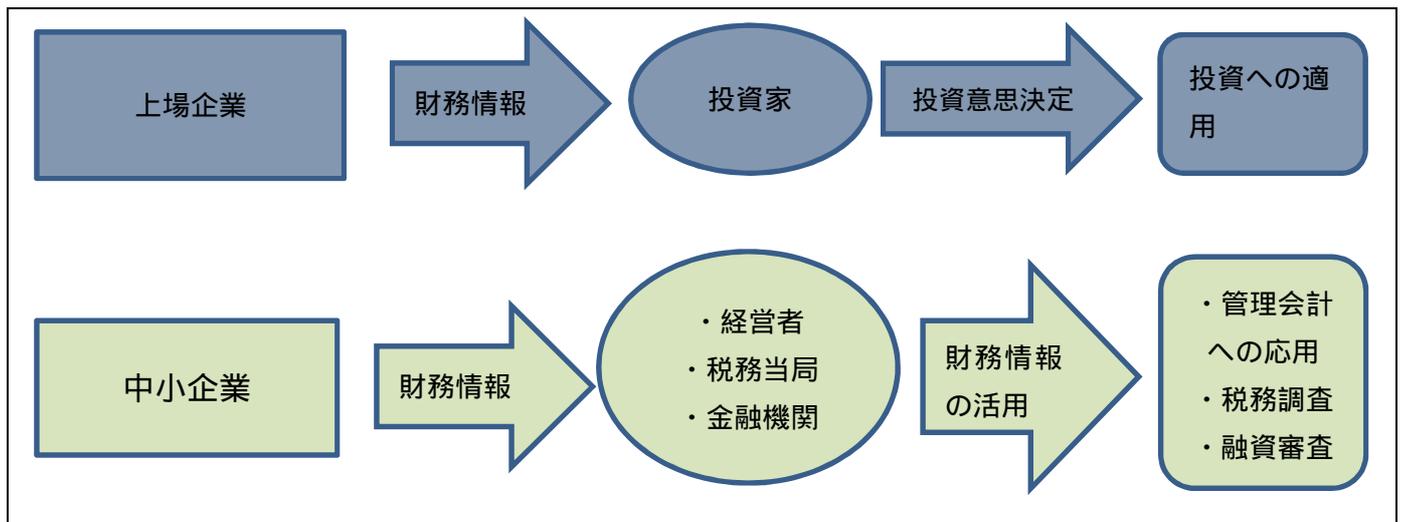
前章までにおいて、わが国においては実務が先行する形で、中小企業の財務諸表に対する信頼性が、職業会計人（税理士・公認会計士）により行われている事実を概観してきた。しかし、わが国においては、未だ「任意で提供される監査業務・検証業務・レビュー業務・合意された手続業務、さらには、調整業務といった会計士の専門業務を比較優位に提供させるための社会的に対抗力のある行動規範が体系的に整理されていない」状態であり、「このため、今後、保証業務の枠組みのなかで、どのような監査・証明対象に、どの業務を対応させるべきかの指針となるべき、体系化された監査・証明業務に関する指針、さらに進んで会計業務やコンサルティング業務に対しても、自主規制団体としての指針作成が必要になると思われる。」（松本・2016、100）との指摘がなされ、その対応は諸外国に比べて遅れたものとなっている。

また、確定決算主義を採用するわが国においては、会社法の規定に従い、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った財務諸表（中小企業の場合には、会計要領や中小指針が相当）を作成し、そのうえで税務当局へ確定申告書と決算書を提出しなければならず、税制面においても、中小企業において広く浸透している青色申告制度においても、同趣旨の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った財務諸表の作成が法人税法上要請（法人税法第22条第4項）されている。

以上の様な背景から、専門家の関与がないまま、中小企業が自ら財務諸表と確定申告書を作成するのは実務的に難しく、全企業の8割程度に職業会計人である、税理士が関与しているという実態がある。すなわち、米国の会計とレビューサービス基準書第21号により明確化された、財務諸表のプレパレーション（会計業務）についても、わが国の中小企業のほとんどは、税理士という専門家の職業的判断を経て財務諸表を作成しているのであり、財務諸表のプレパレーション（会計業務）については、既に実質的に実施しているということがいえる。しかし、実務として、実質的に米国におけるコンピレーションや財務諸表のプレパレーションを実践していることと、広く社会的に職業会計人の役割が認知されていることとは、全くの別問題として議論すべきであろう。

10.2 わが国における上場企業と中小企業の財務情報の活用の違い

中小企業のステーク・ホルダー（利害関係者）は、主として経営者・税務当局・金融機関であるが、上場企業と異なり、財務情報の活用には以下の[図10-1]の様な違いがある。



[図 10-1: 上場企業と中小企業における財務情報の活用の違い]

すなわち、上場企業においては、財務情報はダイレクトにそのまま投資家の投資意思決定に利用されるのに対し、中小企業の場合は、財務情報が経営者、税務当局、金融機関といった限られたステーク・ホルダーそれぞれにおいて、経営者であれば管理会計への活用、税務当局であれば税務調査の基礎資料、金融機関であれば融資審査の基礎資料として、ステーク・ホルダーそれぞれの立場において活用するための、基礎資料となっている。つまり、上場企業と異なり、ダイレクトに財務情報は活用されない。そのため、中小企業の財務諸表はステーク・ホルダーにとっては、基礎資料としての「一応の確かさ」を求めているといえる。ここに、監査やレビューといった保証業務ではないにも関わらず、コストが安いという理由以外において、諸外国において調整業務が広く活用されている理由があると思われる。一方で、実務で広く広まり、活用されているのであれば、「実務上の慣行」として浸透しており、とりわけ基準書等の整備は必要ないのではないか。との意見もあろう、しかし、「未知の領域にある情報にある情報に直面する必要性に迫られたとき、ともすれば会計士がこれらの情報に何らかの形で関与すること自体を保証業務ととらえる様な「保証のひとり歩き」を招くことは、避けなければならない」（岸 1999, 143）のであって、中小企業が、とりわけその命運を左右する、金融機関からの資金調達という場面において、職業会計人が実施する保証業務の拠りどころとなる基準書が存在しない。というわが国の現状は、諸外国の実例をみても容認されるものではなく、また、わが国における中小企業の財務諸表、とりわけ小規模企業に対する保証に関する、会計調査人制度等の歴史的検討過程をみても、中小企業の育成、あるいは職業会計人制度の社会的役割という観点から、現状のまま将来も容認され続けることは、決して有用ではないと考えられる。

10.3 ISRS と SSARS を参考としたわが国の保証のあり方の検討

米国の会計とレビューサービス基準書第 21 号は、コンピレーション（レポーティング業務）と、財務諸表のプレパレーション（会計業務）との間に明確な線引きをしたものであるが、米国では、財務諸表のプレパレーションであっても、専門家判断が要請されている点に最大の特徴がある。つまり、米国における実務に則して、より会計士が関わる有用性を明確にし、中小企業の財務諸表に専門家の判断が介在することで、より広く信頼性が付与されることを目的としたものであるといえる。わが国においては、税理士が税務業務を通じて税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面を作成する、あるいは、中小会計要領の普及に伴い中小会計要領のチェックリストを作成する実務が「慣行」として既に存在している。これらは税理士、公認会計士の専門家判断を経て、財務諸表とは別の報告書として税務当局、あるいは金融機関へ提出がなされており、レポーティング業務に相当し、実質的にコンピレーションを行っているものと見做すことが出来よう。また、会社法に規定される会計参与制度においては、税理士（税理士法人）、ないし公認会計士（監査法人）が、取締役と共同して財務諸表を作成し、会計参与報告書が財務諸表に添付されることから、まさにレポーティング業務であり、わが国においては、既に各種制度により、法により強制されるまでもなく、実質的にコンピレーションが実務として行われているということがいえよう。この様なわが国の実務的動向は特殊なものではない。たとえば、「米国では、正規の監査報酬を支払う能力がない小規模企業が自らの財務情報について監査の代わりにレビューや調整などを独立会計士に要望し、これらのニーズに応える形で非監査業務が実施された結果、この方面の業務が伸びてきたのである。」（日本監査研究学会保証業務と会計士の責任研究部会 2000, 17）とされており、米国においても、基準書の整備に先立って、とりわけコスト負担能力のない小規模企業における、実務上の要請があり、このニーズに沿う形で、非監査業務に関する基準整備が行われてきたという経緯がある。

また、確定決算主義を採用するわが国においては、会社法の規定に従い、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った財務諸表（中小企業の場合には、会計要領や中小指針が相当）を作成し、そのうえで税務当局へ確定申告書と決算書を提出しなければならず、税制面においても、中小企業において広く浸透している青色申告制度においても、同趣旨の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った財務諸表の作成が法人税法上要請（法人税法第 22 条第 4 項）されている。

先にも述べたように、わが国においても、レポーティング業務は税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面の作成、中小会計要領（中小指針）のチェックリストの作成、会計参与という形で既に存在している。米国の最新の業務基準書である、会計とレビューサービス基準書第 21 号の動向を見ても、中小企業においては多様な保証をニーズに則して提供する必要性があることは明らかであり、かつて検討された会計調査人制度をもとに、もう一度、中小企業の財務諸表に対する保証制度の概念整理と、制度の再構築を検討し、中小企業の財務諸表

に対する信頼性保証という分野についても、国際的に遜色のない制度を作り上げるべき段階に来ているのではないかといえる。

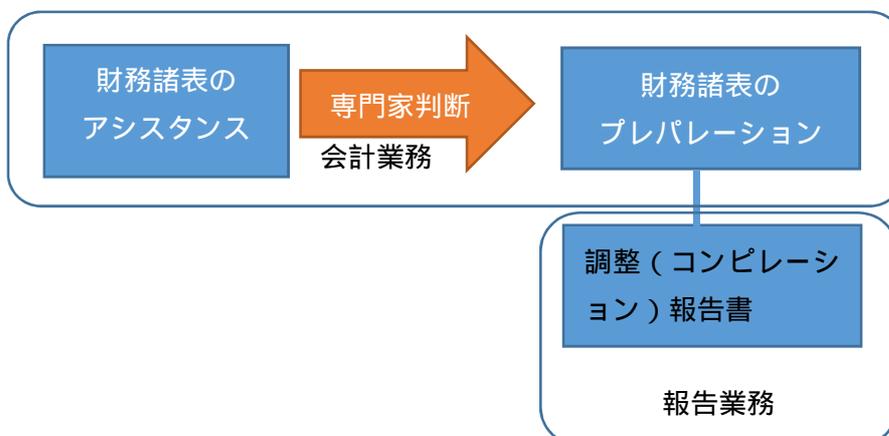
ここで、国際的な動向もふまえ、着目しなくてはならないのは、ISRS4410により、国際的に調整（コンピレーション）業務は、国際標準化へ向けた集約がなされているが、実際には、米国の実務に見られるように、各国における信頼性付与の方法は、さらに細分化がなされているという点である。

[表：10-1 IFAC と AICPA の調整業務とその周辺業務]

	IFAC	AICPA	報告書の有無	専門家判断の有無
調整（コンピレーション）業務	ISRS4410	SSARS21 AR-C 80	○	○
財務諸表のプレパレーション業務		SSARS21 AR-C 70	×	○
財務諸表のアシスタンス業務		SSARS21 AR-C 70 , para.A19	×	×

上記の様に、AICPA では調整（コンピレーション）業務には報告書（調整報告書）が添付されることから、報告業務とし、これ以外の会計（アカウンティング）業務である財務諸表のプレパレーションとの間に、レポート業務とアカウンティング業務の間に明確な線引きを行った点が、大きな特徴である。

また、AICPA では、レポート業務とアカウンティング業務の間に加え、さらに、専門家判断の有無により、財務諸表の作成（プレパレーション）業務と、支援（アシスタンス）業務とも分けている。これを、具体的に図示すれば、以下の様になる。



[図 10-2 : AICPA における会計業務と報告業務の区分]

また、一方で、わが国と同様に税理士と公認会計士（経済監査士）の2つの職業会計人制度が存在するドイツの事例を参考とし、わが国の中小企業に対する保証のあり方を考えた場合、「法制度であれ、慣行的制度であり、何らかの形での「中小企業監査制度」を検討する場合、次の2つの行き方が考えられる。

トップダウン・アプローチ。これは、1つの「監査基準」（大企業向け監査基準）を適用するものの、監査人の心証形成にあたり監査手続を修正（簡素化）するアプローチをいう。

ボトムアップ・アプローチ。これは、大企業向け監査（会計監査人監査）とは区別された中小企業向け監査を構想し、それに固有の監査手続を適用するアプローチをいう。この様な実例をふまえ、わが国における調整業務は、中小企業を中心に広く一般に利用しやすい形で、わが国の風土に合った制度設計が望まれるところである。」（河崎・2016,36）との見解が示されている。中小企業の会計に関する信頼性保証は、中小企業の会計ルールと、中小企業のステーク・ホルダー（利害関係者）が納得してはじめて、一定の保証の枠組みが完成する。すでに、IFAC や AICPA においては、報告（レポーティング）業務においては、調整（コンピレーション）という方法で、また、会計（アカウンティング）業務においては、プレパレーションという方法を用いて、信頼性を付与する方策が打ち出されているところである。また、このような信頼性付与の方策については、中小企業に対して関与している、中小規模の会計事務所において、広く一般的に行われている方法の中から最適と思われるものを基準化し、中小企業にとっても、またそれを支える中小規模の会計事務所においても、コストや手間、さらに時間といった観点から、過重な負担とならないアプローチで基準化がなされているところであり、まさにこのような方法論こそ、ボトムアップ・アプローチに基づく「中小企業監査制度」であるといえよう。

10.4 結論

IFAC や AICPA、あるいはドイツにおける取組を参考にした場合、やはり、会計事務所が中小企業の財務諸表に対して、信頼性を付与しているという意思を第三者に明確に示すという観点から、わが国の職業会計人が行う、中小企業の財務諸表に対する信頼性付与の方法論としては、やはり、報告（レポーティング）業務である調整（コンピレーション）業務がその中核となると思われる。

調整（コンピレーション）業務は、財務情報を対象とする関連業務であり、非保証業務であり、既に諸外国では、中小企業において広く用いられている。さらに、AICPA では、顧客企業の財務諸表の作成プロセスに従い、その業務をより細分化し、業務基準書において明確化している。これは、ISRS4410 にはない視点である。たとえば、単に顧客企業が会計ソフトに入力したデータについては、この段階では何らの専門家判断が介在していない

ため、これは財務諸表のアシスタンス該当するものとし、財務諸表の信頼度という点では、最低レベルの段階にあるとしている。ここに、専門家判断が介在、すなわち、会計ソフトに入力したデータを表計算ソフト等に移行し、財務諸表の形式にすることにより、財務諸表のプレパレーション業務に該当し、ここで初めて職業会計人たる第三者が介在することで、第三者により信頼性が付与されることになる。しかし、財務諸表のプレパレーション業務は、非保証（no assurance）であると同時に、無証明（no attest）業務であることから、外部の第三者からすると、職業会計人の関与の有無を一見して知ることが容易ではない。そこで、専門家判断を加えて作成された財務諸表に、調整（コンピレーション）報告書を付すことにより、非保証（no assurance）ではあるが、証明（attest）業務になる。

以上の様に、調整（コンピレーション）業務は、少なくとも基準上は、単なる計算チェック等に留まらず、専門家判断と専門家による報告書の添付により、外部の第三者に対する証明（attest）業務となっていることから、実務上、有効に活用が可能である限り、理論上は財務諸表に対する一定の信頼性を付与するという点において、有用な制度であるいえよう。ただし、調整（コンピレーション）報告書の質という点については、その担保は、実施する会計事務所の方針（firm policy）による他なく、調整（コンピレーション）報告書の品質は、イコール業務を実施する会計事務所の品質に依存している。ということになるであろう。

また、AICPAのSSARSに見る様に、中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与は、中小企業の主要な利害関係者である、中小企業経営者、税務当局、金融機関との関係性を中心として、実務として実践でき、かつ数多くの中小企業に普及できるレベルのものとして、構築されてきたという側面がある。これは、会計事務所の顧客である中小企業者との間で、コスト負担等の問題をクリアできることが大前提であり、中小企業経営者と会計事務所が合意して実践されてきたものであるということが出来る。すなわち、中小企業経営者が求める保証レベルというものは、そのまま会計事務所に対して、中小企業経営者が求めるSLA(サービスレベルアグリーメント)であるということが出来よう。

一方で、現在のわが国の実務においては、税理士による書面添付制度と中小企業会計に関するチェックリストが、信頼性付与の方策として広く用いられている。中小企業経営者が、税理士に対して抱く期待は、税務当局からの指摘を受けない適正な申告を行ってもらうことである。ここでは、書面添付された税務申告書は、税務当局に対して100%間違いなく提出されていることを期待されているのであり、また税理士は、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命（税理士法第1条）としているのであるから、租税に関する法律の法的要請を満たすことが、最大にして唯一の目的である。わが国においても、かつて、1982年末から開始された法制審議会商法部会（会社法小委員会）における法務省民事局の結論として、「g. 税理士が「監査」業務を行うことの問題点」のなかで、「税理士法

第1条は、税理士は、「独立した公正な立場において」……「納税者の信頼にこたえ」、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とすると定める。」から、「この精神からいうと、税理士業務の遂行は、本来納税者（依頼者）とベッタリであってはならないはずである。」とし、「そのような意味からいっても、同一会社について税理士業務とともに外部監査業務と同一人が行うことは許されてよい。」としている（稲葉・1984, 126）。したがって、納税、すなわち書面添付制度については、独立した立場の税理士が関与していることに加え、中小企業経営者が求める SLA は極めて高いレベルが要求されることから、中小企業にとって最も客観性が高く、かつ税理士は広範に中小企業に関与している。

これに対し、中小企業会計に関するチェックリストは金融機関、ならびに信用保証協会に対して提出されるものである。税務当局とは異なり、金融機関は融資審査という過程を経て融資実行を行ない、中小企業が提出した財務諸表は、融資審査に際して実態貸借対照表に組み替えるなどの実務が行われていることから、決算書が正しい会計ルールに準拠し、中小会計要領チェックリストに準拠しているからといっても、そのまま活用されることはない。これは、金融機関には金融機関の独自の視点が存在するからである。つまり、金融機関が求める情報は、100%の正しさではなく、一応の確からしさで良い。ということができる。

両者の「保証の程度」を比較すれば、関与先企業の求めるサービスラインを満たす保証手続は、税務には監査、会計は必ずしも監査に拠らなくても良いということになる。つまり、中小企業経営者が期待する SLA という観点から見た場合、保証の程度という観点からは税務の方が、より高度な保証を求められているといえよう。

したがって、当面の措置としては、わが国においては書面添付制度を中心とした信頼性付与の方策を探っていくことで、中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与は十分その役割を果たせるものと考えられる。そのうえで、IFAC や AICPA、あるいはドイツにおける取組を参考とし、理論的には諸外国で広く用いられている調整（コンピレーション）業務を軸とし、報告（レポートイング）業務という形で、中小企業経営者とそれを支える職業会計人が共同で決算書を作成したという、作成証明業務を広く一般的な形で普及させることで、ボトムアップ・アプローチに基づく「中小企業の財務諸表作成証明制度」を構築することが必要と思われる。

また、これらの年次決算書の信頼性の付与に加え、金融庁が指向する「事業性評価」、あるいは中小企業庁による様々な中小企業施策の活用を通じた、中小企業の成長支援という観点からは、迅速かつ正確な月次決算を中心に据え、経営計画を策定し、タイムリーに予算実績の比較をモニタリングし、中小企業の継続的な黒字化を実現していく。という、「期中管理」の視点も極めて重要である。中小企業の財務諸表に対する信頼性付与とは、金融機関との良好な関係を構築するという観点からは、年次の決算書の活用だけに留まらず、月次決算と未来会計である経営計画をも含むものであり、今後、こういった視点から中小企業の会計制度の構築と定着が行われることが、強く望まれるところである。

[参考文献]

稲葉威雄：大小会社区分立法に関する諸問題-次期商法改正の課題-，別冊商事法務 No.73，商事法務研究会，1984.

河崎照行：最新・中小企業会計論 計算書類の信頼性保証，TKC 会報，2016 年 1 月号，32-36，2016.

日本監査研究学会保証業務と会計士の責任研究部会，日本監査研究学会研究シリーズ 会計士情報保証論 保証業務のフレームワークと会計士の役割，中央経済社，2000.

第11章 まとめ

本研究は、その全体背景として、「中小企業の会計に関する職業会計人（税理士および公認会計士をいう）の信頼性付与の方向性とは、いかなる方向によるべきであるか」という視点のもと、わが国において、中小企業の財務諸表に対して、職業会計人が信頼性の付与を行なうことで、中小企業と金融機関の信頼関係構築をいかに行っていくべきか、という点に関し、理論および実証の両面において明らかにしたものである。

第1章、「序論」においては、わが国の中小企業の資金調達とは、直接金融中心の上場企業と異なり、ほぼ全てが金融機関による間接金融で賄われている現状をふまえ、中小企業融資実行における大きな阻害要因のひとつが中小企業の決算書の信頼性にある点を指摘し、財務諸表の信頼性を担保するためには、中小企業向けの適正な会計基準と、中小企業の身の丈に合った、第三者による保証業務が両輪で機能しなければならないという問題提起を行っている。そのうえで、問題提起に関する答えとして、本研究は、わが国の中小企業会計の発展の経緯と中小企業金融における関係、中小企業の会計に関する職業会計人の信頼性付与の方向性、中小企業会計が金融機関との関係に及ぼす実証的検証の3つの視点から、次章以降において、検討を行うことで明らかになることを示している。

第2章、「諸外国における中小企業の会計を取り巻く問題提起」においては、英国(ICAEW)が発表した研究報告書を軸に、米国、国際会計基準審議会(IASB)、欧州会計士連盟(FEE)における中小企業会計とそれを取り巻く諸問題を比較することで、わが国における問題点との共通点と異動点を示すことで、わが国における中小企業会計制度、ならびに会計制度の信頼性を担保する監査・保証制度に関する問題点を明らかにしている。

第3章、「中小企業における会計と金融の関係性」では、金融機関が作成する実態財務諸表と中小企業の会計との関係、および期中管理(月次決算・予実管理)を活用した信頼性向上が中小企業に及ぼす効果を中心に、我が国の中小企業の会計が当初より資金調達という点を重視して構築されてきたこと、および中小企業の決算書が金融機関の審査においてどのように利用されているかを明らかにすることで、中小企業経営者と金融機関の関係性を中心に、あるべき中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性を明らかにしている。

第4章、「TKCのBASTデータを題材とした中小企業会計の導入による効果の検証」では、わが国最大の税理士・公認会計士の任意団体であるTKC全国会(会員数約1万名)を対象として、中小企業会計の導入が、中小企業の財務諸表に対し、実際にどのような効果をもたらしているのかを、中小企業会計の最大のユーザーである金融機関の視点を想定し、検証した。その結果、中小企業会計の導入は、金利と保証料率の低下をもたらす一方、有利子負債残高については、正しい中小企業の会計ルールを採用しているか否かに統計的な差異は認められず、中小企業会計の導入は、金融機関からの資金調達を金額及び、金利・保証料すべての面において、有利に進めていることが判明した。

第5章、「金融庁の「事業性評価」と中小企業会計の関わり」では、金融庁が提唱する「事業性評価」に基づく融資には、「財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく」との記載があり、中小企業の財務・会計を軽視しているとも取れる表現が入っているものの、金融機関の融資審査の現場においては、事業性評価による融資が推進されるとしても、現在も、そしてこれからも、信頼性ある財務情報は極めて重要な情報として取り扱われることに変わりはなく、中小企業は、この流れに対応する形で、中期経営計画の作成、過重な負担とならないレベルの定性情報の金融機関への提供を行ない、金融機関との関係性を高めていく必要性に関し、事業性評価モデルの実例分析を通じて検証した。

第6章、「わが国の中小企業の財務諸表に対する信頼性確保の検討経緯」においては、わが国における中小企業に対する監査制度導入の歴史的経緯とその背景、また公認会計士による会計監査以外の、税理士が実施している書面添付制度や会社法に規定する会計参与制度にも触れ、わが国の中小企業においても、中小企業経営者のニーズと国際的動向をふまえ、米国等の実務において代表されるような、コンピレーションによる財務諸表の信用力向上の方策を検討すべき時期に来ており、今後、わが国固有の制度として、コンピレーションに関する新たな業務基準や実務指針等の整備を行ない、職業会計人が中小企業の財務諸表の作成に関与することで財務諸表の信頼性を付与していく方策が必要であるとの結論を示している。

第7章、「米国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与」においては、わが国における監査以外の保証領域に対する公認会計士の業務領域の拡大の可能性に関し、米国における、最新の会計とレビューサービス基準書第21号を題材として、レビュー、コンピレーションに加えて新たに示された、プレパレーション業務の内容を検討することにより、公認会計士が提供する会計関連サービスをいかに展開していくべきか、米国を事例として、その方向性を検討した。

第8章、「IFAC（国際会計士連盟）ISRS4410の概要とわが国への適用可能性」においては、IFACが2012年3月に公表した、国際関連サービス基準第4410号（改訂）の内容とその制度的背景、米国におけるSSARSとの異同点を明らかにするとともに、今後想定されるわが国への適用可能性を検討し、わが国における基準化の必要性は、職業会計士の法的防衛の必要性と、国際的な基準化への対応という点に集約されることを明らかにしている。

第9章、「「経営者保証に関するガイドライン」にみる中小企業の財務諸表の保証」においては、本ガイドラインの内容と開発の背景を明らかにするとともに、本ガイドラインの適用には、中小企業の財務諸表に対して外部の専門家（公認会計士・税理士等）による様々な検証手続が要請されており、その中には保証業務の提供が含まれていることから、わが国の中小企業において保証業務が必要とされるようになった実務的背景とその具体的内容、およびガイドラインにおいて例示された外部専門家による検証のうち、公認会計士、税理士が実施するものを題材として、今後のわが国中小企業における保証業務のあり方について検討を行なった。

第 10 章、「終章 わが国における中小企業の財務諸表の信頼性付与の方向性」においては、理論としては第 7 章で取り上げた米国における SSARS，ならびに第 8 章で取り上げた IFAC が開発した ISRS を参考としながら，本研究における一貫したテーマである，職業会計人による，中小企業の財務諸表の信頼性付与の将来的な方向性に関して，総括を行なった。総括の結果，当面の措置としては，わが国においては書面添付制度を中心とした信頼性付与の方策を探っていくことで，中小企業の財務諸表に対する信頼性の付与は十分その役割を果たせるものと考えられるが，理論的には諸外国で広く用いられている調整（コンピレーション）業務を軸とし，報告（レポーティング）業務という形で，中小企業経営者とそれを支える職業会計人が共同で決算書を作成したという，作成証明業務を広く一般的な形で普及させる「中小企業の財務諸表作成証明制度」を構築することが必要と思われ，また，これらの年次決算書の信頼性の付与に加え，迅速かつ正確な月次決算を中心に据え，経営計画を策定し，タイムリーに予算実績の比較をモニタリングし，中小企業の継続的な黒字化を実現していく。という，「期中管理」の視点も極めて重要であることから，中小企業の財務諸表に対する信頼性付与とは，金融機関との良好な関係を構築するという観点においては，年次の決算書の活用だけに留まらず，月次決算と未来会計である経営計画をも含む，職業会計人による総合的な支援により実現できるものであると結論づけている。

謝辞

本博士論文は、愛知工業大学大学院 経営情報科学研究科 博士後期課程 経営情報科学専攻の在学中に行った研究をもとに取りまとめたものです。本論文に関する研究、学会発表、ならびに論文の執筆にあたり、公認会計士ならびに税理士の大先輩でもあり、常に一貫して鋭い視点で、研究テーマに関するご指導を頂きました、愛知工業大学大学院 教授 岡崎一浩先生に心より感謝申し上げます。また、本論文の審査に労をとって頂き、適切にご指導を賜りました愛知工業大学大学院 教授 坂本孝司先生、同教授 野村重信先生にも心より感謝申し上げます。

また、本研究を進めていくにあたっては、博士後期課程1年目から、日本監査研究学会においては課題別研究部会に委員として参加させて頂き、さらに中小企業会計学会においては、課題研究委員会に委員として参加させて頂くという僥倖に恵まれました。愛知工業大学大学院の素晴らしい先生方のご指導に加え、両学会において貴重な研究、発表の場を頂いたことが、研究の右も左も分からなかった私にとりまして、本研究を進めていくうえで、大きな原動力となりました。両学会においてご指導頂きました多くの先生方にも、この場を借りて心より感謝申し上げます。

さらに、大学院在学中に、第19回世界会計人会議ローマ大会（2014年）への参加、米国会計事務所への訪問（2015年シアトル、2016年サンフランシスコ・ロサンゼルス）の機会に恵まれたことも、本研究における海外文献の調査にあたり、結果として、大きな刺激と示唆を与えてくれることになりました。このように、本研究は、様々な偶然が重なることでまとめあげることができたものであり、決して私ひとりの力で完成させることはできませんでした。

今から思えば、税理士・公認会計士として、長野県駒ヶ根市に事務所を構えて、15年ほど過ぎ、実務家としてある程度の実務がこなせるようになった段階で、再び学問の世界に身を置くことになるとは思っていませんでしたが、社会人、また40歳を超えた身でありながら、極めて充実した大学院生活を送ることができたことに、今は充実感でいっぱいです。思えば、本当に多くの素晴らしい先生方に巡り合えたことが、これからの人生を送る上で、何事にも代えがたい財産なのではないかと思っております。

愛知工業大学大学院において、このような素晴らしい研究活動ができたのは、実務家として研究活動に時間を割くことを理解してくれた、私の事務所の職員をはじめとした、関係者の理解なくしては、あり得ませんでした。多くの迷惑をかけたことと思います、感謝しています。

最後に、ただでさえ家にいることができない時間が多い私が、大学院で研究をしたいといったとき、快く受け入れてくれ、子育てで忙しい中、いつも支えてくれた妻、幼い娘に心から感謝し、謝辞とさせていただきます。

本研究に関する研究論文，学会発表

研究論文

1. わが国中小企業の財務諸表に対する保証業務のあり方に関する一考察～特別目的の財務諸表に対する準拠性監査の導入を契機として～，(査読付き)，現代監査 No.25，(2015)pp.171-181.
2. 中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性 - 中小企業経営者と金融機関の関係性を中心として - ，中小企業会計研究，No.1(創刊号)，(2015)pp.41-52.
3. 日本における中小企業の財務諸表に対する保証の現状と課題 - 「経営者保証に関するガイドライン」を題材として - ，日本監査研究学会課題別研究部会 特別目的の財務諸表の保証業務に関する研究 中間報告 ，(2015)pp.21-30.

4. 序章 研究対象と中小企業に対する規制緩和，第1部 特別目的の財務報告の枠組みに関する基礎理論，(2016)pp.1-13.

第2章 日本における中小企業の財務諸表に対する保証の現状と課題 - 「経営者保証に関するガイドライン」を題材として - ，第2部 米国における特別目的の財務諸表に対する保証業務 (2016)pp.35-44.

第14章 米国における中小企業の財務諸表に対する信頼性付与-SSARS21 を題材として - ，(2016)pp.197-229.

日本監査研究学会課題別研究部会 特別目的の財務諸表の保証業務に関する研究 最終報告 ，

5. 第部中小企業金融における会計・財務の位置づけ 第4章経営者保証に関するガイドライン - いわゆる「入口段階」での，経営者保証に過度に依存しない融資に関して - ，(2016)pp.52-80.

第部中小企業金融における会計・財務の位置づけ 第5章 事業性評価 - 担保・保証人に過度に依存しない中小企業金融とは - ，(2016)pp.81-108.

中小企業会計学会課題研究委員会最終報告「中小企業と会計・財務」

6. フィンテック経理サービスと金融に関する中小企業の課題, 商工ジャーナル, (2016), pp.52-55.

(予稿集)

7. 中小企業会計の導入による効果の実証研究 - TKC BAST データを題材として -, 中小企業会計学会, (2016)予稿集, p9.

8. わが国中小企業における調整(コンプレーション)業務の今後の展開~ ISRS4410, SSARS No.21 との比較を中心として~, 日本監査研究学会, (2016)予稿集, pp102-120.

(その他)

9. これならできる! 金融機関と一緒にを行うモニタリングQ & A, TKC 出版, (2015)

10. 米国会計ソフトにおける訂正・加除履歴の記録の実務, TKC 会報(2015), pp.42-47.

11. 米国中小企業へのフィンテック技術の普及が会計事務所に及ぼした影響とわが国の現状・課題, TKC 会報(2016), pp.55-60.

12. 中小会計要領」初年度移行の手引き~「正確な決算」と「金融機関との信頼関係構築のために」第2版, TKC 全国会「中小会計要領」普及推進プロジェクト(2015)

13. 中小企業の会計に関する基本要領とその活用に関する研修会資料, 中小会計要領による顧客の経営力強化, 名古屋税理士会, (2016)

14. FinTech(フィンテック)が税理士事務所に及ぼす影響と対策, 関東信越税理士会古河支部研修資料, (2016)

学会発表

1. 松崎堅太郎：「我が国中小企業会計の信頼性保証の方向性 ～中小企業経営者が望む金融機関との関係性を中心として～」, 中小企業会計学会 第2回大会, 2014.8(於近畿大学)
2. 松崎堅太郎：「わが国の中小企業に関する準拠性監査の特徴～中小企業を取り巻く諸制度との関連を中心として～」, 日本監査研究学会 第37回全国大会, 2014.9(於愛知工業大学)
3. 坂本孝司, 河崎照行, 椛田龍三, 坂上学, 成川正晃, 上野隆也, 加藤恵一郎, 成川正晃, 原田伸宏, 平井正大, 福島健人, 古川忠彦, 増山英和, 松崎堅太郎：「中小企業と会計・財務(中間報告)」, 中小企業会計学会 第3回大会, 2015.8(於中央大学)
4. 浦崎直浩, 岡部勝成, 胡丹, 小西範幸, 高原利栄子, 橋上徹, 松崎堅太郎, 朱愷雯：「特別目的の財務諸表の保証業務に関する研究 中間報告」, 日本監査研究学会第38回全国大会, 2015.9(於青山学院大学)
5. 松崎堅太郎：「中小企業会計の導入による効果の実証研究 -TKC BAST データを題材として-」, 中小企業会計学会 第4回大会, 2016.9(於東北工業大学)
6. 坂本孝司, 河崎照行, 椛田龍三, 坂上学, 成川正晃, 上野隆也, 加藤恵一郎, 成川正晃, 原田伸宏, 平井正大, 福島健人, 古川忠彦, 増山英和, 松崎堅太郎：「中小企業と会計・財務(最終報告)」, 中小企業会計学会 第4回大会, 2016.9(於東北工業大学)
7. 松崎堅太郎：「わが国中小企業における調整(コンプレーション)業務の今後の展開～ISRS4410, SSARS No.21 との比較を中心として～」, 日本監査研究学会 第39回全国大会, 2016.9,(於西南学院大学)
8. 浦崎直浩, 岡部勝成, 胡丹, 小西範幸, 高原利栄子, 橋上徹, 松崎堅太郎, 朱愷雯：「特別目的の財務諸表の保証業務に関する研究 最終報告」, 日本監査研究学会第39回全国大会, 2016.9(於西南学院大学)